

令和 7 年

小樽市議会第 3 回定例会

令和 7 年 9 月 2 日開会

令和 7 年 9 月 24 日閉会

令和7年第3回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 9月2日～9月24日（23日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
9月 2日（火）	提案説明	
3日（水）	休 会	
4日（木）	”	
5日（金）	”	
6日（土）	”	
7日（日）	”	
8日（月）	会派代表質問 〔佐藤・中村（岩雄） 両議員〕	議会運営委員会
9日（火）	会派代表質問 〔白川・高橋・高野 各議員〕	議会運営委員会
10日（水）	一般質問 〔佐々木・白濱・中村（吉宏）・松井・ 平戸・横尾・小貫 各議員〕	議会運営委員会 予算特別委員会（選挙） 決算特別委員会（選挙）
11日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
12日（金）	”	予算特別委員会（総括質疑）
13日（土）	”	
14日（日）	”	
15日（月）	”	
16日（火）	”	予算特別委員会（総括質疑）
17日（水）	”	総務・経済両常任委員会
18日（木）	”	厚生・建設両常任委員会
19日（金）	”	
20日（土）	”	
21日（日）	”	
22日（月）	”	
23日（火）	”	
24日（水）	討論・採決等	議会運営委員会

令和 7 年
第 3 回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 9月2日（火曜日） 第1日目

1 開 会	1
1 開 議	1
1 会議録署名議員の指名	1
1 日程第1 会期の決定	1
1 日程第2 議案第1号ないし議案第27号	1
○提案説明 市長（議1～議26）	1
○提案説明 酒井議員（議27）	5
1 日程第3 休会の決定	6
1 散 会	6

○ 9月8日（月曜日） 第2日目

1 開 議	7
1 会議録署名議員の指名	7
1 日程第1 議案第1号ないし議案第27号	7
○会派代表質問 佐藤議員	7
○会派代表質問 中村（岩雄）議員	21
1 散 会	36

○ 9月9日（火曜日） 第3日目

1 開 議	39
1 会議録署名議員の指名	39
1 日程第1 議案第1号ないし議案第27号	39
○会派代表質問 白川議員	39
○会派代表質問 高橋議員	53
○会派代表質問 高野議員	66
1 散 会	84

○ 9月10日（水曜日） 第4日目

1	開 議	85
1	会議録署名議員の指名	85
1	日程第1 議案第1号ないし議案第27号	85
○	一般質問 佐々木議員	85
○	一般質問 白濱議員	94
○	一般質問 中村（吉宏）議員	99
○	一般質問 松井議員	108
○	一般質問 平戸議員	113
○	一般質問 横尾議員	116
○	一般質問 小貫議員	125
	予算特別委員会設置・付託	130
	決算特別委員会設置・付託	130
	常任委員会付託	130
1	日程第2 陳情	130
1	日程第3 休会の決定	131
1	散 会	131

○ 9月24日（水曜日） 第5日目

1 開 議	133
1 会議録署名議員の指名	133
1 日程第1 陳情の取下げ（陳13）	133
1 日程第2 議案第1号ないし議案第27号、陳情並びに調査	133
予算特別委員長報告	133
○討 論 小貫議員	133
採 決	133
決算特別委員長報告	134
採 決	134
総務常任委員長報告	134
○討 論 松井議員	135
採 決	135
経常常任委員長報告	136
採 決	136
厚生常任委員長報告	136
○討 論 酒井議員	136
採 決	137
建設常任委員長報告	137
○討 論 高野議員	137
採 決	138
1 日程第3 議案第28号	138
○提案説明 市長（議28）	138
採 決	138
1 日程第4 意見書案第1号ないし意見書案第3号	138
○提案説明 酒井議員（意1、意2）	138
○提案説明を省略することについて諮る（意3）	139
○討 論 高野議員	139
採 決	140
1 閉 会	140

第3回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和7年度小樽市一般会計補正予算
2	令和7年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
3	令和7年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
4	令和7年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
5	令和7年度小樽市下水道事業会計補正予算
6	令和6年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
7	令和6年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
8	令和6年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
9	令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
10	令和6年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
11	令和6年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	令和6年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	令和6年度小樽市病院事業決算認定について
14	令和6年度小樽市水道事業決算認定について
15	令和6年度小樽市下水道事業決算認定について
16	令和6年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
17	令和6年度小樽市簡易水道事業決算認定について
18	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
19	小樽市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案
20	小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
21	小樽市下水道条例の一部を改正する条例案
22	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
23	工事請負変更契約について [手宮公園競技場トラック等改修工事]
24	工事請負変更契約について [公営住宅建替工事 (塩谷B住宅)]
25	工事請負変更契約について [公営住宅建替機械設備工事 (塩谷B住宅)]
26	損害賠償額の決定について
27	小樽市非核港湾条例案
28	小樽市教育委員会委員の任命について

○意見書案

1	安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める意見書 (案)
2	OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書 (案)
3	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 (案)

○陳情

13	市内医療機関の経営危機と地域医療の崩壊を防ぐための緊急支援を求める陳情方について
----	--

◎継続審査中の案件

○陳情

1	「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方について
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について
4	住みよい朝里地域にするための陳情方について
5	小樽市立小中学校給食費の無料化方について
6	加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について
7	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情方について
10	市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について
12	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情方について

質 問 要 旨

佐藤議員（9月8日1番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 市政運営の基本的な姿勢について

- 2 市内の病院について
 - (1) 市内医療機関の状況について
 - (2) 小樽市立病院の呼吸器外科新設について

- 3 G I G Aスクール構想、I C T教育について

- 4 外国人との共生について

- 5 その他

質 問 要 旨

中村（岩雄）議員（9月8日2番目）
市長、教育長及び関係説明員

1 観光政策等について

- （1）日本遺産を活用した観光振興と地域活性化について
- （2）小樽市歴史的風致維持向上計画について
- （3）住民視点のオーバーツーリズム対策について

2 防災について

3 「認知症基本法」施行を受けた市の対応について

4 教育について

- （1）小樽市文化祭の活性化について
- （2）教育現場における盗撮・性犯罪対策の強化について

5 その他

質 問 要 旨

白川議員（9月9日1番目）
市長、教育長及び関係説明員

1 財政、政策について

- （1）令和6年度一般会計決算について
- （2）令和7年度一般会計補正予算に関連して
- （3）今後の市政について
- （4）行政評価について

2 公金受取口座登録制度の推進について

3 防災について

- （1）自主防災組織の実効性の向上について
- （2）防災DX推進による情報収集・解析について

4 その他

質 問 要 旨

高橋議員（9月9日2番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 人口減少と地域経済について
 - (1) 人口減少について
 - (2) 市内の大型開発・建設について

- 2 災害対策について

- 3 地域医療と介護等について

- 4 その他

質 問 要 旨

高野議員（9月9日3番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 防災・減災対策について
 - (1) 泊原発について
 - (2) 避難所対策について
 - (3) 避難所となる体育館の空調設置について

- 2 特定利用港湾について

- 3 ハラスメント対策について

- 4 子どもの居場所について

- 5 住宅問題について
 - (1) 高齢者の住宅問題について
 - (2) 市営住宅について

- 6 議案について
 - (1) 決算について
 - (2) 条例案について

- 7 その他

質 問 要 旨

佐々木議員（9月10日1番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 歴史文化まちづくりについて
 - (1) 歴史的風致維持向上計画の認定について
 - (2) 小樽市内の戦後建築について

- 2 特定利用港湾について

- 3 アイヌ遺骨返還について

- 4 その他

質 問 要 旨

白濱議員（9月10日2番目）
市長及び関係説明員

- 1 不動産の払下げについて
- 2 未利用財産の利活用について
- 3 旧市有地の開発行為について
- 4 その他

質 問 要 旨

中村（吉宏）議員（9月10日3番目）
市長及び関係説明員

1 港湾について

- (1) クルーズ船の寄港増に向けた取組について
- (2) クルーズ船受入れのための事業について
- (3) クルーズターミナルの利用と駐車場の通年利用について
- (4) 小型船だまり整備について

2 公共交通の今後について

- (1) 自動運転バスの今後の展開について
- (2) 乗合タクシーの導入について
- (3) 自走式都市型ロープウェイ、小型モノレールの導入について

3 看護師確保策について

4 会計年度任用職員の処遇について

5 高齢者等の買い物支援策について

6 その他

質 問 要 旨

松井議員（9月10日4番目）
市長及び関係説明員

- 1 歴史的町並みの保全について
 - (1) 「小樽市歴史的風致維持向上計画」について
 - (2) 手宮線跡地について

- 2 暑さ対策について

- 3 その他

質 問 要 旨

平戸議員（9月10日5番目）
市長及び関係説明員

- 1 地域おこし協力隊について
- 2 特定利用港湾について
- 3 その他

質 問 要 旨

横尾議員（9月10日6番目）
市長及び関係説明員

- 1 今後の公共施設の在り方について
- 2 ウイングベイ小樽1番街4階の活用について
- 3 朝里ダムの湖面利用について
- 4 その他

質 問 要 旨

小貫議員（9月10日7番目）
市長及び関係説明員

- 1 雨への対策について
- 2 空き家について
- 3 その他

○出席議員

議席番号	氏名	9月2日	9月8日	9月9日	9月10日	9月24日
1番	新井田 邦 宏	○	○	○	○	○
2番	白 川 貴 城	○	○	○	○	○
3番	松 井 真美子	○	○	○	○	○
4番	酒 井 隆 裕	○	○	○	○	○
5番	高 野 さくら	○	○	○	○	○
6番	小 貫 元	○	○	○	○	○
7番	平 戸 理 史	○	○	○	○	○
8番	白 濱 聡	○	○	○	○	○
9番	橋 本 布美絵	○	○	○	○	○
10番	横 尾 英 司	○	○	○	○	○
11番	秋 元 智 憲	○	○	○	○	○
12番	松 岩 一 輝	○	○	○	○	○
13番	中 鉢 淳 二	○	○	○	○	○
14番	佐 藤 奈緒美	○	○	○	○	○
15番	中 村 吉 宏	○	○	○	○	○
16番	下 兼 薫	○	○	○	○	○
17番	面 野 大 輔	○	○	○	○	○
18番	高 橋 龍	○	○	○	○	○
19番	小 池 二 郎	○	○	○	○	○
20番	中 村 岩 雄	○	○	○	○	○
21番	前 田 清 貴	○	○	○	○	○
22番	鈴 木 喜 明	○	○	○	○	○
25番	佐々木 秩	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

○出席説明員

職 名	氏 名	9月2日	9月8日	9月9日	9月10日	9月24日
市 長	迫 俊 哉	○	○	○	○	○
教 育 長	中 島 正 人	○	○	○	○	○
監 査 委 員	小 林 優	○	—	—	—	○
選 挙 管 理 委 員 会 長	平 口 山 和 弘	—	—	—	—	—
農 業 委 員 会 会 長	北 島 吉 治	—	—	—	—	—
副 市 長	上 石 明	○	○	○	○	○
病 院 局 長	有 村 佳 昭	○	○	○	○	○
水 道 局 長	飯 田 修 二	○	○	○	○	○
総 務 部 長	柴 田 健 治	○	○	○	○	○
総 合 政 策 部 長	柄 澤 晃 人	○	○	○	○	○
財 政 部 長	笹 田 泰 生	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長	渡 部 一 博	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長	池 田 克 也	○	○	○	○	○
生 活 環 境 部 長	鈴 木 健 介	○	○	○	○	○
福 祉 保 険 部 長	中 村 哲 也	○	○	○	○	○
こ だ も 未 来 部 長	津 田 義 久	○	○	○	○	○
保 健 所 長	田 中 宏 之	○	○	○	○	○
建 設 部 長	山 岸 博 史	○	○	○	○	○
消 防 長	見 山 義 秋	○	○	○	○	○
病 院 局 小 樽 市 立 病 院 長	安 部 俊 克	○	○	○	○	○
教 育 部 長	野 呂 武 志	○	○	○	○	○
選 挙 管 理 委 員 会 長	澤 谷 宏	—	—	—	—	—
監 査 委 員 会 長	浅 井 泰 之	○	—	—	—	○
農 業 委 員 会 長	嶋 崎 哲 也	—	—	—	—	—
総 務 部 総 務 課 長	森 田 裕 規	○	○	○	○	○
財 政 部 財 政 課 長	佐 藤 暢 起	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

○議事参与事務局職員

職 名	氏 名	9月2日	9月8日	9月9日	9月10日	9月24日
事 務 局 長	中 村 弘 二	○	○	○	○	○
事 務 局 次 長	加 藤 佳 子	○	○	○	○	○
主 査	佐々木昌之	○	○	○	—	○
総 務 係 長	相 澤 幸	○	○	○	○	○
議 事 係 長	松 木 道 人	○	○	○	○	○
書 記	菅 翔 太	○	○	○	○	○
書 記	堤 か お り	○	○	○	○	○
書 記	越 智 美 幸	○	○	○	○	○
書 記	谷 脇 萌 々	○	○	○	○	○
書 記	成 田 昇 平	○	○	○	○	○

令和7年
第3回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和7年9月2日

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和7年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、橋本布美絵議員、高橋龍議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から9月24日までの23日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第27号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第26号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和7年第3回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第5号までの令和7年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、障害者総合支援法等の改正により、本年10月から障害者の就労選択の支援に係る障害福祉サービスが開始されることに伴う費用を計上したほか、債務負担行為として、北海道から日本海沿岸の地震による津波被害を加えた新たな被害想定が公表されたことにより、小樽市業務継続計画を改定する費用や安定的な除雪体制を維持するため、タイヤドーザ1台の更新費用を計上いたしました。

また、庁舎建設に必要な資金の確保として、北海道市町村備荒資金組合への納付金を計上いたしました。

そのほか、令和6年度までに超過交付となった国庫支出金等の返還金を計上するとともに、令和6年度一般会計の決算剰余金の2分の1を「財政調整基金」へ積み立てるなど、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、普通交付税及び地方特例交付金について、本年度の交付額が決定したことから所要の補正を計上した上で、国・道支出金、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入を計上したところであります。

以上の結果、一般会計における補正額は4億5,776万2,000円の増となり、財政規模は669億189万1,000円となりました。

次に、議案第2号から第5号までの特別会計及び企業会計補正予算について説明申し上げます。

国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業につきましては、令和6年度決算剰余金を

繰越金として計上するなど、所要の補正を計上いたしました。

企業会計では、下水道事業において、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事案による国からの調査実施要請を受け、「大規模下水道管路特別重点調査事業費」を計上いたしました。

次に、議案第6号から議案第17号までの令和6年度各会計決算認定について説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額648億2,791万3,868円に対し、歳出総額は646億2,230万4,353円で、歳入から歳出を差し引いた額は2億560万9,515円となりました。

この額から翌年度に繰り越した歳出予算に充当すべき財源533万8,000円を差し引いた実質収支は2億27万1,515円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。

また、この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は10億8,456万8,490円の赤字、さらに財政調整基金への積立てや取崩しを考慮した実質単年度収支は8億1,721万8,510円の赤字となりました。

歳入では、固定資産税や地方交付税などが予算を上回り、歳出では、職員給与費や他会計への繰出金などにおいて不用額が生じたことにより、実質収支が黒字となりましたが、決算においても財政調整基金の繰入れを要しており、単年度収支、実質単年度収支は令和2年度以来の赤字となったものであります。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、健全化判断比率等につきましては、「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は令和5年度に引き続き比率自体が計上されないこととなり、「実質公債費比率」は3.6%、「将来負担比率」は26.6%となり、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、公営企業会計の「資金不足比率」につきましては、対象となる全ての特別会計及び企業会計において同法上の資金不足を生じなかったため、比率自体が計上されないこととなりました。

次に、令和6年度に実施した主な施策について、「人口対策」、「次世代を見据えたまちづくり」、「魅力を活かしたまちづくり」、「活力を生み出すまちづくり」、「安全・安心なまちづくり」、「暮らしを支えるまちづくり」に分けて説明申し上げます。

まず、1点目の「人口対策」につきましては、「安心して子育てできる環境づくり」として、子供の医療費助成における高校生年代までの入院・通院医療費の実質無償化や、放課後児童クラブの利用手数料の無償化など、子育てに係る家計負担の軽減を図ったほか、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期までの一体的な相談支援を行える体制を整備いたしました。

また、老朽化した公園遊具の更新や、旧色内小学校跡地を地域住民等が集える広場として遊具等を整備し、子育て環境の充実を図ったほか、放課後児童クラブにおいてタブレット端末を使用した学習に対応するためのWi-Fi設備を整備するなど、学習環境の改善を図りました。

「事業・就業への支援」といたしましては、高校生や大学生などの若者の就職率向上と地元定着を目的とした、企業見学ツアーや企業出前説明会を行うとともに、若者就職マッチング支援事業の認知度を高めるためのSNS広告や、札幌圏へ通学している市内学生へのアプローチ強化のため、札幌圏の大学等への周知を実施いたしました。

また、「移住の促進」として、北海道との共同により、東京圏から移住し、就業の要件を満たした場合等に支援金を支給する事業を引き続き実施したほか、移住情報サイト「笑になるおたる」などにより、移住希望者に対する情報の発信に努めました。

2点目の「次世代を見据えたまちづくり」につきましては、小樽文学館・小樽美術館と小樽市総合体育館においてキャッシュレス決済を導入したほか、都市計画に関連する情報はじめ、市が保有する各

種情報のデータをインターネット上で一般公開し、市民や事業者の方が市役所に出向くことなく取得できるよう、公開型GISシステムを整備いたしました。

また、観光戦略の企画立案や効果的な施策検討につなげるため、GPS人流データを活用した観光入込調査を実施いたしました。

そのほか、保健所、こども家庭センター等の行政機能と関連機関等をウイングベイ小樽へ移転し、公共施設等の再編を実施したほか、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するため、市民向けリーフレットの配布や、事業者向けの省エネ診断支援を実施いたしました。

3点目の「魅力を活かしたまちづくり」につきましては、本市を代表する重要文化財である、旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理工事を終え、リニューアルオープンに向けて展示造作や駐車場を整備したほか、旧北海製罐株式会社第3倉庫が建設から100周年を迎えることを記念したフォーラムを開催いたしました。

4点目の「活力を生み出すまちづくり」につきましては、企業誘致促進に向け、全国規模で行われる国内企業に対するアンケート調査に参画したほか、小樽観光協会が実施する夜の観光振興のためのナイトインフォメーションの取組や、冬季閑散期対策を目的としたイベントに対し、引き続き助成いたしました。

5点目の「安全・安心なまちづくり」につきましては、後志管内消防指令業務の共同化に伴い、後志共同消防指令センターの整備を進めたほか、市内の私立保育所等の冷房設備整備に対して補助を行い、熱中症などの健康リスクの低減を図りました。

6点目の「暮らしを支えるまちづくり」につきましては、口腔を通じて全身の健康維持・増進を図るため、成人を対象とした歯周病検診を新たに実施したほか、市民サービスの向上を図るための職員向けセミナー等を実施し、自治体初のおもてなし規格認証を取得いたしました。

そのほか、国の補正予算等による地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する各種支援事業を実施しました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、地方交付税で約3億8,543万円の増収となりましたが、国庫支出金で約13億6,852万円、繰入金で約15億1,981万円、諸収入で約3億9,678万円、市債で約9億5,630万円などの減収となったことから、歳入総額では約43億4,393万円の減収となりましたが、このうち約12億2,623万円については、繰越事業の財源として、令和7年度に歳入が見込まれるものであります。

歳出につきましては、繰越事業分を除き、約33億1,797万円の不用額を生じましたが、この主なものとして、総務費で、ふるさと応援基金積立金の減などにより約5億9,271万円、民生費で、生活保護費の扶助費の減などにより約5億2,482万円、衛生費で、各種予防接種費の委託料の減などにより約5億7,857万円、土木費で、除雪費の減などにより約5億5,848万円の減となりました。

次に、特別会計のうち主な会計について説明申し上げますと、まず、国民健康保険事業につきましては、歳入総額126億7,068万6,590円に対し、歳出総額125億7,037万7,178円となり、差引き1億30万9,412円の剰余金を生じました。

なお、道支出金が超過交付となった215万7,052円については、令和7年度に精算するものであります。

住宅事業につきましては、歳入歳出総額ともに8億3,771万9,079円になりました。

主な事業といたしましては、公営住宅建替事業として、新塩谷B住宅の造成工事及び新新光F住宅用地の測量調査を実施いたしました。また、市営住宅改善事業として、桜A住宅1号棟・4号棟及び5号棟の外壁等改修工事等を実施いたしました。

なお、住宅事業につきましては令和6年度をもって特別会計を廃止いたしました。

介護保険事業につきましては、歳入総額154億1,660万7,688円に対し、歳出総額152億7,299万2,452円となり、差引き1億4,361万5,236円の剰余金を生じました。

なお、国・道支出金及び支払基金交付金のうち、超過交付となった1億3,114万948円については、令和7年度に精算するものであります。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額25億8,146万7,234円に対し、歳出総額24億9,662万7,444円となり、差引き8,483万9,790円の剰余金を生じました。この剰余金は、令和6年度の出納整理期間中に収納した保険料であり、令和7年度に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院収益及び外来収益の減などによる医業収益の減により3億8,521万9,949円の減収となり、支出では給与費、経費などの減による医業費用の減などで4億8,601万4,889円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債の減などにより815万702円の減収となり、支出では建設改良費の減などにより、不用額は2,140万2,661円となりました。

なお、当年度純損失10億9,546万1,723円につきましては、当年度未処理欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は給水収益の増などにより1,321万7,890円の増収となり、支出では営業費用などで1億2,612万921円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより4億3,296万4,968円の減収となり、支出では建設改良費などで3億8,721万2,665円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金4億8,156万4,002円のうち、2億4,945万2,901円につきましては、自己資本金として処分し、2億3,211万1,101円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料の増などにより2,841万7,000円の増収となり、支出では営業費用などで8,887万6,814円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、建設改良費の一部を翌年度へ繰り越したことから、収入は企業債、交付金の減などにより10億164万3,627円の減収となり、支出では建設改良費などで3億3,304万8,492円の不用額を生じました。

なお、2億5,619万1,804円の当年度純損失を生じたことにより、当年度未処理欠損金は2億4,065万5,095円となりますので、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は産業廃棄物等処分手数料の減などにより2,091万6,423円の減収となり、支出では維持管理費などで1,445万4,861円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、一般会計長期貸付金の償還により1,000万円の収入が生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金4,695万1,228円につきましては、全額を利益積立金として処分する予定であります。

簡易水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は他会計補助金の減などにより874万9,637円の減収となり、支出では営業費用などで836万7,181円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は道補助金の減などにより219万6,446円の減収となり、支出では出資金などで274万3,580円の不用額を生じました。

なお、当年度純損失616万3,691円につきましては、当年度未処理欠損金として処理する予定であります。

続きまして、議案第18号から議案第26号までについて説明申し上げます。

議案第18号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を講じるものであります。

議案第19号小樽市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、部分休業の取得要件を緩和するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により部分休業が拡充されることに伴う所要の改正を行うものであります。

議案第20号小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、国からの通知を踏まえ、災害等の場合において、他の水道事業者が指定した工事事業者等による給水装置工事の施行を可能にするとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第21号小樽市下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、国からの通知を踏まえ、災害等の場合において、他の公共下水道管理者が指定した工事店等による排水設備工事の実施を可能にするとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第22号小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽市立病院の診療科目として呼吸器外科を新設するものであります。

議案第23号から議案第25号までの工事請負変更契約につきましては、手宮公園競技場トラック等改修工事、公営住宅建替工事及び公営住宅建替機械設備工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第26号損害賠償額の決定につきましては、令和6年10月6日に発生した消防本部の救助工作車による照明灯の損傷事故に係る損害賠償について、その賠償額を決定するものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御認定賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第27号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 提出者を代表して、議案第27号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

アメリカが広島と長崎に原子爆弾を投下してから80年。被爆者の長年の運動と国際世論によって、核兵器禁止条約が発効し、批准国が広がり、昨年は日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。

一方で、核大国も加わった紛争が世界で続き、アメリカの科学雑誌「Bulletin of the Atomic Scientists」が人類の終末時計を史上最悪の89秒前として警鐘を鳴らしたように、核使用の危機に直面しています。

ウクライナ侵略を進めるロシアは、昨年、非核保有国の侵略に対しても、核兵器を使用する方針を公表しました。プーチン政権は先日、この方針を改めて表明するとともに、弾道ミサイルの訓練などを繰り返しています。

アメリカも核攻撃を行う爆撃機B52が、ロシア国境に向けて挑発的な行動を繰り返しました。米政権は実戦的な任務を強調しており、核兵器のちらつかせにとどまらない不測の事態も危惧されます。

NATOもロシアの脅威を口実に、核抑止力強化を進めています。トランプ政権のヨーロッパ軽視の

下で、フランスのマクロン大統領が、ヨーロッパ独自の核の傘を提起し、イギリスやドイツが共感するなど、核兵器への依存が高まっていることは重大です。

アジアでも、核保有国のインドとパキスタンの武力衝突、ロシアとの軍事同盟強化を図る北朝鮮など、北東アジアでの緊張と核軍拡など深刻な事態が進行しています。

こうした危険な動きを抑え、核兵器廃止に前進する確かな力となっているのが、核兵器禁止条約とそれを生み出した市民社会と諸国政府の協働です。禁止条約は73か国が批准、94か国が署名し、国際法としての存在感を高めています。

日本政府は、核兵器の非人道性については、これを批判するという立場を繰り返しています。核兵器の非人道性を言いながら、核抑止を強化するというのは根本的に矛盾しています。政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。非核神戸方式で外国艦船の入港に非核証明書提出を義務づけている神戸港に、米軍掃海艦ウォーリアが非核証明書なしで入港した背景には、可視性を高めるとする米核戦略と日米拡大抑止の方針があります。政府の神戸方式の認識について岩屋毅外相は、港湾管理者の機能を逸脱すると述べました。港湾法が港湾管理権を自治体権限としたのは、戦前、国の直轄管理で、港湾が兵たん基地化された反省からです。逸脱しているのは、非核三原則を貫徹しない政府そのものです。

小樽市は、1982年、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実効性のあるものにしていくためにも、本条例案の制定が求められます。

各会派の御賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から9月7日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時31分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 橋 本 布 美 絵

議 員 高 橋 龍

令和7年
第3回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和7年9月8日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高野さくら議員、横尾英司議員を御指名いたします。

日程第1、「議案第1号ないし議案第27号」を一括議題といたします。

これより、会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、佐藤奈緒美議員。

（14番 佐藤奈緒美議員登壇）（拍手）

○14番（佐藤奈緒美議員） 本日は自由民主党を代表し、市政の重要課題について幾つかの質問をさせていただきます。

令和6年度に実施された施策は、いずれも小樽市民にとって安心して安定した生活環境整備や、多方面にわたって小樽市の魅力を市内外に発信する事業など、迫市長並びに執行部の皆様におかれましては、日頃より小樽市政の発展に御尽力いただいておりますことに、心より敬意と感謝を申し上げます。

最初に、市長の市政運営の基本的な姿勢について伺います。

少子高齢化、とりわけ国立社会保障・人口問題研究所が、何も対策をせずに2045年を迎えると、小樽市の人口推計値は6万3,000人となると示していることは小樽市民の認識にもあり、その中で出生率の低下は大きな課題の一つであります。

人口問題をはじめ、小樽市にも様々な解決するべく課題がありますが、こうした中で、市長はどのようなビジョンを持って市政を推進していこうとされているのか、お尋ねいたします。

また、市民との対話や開かれた市政についてはどのようなお考えをお持ちになっているのか、お示しください。

次に、2期目の折り返しを過ぎ、さらなる市民のための市政を前進させていただきたく、市政執行について、市長が掲げるまちづくりの三つの柱についてお聞きいたします。

一つ目は、「安全安心なまちづくり」に関して何点かお尋ねいたします。

7月の大雨による九州各地での土砂崩れや川の氾濫など、甚大な被害を受けた方々のニュースは記憶に新しく、テレビなどマスメディアでの映像は鮮明に覚えており、改めて自然災害の驚異を身につまされました。本市での災害対策について伺います。

小樽市での災害時における市内在住外国人、また外国人観光客への対応方法についてお聞きいたします。

今年の北海道シェイクアウトへの小樽市民、また小樽市内の団体などの申込み状況を伺います。

先日、埼玉県春日部市の岩谷市長が本市役所を訪れた際に、迫市長と防災対応の在り方などについての意見交換を行ったと伺いました。本市は、埼玉県春日部市と2023年7月に防災協定を締結しております。春日部市は、世界最大級の防災地下神殿とも言われる首都圏外郭放水路を有し、自主防災率97%の都市であります。

この意見交換は、どのような内容でありましたか。

二つ目、「活力あるまちづくり」についてお聞きします。

小樽市は、歴史的建造物や港湾、運河といった魅力的な観光資源を有しております。昨年度は、観光客が800万人を突破し、宿泊者数も過去最多を記録しました。映画やSNSで注目された撮影スポットは人気を集め、市内には毎日多くの観光客でにぎわいがあふれておりました。

特に、インバウンドはコロナ禍前を上回る勢いで急回復し、昨年度の外国人宿泊客数は約28万人と過去最多を記録しましたが、小樽市における今後のインバウンドの増減の見通しについてお示してください。

近年の観光を取り巻く環境は大きく変化しており、インバウンドの急増や観光ニーズの多様化に対応しながら地域の活力へとつなげていくことが求められています。そのためには、戦略的なプロモーションの展開や人材育成などが必要と考えます。

現在、本市では令和9年4月に向けて第三次小樽市観光基本計画の策定に取り組んでいくことと承知しておりますが、策定に当たって、このような視点を計画に盛り込むことが重要と考えますが、いかがでしょうか。

三つ目、「将来を見すえたまちづくり」についてお聞きいたします。

J R小樽駅前再開発の具体化と市街地活性化に向けた課題と展望についてお聞きいたします。

J R小樽駅前広場は、昭和51年に整備されて以来、約50年が経過しました。その間で、自動車の普及や観光客の増加により、歩行者と車両の混在、歩行者の車道横断が発生し、安全面での問題が顕在化しております。これを受け、小樽市は2022年5月にJ R小樽駅前広場再整備基本計画を策定し、再整備に向けた方針を打ち出しました。昨今、J R小樽駅前広場の再整備や小樽駅前第1ビルの建て替え構想など、複数の再開発構想が持ち上がっています。

J R小樽駅前広場の再整備については、令和4年第4回定例会には平面型が方向性として選定されたとの報告もありますが、今後のスケジュールについてお示してください。

さらに、都市インフラの整備には市の責任ある推進体制が必要と考えます。J R小樽駅前広場の再整備に関わる関係機関や民間事業者との連携窓口などは、市ではどのような体制で臨んでいるのか、現状を伺います。

今年7月に、新たに小樽市立地適正化計画が公表されました。この小樽市立地適正化計画により、J R小樽駅前広場の再整備や、小樽駅前第1ビル周辺の再々開発に向けた国の補助金メニューと補助金活用に向けた課題があれば、御説明願います。

小樽駅前第1ビルなどの老朽化が進む中、商業・医療・宿泊・住宅などの複合機能への再々開発の構想が浮上しております。小樽市としてどのような都市機能を将来の駅前エリアに求め、再々開発の方向性を検討しているのでしょうか。都市の構想として、市としてどういった施設が必要なのか、再々開発の方向性をお示してください。

令和6年第2回定例会で、北海道新幹線札幌延伸の開業の遅れの影響について経済効果発現時期の遅延などの影響があると市長の御答弁がありました。この影響を踏まえた小樽駅前第1ビル周辺の再々開発の計画の見直しはありますか、お聞きいたします。

また、小樽市全体で高齢化率が高まる中、駅前がその主な交通拠点としての役割を担います。J R小樽駅前広場の再整備や小樽駅前第1ビル周辺の再々開発におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの対応について、市としての具体的なガイドライン、要件などはありますか。

再開発において、地権者や周辺住民との合意形成、地元経済界との連携は不可欠です。市として、小樽駅前第1ビル周辺の再々開発における地元商工会議所や関係者との協議、説明会の開催など、今後の

進め方についてどのように行っていくのか伺います。

小樽市単独では、小樽駅前第1ビル周辺の再々開発の財源的な負担が大きく、国の社会資本整備総合交付金や都市再生整備等の制度活用が重要と考えます。

JR小樽駅前広場の再整備や小樽駅前第1ビル周辺の再々開発に関して、市として円滑に進められるよう、国や北海道とどのような手続が必要で、どのように進めていくのか、お示してください。

JR小樽駅前再開発は都市機能の向上、中心商店街への経済波及効果、さらなる観光客誘致などが期待されます。小樽市民にとりまして、暮らしやすく、働きやすい環境整備に向けて、より一層の御尽力をお願いいたします。

一般照明用の蛍光灯は、2027年末までに製造と輸出入が廃止されます。理由は、水俣病の原因となったことで知られる毒性の強い物質である水銀が含まれているため、その環境汚染を防ぐ国際的な枠組みである水銀に関する水俣条約に基づき、2026年から順次、電球形蛍光灯ランプ、コンパクト形蛍光灯ランプ、そして2028年には直管形蛍光灯ランプなど多くの蛍光灯が段階的に進められます。既存の在庫品や、使用中の蛍光灯の流通や販売、使用は禁止されませんが、2027年末以降は新しい蛍光灯の入手や修理が難しくなるため、現在使用中の蛍光灯は計画的に環境負荷が少なく、省エネ効果の高いLED照明への交換が推奨されています。小樽市の市有施設におきましても、LED化が進んでいるものと認識しています。

令和7年度の一般会計の予算編成において、市有施設のLED化に関わる施設の所管部署から受けた予算要求の総額について伺います。また、これに関わる令和7年度の一般会計予算額をお示してください。

蛍光灯からLED化への更新は財政負担の増加が考えられます。この点について、小樽市としてはどのような財源を考えているのか、お聞きいたします。

最後に、市民生活への影響という観点から、市として、蛍光灯の生産・輸出入に関する正確な情報提供のお願いを申し上げ、この項目を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市政運営の基本的な姿勢について御質問がありました。

まず、市政推進のビジョンにつきましては、今年度の市政執行の基本方針として、「まちの強みと民の力による未来を志向したまちづくり」を掲げ、歴史や海・港などの本市の強みと市民・民間の力を最大限に生かしながら、人口対策をはじめ、新たなにぎわいの創出と脱炭素など時代の変化に柔軟に対応した、未来志向のまちづくりを推進することとしております。

次に、市民の皆さんとの対話と開かれた市政につきましては、私の政治姿勢として、市民の皆さんとの対話を重視するとともに、市政の情報を市民の皆さんと共有し、行政と市民の距離感が感じられないよう努めてきたところであり、今後も共にまちづくりを進めていくため、対話と情報共有を進めてまいりたいと考えております。

次に、災害時における市内在住外国人及び外国人観光客への対応方法につきましては、災害発生時には、市内沿岸に38基設置している防災行政無線から、英語や韓国語など5か国語により避難などの呼びかけを行うとともに、市のホームページで音声通訳アプリであるボイストラや災害時情報提供アプリであるSafety tipsなど、災害時に役立つツールを紹介しております。

また、英語版の防災チラシにより、災害時に必要となる情報を周知しているほか、観光客等の災害時

対応マニュアルに沿って、観光事業者等へ情報発信することとしております。

次に、北海道シェイクアウトへの参加状況につきましては、今年度、北海道が主催する北海道シェイクアウトに本市から申込みをした団体数と人数について北海道に問い合わせたところ、3団体、1,590名であると伺っております。

次に、埼玉県春日部市との意見交換の内容につきましては、防災関係で申しますと、岩谷市長からトイレトレーラーについては、階段の角度が急で高さもあることから、高齢者や体の不自由な方には利用しづらいことや、災害時にはごみの収集や処理が重要となること、トイレの確保などの計画の必要性について助言をいただいたところであります。

次に、今後のインバウンドの増減の見直しにつきましては、政府は訪日外国人旅行者数の今後の目標として、2030年に6,000万人を掲げるとともに、観光立国推進基本計画において、地方誘客を促進することとしていることから、本市におきましても今後さらに増加する可能性が高いものと考えております。

次に、第三次小樽市観光基本計画策定の視点につきましては、観光を取り巻く環境が大きく変化する中、議員の御指摘の戦略的なプロモーションや人材育成といった視点は、今後の観光振興において重要であると認識しておりますので、こうした観点を踏まえるとともに、今後、設置予定の小樽市観光基本計画策定委員会の議論や、観光関係者、市民の皆さんから幅広くいただく御意見を十分に反映しながら、策定してまいりたいと考えております。

次に、J R小樽駅前広場の再整備スケジュールにつきましては、再整備プランは、現在のJ R小樽駅前広場の区域を拡大し、隣接する小樽駅前第1ビルの一部区域も対象としているため、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発事業とセットで、J R小樽駅前広場を再整備することが必要であります。

現状では、再開発事業のスケジュールが決まっていないため、J R小樽駅前広場の再整備の時期をお示しすることはできません。しかしながら、J R小樽駅前広場の安全性確保のために、小樽駅前第1ビル周辺の再開発とは切り離して、J R小樽駅前広場の再整備を単独で進めることについても、庁内で検討しているところであります。

次に、J R小樽駅前広場の再整備に関わる市の体制につきましては、J R小樽駅前広場の再整備については、具体的なスケジュールがまだ固まっておらず、現時点では体制を整えておりませんが、スケジュールが固まり次第、体制を整え、着実に対応してまいります。

次に、小樽市立地適正化計画の策定と国庫補助金につきましては、小樽市立地適正化計画の策定により、小樽駅前第1ビル周辺の再開発では、市街地再開発事業として国の補助が活用可能となります。また、J R小樽駅前広場の整備につきましては、計画の有無にかかわらず街路事業が活用可能ですが、小樽駅前第1ビルの敷地を一部含めて整備することが前提となります。

次に、再開発に求める施設につきましては、小樽駅前第1ビル周辺の再開発に当たっては、単なる施設整備にとどまらず、周辺地域の活性化に資することが重要と考えております。このため、まずは小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合で、今後、取りまとめる計画案を基に、市と準備組合で協議を重ね、魅力ある駅前エリアの形成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、北海道新幹線の開業の遅れに伴う再開発の見直しにつきましては、小樽駅前第1ビル周辺の再開発の事業計画は準備組合で検討されており、開業延期により計画の見直しが必要かどうかについて、現時点で、市としては把握いたしておりません。

次に、J R小樽駅前広場等のバリアフリー化等につきましては、J R小樽駅前広場の再整備においては、市独自のガイドライン等は設けておらず、バリアフリー法や道路移動等円滑化基準などの国や北海道の基準に基づいて対応していくこととなります。

また、小樽駅前第1ビル周辺の再開発においては、市の建築基準法施行条例に加え、同様に国や北海道の基準に基づいて対応していくことになります。

次に、再開発における合意形成と市の関与につきましては、小樽駅前第1ビル周辺の再開発は組合施行を予定しており、地権者や関係者との合意形成は、都市再開発法に基づき準備組合及び組合が担うものであります。

一方、当該再開発は、本市の玄関口であるとともに、にぎわいと高次の都市機能の集積などを図るべき重要な地域にあり、本市の行政課題の一つとして捉えております。このことから、準備組合の検討の動向を見ながら、市としても経済界や関係者とも連携し、必要な協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、国や北海道との手続等につきましては、JR小樽駅前広場の再整備は区域拡大に伴う都市計画決定に関する北海道との協議、交差点改良に関する国道管理者及び公安委員会との協議、国庫補助金導入に向けた国、北海道との協議と申請などが必要であります。小樽駅前第1ビル周辺の再開発は、再開発区域に係る都市計画決定、再開発組合の設立認可に関する北海道との協議、国庫補助金導入に向けた国、北海道との協議と申請などが必要であります。いずれの事業も、基本的な協議は既に市が実施いたしており、事業化の見通しが立った段階で、計画図等を基に具体的な協議を進めてまいります。

次に、令和7年度一般会計における市有施設のLED化予算につきましては、各部からの要求額の総額は約5億8,000万円ありました。これに対して、予算計上額の総額は約2億5,700万円としたところであります。

次に、市有施設のLED化に係る財源につきましては、学校など国の補助メニューを活用可能な施設は、その確保に努めるほか、交付税措置のある、より有利な市債メニューの活用により、後年度負担の抑制を図りたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、佐藤奈緒美議員。

（14番 佐藤奈緒美議員登壇）

○14番（佐藤奈緒美議員） 市内の病院についてお聞きします。

市内医療機関の状況について伺います。

市内医療機関の経営状況の把握について。

最近の医療デジタルサイトや医療系記事には、病院の経営が順調ではないなどのニュースが多くなったように見受けられます。小樽市におきましても、市内医療機関のうち、小樽市立病院を含めた市内公的病院について、経営が厳しい状況に置かれている旨を耳にいたしました。小樽市立病院もそうですが、他の医療機関でも、赤字の状況下での病院経営が行われているとのこと。少子高齢化が進む小樽市にとって、医療の持続は大変重要な問題であります。高齢者の生命に関わる場面における迅速な治療への対応、子供や子育て世代の方々への生活の安心を脅かすことにもなりかねない事態を招くことも懸念されます。

今定例会では、小樽市議会にも、市内医療機関の経営危機と地域医療の崩壊を防ぐための緊急支援を求める陳情方について提出がありました。その内容から、市内医療機関の経営に関する状況が逼迫したものであることが伺えます。

そこでお聞きいたしますが、小樽市では、市内の医療機関の経営状況は把握されているのかをお示しください。同時に、各医療機関における全体的な課題も把握されているのか、お示しください。もし、

把握されているのであれば、その打開に向けて対策などを講じる取組はなされているのか。なされているのであれば、どのような方法で行っているのか、説明してください。

市内医療機関への支援について伺います。

さらに市として、本市医療機関に対し、その経営を持続させるべく今後の支援等の考えがあるのか、お示しください。

次に、先日の議案説明でお聞きいたしました、議案第22号小樽市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に関連した小樽市立病院における呼吸器外科の新設について質問いたします。

小樽市立病院のホームページにある当院の概要を抜粋いたしますと、小樽市立病院は後志二次医療圏の基幹病院として高度・急性期医療を担い、救急医療にも日々積極的に取り組むこととしています。令和3年4月からは、後志地区で唯一となる地域がん診療連携拠点病院に指定され、小樽・後志地区の住民が安心して地元でがん診療を受けられるよう、がん診療の充実に努めていますとあります。

このたびの条例の一部改正は、小樽市立病院が小樽・後志地区に住む方々にとって、より充実した医療の提供を促進するために、本年10月に呼吸器外科を新設するためのものと考えます。配付いただいた資料には、本市を含む後志圏域は肺がんによる死亡率が道内でも比較的高い地域とありました。

2024年4月24日の北海道新聞に、全国の死亡率を100とした標準化死亡比は男性が132.9、女性が137.8という数値が載っておりましたが、なぜ後志圏域は死亡率が高い傾向にあるのか、その要因について小樽市立病院ではどのような見解をお持ちなのか、お示しください。

10月に、呼吸器外科を新設するに当たり、現時点で予定している赴任される医師の人数をお聞かせください。

呼吸器外科は外来診療だけの新設になりますか。手術や入院病床の取扱いはどのようになるのでしょうか。

補正予算の議案提案の必要性はありませんが、従来予定している診療の交代ではなく、新設になりますと、お聞きした関係医師などの報酬等はどのようになるのでしょうか。企業会計における赤字が継続されている中で、予算面の状況についてどのようなお考えであるのでしょうか、お聞きいたします。

このたびの小樽市立病院で呼吸器外科が新設されることで、小樽市内他の公的病院との関わりについて、小樽市立病院はどのようにお考えでしょうか。

後志圏域の市民の安心・安全のため、医療の連携強化を期待して、この項目を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、市内の病院について御質問がありました。

初めに、市内医療機関の状況についてですが、まず、市内医療機関の経営状況につきましては、市では医療機関の経営状況を確認する法的根拠を有しておらず、こうした情報は基本的に非公表となっていることから把握はいたしておりませんが、周産期医療など、市が補助事業を通して関わる医療機関につきましては、関係する診療領域の収支状況を把握いたしております。

次に、市内の医療機関の課題につきましては、多くの医療機関において、患者数の減少に加え、人件費、医療材料費、光熱費等の高騰により、経営は厳しさを増しているものと認識しております。

こうした中、市では、令和4年から6年までの3年間にわたり、市内の医療機関向けに、エネルギー価格高騰に対する支援金の交付事業を実施してきたところでありますが、現在は特段の取組は行ってお

りません。

次に、市内の医療機関に対する経営支援につきましては、本来、医療機関の経営は国の診療報酬制度の中で支えられるべきものと考えており、社会的経済情勢に応じた期中の報酬改定も視野に入れた対応を、北海道市長会を通して要請しておりますが、救急医療や小児医療、周産期医療など、地域医療にとって不可欠である一方、採算性が厳しい分野につきましては、安定的な医療提供体制を確保するために、市といたしましても、これらの役割を担う医療機関の状況を踏まえた支援の在り方について検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（有村佳昭） 佐藤議員の御質問にお答えします。

ただいま、市内の病院について御質問がありました。

小樽市立病院の呼吸器外科の新設についてですが、まず、後志圏域で肺がんによる死亡率が高い傾向にあることにつきましては、明確な要因は分かりませんが、がん検診受診率の低さや喫煙率の高さのほか、肺がんに対する医療供給体制が脆弱であるため、タイムリーな治療につながっていないといった影響が考えられます。

次に、呼吸器外科に新たに赴任する医師の人数につきましては1名であります。

次に、呼吸器外科新設の体制につきましては、外来診療だけでなく手術も行いますので、手術後の入院治療も行える体制といたします。これまでも当院の外科において肺がんの手術を行っている実績がありますので、当面は増床することなく、病床を確保できるものと考えております。

次に、医師の増員等に伴う予算面における考えにつきましては、まず、人件費に関しては、既に年度途中で医師の退職があり、その分について現時点では補充となっておりますので、今年度予算の範囲内で賄えるものと考えております。また、今後の予算に関しては、診療科の新設により、人件費のほか、様々な経費の増加も見込まれます。

しかし、その一方で、患者が増えることや札幌市内への医療機関へ紹介していた患者を当院で引き続き診療することができるようになるため、診療や手術に係る報酬の増加が期待できます。具体的な収支についての試算はしておりませんが、確実な診療報酬の確保に合わせて、令和5年度に策定した小樽市立病院経営強化プランなどにに基づき、引き続き収支改善に向けた取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、市内の他の公的病院との関わりにつきましては、呼吸器外科の新設により、当院では、がん診療連携拠点病院として質の高い肺がん診療の提供ができることとなります。人口減少下にあつては、このような地域における医療資源の集約化が求められるものと考えております。これにより役割分担が明確となり、公的病院においては、それぞれの得意分野に注力することで、経営の効率化と専門性の強化を図ることが可能になるものと考えます。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、佐藤奈緒美議員。

（14番 佐藤奈緒美議員登壇）

○14番（佐藤奈緒美議員） 我が自由民主党小樽支部では、小樽市宛てに毎年、主要施策要望を手交させていただいております。先日、小樽市より、その施策要望に対する主な予算措置状況等に関する御解答をいただきました。

多岐にわたる項目の中から、本市におけるGIGAスクール構想、ICT教育について質問させていただきます。

2019年より文部科学省が推進したGIGAスクール構想は、児童・生徒1人1台の情報端末にて、個別最適化された学びの実現、教員のICT活用指導力向上と業務負担軽減、また特別な支援を必要とする子供を含め、公正に多様な子供たちが能力や資質を育成できる教育ICT環境を実現することなどを目標に掲げたプロジェクトであります。

GIGAスクール構想は、当初は2020年から4年かけて全国の小・中学校のICT環境を整える計画で、小・中学校の学習指導要領の改訂に間に合わせての予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で登校しての授業が不可能となった状況から、政府の前倒しの発表を経て、現在に至ります。

小樽市におきましても、児童・生徒の1人1台端末環境が整備され、以後の教育活動に大きな変革をもたらしました。特にコロナ禍においては、遠隔授業や家庭学習支援等の場面においてICT教育の有効性が実証され、学校現場における活用が着実に広がってきたものと認識しております。

現在、小樽市が導入した1人1台端末の多くが約5年を経過し、更新の時期を迎えます。今年度において全端末の更新を実施し、2026年4月から運用を予定しています。

ここで、小樽市におけるこれまでの取組やそれを踏まえた評価、さらに今後のICT教育の在り方について伺います。

初めに、この教育用端末整備事業で計上されている今年の予算は、小学校で2億597万5,000円、中学校で1億2,083万5,000円ですが、1人1台端末の1台当たりの契約単価と台数、合計の契約金額についてお聞きいたします。

1人1台端末導入から導入後の活用方法や成果について、小樽市としてはどのように評価されるか、お伺いします。あわせて、運用上における課題についてお聞きします。

更新後も持続可能なICTを活用した学びの環境を維持するためには、単なる機器整備にとどまらず、人的・物的な環境の強化が必要と考えられます。故障時の対応・保守体制の整備、さらには校内通信環境の見直しなども含めた整備の方針についてお伺いします。

児童・生徒のさらなる情報活用能力の育成に向けて、教職員のICT活用、指導力の向上が求められると考えますが、教職員への支援及び研修など現在の状況をお示しください。

先般公表された令和7年度全国学力・学習状況調査結果によりますと、小樽市内小・中学校では、パソコン・タブレットなどのICT機器の活用が増えておりますが、学校間での活用頻度の差はありますでしょうか。また、小樽市として今後の端末活用の目標値はありますか。

昨今、子供たちの多様化が進み、様々な課題を抱える児童・生徒が増えております。不登校や、やむを得ず登校できない児童・生徒への対応として端末を活用できることは、学習の遅れを取り戻したり、学習の習慣を身につけたりするのに効果的です。また、学校と児童・生徒等との関係を継続することは重要です。

小樽市では、不登校や、やむを得ず登校できない児童・生徒が希望した場合に1人1台端末を活用して、どのような対応をしているのでしょうか。また、その際、指導要録上の出欠の取扱いについてお示しください。

ICT機器が家庭に普及することで、子供たちのSNS利用が増加することに伴い、子供間でトラブルが発生している自治体もありますが、小樽市教育委員会として把握されているのか、お示しください。

ネットトラブルの発生を防ぐには、情報モラル教育の推進が必要と考えるのですが、見解をお示しください。

続きまして、端末更新に関する小樽市の基本的なお考えについて伺います。

更新に当たっては、どのような基準で端末の選定をされたのでしょうか。今後はさらにICT活用が加速し、次期学習指導要領は2030年以降、小学校から順次実施される予定もあります。また、今後はさらに端末の持ち帰り活用や学びの個別最適化を進めるものと考えます。それに伴い児童・生徒の家庭との関わり、連携は今よりも、より一層重要になることが想定されます。

現在まで、保護者への理解促進、通信環境の格差などはどのように対応してきたのか、お聞きいたします。

端末の更新は単なるハードウェアの更新ではなく、次のステージに向けた重要な転換期であると考えます。

今後の小樽市におけるGIGAスクール構想の方向性をお聞きいたします。また、今回の更新点で、小樽市の学校教育における情報化の促進に向けて掲げている計画策定などがありましたら、お示しください。

小樽市に育つ児童・生徒を一人も取り残すことなく勉強に対する意欲向上、表現や技能の向上、思考を深め、広げる能力を向上できること、また教職員の方々の負担軽減への貢献などの効果を期待して、この項目を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、GIGAスクール構想、ICT教育について御質問がありました。

初めに、1人1台端末の1台当たりの契約単価と台数、合計の契約金額につきましては、1台当たりの契約単価は消費税及び地方消費税を含め5万3,350円となっております。小学校は3,745台で、消費税及び地方消費税を含め1億9,979万5,750円、中学校は2,197台で消費税及び地方消費税を含め1億1,720万9,950円、小・中学校合計は5,942台で消費税及び地方消費税を含め3億1,700万5,700円となっております。

次に、1人1台端末導入後の活用方法や成果につきましては、授業において端末を活用した調べ学習やプレゼンテーションが行われるとともに、アプリケーションを活用し、意見を交流するなど、協働的な学びの場面で活用が広がっております。また、児童・生徒の基礎学力の定着を図るため、端末を持ち帰り、家庭学習でも活用されております。

成果としましては、1人1台端末を導入したことにより、タイピングスキルが向上し、自分の考えを素早く表現することができるようになったことや、一人一人の意見を画面上で共有することが可能になったことで、積極的に意見を述べる児童・生徒が増えてきたことなどが成果であると認識しております。

次に、故障時の対応や保守体制につきましては、1人1台端末の更新に当たって、文部科学省は故障時の対応や保守について、教育委員会や学校現場の負担軽減のほか、子供の学びを止めないという観点から、予備機で対応することとしており、本市においても同様に進めてまいりたいと考えております。

また、校内通信環境の見直しにつきましては、現在のところ、通信不良等は確認されておりませんが、ネットワーク環境の状況を注視しつつ、必要に応じて改善してまいりたいと考えております。

次に、教職員への支援及び研修につきましては、本市が委託しているICT支援事業者が学校を訪問し、教職員からの相談に応じたり、アプリケーションの操作方法などを学ぶ研修会を実施したりするとともに、教員の指導力向上を図ることを目的としたICTを効果的に活用した授業実践例を学ぶ市教委

主催の研修講座を毎年実施しております。

次に、学校間での活用頻度の差につきましては、令和7年度全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問調査において、ICT機器をほぼ毎日活用していると回答した児童・生徒の割合は、小・中学校ともに全国平均を上回る結果であります。学校間において差があることを把握しております。

また、今後の端末活用の目標値については、小樽市教育推進計画において、令和10年度までにほぼ毎日活用している割合を60%に設定しており、小・中学校とも既に達成している状況ではありますが、今後も、より効果的な活用に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、不登校等の児童・生徒が希望した場合の1人1台端末を活用した対応につきましては、授業のオンライン配信やデジタル教材を活用した学習、教員との対話や教育相談などを行っております。

指導要録上の出欠の取扱いについては、市教委では文部科学省の通知に基づき、ガイドラインを作成しており、学校と保護者との間に十分な連携・協力関係が保たれていることや、児童・生徒が自ら登校を希望した際に、円滑に学校復帰が可能となる学習を行っていること、訪問等による対面指導を定期的に行っていること、児童・生徒の学習の理解に応じた計画的な学習プログラムが作成されていることなどの場合において、校長の判断の下、指導要録上の出席扱いとすることができるものとしております。

次に、SNS利用による児童・生徒間のトラブルについての把握と情報モラル教育の必要性につきましては、各学校が行ういじめに関する調査等により、SNS等による誹謗中傷などで嫌な思いをした児童・生徒が一定数いることを把握しております。情報モラル教育については、インターネット利用等に関するトラブルを未然に防ぐため、大変重要であると認識しており、各学校で行っている外部講師を招いた情報モラル教室のほか、市教委主催のネットパトロール体験会などを実施しております。今後も、学校、家庭と連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、更新端末の選定につきましては、現在クロームOSを使用しており、異なるOSに変更した場合、児童・生徒や教員も新たに使い方を学ばなければならず、負担が大きいことから、引き続きクロームOSを選定しております。

このほか、文部科学省が1人1台端末の更新に向けて策定した「GIGAスクール構想の実現 学習者用コンピュータ最低スペック基準」を基に、必要な仕様を定めております。

また、具体的な機種については、北海道が主体となって設置した共同調達会議に参加し、一般競争入札による共同調達を経て決定しております。

次に、端末の持ち帰りに関わる保護者への理解促進、通信環境への対応につきましては、市教委からは、家庭での端末活用の目的や安全な利用方法、個人情報の管理などを示した保護者向けの文書を配付し、理解を促すとともに、通信環境への対応については、希望する家庭にモバイルルーターの貸出しを継続しております。

次に、本市におけるGIGAスクール構想の方向性につきましては、1人1台端末を効果的に活用し、児童・生徒一人一人の理解度に応じた学習や、他者と協働的に学ぶ授業を充実してまいりたいと考えております。

また、やむを得ず登校することができない児童・生徒や別室で学習する児童・生徒に対し、希望に応じて授業を配信するなど、きめ細かな支援を行ってまいります。

今後は、本年3月に策定した公立学校情報機器整備事業に係る各種計画に基づき、端末の更新やネットワーク環境の整備を行うとともに、教職員の負担軽減を図るため、校務DXを着実に進めてまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 14番、佐藤奈緒美議員。

(14番 佐藤奈緒美議員登壇)

○14番(佐藤奈緒美議員) この項では、今後のまちづくりの観点から外国人との共生についてお伺いいたします。

小樽市は、以前より日本国内はもとより、海外でも人気の観光地として愛される都市であります。昨年は、全国的にもいまだかつてないほどの外国人観光客がまちにあふれ、小樽市におきましても大変なにぎわいが市内のあちらこちらで見られました。この外国人観光客が小樽市にもたらした影響は非常に大きかったと思います。まだデータでは確認できませんが、経済面では好影響であったと感じますが、一方、観光公害、いわゆるオーバーツーリズムという言葉は広く認知され、様々な問題が起きたことも事実です。

小樽市で発生した事故のニュースも全国に流れました。市長をはじめ、関係所管の職員の皆様の御苦労はいかばかりだったかと思えます。定例会や各委員会で質問の表題に上がっているのを目にする機会もありましたので、私もそうですが、各議員の皆さんも市民相談ではオーバーツーリズムに関するものが多かった時期があったのではないのでしょうか。

観光客だけではなく、最近是在留する外国人も増えております。法務省出入国在留管理庁の統計によると、令和6年12月末時点での在留外国人数は、前年比約35.8万人増の約377万人で過去最高とのこと。小樽市では令和7年7月時点で外国人を含む世帯数は997世帯、1,171名です。

コロナ禍後の水際対策の緩和、少子高齢化による国内労働力不足を補うために、日本政府は外国人の受入れ政策を推進しております。今後も、在留外国人は増加していくことは間違いないのではないのでしょうか。

それに伴い、独自の条例を制定している自治体なども散見され、各自治体においては独自の受入れ体制を整備しているように感じます。小樽市におきましても、今後、外国人の総人数は増えていくことが予想されます。本市における外国人との共生について何点かお伺いいたします。

一つ目は、外国人の町内会・自治会の加入についてお聞きします。

地域交流も大切ですし、防災面や防犯面で協力し合えることは、高齢化が進み、人口減少の一途をたどっている小樽市では、町内会や自治会は大切なコミュニティーです。

市営住宅に居住している外国人は何世帯で、その方々は自治会に加入しているか、お尋ねいたします。

町内会に加入している外国人もいるのでしょうか、加入をお勧めするのは主に町内会長や自治会長と思えます。町内会や自治会運営について、分かりやすく伝えることが重要だと考えるのですが、その際に、過去に町内会長に支援したことがありましたら、具体例をお示しください。

外国人の町内会加入は、地域の文化を学習できることや、相互の理解が促進されます。また、地域の情報を入手できるので、ごみの分別や収集日についても理解しやすいのではないかと思います。

小樽市でも、度々ごみについて議会でも課題に挙げられております。可燃・不燃でごみを分けるのは、焼却施設の数も世界でもトップの日本ならではの処理の特徴で、埋立処理がメインの国では、分別の方法が全く異なります。また、分別しない国もあります。

毎日の生活の中でごみの問題は大きく、地域のみんが協力し合わなければ解決できないことですが、町内会に加入している外国人であれば、日頃からの交流もあり、また、回覧板などで情報を得られます。ところが、町内会に加入していない外国人には、地域のルールを伝えることは非常に困難ではないかと考えます。

二つ目は、小樽市で実施している日本語教室についてです。

この教室を始めた経緯についてお聞かせください。

漢字・平仮名・片仮名を併用するので、言語の学習において使用する文字の数が圧倒的に多いため、日本語は世界言語の中でも特に複雑で、習得難易度が高い言語と言われています。

日本語教室では、主に日常会話を習得する場だと伺っております。昨年度の日本語教室の実施状況について、また、平均して1回の教室には何名の受講生が参加しているのか、お聞かせください。

日本語は、会話についても英語をはじめとした多くの外国語の文法とは違いがあり、助詞の使い方一つで意味が全く異なることにもなります。また、同じ表記であってもアクセントの位置によって異なる意味に捉えられるため、学習者にとって発音が難しいとも言われます。実際に受講されている外国人も思っているのではないのでしょうか。

受講生はどのような方法で学んでいるのか、お聞かせください。また、この教室を継続していくことに課題などはありますか。

令和5年に、出入国在留管理庁が、日本人を対象とした外国人と共生に関する意識調査を行っております。22項目ほどのアンケートですが、その中では、外国の言葉や文化等を知ることができる、地域でほかの国籍の人たちと交流ができる機会が増えるなど、国際交流を楽しみにするポジティブな声があります。

本市では毎年、市内在住の外国人を対象に、在住外国人日本文化体験会を開催しております。華道や書道、日本舞踊などを体験し、楽しんでもらうイベントを開催しておりますが、華道をはじめ、この体験会でのメニューは、小樽市民も体験してみたい興味深いものです。参加対象を、外国人を含む小樽市民も広く公募し、市民と市内在住外国人とのコミュニケーションが図れる交流の場にしていくなどとはお考えになりませんか。

次に、外国人と行政の関わりについてお聞きいたします。

先日の報道番組で、鈴木法務大臣が話されていたことを引用しますと、日本人の人口がさらに減るとすれば、今から15年後の2040年頃には、外国人の割合は10%を超えることも当然想定しておかなくてはならない。外国人の割合が高くなることについて、諸外国において社会的分断や政治的混乱につながっている。早めの対応を考えなければならないとのことでした。

小樽市として、今後、増えるであろう外国人住民に関してどのような対応を考えますか、見解をお示しくください。

小樽市において、現在、外国人相談窓口はありません。現在は、外国人がどの課へ相談に訪れた場合でも日本人と同様の対応がされており、また、何か相談したいことがあれば、外国人向けの生活情報リンク集がホームページに表示されております。

この先、小樽市に暮らす外国人の人口も増え、国籍が多様化されてまいりますと、それに伴い、就労、保険、子育てや教育、福祉など行政への相談も増えてくるのではないのでしょうか。

現段階では、住民票や特別永住者証明書などの手続きが主となる相談なのかと思いき、市役所での外国人の相談対応に困難は感じてはいないと認識しますが、今後は外国人専用の相談窓口の設置は必要と考えます。一括して相談を受けることで、相談内容についての傾向が把握しやすくなり、今後の小樽市のまちづくりにおいて、有効性が高まるのではないのでしょうか。

さらに、市内在住外国人が抱える相談をワンストップで運営することで、行政手続に関するサポートが迅速に進むこと、また、外国人住民が必要なサービスをスムーズに利用できることで、行政サービスの効率性が高まります。また、この窓口で学校教育に関することや、地域のイベント、またごみ出しの

ルールなどの生活に関する情報を提供できるのではないかと考えます。

外国人住民が今後、増加していく可能性があることを踏まえて、外国人専用相談窓口の設置について本市の見解を伺います。

現在では、小樽市の外国人人口は1,000名前後ですが、全国的には急速に増加している自治体もあります。うまく共生できている自治体もある一方、それによって、地域住民とのトラブルになっている自治体についても耳にいたします。過激なデモや、外国人と地域住民だけではなく、思想の違いから、地域住民同士や、地域住民と議員が罵り合ったりする光景を目にしますたびに、悲痛な思いを感じます。

ほかの自治体に見られるトラブルや分断が起こらないよう、また、市民間で確執が生まれないよう、互いに協力し合いながら、安全に、そして誰もが安心できる共生生活を送れることを祈念します。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、外国人との共生について御質問がありました。

初めに、市営住宅に居住している外国人の世帯数等につきましては、世帯数は7世帯で、全ての世帯が自治会に加入いたしております。

次に、外国人の町内会加入促進のための支援例につきましては、以前、町内会から、日本語が通じない外国人に対して、町内会加入の勧誘やごみステーションの使用方法などをどのように伝えればよいか相談を受けた際に、外国語に翻訳した文書を作成し、当該町内会へお渡しした事例があります。

次に、日本語教室を始めた経緯につきましては、日本語を学ぶ機会が欲しいという在住外国人からの声と、ボランティアで日本語を教えたいという小樽日本語サポートクラブからの希望を受け、市といたしましても、在住外国人が生活に必要な日本語を学ぶ機会になるとともに、外国人同士の交流の場にもなると考え、平成7年5月に市の事業として始めたものであります。

次に、昨年度の日本語教室の実施状況につきましては、8月と1月を除いた通年で、原則毎週水曜日に39回の講座を開催したほか、昨年から新たに9月から12月と2月から3月の土曜日に、月一、二回開催した講座を10回実施いたしました。1回当たりの受講者数の平均は、水曜日が約14人、土曜日が約6人となっております。

次に、受講者の学習方法につきましては、水曜日は、受講者の日本語能力別に少人数のグループに分け、日本語教師の指導により、テキストを使用して学習しており、土曜日は日本語教師のほか、市民ボランティアも参加し、会話を中心とした学習を行っております。いずれも、日本語だけで会話の学習を進めております。

次に、日本語教室を継続していく上での課題につきましては、外国人住民の増加に伴い、日本語教室の受講数も増加傾向にあることから、日本語教師の確保が課題と考えております。

次に、在住外国人日本文化体験会を市民の皆さんとの交流の場とすることにつきましては、本事業は、外国人住民の日本文化に対する理解を深めていただくことを目的に、年1回本市と小樽市文化団体協議会が主催し、実施しているものであり、参加対象者を外国人に限定せず、市民の皆さんを含めることにつきましては、同協議会とも協議してまいりたいと考えております。

次に、増加が見込まれる外国人住民の対応につきましては、言語や文化の違い、外国人の置かれている環境などが異なることから、ミスコミュニケーションが懸念されると考えております。そのため、外

国人住民を受け入れていくには、国籍や在留資格などの属性を把握するとともに、生活や就労等に関する様々な暮らしのニーズを洗い出し、その実態や市民の皆さんからの御意見も参考にミスコミュニケーションが生じない対応が必要であると考えております。

次に、外国人専用窓口の設置につきましては、道内在住の外国人を対象に、在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て、教育などに関する相談への対応や情報提供、適切な機関への仲介をワンストップ型の相談窓口として北海道が設置している、北海道外国人相談センターが開設されており、本市在住の外国人住民なども利用していると伺っております。今後は、同センターと連携するとともに情報共有を図り、相談内容の傾向を分析し、本市における相談窓口の必要性も含めて、対応策を検討してまいりたいと考えております。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、佐藤奈緒美議員。

○14番（佐藤奈緒美議員） 再質問を2点させていただきます。

いずれもGIGAスクール構想についてお尋ねします。

1点目は、令和7年度全国学力・学習状況調査の結果についてだったのですが、今回、掲載されていた端末の活用の数値が、前回と比べて、大幅に向上しているという状況だったのですが、これはどのような要因があるのか、お示してください。

あともう1点です。子供たちの間に起こるSNSでのいじめ対策について外部講師を招いたり、市教委でもいろいろと対応されているとお聞きしました。そういった対応をしてから、いじめなどの数は相談に関して減ってきているのか、それとも横ばいなのか、状況についてお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、令和7年度全国学力・学習状況調査において、児童生徒質問調査で、ほぼ毎日活用しているという回答が今年度、大幅に上昇いたしました。その理由といたしましては、やはり各学校において、学校の教員方が授業のこの部分だけを活用していきましようとか、例えば授業の最後の振り返りの場面で、子供たちに文章を端末に書かせていこうとか、それから、これまで積み上げていた校内研修、または市教委主催の研修などの成果が徐々に現れてきているのではないかと思います。

また、苦手意識を持っていた教員方というのは一定数おりましたので、例えば各学校での様々な研修などを通して、そういう教員方にもみんなで協力しながら、指導を助言していったという成果が見られてきたのではないかと考えているところでございます。

2点目、SNSにおいて、誹謗中傷やいじめなどを受けた児童・生徒の対応につきましては、SNSにおけるいじめの対応については、やはり当該児童・生徒の気持ちに寄り添いながら、丁寧に事実を確認し、校内の組織的な対応が必要でありますし、当然、保護者にきちんと説明して理解を得ながら進めていく。それを迅速にいかにかできるかということが大切であると考えているところでございます。

実際に、一連の数字を今持ち合わせていないものですから、その部分はお答えできませんけれども、本市において昨年度に把握したSNS等におけるいじめ等においては、今年度までは継続していない、一応解決しているという学校からの報告を得てございます。今後とも、注意深く、また、何かありましたら迅速に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 佐藤議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時45分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

（20番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○20番（中村岩雄議員） それでは、令和7年第3回定例会、みらいの代表質問をさせていただきます。

まず、観光政策などについてです。

日本遺産を活用した観光振興と地域活性化についてです。

小樽市は現在、「北前船寄港地・船主集落」「炭鉄港」「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の3件で日本遺産の認定を受けており、これらはそれぞれ異なる時代背景と文化的価値を有しており、個別の事業は展開されているものの、全体を俯瞰した統合的な活用や市民への浸透にはまだ課題があると感じております。

まず、観光振興の観点から伺います。

構成文化財を活用した周遊型観光ルートの整備や、ARデジタルマップなどの技術を活用した体験型観光の導入の現状についてお聞かせください。

また、北前船や炭鉄港など広域にまたがる日本遺産について、他自治体との連携による観光資源の相互活用や共同プロモーションの可能性について市の見解を伺います。

次に、次世代への啓発の観点から伺います。

日本遺産を題材とした学習教材については、市内小学校において教材「小樽の歴史」などを活用した授業が行われていると伺っておりますが、地元高校・大学との連携による周知促進については市としてどのような取組を進めているのか、お答えください。

若者による構成文化財のPR動画の制作や地域イベントの企画運営などに主体的な参加を促す仕組みの整備についても、市の考えをお聞かせください。

最後に、推進体制について伺います。

日本遺産の活用には官民が連携し、庁内横断的な体制の整備が必要と思いますが、市としての推進体制はどのようになっているのか、お知らせください。

また、市民との協働について、地域団体や若者世代による日本遺産活用の促進、さらには地域プロデューサーの活用について、市の見解を伺います。

これらの取組を通じて、日本遺産を単なる観光資源としてではなく、地域の誇りとして次世代へ継承し、持続可能なまちづくりにつなげていくことを強く期待しております。

次に、小樽市歴史的風致維持向上計画についてです。

本年7月30日、本市が策定を進めてきた歴史まちづくり法に基づく小樽市歴史的風致維持向上計画が国の認定を受けました。策定に当たっては、関係部局をはじめ、市民の皆様や専門家の方々など、多くの関係者の御尽力により、約2年の歳月をかけて取りまとめられました。この間の御尽力に対しまして、心より敬意を表します。

本市は、海と山に囲まれた豊かな自然の恵みの下、港や鉄道、漁業、商業の発展とともに、独自の町並みを築いてきました。こうした歴史や文化、景観を守り育て、次世代へと継承するための計画として、

確かな成果へ結びつくことを期待しまして、以下、質問いたします。

本年2月には、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」が本市単独の日本遺産の認定を受けました。それに続いて、本計画の認定を受け、しかも北海道で初の認定となりました。本計画の認定について、市長はどのように受け止めているのか、御所感をお聞かせください。

次に、本計画を確実に進めていくための推進体制について、本計画を着実に実行するためには、市はどのような組織体制で行っていくのか、お聞かせください。

続いて、重点区域に関することについてです。

重点区域は、重要文化財などの用に供される土地やその周辺の区域であり、かつ歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進する区域であると理解しています。今回、計画に記載する重点区域も、法の要件に基づいて設定されたものと思いますが、いま一度確認させていただきたいのは、重点区域以外の蘭島からオタモイまでの地域や、朝里などで何か取組をしないのかという点です。お考えをお聞かせください。

また、計画には、重点区域内における歴史的建造物について、歴史的風致形成建造物の指定候補として68件の建造物を位置づけていますが、歴史的風致形成建造物の指定についてはどのように進めていくのか、お聞かせください。

次に、国の制度活用についてです。

今回、計画が認定されたことにより、本市が活用できる国の支援メニューがあると承知しています。今後、歴史的風致の維持・向上に向けて各種施策を進めていくことと存じますが、現在どのような施策に支援メニューの活用を想定しているのか、お聞かせください。

最後の質問となりますが、本年2月の日本遺産の認定に続き、本計画も認定されたことで、今後、歴史的な町並みを生かしたまちづくりが一層進んでいくことが期待されます。そのためには、行政だけではなく市民や各種団体などと連携して取組を進めていくことは必要なことだと考えますが、どのように計画を推進していくのか、お聞かせください。

本市の歴史と文化は、先人たちの営みと誇りによって築かれたかけがえのない財産です。今後、この計画に掲げる各種事業を着実に実施し、歴史的風致を維持・向上させて、未来へと引き継ぐとともに、市民の皆様がまちへの誇りと愛着を育めるよう期待します。

次に、住民視点のオーバーツーリズム対策についてです。

小樽市では、令和6年度の観光入込客数が800万人を超え、コロナ禍からの回復に伴い観光需要が急速に高まっています。観光客の増加は、地域経済にとって大きな追い風となる一方で、その集中により観光客の交通マナー違反や私有地への無断立入りなど、地域住民の日常生活に直接的な影響を及ぼす事例が増えています。

特に、銭函や船見坂、JR朝里駅周辺などでは、SNS映えを目的とした危険な撮影行為が相次ぎ、JR朝里駅では実際に死亡事故まで発生し、観光地としての魅力と安全の両立が喫緊の課題となっています。

観光振興は、地域経済やまちの活力にとって欠かせない一方、市民の安全と安心を守ることは行政の最も重要な責務であります。観光と市民生活の両立を図らなければ、観光そのものに対する住民の理解と協力を得られず、結果として持続可能な観光都市の実現が困難となります。このような中、本市のオーバーツーリズム対策は、まだ住民の声や生活環境の保全といった視点が十分に反映されているとは言えず、住民の生活環境を守る対策の強化が求められています。

そこで質問させていただきます。

まず、住民被害の把握について伺います。市として、観光客の迷惑行為による生活環境への影響の実態把握をどのように行っていますか、御説明ください。また、住民から寄せられる苦情や相談にはどのようなものがありますか、主なものをお示しください。

住民視点の施策強化について、住民の生活環境の保全を目的とした対策として、迷惑行為防止の啓発や警備員配置などを強化する考えはありますか、お答えください。

オーバーツーリズム対策を進める上で不可欠なのが住民の理解促進です。観光が地域経済に寄与している一方、負の側面ばかりが目立つと、住民の観光に対する意識は否定的になりかねません。観光がまちの活力を支える重要な柱であることを丁寧に説明し、観光振興を推し進める意義を改めて住民と共有する取組が重要と考えますが、今後の取組の予定についてお示しください。

官民協議会の住民参加について、小樽市では小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会が設置されていますが、この協議会に地域住民や町内会代表に参加していただくことで、課題を抱える地域の声を反映させることが重要と考えますが、現状をお聞かせください。また、年1回程度、関係町内会に対する経過報告や意見交換も必要と思いますが、お考えをお聞かせください。

今後の方向性についてです。観光と住民生活の調和を図るために市としてどのようなビジョンを持ってオーバーツーリズム対策を進めていくのか、今後の方針を伺います。

今後も、小樽市ならではの魅力を守り育て、市民と観光客が共に笑顔になれる観光都市の実現を目指していただきたいと思います。

以上でこの項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、観光政策等について御質問がありました。

初めに、日本遺産を活用した観光振興と地域活性化についてですが、まず、周遊型観光ルートの整備につきましても、民間事業者により日本遺産をテーマとした周遊型観光が商品化されておりますので、情報提供など引き続き事業者と連携してまいりたいと考えております。また、ARなどの技術を活用した体験型観光の導入につきましても有用なものと認識いたしておりますので、今後、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、シリアル型日本遺産における他自治体との連携につきましても、北前船では令和4年度に本市の雪あかりの路においてブースを設けて共同プロモーションに取り組んだほか、令和5年度には北前船子どもフェリー交流・地域活性化事業を実施しております。また、炭鉄港では、構成自治体を周遊する仕掛けづくりとして、炭鉄港カードや炭鉄港めしスタンプラリーを実施しているほか、10月には炭鉄港3DAYSの開催を予定しております。シリアル型においては、他自治体との連携が重要であると認識しておりますので、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、地元高校・大学との連携につきましても、まず、高校については、令和5年度事業の高校生による日本遺産周遊コンテンツの開発として、高校生が主体となって構成文化財を巡る謎解きコンテンツを運営いただきました。また、大学については、小樽市日本遺産推進協議会に小樽商科大学に参画いただいているほか、本年7月に開催されました民間事業者によるセミナーにおいて、日本遺産をテーマに扱っていただき、多くの大学生の参加があったところであります。

次に、若者の主体的な参加を促す仕組みの整備につきましては、これまで小樽市日本遺産推進協議会において、学生インタープリターの育成や学生ワークショップなどに取り組んできたほか、民間による取組としても若者主体のイベントなどが行われてきたところでありますが、日本遺産を次世代につなげるためにも、引き続き、若者のアイデアなどを積極的に取り入れることのできる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、日本遺産の推進体制につきましては、産官学及びまちづくり団体が参画する小樽市日本遺産推進協議会が事業を実施しているほか、民間事業者や実行委員会などが行う事業とも協議会として連携するなど、様々な取組を進めているところであります。また、庁内におきましては、教育委員会のほか、総務部、財政部、建設部の部長が協議会の委員となり、横断的な体制で取り組んでいるところであります。

次に、市民との協働につきましては、令和4年の市制100周年や令和5年の小樽運河100周年を契機に、20歳代から30歳代の若者を中心とした実行委員会が組織され、日本遺産を活用したイベント等が実施されたほか、令和3年度から令和5年度にかけて小樽市日本遺産地域プロデューサーを育成し、商品開発などに取り組んでいただいております。私といたしましては、日本遺産を活用し、地域活性化につなげるためには、こうした現代の民の力が重要と認識しており、引き続き協働して取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市歴史的風致維持向上計画についてですが、まず、本計画の認定に対する所感につきましては、本計画が北海道内で初めての認定となったことは、本市の歴史的・文化的資源を活用するまちづくりにとって、大きな意義を持つものと考えております。認定はゴールではなく、新たなスタートでありますので、今後は本計画を通じて、市民の皆さんや関係団体の皆さんと連携を図りながら、歴史的な町並みや、有形・無形の文化遺産の保全・活用に取り組み、小樽市らしい歴史と文化を後世に継承してまいりたいと考えております。

次に、小樽市歴史的風致維持向上計画の推進体制につきましては、建設部、産業港湾部及び教育部が事務局として中心的な役割を担い、庁内の関係課と連携しながら、事業に関する情報の共有や進捗状況の把握などを行い、計画を推進してまいります。

また、事業実施に当たっては、必要に応じて学識経験者やまちづくり団体及び市民などで構成する小樽市歴史的風致維持向上協議会や、関係する市の審議会に協議や助言等をいただくなど、調整を図りながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、重点区域以外の取組につきましては、本計画において歴史的建造物保全助成事業や未指定・未登録建造物の調査事業、歴史的建造物めぐり事業など、市内全域に及ぶ事業も位置づけており、小樽地域遺産連合会をはじめ、地域の皆さんの御意見も伺い、取組を進めてまいります。

次に、歴史的風致形成建造物の指定につきましては、市指定有形文化財建造物、国登録有形文化財建造物及び市登録・指定歴史的建造物として、既に価値づけされた建造物につきましては、所有者の意見を聞き、同意を得た上で指定の通知を行い、建造物に標識を設置いたします。また、現在、価値づけされていない未指定の建造物につきましては、景観審議会等の専門家による調査及び評価を行い、市登録・指定歴史的建造物などに価値づけをした上で、同様の手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、国の支援制度の活用につきましては、本計画では、歴史的風致形成建造物保存支援事業において、歴史的風致形成建造物に指定することにより、外観の修理や復原等に対する国の支援制度の活用を考えております。

次に、小樽市歴史的風致維持向上計画の推進につきましては、まずは、市民の皆さんに本計画を知っ

ていただくことが重要と考えております。そのため、広報おたるや市のホームページ、SNSなど様々な媒体を活用し、広く情報発信に努めるとともに、事業を通じて市民の皆さんや各種団体等に参加・協力していただくなど、連携して取組を進めながら、本計画の目的である歴史的風致の維持・向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、住民視点のオーバーツーリズム対策についてですが、まず、観光客の迷惑行為による生活環境への影響の実態把握につきましては、総連合町会と連携して取り組んでおり、本年8月には関係町内会との意見交換を実施するなど、実態の把握に努めているところであります。また、苦情や相談の主なものにつきましては、私有地への侵入やごみのポイ捨てなどが挙げられます。

次に、住民の生活環境の保全を目的とした対策の強化につきましては、これまで本市ではマナー啓発を目的としたポスターの掲示や冬期間における船見坂での警備員の配置を行ってまいりましたが、今年度はさらに観光庁の補助金を活用し、新たに街頭放送によるマナー啓発に取り組むほか、警備員の配置箇所を船見坂に加えて、三本木急坂、JR朝里駅周辺、JR銭函駅周辺へと拡大する予定といたしております。

次に、住民の理解促進に関する今後の取組につきましては、今年度、観光庁の補助金を活用し、観光が地域に与える影響を地域で共有する取組を実施してまいります。具体的には、本市が行っているオーバーツーリズム対策の取組の紹介に加え、観光が地域にもたらす恩恵を見える化して紹介するリーフレットを作成し、新聞折り込みやホームページ、SNS等を通じて広く周知を図ることで、観光振興の意義や効果について、市民の皆さんにも御理解いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会への住民参加の現状につきましては、本年3月から、町内会を代表して、総連合町会に参画いただき、地域の皆さんの声を反映しているところであります。

また、今後の関係町内会に対する経過報告につきましては、引き続き総連合町会と連携して、意見交換の場を設けるなど、経過報告と課題の共有に努めてまいりたいと考えております。

次に、オーバーツーリズム対策における今後のビジョンにつきましては、小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会の議論を基に策定した対策計画において、「「観光がもたらす恩恵」と「市民の安心快適な暮らし」の両立による持続可能な観光地域づくり」を本市の目指す姿としております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

（20番 中村岩雄議員登壇）

○20番（中村岩雄議員） それでは、防災について伺います。

7月24日の北海道新聞に、「小樽市長と埼玉・春日部市長 災害対応で意見交換」との見出しで、埼玉県春日部市の岩谷一弘市長が25日、小樽市役所を訪れ、迫俊哉市長と災害対応の在り方などについて意見を交わされたとの記事がありました。

小樽市と春日部市は、2023年7月に災害に強いまちづくりなどを目的に協定を締結。25日の意見交換では、岩谷市長は昨年1月の能登半島地震で高齢者がトイレトレーラーの急な階段に登れなかった事例に触れて、実態に即した対応が必要と指摘。迫市長は春日部市の自主防災組織の組織率の高さを念頭に、小樽市は組織率が低く課題がある。春日部市の取組も参考に防災対策を進めたいと述べたとの内容であります。

また、小樽ジャーナルでの記事には、両市は、それぞれの地域の活性化及び持続的な成長に向けた取組を推進するため、都市間協定を締結していること、連携協定事項は災害対策に関する応援による安全・

安心なまちづくりの推進とその他必要に応じた取組の推進を目指すことが載っており、迫市長は、春日部市は自主防災組織の結成率100%で実施している先進的な防災対策を参考にさせていただきたい。高齢化率42%の小樽市は自主防災組織の基になる町内会の活動も弱くなっていて、しっかり取り組みたいとの挨拶も紹介。岩谷市長からは、事例を交えた災害対応の説明もありました。これらの記事を見た市民は、小樽市の防災対策がさらに充実することを期待していることと思います。

そこで質問に入らせていただきます。

現在、小樽市では、希望する団体からの申出に応じて防災講話や防災訓練などの支援を行う体制となっています。しかし、地域によっては町内会などの側に情報不足や人的リソースの制約があり、申出自体が困難な場合もあります。市が積極的に町内会などに出向き、防災講話や防災訓練の開催を促すことで、地域防災力の底上げが期待されますので、その視点で質問いたします。

まず、現在、市が町内会などに対して防災講話や防災訓練を支援する際の基本的な流れと、町内会などからの申出件数の推移について、令和4年度からの3か年度分をお聞かせください。

市として町内会などからの申出に基づき、防災講話や防災訓練を実施していますが、特に高齢化や担い手不足が進む地域では、申出自体が困難なケースもあると伺っておりますので、市による積極的な働きかけは必要と考えます。例えば、町内会の防災担当が不在の場合でも、市が地域の実情を把握し、防災講話や防災訓練の開催を提案するようなアウトリーチ型支援の検討ですが、市のお考えを伺います。

今後の取組について、市として平素の町内会の防災活動についての働きかけを強化する具体的な施策があればお聞かせください。また、町内会への働きかけの一つとして、地域における防災リーダーの育成や町内会未加入世帯への情報提供などについて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

以上でこの項目を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、防災について御質問がありました。

初めに、本市が防災講話や防災訓練の実施を支援する際の基本的な流れにつきましては、災害対策室に電話やメールで御連絡いただき、日程や場所、内容などを調整した上で申込みをいただいております。また、過去3年間の申出件数は、主に町内会や学校運営協議会などからで、令和4年度が11件、令和5年度が17件、令和6年度が29件であり、増加傾向にあります。

次に、防災講話や防災訓練のアウトリーチ型支援につきましては、地域の防災体制を強化していくためには、それぞれの地域内での共助の意識を高めていく必要があります。講話や訓練を開催する際には、地区単位である連合町会や町内会、地域と密着した学校運営協議会での開催を呼びかけることとしております。町内会などへの講話や訓練の実施に向けた働きかけは、継続して行ってまいりたいと考えております。

次に、町内会への防災活動の働きかけにつきましては、引き続き総連合町会を通じて各町内会等に必要な情報提供を行うとともに、教育委員会を通じて学校運営協議会による訓練の実施などを呼びかけてまいりたいと考えております。

また、地域における防災リーダーの育成につきましては、町内会などに北海道主催の北海道地域防災マスター認定研修会への参加を呼びかけることや、地域に根差した消防団員に防災リーダーを担ってい

ただくことを想定しております。

町内会未加入世帯への情報提供につきましては、これまでも防災に関する情報を広報おたるや市のホームページ、各種SNS、FMおたるなどを通じて発信してきており、今後も継続して行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

（20番 中村岩雄議員登壇）

○20番（中村岩雄議員） それでは、共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行を受けた市の対応について伺います。

国において、令和6年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び令和6年12月に策定された認知症施策推進基本計画により、介護予防と認知症予防を一体的に進める方針が示されております。また、北海道では、令和6年度から令和9年度までを計画期間とする第9期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画において、自立支援・介護予防・重度化防止の推進及び認知症施策の推進が基本目標として掲げられており、地域包括ケアシステムの深化と生活支援体制の整備が強調されています。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条では、市町村計画の策定が求められておりますが、市では計画策定を進めているのでしょうか。計画を策定する場合には、認知症当事者や家族の意見を計画に反映させることが重要であるとされていますが、市は認知症当事者や家族の意見を聞き、計画に反映させる予定があるのか、お聞きします。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、認知症になっても希望を持って暮らせるという新しい認知症観の普及が重要視されています。市では、市民への認知症の理解促進のための啓発活動ではどのような取組を行っていますか。また、若年層へのアプローチとして具体的な取組をお答えください。

認知症の人やその家族が孤立しないよう、相談体制の整備が求められており、困ったときに適切な支援先につながることを重要と考えますが、市ではどのような相談体制となっているのか、お聞きします。

認知症の人が地域で自立して暮らし続けるためには、社会参加の機会の確保と周囲の人の理解が不可欠です。市における今後の新たな取組の構想があれば、お聞かせください。

若年性認知症の人への支援は、就労継続や社会的役割の維持が重要です。市では、65歳未満で認知症と診断された人への支援について、どのような取組を検討しているのか、お尋ねします。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、地域での見守りや支え合いの仕組みづくりが重要視されており、認知症への理解を深めるためには、町内会との連携が必要と考えます。その取組の一つとして、市では認知症サポーター養成講座を町内会において実施していますが、できるだけ多くの町内会で受講していただくために何か考えがあるのか、お聞きします。

認知症施策を推進していくためには、地域の見守り体制の構築や認知症の人への理解の促進が必要であり、市は町内会を含めた様々な関係者との連携の下、取組を行うことも重要です。また、認知症の人の社会参加を促す観点では、参加しやすい環境整備を図っていくことも必要であると考えます。

今後の課題解決に向けて、さらなる御努力をお願いし、この項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行を受けた市の対応について御質問がありました。

初めに、市町村計画につきましては、本市では従前から小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画の中に認知症施策を盛り込み、取組を推進しておりますので、新たに個別の計画を策定する考えはありません。

なお、令和9年度から始まる次期小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画においては、その策定作業の中で認知症の方や家族の声を聞く機会を設け、いただいた御意見等を反映させてまいりたいと考えております。

次に、認知症の理解促進に係る取組につきましては、広報おたるに特集記事を掲載するとともに、認知症当事者の方と支援する立場の方を講師とした市民公開講座を開催しております。また、若年層への取組として、小樽商科大学の学生を対象に認知症サポーター養成講座を行ったところであります。

次に、認知症の相談体制につきましては、認知症の早期発見に向け、かかりつけ医や認知症サポート医のほか、地域包括支援センター、民生・児童委員、認知症カフェなどが地域の身近な相談先となっており、必要に応じて、認知症疾患医療センターなどの専門支援機関につなぐ体制を取っております。

次に、認知症の方の社会参加につきましては、現在、社会参加への取組までは行えておりませんが、今後は当事者同士が自らの体験や希望について語り合う場である本人ミーティングを積極的に開催し、当事者からの意見を基に、認知症の方の社会参加の在り方について、研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、若年性認知症の方への支援につきましては、若年性認知症の方が仕事を続けるためには、職場の理解と環境整備が必要であることから、認知症の理解が進むよう啓発活動を強化するとともに、できるだけ多くの事業所に認知症サポーター養成講座を受講していただけるよう、働きかけてまいりたいと考えております。

次に、町内会での認知症サポーター養成講座につきましては、様々な機会を通じて、各町内会に対し、当該講座について周知を図るほか、役員会などに直接出向き、実施していただけるよう、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

（20番 中村岩雄議員登壇）

○20番（中村岩雄議員） それでは、教育について伺います。

まず、小樽市文化祭の活性化についてです。

小樽市文化祭は、令和7年9月25日から11月3日まで開催予定であり、長年にわたり市民の文化活動の発表の場として親しまれてきました。しかし、近年、コロナ禍の影響もあり、入場者数や作品出品者数の伸び悩み、その内容の見直しを求める声も聞いております。

本市の文化政策の柱として、文化祭の活性化は地域の創造性と市民交流の再生に直結するものであり、今こそ、これまでの伝統を重んじながら新たな展開が求められているのではないのでしょうか。

そこでお聞きします。

まず、コロナ禍前の令和元年度と直近の令和5年度、令和6年度の文化祭における入場者数、出品者

数の推移をお知らせください。

市として、出品者や入場者の状況についてどのような認識を持っているのか。また、市民アンケートや参加者ヒアリングなど、展示などの内容については現場の声を反映した評価は行われているのか、お聞かせください。

次に、参加促進策についてですが、若年層の参加を促すためのSNS活用、動画配信、学校連携などの広報戦略は検討されているのでしょうか。また、高校生の美術作品展として小樽ユース展がありますが、高校生の出品者の裾野拡大に向けた映像、デジタルアートなどの新ジャンルの導入予定はあるのか、お知らせください。

一方で、高齢者や障害者が出品するに当たっての送迎、作品搬入補助、展示補助などの支援はどのように講じられているか、お聞かせください。

次に、新規企画提案について、自治体の文化祭で導入されている市民参加型ライブペインティング、歴史的建造物を舞台にした演劇、AR展示などの先進的な企画を参考にした新規企画の導入予定はあるのでしょうか、市の見解を伺います。

次に、財源確保と民間連携についてです。財源確保のための民間企業や地元団体との協賛・協力体制の構築状況はどうなっているのか、お知らせください。さらに、クラウドファンディングを活用した市民参加型資金調達の導入可能性について、市の見解を伺います。

小樽市文化祭は、単なる展示発表の場にとどまらず、市民の創造性と地域文化の未来を育む重要な公的事業です。今後は若年層の参加促進、ジャンルの多様化、民間との協働などを通じて文化祭を市民が誇れる文化の祭典へと発展させるべきと考えます。見解をお伺いします。

市として、今後も文化祭の活性化に向けて、市民と共に最大限御努力されることを期待します。

次に、教育現場における盗撮・性犯罪対策の強化についてです。

教育施設における盗撮行為が全国的に深刻な問題となっています。アスリート、児童・生徒、彼らの尊厳が見えない場所で踏みにじられている。触れることなく行われる性犯罪は、被害者の心に深い傷を残します。

小樽市においても、教育現場の安全性を問い直す時期に来ているのではないのでしょうか。私はこの問題に対し、制度・現場・市民の声を結びつけながら、具体的な対策を問いたいと思います。

令和5年7月、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律、いわゆる性的姿態撮影等処罰法が施行されました。また、それに先立つ令和3年6月には、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が制定、公布、令和4年4月施行、令和5年4月運用開始となり、採用時のデータベース確認が義務化されています。

これらの法制度は、教育現場の安全を守るための重要な柱です。しかし、制度があるだけでは子供たちは守れません。現場でどう運用されているかが問われます。

そこで確認させていただきたいのですが、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の目的と概要について御説明ください。同様に、性的姿態撮影等処罰法の目的と概要についても御説明ください。

名古屋市の小学校教員による盗撮事件は、教育現場への信頼を大きく揺るがしました。SNSで画像を共有し、複数の教員が関与していたという事実は保護者に深い不安を与えています。文部科学大臣も断じて許せないと怒りを表明しました。しかし、逮捕されたのは一部であり、他の教員が今も教壇に立っている可能性があるという現実があります。

そこで伺いますが、文部科学省の緊急対策としての通知について内容をお知らせください。また、市

教委の対応状況をお知らせください。

教育職員の性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況についてです。盗撮の検挙件数が8,000件を超え、過去最多を記録した今、私たちは制度の実効性を冷静に見詰める必要があります。新たに施行された撮影罪はどこまで抑止力となっているのか、迷惑防止条例との違いは何か、そして、痴漢など他の性犯罪との比較から見えてくる課題とは何か、私たちは様々な角度から検証を重ねる必要があります。

そこで、性犯罪・性暴力等によって懲戒処分された教育職員の人数は何人か。そのうち児童・生徒への行為によるものは何人か。令和4年度から令和5年度の全国の数字をお聞かせください。

その上で、名古屋市の事件と教育職員の懲戒処分の現状について、市教委の所感をお聞かせください。

専門家の議論と防犯カメラ設置の是非について伺います。

フジテレビ日曜報道THE PRIMEでは、教育評論家・弁護士・ネットパトロールの専門家が盗撮問題を議論しました。各専門家は、教員不足・密室性・AIによる性暴力の可視化困難など、複雑な背景を指摘しています。学校への防犯カメラの設置については、視聴者投票でも76%が導入すべきと回答。しかし、プライバシーや管理体制への懸念もあります。

そこで、校内への防犯カメラ設置について、市教委の見解を伺います。また、設置に伴う課題、死角、管理者体制への不信、保護者の理解についてどのように考えているのか、お聞かせください。

特定免許状失効者に関するデータベースは令和5年に運用が始まり、利用登録した上で使用することになっています。国公立では各教委などが、また、私立では運営法人ごとに登録し、教員採用時に児童・生徒へのわいせつ行為に関する処分歴を確認することが義務付けられています。

文部科学省が全国の私立校を運営する学校法人などに令和5年度の活用状況を尋ねた調査では、回答した法人の75%の5,480法人が活用していなかったことが7月8日までに判明していましたが、7月16日付北海道新聞の報道によると、北海道教育委員会は7月15日、2023年度から2025年度にわたり、児童・生徒へのわいせつ行為に関する処分歴をデータベースで確認せず、非常勤職員3,882人を採用していたと発表した。採用者に処分歴はなかったという。道教委が独自に調査したところ、判明した。道教委は法令の認識が徹底されていなかったとしている。札幌市教委も調査を行い、同様の事案は確認されなかったとの内容です。

北海道内もこのように法令違反と言われても仕方のない状況だとすれば、誠に遺憾です。

市教委は、教員採用時のデータベース確認についてどのような対応を取ってきたのか、お知らせください。

次に、日本版DBSについてです。

2024年6月、日本版DBS、子ども性暴力防止法が成立、令和8年度中の施行が予定されています。この法律は、教育・保育など子供と接する職業において、性犯罪歴を確認し再犯を防止する制度で、イギリスDBSをモデルとしています。

日本版DBSの導入に向けては、現在、登録対象職業の範囲を広げるべきか議論されています。また、前段のフジテレビ日曜報道THE PRIMEでの視聴者投票では、90%が広げるべきとの回答です。来年度中の施行に向け、指摘されている課題も含め、私たちも議論を深めていく必要があります。

児童・生徒間の性暴力と予防教育についてになります。

報道によると、中高生が同級生らを盗撮したとして摘発された人数が、令和5年7月に性的姿態撮影等処罰法が施行されてから、今年5月まで計550人に達し、うち約4割が校内で発生しているとのことです。文部科学省は、加害者・被害者・傍観者にならない教育を推進していますが、発生時の対応手引の整備は十分とは言えません。兵庫県では、関係機関が連携し、「学校で性暴力被害が起こったら」とい

うタイムライン形式の手引を作成。札幌市教委も研修に活用していると伺っています。

そこで質問ですが、兵庫県の手引を参考活用することについて、市教委の御所見を伺います。

7月21日付道新教育コーナー学びeyeの見出し、「校内盗撮続発、児童生徒守れ」の記事の一節を引用させていただきます。交流サイト（SNS）で盗撮画像を見つけるパトロール活動を行う任意団体ひいらぎネットの永守すみれ代表は、活動によって分かったことは、多くの盗撮は生徒によって行われていて、近年はスマートフォンでの盗撮行為が可能になり、SNSには買ってくれる人がいるという状況がある。盗撮画像と個人情報SNSで流され、それを見た大人がストーカーなど物理的な性暴力に及ぶ可能性があり、非常に危険だ。名古屋市の複数の教員による盗撮事件の発生もあり、ありとあらゆる対策を取るべきだ。対策としては、どの学校でもすぐできる環境整備の徹底を。整理整頓されていると盗撮は起きにくい。しかし、学校だけでは限界がある。教員は人手不足で、激務。地域の警察やスクールロイヤーといった弁護士ら外部の人たちが関わり、広い枠組みをつくる必要がある。学校や教育委員会のみならず、様々な専門家が学校に入り、知恵を出し合い、学校から盗撮を根絶するべきという提言をしています。

この広い枠組みをつくる必要があるなどの提言について、市教委の見解を伺います。

包括的性教育、CSEの実践に関連してです。

旭川市で令和3年、いじめを受けていた中学校2年の広瀬爽彩さん、当時14歳が自殺した問題で、一般社団法人子どもいじめ防止学会が7月に東京都内で開いたシンポジウムで、旭川市いじめ問題再調査委員会の委員5人全員が報告し、パネルディスカッションで発言しています。8月4日付北海道新聞に掲載されましたので、「性被害踏まえず」の見出しの段から抜粋して紹介させていただきます。

それぞれの委員は、広瀬さんが警察に対しても被害のことを口にできなかったため「（警察や学校などが）いじめの問題ではないという結論に流れてしまった」。「学校や警察、心理学や医療の専門家がチームとして連携できていたらよかった」。広瀬さんが事件後に入院した病院で、当初は自殺予防のため下着や衣服の着用が認められず、毛布だけが与えられていたこと、入院中に警察から被害の内容を聴取され激しいフラッシュバックを起こしたことなどを挙げ、「性被害を踏まえた対応を全然できていなかった。致命的だった」と批判したこと。思春期の子供が性被害を語ることは難しいとし、「その子の日常とは違う行動や表情に周囲が気づくこと、あるいは気づく子どもたちを育てることが、被害を早期に発見し防止することにつながる」と話したなどと紹介されています。性被害を見落とすことがなかったなら、救えた命だったかもしれません。誠に残念でなりません。

この旭川市いじめ問題再調査委員会委員長の尾木氏からは、子供への包括的性教育の実践は急務としてその必要性が提唱されています。シンポジウムに先立っての「いじめから子どもの命を守るために」と題しての講演の概要です。滋賀県大津市のいじめ事件でも調査委員を務めたが、旭川市の事件が大津市と決定的に違うのは、交流サイト（SNS）の普及だ。インターネットを通じたいじめは全国に蔓延し、教師にはいじめが見えなくなり、透明化してしまった。また、ネット上にあふれる不正確な性の情報によって、子供たちの認識がゆがみ、性的ないじめが深刻化しているという問題もある。旭川市の事件では、SNSを利用した性加害問題の深刻さを痛感した。再調査の報告書でも提言しているが、包括的性教育の実践は急務だ。この包括的性教育とは国際社会で実施されているもので、人権教育を前提に、人と人との関係性の確立や性的同意の尊重、ジェンダー平等の理解など八つのポイントがある。性教育については、日本は世界から取り残されているが、その理由は学習指導要領で妊娠の経過を扱わないと決めているから。この歯止め規定を何とかしなければならぬ。日本世論調査会が2023年に実施した調査では、歯止め規定を撤廃すべきだと答えた方が9割に達している。もう機は熟しているのではないかと。

教師には見えないSNS上のいじめを察知するのは子供たちだ。クラスの空気が変化し、いじめが起きたのではないかと気づく。だから、子供たち自身が解決に入るスキルや感性を育てることが重要。子供たちはスマートフォンを使うスキルはあるが、さらに優れた使い手に育てる必要がある。インターネットという公共空間で、責任を持って行動するデジタル・シティズンシップの視点を持ってもらうことが、これからの社会を築く上で不可欠だとの意見です。

包括的性教育、CSE: Comprehensive Sexuality Educationとは、単に性や生殖の知識にとどまらず、ジェンダー平等、性の多様性、人間関係、人権など、人間の性の在り方、セクシュアリティ全般を精神的、心理的、社会的、文化的、政治的な側面から人権尊重を基盤として学ぶ性教育です。国際連合教育科学文化機関、ユネスコなどが定める国際セクシュアリティ教育ガイダンスが国際的な指針となっており、子供や若者が安全で健康的な選択をするための知識、態度、技能、価値観を身につけ、心身ともに健康で幸福な状態であるウェルビーイングの実現を目指すものと理解しておりますが、日本でも包括的性教育という言葉が広まり、関心が高まっていると考えます。公益財団法人日本財団性と妊娠にまつわる有識者会議も包括的性教育の推進に関する提言書で、その重要性を指摘しています。

以上、尾木直樹氏ら有識者の提唱する包括的性教育について、御所感をお聞かせください。

一般社団法人北海道探偵防犯業連合会の提言と現地調査についてです。

同連合会から、学校教員による盗撮わいせつ行為防犯抑止対策としての提言書が提出され、小樽市教委も受け取ったと伺っています。また、同連合会の盗撮防止のための現地調査デモンストレーションを実施されたと伺いました。機微を捉えたこの判断は、他教委の模範となるものであり、高く評価されてしかるべきと考えます。実際に札幌市立琴似小学校が後に続き、UHBの取材も受け入れています。

そこでお聞きします。現地調査デモンストレーションの際、指摘された点、アドバイスなどがありましたらお知らせください。また、提言書の具体的な提言項目についてお知らせください。

市教委としてこの提言に対する今後の対応について御所見を伺います。

教育の現場で起きていることは、決して遠い世界の話ではありません。子供たちが通う学校、保護者が信頼を寄せる教員、地域が育てる未来、その全てが私たち市民の暮らしの延長線上にあります。

盗撮や性犯罪の報道に触れるたび、胸を痛める市民の声を私は何度も聞いてきました。うちの子供は大丈夫だろうか、教員を信じていいのだろうか、そんな不安が静かに、しかし、確かに広がっています。私の質問は、そうした市民の声を議会という場に届けるためのものです。制度の整備だけでなく、現場のまなざしと市民の信頼をつなぎ直すことが今この小樽市に求められていると信じています。

教育委員会の皆様には、制度の運用と現場の実情を丁寧に見詰め、子供たちの未来に責任を持つ姿勢を、ぜひとも示していただきたい。市民の皆様には、どうかこの議論に関心を寄せていただき、共に子供たちの安全を守る力となっていただきたいと思います。

以上、子供たちの尊厳と市民の信頼を守るための思いを込めて、質問を終えます。なお、再質問は留保いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教育について御質問がありました。

初めに、小樽市文化祭の活性化についてですが、まず、入場者数・出品者数の推移につきましては、令和元年度は入場者数が1万1,267人、出品者数が978人、令和5年度は入場者数が7,123人、出品者数が

398人、令和6年度は入場者数が7,424人、出品者数が404人となっております。

次に、出品者や入場者の状況につきましては、近年は新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、文化芸術活動に参加される方や運営団体数が減少しておりましたが、令和5年度以降は、入場者数、出品者数ともに少しずつではありますが、持ち直していることから、文化芸術活動が活発化してきているものと認識しております。

また、現場の声を反映した評価につきましては、小樽市文化団体協議会が中心となって組織している小樽市文化祭実行委員会において、来場者へのアンケート調査や運営団体による意見交換を実施しており、次回開催時に反映するよう努めております。

次に、若年層の参加を促すための広報につきましては、出品については、美術、写真、書道を展示する各団体から市内の高校に対して出品の依頼を行っているほか、合同華展では、中学校部活動の華道部と連携し、作品の展示を行っております。来場については、市内の各学校でのポスター掲示のほか、市のホームページやフェイスブックによる周知を行うとともに、今年度から、小・中学生の来場を促進するため、保護者向け連絡ツールの活用を図ってまいります。また、小樽ユース展における新ジャンルの導入については、運営委員会と協議してまいりたいと考えております。

次に、高齢者や障害者の出品支援につきましては、送迎の支援はしておりませんが、会場の設営や作品の搬入時の受付、展示作業などを行う際に職員が支援しております。

次に、新規企画の導入につきましては、小樽市文化祭の実施内容は、実行委員会において検討しておりますので、先進的な企画を参考にした新規企画については、実施することが可能かどうかも含めて、実行委員会と協議してまいりたいと考えております。

次に、財源確保のための協賛・協力体制につきましては、小樽市文化祭は、実行委員会が主体となり、市の補助金と地元民間企業からの協賛金により、作品展示やステージ発表などの運営が行われております。クラウドファンディングなどの資金調達については、実行委員会と、その必要性について協議してまいりたいと考えております。

次に、文化祭の今後に対する見解につきましては、例年1か月以上にわたって開催している小樽市文化祭は、市民による多様な文化芸術の鑑賞、創作、発表の機会となっており、秋の恒例行事として70年以上にわたり、多くの市民の皆さんに親しまれております。今後も文化芸術活動の活性化を図るため、小樽市文化祭ではどのようなことができるか、実行委員会と協議してまいりたいと考えております。

次に、教育現場における盗撮・性犯罪対策の強化についてですが、まず、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の目的と概要につきましては、この法律の目的は、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、児童生徒等の権利利益を擁護することとなっております。また、概要としては、児童・生徒性暴力等の定義、教育職員等による児童・生徒性暴力等の禁止、基本理念、文部科学大臣による基本的な指針の作成、児童・生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置、特定免許状失効者への再免許付与の特例などが規定されております。

次に、性的姿態撮影等処罰法の目的と概要につきましては、この法律の目的は、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止することとなっております。概要としては、正当な理由がないのに人の性的姿態等をひそかに撮影する行為などを処罰する、性的姿態等撮影罪などが定められているほか、性的姿態等の画像などの複写物の没収、押収物に記録された性的な姿態画像等の消去・破棄などの措置を取ることができると規定されております。

次に、この事件を受けた文部科学省の通知の内容と市教委の対応につきましては、通知の内容としま

しては、児童生徒性暴力等の防止に関して、教師の服務規律の確保を徹底するとともに、教師による児童生徒性暴力等の防止のための研修を改めて実施すること、執務環境の見直し等による密室状態の回避や組織的な教育指導体制を構築すること、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検やカメラ等を設置できないよう、常に整理整頓すること、教師がSNS等を用いて児童生徒等と私的なやり取りを行わないことや、教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等の撮影を行わないこと、学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出さないこと、児童生徒等や教師等に対する定期的なアンケート調査の実施や、被害児童生徒やその保護者等が安心して相談できる窓口等を改めて周知すること、相談があった場合には、警察等の関係機関と迅速に連携することなど、多岐にわたるものとなっております。

また、市教委の対応としましては、各小・中学校に文部科学省からの通知に基づく対応を全て行うよう指導し、各小・中学校では適切に対応しているところであります。

次に、性犯罪・性暴力等で懲戒処分された全国の教育職員の人数につきましては、令和4年度が218人で、そのうち児童・生徒への行為によるものは119人、令和5年度が289人で、そのうち児童・生徒への行為によるものは157人となっております。

次に、名古屋市の事件と教育職員の懲戒処分につきましては、教育職員から児童・生徒への性暴力は決してあってはならないもので、断じて許される行為ではないと考えており、こうした事件により、日々頑張っている多くの教育職員の信頼が損なわれるような状況が生じていることにつきましては、極めて遺憾に思っているところであります。また、性犯罪・性暴力等によって懲戒処分された教育職員が増加していることについては、改めて教育職員による児童・生徒性暴力等の防止に向け、厳正に取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、校内への防犯カメラの設置につきましては、記録が残ることで不適切行為やトラブルの未然防止、事後検証につながるなどの効果は期待できると考えますが、児童・生徒のプライバシーへの配慮や、監視による児童・生徒への心理的影響、撮影した画像の取扱い、設置する場所、保護者や児童・生徒等の理解などが課題として考えられることから、設置については慎重に検討していく必要があるものと考えております。

次に、教員採用時のデータベースの確認につきましては、本市の小・中学校の教員については、法に基づき、任命権者である道教委が任用し、市内各小・中学校に配置されていることから、データベースの確認は道教委が行うこととなっておりますので、市教委では対応しておりません。

次に、兵庫県が作成した性暴力被害に係る対応の手引につきましては、本手引は、学校現場における性暴力被害への対応や支援についての内容が具体的にまとめられており、被害児童・生徒の心のケアや関係機関との連携の在り方などにおいて参考になるものと認識しております。教育現場において性暴力や性被害が発生した場合、学校は迅速かつ適切に対応することが重要でありますので、小・中学校に情報提供してまいりたいと考えております。

次に、学校での盗撮を防ぐためには、外部の人たちが関わり、広い枠組みをつくる必要があるなどの意見につきましては、盗撮への対応については、学校だけでは対処できない事例が発生する可能性もあることから、警察や弁護士など、外部の人たちとの連携についても検討していく必要があるものと考えております。

次に、包括的性教育につきましては、思春期の体の変化や生殖機能などに関する知識の習得だけではなく、家族、友情、尊重などの人間関係の確立や、ジェンダー平等の理解、プライバシー、性的同意の尊重、性暴力の防止など、有意義な視点を含んでいるものであると考えております。

次に、現地調査のデモンストレーションの際に指摘された点などにつきましては、デモンストレーションは、市教委庁舎の女子トイレで行い、一般社団法人北海道探偵防犯業連合会の方から探知機器を使用した調査方法や目視による調査方法を見せていただきました。その際、以前トイレットペーパーホルダーが設置されていた場所にねじ穴があったため、カメラ等の設置が可能であるとの指摘があり、塞ぐことが未然防止につながるとのアドバイスを受けております。

次に、提言書の具体的な提言項目につきましては、教育現場での盗撮行為等の抑止対策として、内部関係者で点検・検査は行わず、専門職が定期的な検査を実施すること、女性教員・職員への研修会を定期的に開催すること、点検検査を公立の幼稚園・保育所まで広げること、従来の児童・生徒へのアンケート収集方法を見直すこと、専門職を含めた第三者機関・防犯分野での評議員会を設置すること、PTAと連携すること、男子児童・生徒が使用するトイレや更衣室も点検することなどとなっております。

次に、この提言に対する今後の対応につきましては、市教委では、文部科学省や道教委の通知に基づき、児童・生徒への盗撮行為の防止に向けた取組を行っておりますが、今後、対応方法などを検討する際には、提言書の内容も参考にしていまいりたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、中村岩雄議員。

○20番(中村岩雄議員) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、埼玉県春日部市との協定に基づいてのことですが、今回、私は春日部市との連携協定を前提にして質問しています。具体的に春日部市のどういうところを参考にしながら対応していくのかを、もう少し踏み込んでお答えいただきたいのが一つです。

それから、教育関係では、防犯カメラのことです。校舎に防犯カメラを設置する中でも、教室に設置するのと、例えば更衣室、トイレに通じる廊下に設置するというのは分けて考える必要があると思うのです。校舎に防犯カメラを設置するというのは、一般の方でも、専門家でも、全体としては、おおむね賛成だけでも、教室については、やはり専門の中でも議論が分かれているところなのです。

例えば毎日新聞のアンケートなどでも、全国の市教委にアンケートを取って、はっきりした答えが得られていないと、積極的に設置すべきとはなっていないようです。ただ、抑止力としては皆さん認めていますので、教室と更衣室や、トイレに通じるところへの防犯カメラ設置、それからプールなどもありますので、そういう更衣室などに通じる場所に防犯カメラを設置するのは分けて考えたほうがいいのかと思います。その辺で何か考えがありましたら、お聞かせください。

それから、提言書を頂き、拝見しておりますけれども、これからの対応についていろいろ課題、問題もあります。例えば調査・検査の専門家の立場として、抑止策として学校に入ることに、少し踏み込んだ意見になりますが、その辺の御所感をお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 中村岩雄議員の再質問にお答えいたします。

埼玉県春日部市との連携協定についてお尋ねがありました。御縁がありまして、春日部市と協定といえますか、その前に話合いをする機会がありました。その話合いの中からもいろいろなことを春日部市から学ぶ必要があるという思いで協定締結に至りました。

そのときのお話を少し紹介させていただきますと、周辺が川に囲まれていて、地形自体が、いわゆるお皿の底のような状況の中にまちが形成されているということで、一たび川の氾濫が起きますと、町

中が水害に襲われるという背景もあったことから防災意識が高まって、自主防災組織の結成率が高くなっているという話を伺いました。

また、そういったこともありまして、我々に比べますと、今、防災対策も非常に先進的に進められているというお話も伺いました。基本的には自主防災組織の編成、実際にどういう活動をされているのかといったことですか、先ほど佐藤議員の質問の中で少し御答弁させていただきましたが、トイレトレーラーの問題ですか、あるいは災害廃棄物の対象など、この前、具体的にお話しいただきましたが、そういった我々より先進的に進んだ防災対策などについて、今後いろいろ意見交換をさせていただきたいと思っているところであります。

一方では、お互いの行政課題を解決していこうという趣旨もありますので、たしか、先日は春日部市からおたる潮まつりに合わせてお越しになられました、小樽市の観光施策について学ばれましたし、先に新庁舎も建設をされておりますので、私どもから職員を派遣して、新庁舎建設に至る経緯や計画といったものも勉強させていただいたところであります。防災が基本になるとは思いますけれども、幅広く意見交換をさせていただいて、市の施策にも先進的な取組を反映できればと思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 中村岩雄議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目、防犯カメラの設置に向けたことについてでございます。校内の防犯カメラの設置につきましては、先ほど議員からもありましたように、どこに設置をするのかとか、先ほど言った様々な課題も踏まえて、やはり慎重に検討していく必要があると思っているところでございます。

今後、文部科学省や道教委から様々な通知があると思いますので、その内容を踏まえるとともに、他都市の先進事例も参考にしながら、今後、慎重に検討していく必要があると認識しているところでございます。

2点目の提言書の内容は今後、専門家からの助言をとお話を受けましたが、現在は、本市においては、文部科学省の通知に基づき、盗撮行為防止の取組を行っているところでございます。取組状況や今後の国や北海道から出される通知内容も確認しつつ、その対応方法について、市教委でも今後、検討していく必要があると考えております。

その際に、専門家からの助言も必要になるかと思っておりますので、そういった場合には、このたびの提言書も踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時07分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 高 野 さ く ら

議 員 横 尾 英 司

令和7年
第3回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和7年9月9日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、平戸理史議員、佐藤奈緒美議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第27号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、白川貴城議員。

（2番 白川貴城議員登壇）（拍手）

○2番（白川貴城議員） 令和7年第3回定例会に当たり、公明党を代表して質問します。

初めに、財政・政策について質問します。

令和6年度一般会計決算についてお伺いします。

令和6年度の国の経済財政運営は、新しい資本主義の下、物価高への対応や賃上げ促進、少子化対策などを通じて、民間需要主導の持続的成長を目指す方針でした。地方財政についても、前年度並みの一般財源を確保し、安定的な行政サービスの継続が求められました。こうした中、本市では、最重要課題である人口減少対策のほか、近年の社会情勢や気候変動に伴う新たな行政需要に対応するための取組に重点を置いた予算編成でした。

最終的に、一般会計の決算は、歳入で固定資産税や地方交付税などが予算額を上回り、歳出で職員給与費や他会計への繰出金などに不用額が生じたことから、財政調整基金の取崩額を減額した上で、実質収支は約2億円の黒字を確保しました。実質収支は、前年度に引き続き黒字となりましたが、財源対策として、財政調整基金3億8,000万円を取り崩しており、実質単年度収支は、令和2年度以来4年ぶりに約8億1,700万円の赤字となっています。このことから、財政調整基金の取崩しなしでは均衡予算が組めない状況が続いていることが課題となっております。

ここで伺いますが、令和6年度の財政力指数、3か年平均は0.469であり、標準的な行政サービスを提供するために必要な経費に対し、53.1%を普通交付税に依存している状況にあります。令和3年度からはほぼ横ばいに推移しているように見られます。この原因についてお聞かせください。

次に、令和6年度の経常収支比率は95.0%で、90%を超える状況が続いており、政策的な事業に使える財源が少なく、非常に硬直した財政構造となっています。令和3年度から徐々に上昇しておりますが、令和7年度以降の見込みと対策についてお知らせください。

次に、令和6年度の実質公債費比率、3か年平均で3.6%、単年度で見ても約3.4%とあり、将来負担比率を見ても、令和4年度で26.0%、令和5年度で25.0%、令和6年度で26.6%と推移しています。この結果を見る限りでは、硬直性が高いながらも、財政の健全性を確保しつつ、将来世代への負担を抑えているというポジティブな見方ができ、子育て世代への移住のアピールにもつながるのではと考えますが、令和7年度以降の実質公債費比率と将来負担比率についてどのような予測をされているのか、お示しください。

次に、令和6年度の最重要課題である「人口対策」「次世代を見すえたまちづくり」「魅力を活かしたまちづくり」「活力を生み出すまちづくり」「安全・安心なまちづくり」「暮らしを支えるまちづくり」の6分野における主要事業について、それぞれの分野で特に効果があった事業についてお知らせいただき、その効果の内容について御説明ください。

次に、効果が薄かった、見えなかった取組についてお知らせください。また、それらはどのような見直しがどのタイミングでなされ、今年度の取組につながっているのか、お知らせください。

令和6年度一般会計決算説明書には、歳入の決算について、令和5年度と比較して、法人市民税、固定資産税・都市計画税などで増となっております。

ここで伺いますが、法人市民税、固定資産税・都市計画税の令和5年度からの増の主な要因について、それぞれ御説明ください。

次に、歳入の市税の収入未済額については、過去5年を遡ってもほぼ横ばいとなっておりますが、市税全体の収入未済額のうち、高額滞納となっているもの、収入未済額回収についてどのように考えているのか伺います。

また、新たに不納欠損になる見込みなどは考えられるのでしょうか。

市税の収納率の向上について、どのような対策を講じているのか、御説明ください。

令和6年度一般会計の歳出の決算については、令和5年度と比較して、総務費は保健所等の移転に伴う公共施設等再編経費の皆増などにより、衛生費はごみ焼却処理施設の改良工事に伴う北しりべし廃棄物処理広域連合負担金の増などにより、土木費は観光船ターミナル整備事業費や港湾管理事務所整備事業費の増などにより、教育費は令和5年度から繰越しとなった小・中学校の空調設備整備事業費の皆増などにより、職員給与費は給与改定や退職手当の増などにより、それぞれ増の結果でした。一方で、総務費、土木費の不用額が大きいと見受けられます。

ここで伺いますが、総務費、土木費について、それぞれどの事業にどのような要因があってこのような不用額が出たのか、お聞かせください。また、それぞれの予算の見積り精度について問題がなかったのか、お聞かせください。

続いて、令和7年度一般会計補正予算に関連して伺います。

人事給与システム改修事業費について、当初予算では599万5,000円の予算でしたが、このたび、子ども・子育て支援法の改正によりシステム改修を実施するとして、758万2,000円の補正予算が組まれております。

ここで伺いますが、当該補正予算額である758万2,000円の改修はどういった内容で進められるのか、御説明ください。

次に、このたびのシステム改修の費用について、国からの補助などの財政措置はあるのか、お知らせください。

次に、子ども・子育て支援法の改正により、新たに子ども・子育て支援金制度が創設されますが、現行の子ども・子育て拠出金との違いを御説明ください。

次に、支援金制度の施行に向けたシステム改修のスケジュールについて、国民健康保険制度と後期高齢者医療制度でそれぞれどのように進められていくのか、お示しください。

次に、子ども・子育て支援金制度の理念と、その必要性、意義について、人口減少、少子高齢化が進む本市において、子育て支援策を着実に進めることを重点公約に掲げている市長の見解をお聞かせください。

続いて、今後の市政について伺います。

令和7年度の予算編成方針では、人口減少対策を最重要課題と位置づけ、子育て・仕事・移住を柱とした施策や、自治体DX、ゼロカーボンの推進に重点的な配分を行う方針となっておりますが、令和7年度も今月で上半期を終えることとなります。今年度実施している事業について現時点で見えている効果や課題についてお聞かせください。

次に、明年は迫市長2期目の締めくくりの年になるとと思いますが、令和8年度の基本的なスタンスについて、市長の見解をお聞かせください。

我が党は、「子どもの幸せを最優先する社会」を目指して、結党以来、教科書無償配布や児童手当の創設等の政策を実現してきました。2022年11月には結婚、妊娠・出産から子供が社会に巣立つまでライフステージに応じた切れ目のない政策を、子育て応援トータルプランとして取りまとめました。2030年までの7年間で最大限実現することを強く要望しております。

その中で、経済的支援の強化として、学校給食の無償化を挙げており、本年2月、自民党、公明党、日本維新の会の3党で、2026年度から小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえて、給食費無償化を実現する等の方針を合意しました。

ここで伺いますが、国で小学校給食費無償化が決まり、子育て支援が大きく前進したと思いますが、教育長の所感をお示しください。また、小樽市としてもしっかりと取り組んでほしいと思いますが、考えをお示しください。

次に、北海道新幹線は一部トンネル工事の難航などによって、札幌延伸開業の予定が2030年度末から2038年度以降に後ろ倒しになったことを受けて、新小樽（仮称）駅周辺整備を予定している本市に対して、本年5月10日に我が党から佐藤英道衆議院議員、阿知良寛美道議会議員、田中勝一道議会議員と、市議団を代表して秋元議員らが影響の調査に訪れました。その際、迫市長からの要望を受け止め、国に働きかけたことにより、政府発表の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針で、北海道新幹線早期開業に向けた記載がなされました。このことを受けて、市長の御所見や期待される効果について伺います。

続いて、行政評価について伺います。

令和7年第1回定例会でも、令和5年度以降休止となっている行政評価について質問しました。そのときの市長答弁では、行政評価の考え方については、指標を用いて施策を点検し、その後の施策に生かすという考え方は、基本的には変わらないが、指標の推移のみで、施策の効果を的確に把握することの難しさも感じているところであるとあり、また、「第7次小樽市総合計画の各施策の効果的・効率的な推進」「目標管理型・成果志向の市政運営の推進」「事業の見直しやスクラップアンドビルドなどの改善に対する職員意識の醸成・向上」「市民意見の反映と市民への説明責任の確保」の四つの視点を基本に、改めて評価の在り方を検討するとともに、指標による的確な効果測定の難しさや、御指摘のあった市民生活への効果の示し方などを課題として、適切な評価の手法と公表の仕方について検討してまいりたいと考えているとのことで、令和7年度には再開したい旨の御答弁がありました。

ここで伺いますが、令和7年度も折り返しを迎えることとなりますが、行政評価の再開状況について御説明ください。

次に、再開するに当たり、これまでの本市の行政評価は、施策の評価が中心であることから、個別の事務事業レベルでの成果やコストの分析が限定的となってしまうこと、予算との連携が弱く改善の具体性に欠けてしまうことや、指標の設定が曖昧なものがあること、成果との因果関係が不明瞭であるものがあること等、課題と感ずる点についてどのような改善がなされるのか、御説明ください。

次に、先進都市では既に実施しておりますが、事業の費用対効果の検証がしっかりと行えるように、

事業ごとの人件費・施設費・管理経費などを含めたフルコスト計算の導入についての考えをお聞かせください。また、費用対効果が分かることで、職員の達成感や、やりがいにもつながるものと考えますが、見解をお伺いします。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 白川議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政・政策について御質問がありました。

初めに、令和6年度一般会計決算についてですが、まず、令和3年度以降の財政力指数の推移につきましては、基準財政収入額は、市税収入等の伸びにより増加傾向にあるものの、人件費の上昇や物価の高騰等により、基準財政需要額も増加傾向にあることから、結果として指数があまり変化せず、横ばいになっているものと考えております。

次に、令和7年度以降の経常収支比率の見込みと対策につきましては、比率の積算において多くの割合を占める義務的経費である人件費や扶助費が増加傾向にあるほか、これまで抑制に努めてきた公債費についても、今後の建設事業により増となる見込みであることから、比率は上昇するものと考えております。

そのため、企業誘致や人口減少対策などの施策をさらに進め、市民税や固定資産税など、市税収入全体の増加を図り、安定した財政基盤を確保する必要があるものと考えております。

次に、実質公債費比率と将来負担比率の予測につきましては、数値の試算はしておりませんが、建設費の高騰が続いており、令和7年度以降においても、事業実施の財源として市債が大きな割合を占めることから、後年度の公債費負担が増え、比率は共に上昇することが見込まれます。

次に、主要6分野の効果のあった事業につきましては、まず、「人口対策」では、放課後児童クラブの利用手数料の無償化、「次世代を見据えたまちづくり」では、小樽港第3号ふ頭の観光船ターミナルの整備、「魅力を活かしたまちづくり」では、旧日本郵船株式会社小樽支店のリニューアル工事、「活力を生み出すまちづくり」では、クルーズ船の誘致と受入れ体制強化の取組、「安全・安心なまちづくり」では、学校など公共施設への冷房設備の整備、「暮らしを支えるまちづくり」では、路線バス事業者の収支不足への補助などが本市の課題解決に向けて効果的であったと考えております。

次に、効果が薄かった事業につきましては、一例を申し上げますと、発達障害のある子供を対象とした親子ワークショップ事業が、令和6年度は見込みを大きく下回る3組の参加にとどまりましたが、今年度の予算編成の中で、利用促進に向けた議論を行い、連携する宿泊施設の増加や、より効果的なPRのための募集ページの改善などを行った結果、既に昨年度を上回る参加につながっているところであります。

次に、前年度と比較して、法人市民税、固定資産税・都市計画税が増収となった主な要因につきましては、法人市民税は、国内の経済動向が改善し、企業の業績が好調であったことによるものであり、固定資産税及び都市計画税は、収入率の向上、償却資産の設備投資が増加したことによるものであります。

次に、市税高額滞納案件の収入未済額につきましては、税の公平性、公正性の観点からも、収入未済となった税額にかかわらず、粘り強く納税交渉を行い、徴収努力を続けていきたいと考えております。

次に、今後の不納欠損の見込みにつきましては、滞納案件の財産調査をした上で、不納欠損の要件に

該当するのかを慎重に判断する必要がありますので、現時点ではお示しすることができません。

次に、市税の収納率の向上対策につきましては、新たな滞納を可能な限り増やさないようにするため、早期の納税交渉を行い、収納率の向上に取り組んでいるところであります。

次に、総務費と土木費における不用額の主な要因につきましては、総務費ではふるさと納税寄附額の減に伴い、基金積立金と関係経費で約4億2,100万円、土木費では除雪費において想定していた降雪量よりも下回ったことから約8,900万円、ロードヒーティング更新事業費と橋梁長寿命化事業費において、国庫補助金の減により、事業の一部について実施を見送ったこと等により約1億8,900万円、それぞれ不用額が生じたことなどによるものであります。

また、予算見積りの精度につきましては、いずれも過去の実績や伸び率等を考慮して計上しているものであり、適切に見積もったものと考えております。

次に、令和7年度一般会計補正予算に関連してについてですが、まず、補正予算額の改修内容につきましては、本市職員の給与から子ども・子育て支援金を控除するため、人事給与システムを改修するものであります。

次に、システム改修費に対する国からの財政措置につきましては、国民健康保険など医療保険者のシステム改修に対する補助制度はありますが、自治体が事業主として職員の給与から子ども・子育て支援金を控除するためのシステム改修に対する財政措置は、現時点では示されておりません。

次に、新たに創設される子ども・子育て支援金制度と、現行の子ども・子育て拠出金との違いにつきましては、子ども・子育て拠出金は、児童手当や放課後児童クラブなど国が定めた子育て支援事業のための財源として、厚生年金加入者がいる事業主のみが負担しているのに対し、子ども・子育て支援金は令和5年12月に国が策定したこども未来戦略により創設された新たな支援金であり、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、少子化対策を強化するための各種施策の財源として、全ての医療保険の保険料に合わせて、労使折半で負担するものであります。

次に、国民健康保険などにおける支援金制度のためのシステム改修につきましては、令和7年度当初で予算措置を行っており、本年8月に事業者と業務委託契約を締結し、来年4月の施行に向けて作業を進めてまいります。

次に、子ども・子育て支援金制度の理念とその必要性や意義についての見解につきましては、子ども・子育て支援金制度は、子供や子育て世帯を全世代、全経済主体が支えるという理念の下に創設された新しい仕組みであり、国全体が少子化と人口減少の危機的な状況にある中で、社会全体で子供や子育て世帯を応援する上で必要な制度であると考えております。

また、高齢者や子育て中ではない方など、支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、実効性のある少子化対策の推進は、地域社会の維持や国民皆保険制度の持続可能性を高めることにもつながり、重要な意義を持つものと認識しております。

次に、今後の市政についてですが、まず、今年度の実施事業における現時点での効果や課題につきましては、予算を執行している段階でありますので、お示しすることはできませんが、本年4月より放課後児童クラブの開設時間を拡大したことや、おやこの集いの場の整備を進めていること、さらにはゼロカーボン推進事業としての市民向け啓発活動や事業者向け省エネ診断など各事業の着実な実施に努めているところであります。

次に、令和8年度の基本的なスタンスにつきましては、今年度の人口対策をはじめ、次世代を見据えたまちづくりや魅力を活かしたまちづくりなどのまちづくりの視点を基本とし、今後の新年度予算編成の中で、各部の意見も聞いた上でお示ししてまいりたいと考えております。

次に、経済財政運営と改革の基本方針に、北海道新幹線の早期開業に向けた記載がなされたことにつきまして、本市にとって今回の記載は前向きな動きであり、大きな一歩と受け止めております。

基本方針には、一日も早い開業の実現に加え、沿線自治体の声を聞きながら、開業の遅れによる影響にも対応していく方針が示されております。これにより、地域経済の活性化や、まちづくりの遅れによる影響が低減されるとともに、地域の実情が政策に反映されることを期待いたしております。

次に、行政評価についてですが、まず、行政評価の再開につきましては、10月には実施ができるよう、現在準備を進めているところであります。

次に、課題の改善につきましては、これまでの行政評価において、指標の推移を軸とした評価に限界があることや、評価に関わる業務量に見合う実効性の確保が課題であると考えており、現在、個別事業の有効性や効率性も含めた多角的な評価をできるだけ簡素な形で行えるよう、考えているところであります。

次に、フルコスト計算につきましては、事業の効率性を検証する上で必要な要素であり、本市が目指すべき職員像の一つとして掲げる「コスト意識を持った職員」の育成に資するものと考えられますので、評価作業の効率性も勘案しながら、導入について考えてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 白川議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政・政策について御質問がありました。

今後の市政についてですが、小学校給食費の無償化が決まったことにつきましては、給食費を負担する子育て世帯の負担軽減が図られるとともに、無償化により、安定的に質の高い給食を提供できるものと考えております。

また、現時点では国から詳細な制度設計が示されておきませんが、実施に向けて情報収集を行い、この取組をしっかり進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、白川貴城議員。

（2番 白川貴城議員登壇）

○2番（白川貴城議員） 続いて、公金受取口座登録制度の推進についてお伺いします。

本年7月には、参議院議員選挙が実施されました。日本では、長く続いたデフレから脱却を果たした一方で、物価高に直面し、大きな転換点に立ちました。そういった背景から、参議院議員選挙では、まずは目下の物価高を乗り越え、将来にわたる強い日本経済と社会保障をどう構築するかが問われました。

我々公明党は、目下の対応では、減税も給付も総動員し、国民生活を支えていくとして政策を掲げ、結果、衆参両院で少数与党となっていますが、まずは約束した政策の実現に総力を挙げております。

その中で7月29日、物価高対策として、自民党、公明党の両党幹事長が、参議院議員選挙公約に掲げた給付の実現へ具体的な制度設計を進める方針で一致したとの報道がありました。今後の詳細な設計はこれからになるとのことでありますが、ここから何点かお伺いします。

まず、本市で実施された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金事業について、給付金名、支給額、対象者をお知らせください。また、給付金事業における事務費は、国が定める限度額を超過していたかどうかと、限度額内である場合、どのような対策を講じられたことにより限度額内に抑えられたのか、お聞かせください。

次に、迅速な給付には、公金受取口座登録制度が有効であるとの見方があります。公金受取口座登録制度の概要をお示しください。

次に、デジタル庁が公開しているマイナンバーカードの普及に関するダッシュボードによると、公金受取口座登録は、全国的には令和6年末時点で約5,000万件以上が登録されているとのことですが、本市における公金受取口座の登録数は市が把握できるものなのか、お聞かせください。

公金受取口座に関しては、マイナンバーと銀行口座のひもづけについては様々な意見があり、誤解からくるネガティブな意見もあるため、改めて整理します。

一つ目は、口座から国が税金を勝手に引き出すのではないかという点です。デジタル庁のFAQによれば「公金受取口座は、給付金等の受取のための口座として、登録していただくものです。そのため、公金受取口座の登録を行ったことによって、税金等が引き落とされるということはありません。」と明確に否定されています。

二つ目は、預貯金額や取引履歴が国に知られるのではないかという点です。デジタル庁によれば、「金融機関名や口座番号等の口座の情報が国に登録されることとなりますが、預貯金残高等の情報が知られることはありません。」と説明されております。

三つ目は、一部で、公金受取口座について平成30年に始まった預貯金口座付番制度との混同が生じていることです。預貯金口座付番制度は、税務や資産管理のためにマイナンバーと預貯金口座をひもづける制度を指します。この混同によって、公金受取口座は資産管理のための制度という誤解を生み出し、警戒感につながっているケースがあるようです。

四つ目は、マイナンバーを知られたり、マイナンバーカードを盗難された場合、預貯金を引き出されたりしないかという点です。こちらについても、デジタル庁のFAQで「マイナンバーやマイナンバーカードだけで、預貯金の引き出しを行うことはできません。」と明記されております。

次に、公金受取口座登録制度について、行政側と市民側におけるメリットについてお聞かせください。

次に、公金受取口座登録制度は義務ではないものの、行政DXを進める上で欠かせないものであり、将来的に必要性が高く、重要なインフラになりつつあると考えますが、公金受取口座登録制度に対する市長の現状の評価について伺います。

公金受取口座については、公的給付金を頻繁に受け取る方や、自動的に年金が振り込まれることから、年金受給者、定期的な児童手当の受け取りがスムーズになることから、児童手当を受け取る親に登録が有効であると言われておりますが、本市で既に対応している公金受取口座の利用が可能となっている給付事務についてどういったものがあるのか、お示しください。また、今後に向けて現在対応を検討している事務はどういったものがあるのか、対応開始予定時期についてお伺いします。

現時点では、現場での作業において、公金受取口座登録制度は申請処理の簡素化が可能なほか、登録口座が本人名義1人1口座に統一されているため、自治体間での運用差が縮小され、給付対象者の本人確認が制度的に担保されており、不正受給リスクが低減することなど、平時の給付事務の効率化や標準化に寄与します。

次に、任意制度である公金受取口座登録制度を市民へどのように推進していくか、工夫が必要と考えます。全国的には、マイナポイント施策で登録が進みました。公金受取口座の登録には、マイナンバーカードが必要となるため、まずは本市の令和7年7月末時点でマイナンバーカードの保有枚数と保有枚数率についてお知らせください。

登録希望者が登録しやすい環境を提供することが大事ですが、デジタルリテラシーの違いにより、年代別へのアプローチが変わってくるものと考えます。例えば、高齢者へはその御家族や介護者への周知

と金融機関との連携が効果的なのではないか、若年層へは出産や転居などのライフイベントに合わせたデジタル訴求が効果的ではないかということが挙げられると思います。

また、そもそものところで、登録を希望する選択を促さなければ登録数に直結しないのではと考えます。そこで、ナッジ理論を活用した後押しを含めた広報施策が効果的ではないでしょうか。ナッジ理論は、判断を求められる機会がまれにしかないものの、その判断が難しく、また判断と結果との間に大きなタイムラグがある場合に有効とされております。

ここで伺いますが、公金受取口座登録制度について、本市としてはこれまでにどのような広報・支援策を展開してきたか、お聞かせください。また、これからの広報・支援策についてどのように考えておられるのか、年代別へのアプローチやナッジ理論の活用などの可能性も含めてお聞かせください。

現状で、公金受取口座登録制度を活用するには、市民の意思表示の取得、システム改修または連携、情報漏えいリスクの低減と組織内の情報管理体制整備などのためのPIA評価が必要となるため、全ての給付事業において、すぐに実現できるものではありません。

しかし、今から準備を進めることで、人口減少社会において行政機関の人材不足が招く行政サービス低下を防ぐことは可能なのではないかと考えます。

その長期的なメリットとして、マイナポータルと業務システムがAPI連携することで、照会・支給処理が自動化され、属人的な対応が不要になり、業務の標準化が図れること。一度登録された口座情報を児童手当や年金、医療費還付などに共通利用できるため、事務の重複が減り、複数給付への横断的な活用ができること。特定公的給付に指定された場合、マイナンバーと口座情報を活用して給付が可能となり、職員の手作業を減らせ、即応性が向上することが挙げられ、人員が限られる可能性がある本市において、業務効率化の基盤となり得るのではないのでしょうか。

この項目の最後に、公金受取口座登録制度は行政DXの実現に向けた重要なステップであり、人材不足や事務負担の軽減にも直結する仕組みであることから、さらなる推進を提案します。市長の見解をお聞かせください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、公金受取口座登録制度の推進について御質問がありました。

初めに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金事業につきましては、令和5年度住民税非課税世帯を対象とした緊急生活支援給付金は、支給額は15億6,689万円、対象者は2万1,232世帯、令和5年度住民税所得割非課税世帯を対象とした物価高騰対策支援給付金は、支給額は2億5,635万円、対象者は2,432世帯、令和6年度新規住民税非課税及び所得割非課税世帯を対象とした、令和6年度新規非課税世帯等支援給付金は、支給額は2億1,915万円、対象者は2,030世帯、定額減税を補足する給付である令和6年度定額減税調整給付金は、支給額は7億3,885万円、対象者は3万1,917人となっております。

また、事務費につきましては、令和5年度住民税所得割非課税世帯を対象とした物価高騰対策支援給付金は、件数が比較的少なく、委託せずに事務を実施することができたため、国の限度額内に納めることができましたが、それ以外の事業につきましては、限度額を超過いたしております。

次に、公金受取口座登録制度の概要につきましては、マイナンバーカードを所有している方が、給付

金等の受け取りのための口座として、国に任意で預貯金口座を登録していただく制度であります。

登録できる口座は、本人名義で1人1口座となっており、マイナポータルや金融機関において登録することができるものであります。

次に、本市における公金受取口座の登録者数の把握につきましては、公金受取口座の登録情報を管理しているのは国であることから、地方公共団体が市民全体の登録者数を把握することはできないものであります。

次に、同制度のメリットにつきましては、まず、行政側のメリットといたしましては、給付事務を行う際、口座情報の確認や通帳の写しのチェックが不要となり、事務負担軽減につながるものが挙げられます。また、市民側のメリットといたしましては、申請書の提出が省略できることや迅速な給付を受けられることが挙げられます。

次に、同制度に対する本市の現状の評価につきましては、本市で利用できる給付事務も徐々に増えてきており、事務負担の軽減と市民の利便性向上のため、さらなる対象事務の拡大や、口座登録者数の増に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市で既に公金受取口座の利用が可能となっている給付事務につきましては、市民税の定額減税不足額給付金、税や国民健康保険料の還付金、児童手当、高額介護サービス費の支給等の業務などがあります。

また、今後に向けて対応を検討している事務につきましては、後期高齢者医療の医療費等還付事務について、令和8年度下半期以降からの対応を予定いたしております。

次に、令和7年7月末時点のマイナンバーカードの保有枚数と保有枚数率につきましては、人口10万3,079人に対し、保有枚数は7万9,787枚であり、保有枚数率は77.4%であります。

次に、同制度についての広報や支援策につきましては、これまでマイナンバーカードの交付時などに国が作成した制度周知用のリーフレットを戸籍住民課窓口で配布しているほか、希望者にはマイナポータル端末を使用し、登録手順のサポートを行っております。今後の広報等につきましては、議員から御指摘のありました年齢別のアプローチやナッジ理論なども参考に、効果的な方策について検討を行ってまいります。

次に、同制度のさらなる推進につきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、市民の皆さんにとりましては、口座情報の記載が省略できるなど、手順が簡単になり、早期給付にもつながることから、利便性向上に寄与するものであります。

また、将来的に職員確保が難しくなっていく中、手順が簡素化されることで、職員にとりましても、事務負担軽減につながるものと考えておりますので、同制度のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、白川貴城議員。

（2番 白川貴城議員登壇）

○2番（白川貴城議員） 次に、第3項目めの質問に入ります。

続いて、防災について自主防災組織の実効性の向上についてお伺いします。

防災について、DX化を進めることはもちろん重要ですが、私たち一人一人が人任せでなく自分事として危機感を持って備えることもまた重要です。災害への備えを考えたときに自助、共助、公助の三つに分けることができますが、被災した状況下で一人一人を助け、守ることに必要不可欠となるのは、自

ら守る自助と近隣で助け合う共助です。公助だけでは被害に遭った人がたくさんいる場合には、救助・援助する側の人手が到底足りません。

ここで伺いますが自助、共助、公助のうち、私たち自身にできるのは自助と共助ですが、行政が考える公助について主にどういったものが当てはまるのか、お聞かせください。

次に、北海道が公表している令和6年4月1日現在の市町村別自主防災組織活動カバー率について、小樽市は44.2%とカバー率が向上しました。ここで、最新のカバー率についてお知らせください。あわせて、そのカバー率に至るまでどういった取組がされたのか、御説明ください。

令和5年第3回定例会で、現時点で本市の自主防災組織の結成が進まない理由の調査・分析の進捗について問うたところ、分析については、本市がこれまで大きな災害に見舞われた経験が少ないために、市民の防災意識が高くないこと、そして本市の高齢化率が既に40%を超え、町内会役員等の担い手が不足していることの2点が主な要因であるとのことでしたが、それに加えて令和5年7月に新たに都市間協定を締結した埼玉県春日部市が、自主防災組織率が高いことから、今後、同市の取組を参考にしたいと考えている旨の答弁でした。それから2年がたち、本年7月には、おたる潮まつりに合わせて春日部市の岩谷市長らが迫市長を表敬訪問されたとのことでした。

小樽ジャーナルの記事によれば、岩谷市長の表敬訪問の際、迫市長から「春日部市は自主防災組織の結成率100%で、実施している先進的な防災対策を参考にさせていただきたい。高齢化率42%の小樽市は、自主防災組織の基になる町内会の活動そのものも弱くなっていて、しっかりと取り組みたい」と挨拶されたとのこと、2年前の答弁と比べて内容に進展が見られませんでした。

ここで伺いますが、この2年間、春日部市とのやり取りで、自主防災組織活動カバー率向上についてどういった取組を参考としているのか、お聞かせください。

令和5年第3回定例会では、防災士についても触れました。災害時にその活動が効果をもたらすことが期待される防災士の資格取得のための費用助成について、市長の考えを伺ったところ、防災士の資格取得の費用助成については、これまで本市において、民間資格である防災士に期待する具体的な役割や活動内容を検討したことがないことから、今後は、他都市における費用助成や活用状況などを調査するとともに、地域防災力向上の取組の一つとして研究してまいりたいと考えているとのことでした。

質問した私自身も言い放しではいけないと思い、令和6年に防災士の資格を取得しました。そして、ありがたいことに防災についての講話の依頼につながり、啓発活動もさせていただきました。参加された方からは、改めて備えることの大切さを理解したという声もいただけて、防災意識の啓発につながっているものと思いました。

ここで伺いますが、これまでに他都市における防災士の資格取得の費用助成や防災士の活用状況などの調査進捗についてお聞かせください。

近隣都市である岩見沢市では、防災士の資格を取得した方に受講料などの費用を助成しております。居住している町内会・自治会に一定の個人情報を提供することに同意することを条件に助成をするそうです。

遡ると、平成30年度から防災活動支援補助金制度を開始しており、ここに本市が課題としている自主防災組織率を向上させることや、機能させるための施策が既に始められております。防災活動支援補助金の対象となる活動として、自主防災組織の設立・運営支援、防災・減災に必要な備品や資機材の整備、防災訓練や研修の実施、防災士などの資格取得にかかる費用の一部補助とあり、補助対象者は町内会・自治会などの自主防災組織、要件はありますが、地域で防災活動を行う団体や個人となっております。

ここで伺いますが、町内会について本市では地域の防災力を高めるための防災活動に活用が可能

な補助金や助成金の制度はあるのでしょうか、お聞かせください。

次に、本市での自主防災組織への助成制度や支援制度について、先ほど紹介した岩見沢市で行っている防災活動支援補助金制度のようなものがあるのでしょうか。

岩見沢市では、令和7年7月末時点で防災士が211名、地域防災マスターが31名で、この有資格者を中心に地域の防災研修や訓練を通じてネットワークを構築し、実効性の高い自主防災活動を推進しています。

ここには、自主防災組織は町内会・自治会がベースとなり、組織されるのが一般的であるため、その地域コミュニティの中に防災士や地域防災マスターという、災害時に地域において活動するリーダー的な人材を配置し、防災活動の一層の充実と新たな自主防災組織の設立を促進したことが形となって現れたものではないかと考えます。

ここで伺いますが、本市において、令和7年8月末現在の防災士と地域防災マスターはそれぞれ何名いるのか、お知らせください。

次に、私自身が防災士を取得して気づいた点があります。災害のときには率先して活動するのはもちろんですが、通常時での備えや啓発については自ら動かないと活動の場がなく、資格を取っただけで終わってしまうというケースが一定数あるのではないかとということです。

得た知識を活用してもらうために、防災士や地域防災マスターの資格者情報を市で把握し、災害対策室が主催する講話やイベントなどにボランティア参加を呼びかけ、知識の活用と知識の更新の機会を設けることは有意義ではないでしょうか。市長の見解をお伺いします。

また、防災士や地域防災マスターの有資格者で防災組織を立ち上げることについてどのようにお考えか、お聞かせください。

自主防災組織カバー率の向上で、組織的な整備は進んでいると思いますが、大事なのは実効性であると考えます。自主防災組織カバー率が増えている一方で、活動内容の質や継続性には地域差があるのではないのでしょうか。

市、総連合町会、地区連合町会、町内会という4層構造の中で、上層ほど推進意欲が高く、下層ほど実行困難が強いという実行のグラデーションが存在しているように見受けられます。

ここで伺いますが、自主防災組織結成を推進するに当たり、市、総連合町会、地区連合町会、町内会のそれぞれの役割について御説明ください。

次に、仮に市・総連合町会・地区連合町会・町会という4層構造の中で、実行力の断層が生じている場合、この断層を埋めるためには、町内会の枠を超えて人口規模で範囲を設定することや、地区連合町会単位での自主防災組織の結成をさらに働きかけること、地区連合町会の防災支援機能の強化などが必要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

次に、令和6年9月18日の総務常任委員会でも事例として挙げました、荒川区での区内の各公立中学校にほかの部活動とも掛け持ちが可能な防災部を設立して、防災ジュニアリーダーの育成を進めております。地域と連携した防災訓練や町内会、消防団、消防署と避難所開設訓練を行っているところに中学生も参加することで、地域の方との顔のつながりもできるという、地域の中でより広い年齢層での一体感が生まれたという効果も出ております。

このような事例を参考に、学校との連携についてはどうなっているのか、お聞かせください。

次に、今申し上げた学校との連携、先ほど申し上げた地域防災の要となる防災士や地域防災マスター養成への助成を行うことで、自主防災組織実効性の向上につながれると考えますが、見解をお聞かせください。

次に、学校との連携強化、そして防災士や地域防災マスター養成にも活用ができる防災活動への支援のための補助金制度について具体的に検討していただきたいと考えます。市長の見解をお聞かせください。

続いて、防災DX推進による情報収集・解析について伺います。

昨今の自然災害の傾向として、地震・豪雨・土砂災害が毎年のように発生しており、地震と豪雨が同時に来るなどの複合災害化のリスクも高まっています。特に線状降水帯による局地的豪雨は、都市部・山間部を問わず甚大な被害をもたらしており、各自治体の対応力が問われています。

ここで伺いますが、本市で災害が発生した場合、どのように情報収集を行っているのか、お聞かせください。また、その方法について現在見えている課題があれば、併せてお聞かせください。

熊本県では深夜から記録的大雨となり、県内7市町に一時大雨特別警報が発令され、各地で土砂崩れや冠水などの被害が相次ぎました。

そこで、大西一史熊本市長はSNSのXで、熊本市内の被害状況を把握するために、熊本市民の方々が撮影した画像や動画を、具体的な住所や撮影日時などを添えてリプライ欄への投稿を呼びかけたところ、多くの市民の方から動画や画像のリプライがあり、リアルタイムでの情報収集がなされておりました。

熊本県熊本市でも熊本市地域防災計画が策定されておりますが、SNSの活用を進めたのは、災害対応のスピードと精度を両立させるための工夫であり、行政の限界を市民の力で補完する協働型防災の好例と言えるのではないのでしょうか。見解をお伺いします。

総務省の情報通信白書では、災害対応の第1段階として情報収集が明記されており、河川水位や避難所状況などのリアルタイム把握が不可欠とされており、また、内閣府の災害対策実行会議資料では受身の情報収集が被害拡大の要因とされ、能動的な情報収集体制の構築が課題として挙げられています。これらについて見解をお聞かせください。

幅広くリアルタイムの情報を収集することで現場の実態を把握でき、意思決定の前提となつて、適切な対応が可能となります。高齢者率が高い本市にとって、情報弱者は一定数おり、そういった方々の命を守るためにもニーズに合った情報発信が必要であると考えます。そこでSNSが効果を発揮するのではないのでしょうか。

ただ、これについては過去に我が会派から災害情報の収集・受信について質問提案していたように、SNSの情報にはデマや誤報が含まれることもあり、ファクトチェック、分析が必要となります。

現在、災害や事故などの危機情報をリアルタイムに収集・解析・通知・可視化するクラウド型サービスのA Iリアルタイム防災・危機管理サービス「Spectee Pro」というものがあります。

主な機能について、情報取得の面では先ほど述べたSNS投稿において、投稿内容をA Iで解析し、災害・事故・事件などの有益情報の抽出が可能なこと、全国約1万台の道路・河川カメラから画像・動画の取得が可能なのほか、アラート配信やリスクの可視化や、予測、既存のシステムとのA P I連携が可能です。自治体としては災害対策本部での初動対応、避難判断支援に活用が可能となります。

ここで伺いますが、A Iリアルタイム防災・危機管理サービス「Spectee Pro」について、大分県ではデマ情報対策として、SNS解析機能を高評価し、石川県でもSNS情報の信頼性を評価し、A Iリアルタイム防災・危機管理サービス「Spectee Pro」を災害時の意思決定支援に活用されております。

民間の柔軟性を生かして、SNSなどの非公式情報も活用し、速報性と視覚的な把握に優れているシステムとして、本市において広く市民からSNSを通して迅速に情報を収集することについて、どのようにお考えか、お聞かせください。

次に、A Iリアルタイム防災・危機管理サービス「Spectee Pro」は、災害が起きたら、即座に通知・可視化・予測することに重点を置いており、事業継続や初動対応を支援する実務ツールであることから、強固な災害対応体制の構築が可能と考えます。本市でも新しいモデルとして、A Iリアルタイム防災・危機管理サービス「Spectee Pro」の導入、活用を進めるべきと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、代表質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、防災について御質問がありました。

初めに、自主防災組織の実効性の向上についてですが、まず、公助に該当するものにつきましては、自治体や消防、警察などの公的機関が日常的に情報発信を行い、災害時には人命救助活動や救援物資の供給、避難所の開設や運営などの支援を行うほか、平時においては、防災体制の整備や防災訓練の実施などが該当いたします。

次に、最新の自主防災組織活動カバー率につきましては、令和7年4月1日現在、本市の活動カバー率は68.9%となっております。

また、活動カバー率向上に向けての取組につきましては、自主防災組織の役割や重要性などについて、総連合町会を通じて各町内会に説明するとともに、防災講話や防災訓練など機会あるごとに周知を行ってきており、こうした取組が活動カバー率の向上につながったものと考えております。

次に、自主防災組織活動カバー率向上に向けて、参考としている埼玉県春日部市の取組につきましては、春日部市では、自主防災組織に対し、防災士の資格取得費用や防災資機材の購入などに対する補助金制度を設けており、本市では実現できていないものの、活動カバー率の向上に有効であると考えておりますので、今後の取組の参考にしてまいりたいと考えております。

次に、他都市における防災士の資格取得の費用助成などの調査の進捗につきましては、令和6年3月に日本防災士機構が行った調査結果によりますと、道内で費用助成しているのは、3市3町で、主に地域の防災訓練の企画など、地域防災リーダーとして活動している状況を把握いたしております。

次に、町内会における防災活動に対する補助制度につきましては、災害時の被害を最小限に抑えるためには、地域住民同士が協力し、助け合うことが重要になることから、地域における防災に対する意識の啓発を目的に、各町会が実施する防災訓練や防災研修の活動に対し、総連合町会を通じて1町内会当たり上限額2万円を交付する補助制度を設けております。

次に、自主防災組織への助成制度につきましては、本市では、現在、岩見沢市で行っているような自主防災組織に対する助成制度はありません。

次に、本市における防災士及び地域防災マスターの有資格者数につきましては、令和7年8月31日現在、防災士が97名、地域防災マスターが21名となっております。

次に、防災士や地域防災マスター有資格者の知識の活用などにつきましては、本市が支援する防災講話や防災訓練に協力いただくことや、有資格者による組織を立ち上げることは、その地域の防災力の強化につながるものと考えておりますが、有資格者の個人情報把握ができないため、今後どのように進めるべきか、他都市の状況なども含め、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織を結成するに当たっての市や総連合町会など、それぞれの役割につきましては、

特に役割の取決めはありませんが、一般的には市が総連合町会に自主防災組織の設置を促し、総連合町会は、市全体の町内会をまとめる調整役を担い、地区連合町会は、地区内の町内会との連携を図りながら、町内会が自主防災組織の設置を検討するといった役割が考えられます。

次に、地区連合町会の防災支援機能の強化などにつきましては、高齢化や担い手不足などにより、自主防災組織の設置が困難な町内会があると認識しており、こうした場合には、複数の町内会の間で、防災支援が行われることにより、地区連合町会の防災力の強化につながるものと考えられることから、互助の観点からも、改めて地区連合町会単位での自主防災組織の設置も促してまいりたいと考えております。

次に、学校との連携につきましては、町内会や消防団などの地域と密着した学校運営協議会による防災訓練の実施が年々増えており、児童・生徒を含め、幅広い年齢層で実施しておりますので、地域と学校との連携が図られているものと考えております。

次に、防災士や地域防災マスター養成への助成につきましては、資格取得への助成を行うことで、資格者が増加し、多くの自主防災組織に参画いただくことが可能となれば、自主防災組織の防災に対する知識の向上や、実効性のある防災訓練の実施が可能となることにより、防災力の向上につながるものと考えられます。

次に、防災活動支援のための補助金制度につきましては、地域の防災力向上を図るためには、防災士や地域防災マスター養成が有効であるものと認識しておりますので、地域で防災活動に活用できる補助金制度について、他都市の状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、防災DX推進による情報収集・解析についてですが、まず、本市で災害が発生した場合の情報収集につきましては、主に消防や警察など関係機関を通じての情報収集や、市民からの通報などにより情報を得ております。災害発生時には、情報がふくそうすることが想定され、その中で迅速に情報を整理し、正確な実態を把握していくことが課題であると考えております。

次に、SNSを活用した情報収集につきましては、市民の皆さんから送信される動画や画像により、即時に災害発生状況に関する情報の取得が可能となるため、災害状況の実態把握のために有効な方法の一つであると考えております。

次に、国が示す能動的な情報収集体制の構築につきましては、平時には主にテレビやラジオ、固定電話、携帯電話などにより情報収集を行います。災害発生時には固定・携帯電話などがつながりにくいなど、支障を来すおそれがあります。

こうしたことから、国では、災害時には多様な情報収集手段を活用する必要があることを示しており、災害に関する重要な情報を確実かつ迅速に取得するためには、関係機関との連携を密にし、SNSなど多様な情報収集の手段と体制を整備し、積極的な情報収集に努める必要があるものと考えております。

次に、広く市民の皆さんから、SNSを通して迅速に情報を収集することにつきましては、多様な手段を活用し、情報収集を図ることは重要であり、市民の皆さんなどから迅速な情報収集ができる点で優れているものと認識しており、現状においても、市の公式SNSへの投稿がある場合には参考としております。ただし、膨大な情報が投稿された場合、その中から正確な情報を選別していくことに課題があるものと考えております。

次に、AIリアルタイム防災・危機管理サービス「Spectee Pro」の活用につきましては、SNSで収集した情報の重要性や情報の真偽をAIにより解析するシステムであり、災害対応の意思決定等を行う際に有効であるものと考えますが、本市での有効性や費用対効果などについて検討を行ってまいりたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、白川貴城議員。

○2番(白川貴城議員) 2点、再質問をさせていただきます。

防災に関してですが、本市において、令和7年8月末現在の防災士と地域防災マスターはそれぞれ何名いるかというところで、防災士が97名で、地域防災マスターが21名でした。これは重複をしていないかの確認をさせていただきたいと思います。防災士を持っている方が地域防災マスターも持たれている場合もあると思いますので、重複なしで考えたときに何名なのかがもし分かれば、確認させていただきたいと思います。

それともう1点、自主防災組織の実効性の向上についての最後の質問なのですが、学校との連携・強化、そして防災士や地域防災マスター養成にも活用ができる防災活動への支援のための補助金制度について検討していただける旨の御答弁をいただいたかと思います。現行の町内会に出している補助金にプラスする形で検討されるのか、もしくは全く新しい形で検討されるのかの方向性について確認させていただきたいと思います。

以上2点、お願いします。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(柴田健治) 白川議員の再質問にお答えいたします。

防災士と地域防災マスターの人数につきましては、それぞれの公表の数でございますので、重複しているかどうかについての確認は取れておりません。重複している場合もあるかとは感じております。

もう1点、自主防災組織への補助についてでございますが、現行で補助している制度につきましては、総連合町会を通じてそれぞれの町内会に対しての補助になっております。これを拡大するのか、または別の制度をつくるのかも含めまして、こういった活動に対して補助をしていくかも含めまして検討していきたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 白川議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時45分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 18番、高橋龍議員。

(18番 高橋 龍議員登壇) (拍手)

○18番(高橋 龍議員) 通告に従いまして、立憲・市民連合を代表し質問いたします。

人口減少と地域経済に関する項目です。

人口減少については、これまでも社会減対策、自然減対策、とりわけ子育て支援や企業誘致など、人口減少に関するあらゆるテーマが議論されてまいりました。しかし、その熱心な議論とは裏腹に、私たちの愛する小樽市は、今なお年間約2,000人というペースで人口が減り続けています。かつて、20万人を超える人口であった本市が間もなく10万人を切ってしまう。この厳然たる事実を私たちは真正面から受け止めなければなりません。

もはや、これまでの対策の延長線上に、私たちの望む未来はないのかもしれないかもしれません。今こそ、小樽市

の未来をかけた根本的な発想の転換が求められます。

まず、序論として、この問題に対する市長の基本的な御認識とお考えを伺います。

これまで、本市は人口減少を食い止めることを目標に対策を講じてきましたが、残念ながら結果としては狙いどおりにはなっていません。これは、本市の施策が悪いというよりも、その発想自体が限界にきている証左であると考えています。

人口が減ることを前提とし、スマート・シュリンクと呼ばれる質の高い縮小すなわち、市民一人一人の幸福度や生活の質を高め、インフラを整理しながら、持続可能な都市をどう築くかという発想が必要と考えます。この点に関する市長の御認識を伺います。

次に、これまでの振り返りに関してであります。

一般論として、人口減少対策に多額の予算と労力を費やしてきた中で、明確な成果につながらないのはなぜなのか。市としては、これまでの人口減少対策を客観的にどう評価・分析しているのでしょうか。率直な見解を伺います。

これまでを検証しつつ、見据えるべきは未来です。このままのペースで人口減少が続けばどうなるのか。例えば10年後、路線バスのさらなる減便や廃止により、坂の多いこのまちで多くの高齢者が買物難民となるかもしれません。あるいは除雪を担う人材が不足し、冬の市民生活そのものが麻痺する事態も現実味を帯びてきます。これは私たち自身や子供たちに対して、すぐそこまで迫っている危機なのです。

人口減少対策は、複数の事業を組み合わせることから総花的になってしまう上、10年、20年先に小樽市がどういうまちになってほしいかという市民が胸を躍らせるようなビジョンが欠けていることも大きな課題だと考えます。

そこで伺いますが、例えば、歴史と文化を糧に、高い創造性を持つ人が集まる、クリエイティブな港湾都市といった本市の未来像・ビジョンについて、本市としての案、お考えを伺います。

ここから、戦略の再構築と都市ブランドの確立、つまり誰に何をどう届けるかという点に話を移します。

度々申し上げてきていることではありますが、全国の自治体では人口減対策の名の下に、若者、子育て世代の奪い合いが起きています。これは同じ釣堀で同じ餌を使って魚を釣ろうとしているようなものです。

私たちが差別化を図るには、小樽市にしかない魚を釣るための特別な餌と釣竿が必要です。本市の歴史、文化、自然といった価値に共感する、特定の価値観を持つ層に狙いを定め、政策への評価ではなく、ライフスタイルへの共感をフックにしたアプローチを試してみるべきと思いますが、いかがですか。

狙うべき相手を明確にした上で、次は、その方々との出会い方です。

実に800万人もの観光客が本市を訪れ、「すてきですね」という言葉を残して帰っていきます。しかし、その感動は残念ながら一過性のものに終わってしまっている。この膨大な数の見込客をただの観光客で終わらせてしまっている現状はあまりにももったいないと考えます。

この「すてきですね」を「住みたいですね」に変える手法として、観光で訪れた人の再訪を促し、関係人口として段階的に半定住、そして定住へとつなげていく、いわゆるブリッジ戦略・橋渡し戦略は描けているのでしょうか。あるいは戦略まででなくても、こうした動きは意識していただけていますでしょうか。

もう少し申し上げると、住みたいと思ってもらうためには、私たちのまちの顔であるブランドイメージそのものを見直す必要もあります。ノスタルジーは確かに強力な武器ですが、それだけでは、人は未来を託せません。古いアルバムを懐かしく眺めるだけでなく、このまちで新しいページを共につくりた

いと、未来への期待感を抱かせるような新たな魅力の発信が不可欠です。

ノスタルジックな観光都市というブランドイメージは、本市の大きな財産です。しかし、それは住む場所としての魅力と必ずしも一致しません。過去の栄華が残る中、古くて新しい創造性が刺激されるまちという未来志向の要素を加えたブランドの再構築が不可欠であります。

先ほどの未来のビジョンについての質問からもう少し踏み込んでお聞きします。

今の例に限らず、本市として具体的なブランドイメージの構築・シティプロモーション戦略をどう展開していくのか伺います。

情報過多の現代において、旧来型の画一的な情報発信になると、どうしても埋没してしまい、結果として誰の元にも届かないという懸念があります。つまり、必要なのはターゲットとする層の価値観に響くようSNSやAIなども活用しながら、パーソナライズされた情報発信を強化すべきです。移住・定住促進に向けた本市の今後の戦略について伺います。

戦略という骨格ができたなら、次に必要なのは、そこに血を通わせる都市の活力、ダイナミズムです。ここでは、箱物ではない都市の生命力そのものへの投資について伺います。

徳島県神山町ではIT企業のサテライトオフィスが、石川県金沢市ではアーティスト・イン・レジデンスが、地域に絶え間ない知的刺激と新たな雇用をもたらしています。

大事なことは、人を点として呼び込むだけでなく、人の流れそのものをデザインする。国内外の優秀な人材が一定期間小樽市に滞在し、地域に新たな風を吹き込む、知や文化の循環拠点を目指すべきです。人の流れを意図的につくり出す政策が必要だと思いますが、市長の御見解はいかがでしょうか。

そして、幾ら制度を整えても萎縮しては何も生まれません。どうせやっても無理だとか、前例がない、この言葉は挑戦の芽を摘み、このまちの停滞を招いてしまいます。行政がすべきは、制度の壁を取り払うだけでなく、この目に見えない心の壁を壊す先導役になることではないかと考えます。

新しい事業や活動が生まれにくい背景には、失敗を恐れ、出るくいは打たれるといった旧弊な空気があります。行政が率先して若者の挑戦を奨励し、たとえ失敗しても再挑戦できる空気を醸成する必要があります。若者が挑戦しやすい環境づくりについて、市長の見解を伺います。

スペインのビルバオは、一つの美術館が廃れた工業都市を世界的な文化観光都市へと変貌させました。文化への投資は、目先の効果が見えにくいコストではありません。小樽市もこの50年で経験したように、効果的でありターンの大きいものと言えましょう。

文化芸術への投資は、単なるぜいたく品ではなく、それは都市のブランド価値と創造性を高め、新たな人材を引きつける戦略的投資であり、まちのブランドを左右するものとして生かしていかなくてはなりません。新たな芸術が芽吹く土壌をつくり、実を結ぶことの応援をしていただけるようお願いをするところです。

ここまでビジョンや戦略について述べましたが、それを実行する体制と基盤がなければ、絵に描いた餅で終わってしまいます。素晴らしいアイデアは民間の中にも眠っています。問題は、それを行政が吸い上げ、実現まで伴走する仕組みがないことです。行政がお上として計画を押しつける時代は終わりました。民間と共に未来を創るパートナーへと変わってきています。

そこで、いわゆる官民共創プラットフォームの設置について市はどのようにお考えですか。

10年、20年先を見据え、たとえ痛みを伴う改革であっても、本市の未来のために断行する覚悟を新たにすることが必要であると考えます。ぜひ前向きな御答弁をいただきたく思います。

次に、市内各地で計画される大型の開発についてであります。

せんだって、オタモイ海岸付近の開発に関して、一旦優先度を見直す旨の発表がなされました。その

際には、祝津や天狗山の観光開発計画に触れていたものと記憶しています。

水族館含む祝津エリア、天狗山エリア、また、時期は分からなくなったものの新幹線新駅周辺など大型開発の兆しが見え、駅前再開発も控えている状況で、投資の好機ともいうべき状況にあります。その一方で、小樽市新総合体育館の事業費高騰や市庁舎別館の建て替えなど、財政に大きな負担を強いる公共事業もめじろ押しであり、人口減少下での大きな財政負担と隣り合わせでもあります。

この好機と危機が同時に到来している転換点とも言えるタイミングにあります。現状に対して市長はどのような御認識をお持ちか、まず、伺います。

かつて、小樽運河は、時代遅れの不用物として埋立ての危機に瀕しました。しかし、このまちの先輩たちは、目先の経済合理性だけにとらわれず、小樽市の歴史や文化を守るという視座の高い理念の下に小樽運河を保存し、それが今日の小樽市の礎となっています。この小樽運河保存運動が我々に教えてくれる最大の教訓は、未来を見据えた確固たるビジョンの重要性です。

翻って現代、複数の開発計画がある中で、50年前の先人たちのように、遠く先の小樽市を見据えたまちのグランドデザイン、すなわち21世紀版小樽の未来予想図が必要であると思ひ伺います。エリアとエリアが、またはそれぞれのコンセプトが結びつかず、秩序なき開発に陥る危険はないのでしょうか。課題と解決策についてお答えください。

現代の行政の役割には、自らが事業者として、箱物を建設することだけではなく、民間投資を最大限に引き出し、導く水先案内人、コーディネーターとしての役割を担うこともあります。さきに例示した祝津・天狗山の観光開発計画において、今後の市の進め方について御説明願います。

また、祝津や天狗山の民間開発は、成功により地域経済に絶大な効果をもたらしますが、許認可の遅れや地域との調整不足で狙いとずれるリスクもあります。行政が単なる許認可官庁として待ちの姿勢であるのではなく、プロジェクトの初期段階から関わりを持つべきと考えております。

民間開発によって生まれる経済効果を、開発エリア内だけでなく、市内に広く波及させる取組が重要であると考えます。例えば、開発事業者との協定により、地域交通への協力や地域人材の優先雇用、地域産品の活用などを促すべきと考えますが、市の御見解をお願いします。

そして、新幹線新駅は、単なる交通拠点ではなく、後志・ニセコエリアを含めた広域観光の新たな玄関口となるポテンシャルを秘めています。駅周辺開発に当たり、小樽市単独の視点だけでなく、周辺自治体と連携し、広域的な交通結節点、情報発信拠点としての広域ゲートウェーを形成するというビジョンを描くべきと考えます。周辺自治体との連携協議の現状と今後の展望をお聞かせください。

次に、小樽市新総合体育館の整備事業費が令和4年2月の小樽市総合体育館長寿命化計画策定時の当初見積りから大きく増額したにもかかわらず、入札への参加者がなかったことは、市民にとっても大きな衝撃を与えたことと考えます。改めて、この事態の原因分析について見解を伺います。

これは本市の瑕疵というより外的要因が大きかったものと考えますが、今後の大型公共事業において同様のことが起こらないように、あらゆる情報にアンテナを立てていく必要があるということも御留意いただければと思います。

小樽運河保存運動の原動力は、市民一人一人の我がまちを思う心でした。現代においても、小樽市のこれからの市民と共につくるべきです。これからのまちの姿を大きく変える計画について市民には徹底的に情報公開をし、対話集会などを通じて合意形成を図っていくことが求められます。

50年前の先人たちが我々のために小樽運河というものを残してくれたように、市長もまた後世に胸を張って引き継げる町並みをこの小樽市に残していただけるよう、引き続き御尽力いただきたいと思います。

目先の利益や批判を恐れず、歴史の審判に耐え得る決断を下し、持続可能な新しい小樽市を創造するという市長の力強い約束が再び民の力を発揮するきっかけとなると信じております。

以上、第1項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、人口減少と地域経済について御質問がありました。

初めに、人口減少についてですが、まず、人口減少を前提としたまちづくりにつきましても、第7次小樽市総合計画において「人口減少・少子高齢化への対応」をテーマに掲げ、人口減少抑制の取組を進めるとともに、将来の人口規模や人口構造への適応を目指しているところであり、住宅や商業、医療・福祉施設などの立地適正化のほか、公共交通、公共施設、地域福祉などの各種計画と整合を図りながら、まちづくりに取り組んでおり、このことでまちの持続可能性や効率性が期待できると考えております。

次に、人口減少対策の評価・分析につきましては、本市の人口はここ20年ほどの間、年間2,000人前後が減少している状況に変化は見られませんが、その内訳に目を向けますと、人口の多い世代の高齢化と少子化の進行により、自然減が拡大した一方、社会減は大きく改善されてきております。これは、子育て支援や移住の促進、経済・観光・雇用施策など、本市のまちづくりが一定程度評価されているものと考えております。

次に、本市の未来像につきましても、まちづくりの最も基本となる将来ビジョンとして、市民生活、経済産業、都市機能、景観、自然環境など、まちづくりの様々な要素を総体的に表すものが標準的と考えております。一方で、人を呼び込むためのプロモーション活動などにおいては、ターゲット層の強い共感を得られるようなキャッチコピーを掲げることも有効であると考えております。

次に、ライフスタイルへの共感につきましても、本市の魅力に共感し、移住してこられた方の暮らしを、ホームページやパンフレットなどで紹介しているほか、インスタグラム「小樽暮らし」を発信するなどの取組を行っております。また、移住者ミーティングを毎年開催し、私も出席しておりますけれども、様々な有用な意見をいただいております。こうした意見も踏まえながら、ターゲットに対してどのようなアプローチが効果的か、検討してまいりたいと考えております。

次に、段階的に定住へつなげる戦略につきましては、FMラジオ放送を通じた小樽市の魅力発信事業は、観光客の再訪を促して関係人口とすることを目的としており、そのほか、働きながら地域の暮らしを体験してもらう移住体験事業、親子ワーケーション事業なども展開しており、これらは関係人口の創出から移住・定住につなげることを見据え、取組を進めているところであります。

次に、ブランドイメージの構築とシティプロモーションにつきましては、ノスタルジックな町並みに加え、豊かな自然、港のにぎわい、文化・芸術、交通アクセスのよさなどにより、ある程度ブランドイメージは構築されているものと考えており、実際にそれらを魅力と感じて移住された方が数多くいるほか、新しいことにチャレンジしている若い世代やアーティストもおり、刺激を受けられる場所などといった声もいただいておりますので、それらのイメージを最大限に生かしたプロモーションに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、移住・定住促進に向けた戦略につきましては、X、インスタグラム、LINEなどの活用に取り組んでおり、それらSNSの機能により、ある程度パーソナライズされた情報発信はできているもの

と考えておりますが、より効果的な情報発信について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、知や文化の循環拠点につきましては、梁川通りにある複合施設、裏小樽モンパルナスなど、本市の有する歴史や文化を生かしつつ、人を巻き込み、新たな魅力を生み出す独自の活動拠点もあり、まちの活性化につながっているものと考えております。

本市には、そのような拠点を中心としたまちづくり活動のポテンシャルがあるものと考えておりますので、活動の支援を通じ、にぎわいづくりと人の流れの創出に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、若者が挑戦しやすい環境づくりにつきましては、まちの活力を高め、挑戦の場を求める人材を呼び込むことにつながるものと考えており、創業支援においては、若者に対して補助額を加算する制度を設けているほか、小樽青年会議所へのアドバイザー派遣や、若者団体が主催するイベントに対する支援などを通じて、若者の挑戦を応援しているところであります。

次に、官民共創プラットフォームの設置につきましては、民間の資金や技術の活用により、行政課題の解決や効率的で質の高い公共サービスの提供に期待ができ、現在、札幌市で設置をしているさっぽろ連携中枢都市圏を対象としたプラットフォームに、本市の行政課題を掲載し、民間事業者からの事業提案を受け付ける取組を実施しているところであります。今後、この取組におけるノウハウや他自治体の先進事例を参考にしながら、本市におけるプラットフォームの設置に向けて準備を進めているところであります。

次に、市内の大型開発・建設についてですが、まず、民間投資と公共施設整備の現状認識につきましては、観光客が増加し、ホテルや観光施設などの民間投資が続いていることは、望ましい動向と受け止めており、さらなる投資の呼び込みにつながるよう、魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えております。

一方で、公共施設の老朽化が進んでいることが課題となっておりますが、将来世代に大きな負担を残すことのないよう、財政状況を考慮しながら、必要な整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、複数の開発計画につきましては、第7次小樽市総合計画における土地利用の基本的な方針のほか、その方針に則した第2次小樽市都市計画マスタープランに位置づけられた指針や、各種計画と整合を図ることにより、地域の特性を生かした秩序ある開発が進められるものと考えております。

次に、祝津・天狗山の観光開発計画につきましては、当該地区は観光入込客数等から客観的に判断し、都市計画法に基づく観光資源としての条件を満たす区域であることから、新たな民間開発を促すため、北海道の立地基準に示されている観光開発計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、計画の策定に向けましては、当該地区における民間投資による開発行為を可能とするエリアや、建築可能な用途の設定等について、地権者や民間事業者、経済団体等から成る検討会を設置し、議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、民間開発による経済効果につきましては、開発行為に伴う開発利益として、観光客の増加が見込まれることにより、観光消費の増や雇用の創出をはじめ、関連する産業の活性化等、市内全般においても波及効果が期待できるものと考えております。

次に、新小樽（仮称）駅と周辺自治体との連携につきましては、おたる新幹線まちづくりアクションプランの中で、周辺自治体などと連携体制を構築して、広域的な二次交通対策や新駅の利用促進策について、開業の4年前から具体的に取り組むこととしております。

現在、北海道新幹線札幌延伸の開業時期が遅れており、連携体制の構築には至っておりませんが、今後、開業時期を踏まえ、そのスケジュールや取組内容を再検討していくこととしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、人口減少と地域経済について御質問がありました。

市内の大型開発・建設についてですが、小樽市新総合体育館整備事業の入札への参加者がなかったことの原因の分析につきましては、このたびの入札中止を受けて、市教委では、事業者へのアンケート調査等を行うとともに、業務支援を受けたコンサルタント会社に対して、事業費積算の妥当性の検証を依頼し、その内容を基に、8月に設置した副市長を委員長とする小樽市新総合体育館再入札検討委員会において検討を行いました。

その結果を踏まえ、市教委として取りまとめた検証結果は、まず、事業費の積算に用いた国が公表する公的指数と実際の市場価格との間で乖離があったこと、また、道内大型建設事業の影響により、建設費が高騰していること、さらに、ゼネコン各社が多忙であることや、参加要件が厳しかったことにより、競争力が低下したことが挙げられます。

今後は、課題を一つ一つ整理し、対応策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）

○18番（高橋 龍議員） 災害対策についてお聞きします。

本年6月、北海道から、新たな日本海沿岸の地震・津波被害想定が公表されました。それを受け、今定例会の議案にも債務負担行為が示され、今年度からBCPの改定作業を開始する意向であります。現段階では、具体的な方針を示すことは難しい点もあるとは思いますが、市民の生命・財産を守るためには、職員配置など、現行BCPの抜本的な見直しが不可欠でありますので、土台となる考え方などをお聞きしていきます。

新しい被害想定では、従来の留萌沖地震の被害想定を大きく上回る甚大な被害が予測されています。F06断層では、避難者は1万1,000人、上水道断水は8,400人、停電は390軒、建物全壊は920棟が想定され、現行BCPの前提とは大きく異なっています。

まずは、この被害想定に対して、どのような御所見であるのか、現状の課題認識や今回の改定はどういう方向性でBCPを変えていくのか、大きな枠組みでお聞きします。

ここで細かな各論に入ることはためらわれますが、複数断層による被害シナリオと最悪ケースへの備えについて幾つかお聞きしなくてはなりません。

新しい被害想定では、20の断層モデルが示され、それぞれ異なる被害パターンが想定されています。

単一の災害想定では対応できない複雑なリスクが存在することから、最悪ケースを想定した柔軟な対応力の確保が課題です。F03連動型では、建物全壊は230棟、避難者は1,700人、F06Dでは最大規模の被害が予測され、各シナリオに応じた職員参集や初動体制も検討が求められます。

これまでの留萌沖の地震による被害想定よりも被害の大きいケースへの対応力確保や、複数シナリオへの柔軟な対応に関する課題認識を伺います。季節・時間帯別、例えば夏の昼、冬の夕方、冬の深夜の職員参集や初動体制はマルチシナリオ的に考えられるものなのでしょうか。

新しい被害想定では、避難者数が従来の約2倍に増加し、65歳以上高齢単身者が90人、要介護認定者が70人、5歳未満乳幼児が50人など、500人の要配慮者への支援が必要とされます。いわゆる災害弱者と言われる人たちへの対応は、現行の避難所能力だけでは困難が想定されます。福祉避難所の拡大、要配

慮者専用スペースの確保、感染症対策を考慮した収容人数など、検討すべきことは山積であります。

また、BCPには津波や急傾斜地への具体的避難手順や救助体制は記載されていませんが、BCPの上位計画である本市地域防災計画には関連する記述があります。

現状をお聞きしますが、仮に今、津波を伴う大規模の地震が起きた場合、消防・警察・自衛隊との連携、避難ビルや避難路の安全確保、急傾斜地監視・警戒態勢がどのようになるのか伺います。

また、BCPの改定までの間も、早期避難率の違いによる被害差など市民への避難意識向上や迅速な避難行動の促進に向けて、当面どのような対策を講じていきますか。

次に、災害発生時の初動体制についても伺います。

新しい被害想定では、被害想定が従来の約2倍となる中、現行計画の発災3時間以内の業務従事可能職員数が約300人、割合にして約27%で対応が可能かという点に疑問が残りますが、その点において、現行BCPは実効性を持っていると捉えてよろしいのですか。また、冬期や深夜発災時の参集について、現段階での課題認識を伺います。

次に、大規模災害で市役所が使えなくなった場合の代替庁舎・災害対策拠点に目を向けます。

本市の市役所本庁舎は、建物の老朽化により大規模災害時の庁舎機能停止リスクは高くなっています。仮にこの庁舎が使えないとなった場合の代替庁舎について、その被害予測、耐震性能、災害対策本部機能移設の可能性、必要な設備・スペースなど検討項目についてお示しいただけますか。

避難者数の増加、被害の拡大に伴い、情報処理・通信需要は大幅に増加すると考えられます。代替庁舎への通信機器の配備、避難所との通信確保、被害情報収集・伝達・住民への情報発信、あるいは外国人避難者への多言語対応のための翻訳ツールを使う通信など、できるだけ通信環境が災害の影響を受けづらい場である必要もあるかと思えます。条件の整った代替庁舎の適地があればいいですが、そうでない場合、ある程度の通信機能の強化は図らなくてはならないと考えます。市の御見解をお聞かせください。

当然、災害時には行政だけでの対応には限界があるため、市民との協働が不可欠です。本市の現状の自主防災組織活動カバー率はどのくらいですか。

また、新しい被害想定レベルの災害対応になったときに、なるべく自主防災組織が機能するように、避難所運営・要配慮者支援・津波避難促進など市民・町内会・企業との協働体制を今までよりも一段上の取組にするために、市としてどのようなことができると考えますか。

小樽市は観光客が多く訪れる地域であり、繁忙期には避難対象人口が大幅に増加します。現行BCPでは、観光客について明示されていません。観光客の避難行動、避難所利用、外国人観光客への情報提供・誘導など、観光振興室はもちろんのこと、小樽観光協会や観光事業者との意見交換なども行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

近年の気候変動の影響等により、これまで想定していなかった規模の災害が各地で発生していることを踏まえれば、災害に強いと言われる本市であっても、例外ではないという強い危機意識を持つことが不可欠です。

言うまでもなく、災害は発生を完全に防ぐことはできません。しかし、備えによって被害を最小限に抑えることは可能です。そのためには、行政の危機管理体制を不断に見直すと同時に、市民一人一人が自らの命を守る行動を取れるようにすること、そして地域全体で助け合う仕組みをつくることが重要であります。

平時からの準備をさらに徹底していただくことを強く期待しております。

以上、この項の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、災害対策について御質問がありました。

初めに、新たな日本海沿岸の地震・津波被害想定に対する所見につきましては、本市の被害想定は、地震発生から津波到着までの時間や浸水想定区域等に従来の被害想定と差異はありませんが、津波浸水想定区域からの避難者数や、家屋等の被害が具体的に示されたことから、改めて被害想定に基づいた必要な各種の備えを進めていく必要があるものと感じております。

また、課題といたしましては、避難者数や被害家屋等の増に対する対策や備蓄品の確保などがあるものと認識しており、今後、実施する小樽市業務継続計画、BCP改定の中で、新たな対策などを検討していくこととなります。

次に、今回示されました被害想定への対応力確保などにつきましては、新たな被害想定に対応したBCPの改定に併せ、他自治体や関係機関等からの支援を受け入れるための受援計画を策定いたします。

また、複数シナリオへの柔軟対応については、昨年5月に災害対策準備室や災害対策連絡室の開設、勤務時間内・外の別や災害の規模に応じた職員の参集範囲を定めた、職員初動参集フロー図を策定し、職員に周知を行っており、季節・時間帯別の職員参集や初動体制への対応を図っております。

次に、現状で津波を伴う大規模な地震が起きた場合の各種対応につきましては、小樽市地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置し、消防や警察、自衛隊などの各関係機関と本市の被災状況や、人命救助活動の状況などを情報共有し、必要な災害対応を行うこととしております。

また、BCPの改定までの間にあっても、小樽市地域防災計画に基づき迅速な避難行動のため、防災マップの配布や内容の周知、広報おたる、本市ホームページや各種SNSなどを通じ、市民の皆さんの防災意識高揚を図ってまいります。

次に、新しい被害想定に対する現行BCPの実効性につきましては、BCPの目的が大規模災害時における非常時優先業務の特定であり、大規模災害発災後3時間以内の業務従事可能職員数300人という数値は、他自治体の過去の被災経験を踏まえた妥当性がある数値ではありますが、被害想定が変更されたことにより、現行BCPよりもさらに優先順位をつけて業務を行うことが必要と考えております。

また、今回の改定に際しましては、新しい被害想定に基づき、冬期や深夜発災時の参集など、より厳しい条件下で検討することが必要になると考えております。

次に、大規模災害時における本庁舎の代替庁舎につきましては、現行のBCPでは、代替庁舎の指定に関する設定がないため、今回のBCP改定に合わせて設定する予定ですが、代替庁舎に関する検討項目につきましては、耐震性能や必要な設備、スペースなどを有し、災害の被害予測がない施設を選定したいと考えております。

なお、災害対策本部の設置を予定している消防庁舎は耐震性能を有し、災害の被害を被る可能性が低いと見られ、現時点では災害対策本部を代替庁舎に移設することは考えておりません。

次に、代替庁舎に必要と考えられる通信環境につきましては、代替庁舎を指定する際には通信環境が一定程度整備された施設とすることを想定しておりますが、通信環境が整っていない施設を指定する場合に備えて、災害対策用移動通信機器を有する機関等との連携を図るなど、通信環境の確保に努めてまいります。

次に、本市の自主防災組織カバー率につきましては、令和7年4月1日時点で68.9%となっております。

す。

また、市民の皆さんや町内会、企業との協働体制を強化するための取組としましては、市民の皆さんに対しては、広報おたるや市のホームページ、各種SNS、FMおたる等の各種媒体や防災講話、防災訓練を通じて防災意識の高揚を図るとともに、町内会等に対しては引き続き自主防災組織結成や防災訓練実施を働きかけてまいります。

企業等に対しては、災害時応援等の協定締結や防災講話、防災訓練の支援などを通じ、協働体制の構築や拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、小樽観光協会や観光事業者との意見交換につきましては、BCPは市職員の非常時優先業務の特定と業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を定める計画であることから、現時点では予定いたしておりません。しかしながら、今回のBCPの改定に併せ、本市の災害時における観光客への対応を定めた小樽市観光客等の災害時対応マニュアルの見直しを行う予定としておりますので、同マニュアルの見直し作業の中で、観光関係者との意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）

○18番（高橋 龍議員） 次に、地域医療と介護等についてお聞きいたします。

このたび小樽市議会に提出された陳情では、市内医療機関が慢性的な人材不足やコロナ禍、物価高騰の影響により、経営危機に直面し、このままでは地域医療の維持が困難になるとの強い危機感が示されています。

陳情の要望の柱は、病院や診療所への補助金支援、医師、看護師の確保、公立病院の機能強化、市民への情報提供の充実などです。もし、医療体制が崩れれば、市民が必要なときに必要な医療を受けられなくなるおそれがあります。安心して暮らせる小樽市を守るためには、早急かつ抜本的な支援が欠かせないと訴えているものであります。

また、その中には85歳以上の急性期疾患では濃厚な治療が必要になり、診療報酬では赤字になると記されています。実際、厚生労働省のDPC、診断群分類包括評価分析では、救急や高齢者急性期の医療は入院1件当たりの収支がマイナスになる傾向があると報告されています。

ここで伺います。市内病院の診療科別、年齢層別の収支について御説明ください。高齢者医療が赤字という点以外でも、収支に影響する要因について御説明ください。

病院経営悪化の要因は、単純に診療報酬が低いことだけではありません。患者数の減少、平均在院日数の短縮、人件費や光熱費の上昇など複合的要因が絡んでいるため、一元的な話にはなりません。例えば、全国病院協会の調査では、令和5年度決算で一般病院の約6割が赤字を計上し、最大の要因は人件費の高騰とされています。病院規模や地域によっても大きく開きはあるでしょうが、全国の6割が赤字というのは、もはや制度として成立していないようにも感じますし、実態がどうなのか知る必要があるのではないのでしょうか。

人手不足でありつつ、経営を圧迫するほどの人件費を要するというのは、構造的にゆがんでいると言わざるを得ません。この点について、どのようなことが理由であるのか、御説明いただけますか。

次に、北海道が策定した後志地域医療構想では、急性期、回復期、慢性期、高度急性期、それぞれの病床必要量が示されています。2025年に向けた推計では、急性期病床の過剰と回復期、高度急性期の不足が指摘されています。圏域での推計値と実情の比較はどうなっていますか。特に不足している領域を

どう分析していますか。さらに、その不足に対して小樽市では何ができるのでしょうか。

厚生労働省は昨年12月、新たな地域医療構想をまとめ、市町村の役割強化を明確にしました。病床だけではなく、在宅医療や連携機能を含め、市町村が主体的に医療体制を設計することが求められていますが、小樽市はどのような役割を果たすのでしょうか。

次に、地域包括ケアシステムに関連して伺います。

厚生労働省では、地域包括ケアシステムを2025年度までに全国で構築すると掲げていました。しかし、小樽市では、在宅医療と介護、生活支援を一体的に提供する体制がまだまだ十分には整っていません。既にこの議論は10年以上続けられてきたと認識していますが、いまだに実現もされているとは言えません。

小樽市として、在宅医療・介護・福祉・生活支援を統合した地域包括ケアシステムをどう実現していくのかについて、市長のお考えを伺います。

国は、居宅介護支援事業所と訪問介護、訪問看護との間でケアプランやサービス実施状況を電子的にやり取りできる、いわゆる標準仕様を示しています。しかし、小樽市内では、紙やファクスによる情報共有が依然として多いまです。これでは入退院時の情報伝達が遅れ、在宅での切れ目ない支援に支障を来してしまいます。今は様々なベンダーからサービスが提供され、本市でも導入されているケースも存じていますが、調べていく中で、それぞれのサービスの互換性のなさが広がり阻害しているようにも見えます。ただ、ビジネスとしては、顧客の囲い込みでそうしていることも理解はできます。せっかく共有できる仕組みがあるのですから、患者や御家族を考えると積極導入すべきであるとも思います。

後志との連携などを考えて、複数自治体で協力し、標準仕様のシステムを開発するというのも方法論としてあり得ると考えます。手続論として可能かどうか、お聞かせください。

また、そういうシステムを開発する場合、例えば福祉保険部など関連部署が予算を確保して運用することができるかどうかについてもお示しください。

小樽市でも地域ケア推進会議が開催されてきましたが、中には、会議での議論が実務に結びつかない、情報共有が形式的といった声も聞かれます。高齢化率が高い小樽市において、地域包括ケアシステムの実効性を高めるために、会議体を単なる情報交換にとどめず、課題と解決策を年度ごとにアクションプランとして明示するなど、従前のやり方からの転換が必要でないかとも考えます。市の御見解を伺います。

市内医療機関の経営危機と地域医療構想への対応、医療・介護・福祉の情報連携、そして地域包括ケアシステムの実現に向けた取組について伺いました。高齢化の進む本市にとって、大きな課題となっているものであり、実現に向けた動きが加速するよう期待しております。

質問の結びになりますが、本市の状況は申し上げたとおり、人口は年々減っていき、その中で建物は老朽化していく。しかし、子供たちは日々成長を続け、時間だけは誰にとっても平等に、また容赦なく過ぎていきます。

哲学的に言えば、時間には時計で計る量的時間と体感する質的時間があると言われます。

量的時間では、小樽市の人口減少は統計の冷たい数字として表れます。しかし、質的時間の中では、祖父母との別れや子供の巣立ち、商店街のシャッター、友人の移住といった心に刻まれる体験として現れます。

行政が扱いがちなのは、往々にして前者の量的時間です。予算は年度で区切られ、計画は3年、5年、10年という単位で策定されます。しかし、市民が生きているのは、質的時間の中です。今日の買物、明日の通院、来月の子供の行事、来年の就職活動といった日々の暮らしの中で感じる不安や希望こそが政治が向き合うべき現実であると考えます。統計上の人口は減少しても、質的には豊かな時間を過ごせる

まちにできないか。数字上の財政は厳しくても、心豊かに暮らせる仕組みをつくれぬか。計画には困難な課題でも、市民の実感として希望を感じられる道筋を描くことができないか。量から質への転換こそが人口減少時代の自治体経営に求められる根本的な発想の転換ではないかと考えます。

以上、今の小樽市の課題を単なる行政上の案件としてではなく、未来の市民にまでつながる質的な課題として受け止めていただきますようお願い申し上げます、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、地域医療と介護等について御質問がありました。

初めに、市内の医療機関の診療科別、年齢層別の収支につきましては、市では医療機関の経営状況を確認する法的根拠を有しておらず、こうした情報は基本的に非公表となっていることから、把握いたしておりません。

また、収支不足となる要因につきましては、人件費、医薬品費、診療材料費の増加のほか、水道光熱費等の経費の増加などがあるとお聞きいたしております。

次に、病院経営における人件費の高騰につきましては、医師や看護師など医療従事者の不足を背景に人材確保のため超過勤務手当や深夜勤務手当等を含め、人件費の引上げが余儀なくされていることに加え、嘱託や派遣といったコストの高い雇用形態を活用せざるを得ないことも要因となっているものとお聞きしております。

次に、後志圏域における病床必要量の推計値と実情の比較につきましては、直近で把握しております令和5年7月時点の稼働病床数で申し上げますと、急性期病床が推計値に比べ約1.8倍となっている一方、回復期及び慢性期病床が推計値を下回っております。

市といたしましては、市内の医療機関が参加する後志圏域地域医療構想調整会議において、不足している領域の病床の解消に向け、医療関係者が共通認識を図れるよう、後志総合振興局と共に努めてまいります。

次に、新たな地域医療構想における本市の役割につきましては、新たな構想においては、在宅医療や介護との連携が対象に追加されることから、市としてはこの構想に沿って、これらの体制整備に取り組むことや、基盤となる、かかりつけ医機能確保の取組を推進することが必要と考えております。

次に、地域包括ケアシステムの実現につきましては、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、切れ目のない在宅医療と介護、生活支援を提供できる体制づくりを目指し、これまで在宅医療と介護の情報共有、住民主体で高齢者を支える仕組みづくりなどに取り組んでまいりました。

しかし、85歳以上の高齢者が増加する2040年に向け、重度化、複雑化する支援ニーズに対応するためには、より実効性のある地域包括ケアシステムの構築が必要であることから、現在、既存事業の在り方も含め、どのように進化させていくか、関係機関と協議を進めているところであります。

次に、介護事業者間の情報連携システムにつきましては、複数自治体で開発すること、関係機関の間で運用すること自体は可能であります。しかしながら、独自のシステム開発には多大な財政負担が生じるほか、現在国が標準仕様のシステムを開発し、全国の自治体に参加を求めていることから、現実的ではないものと考えております。

次に、地域ケア推進会議につきましては、4圏域の個別会議で抽出された課題について、情報共有を図っておりますが、御指摘のとおり、解決策や実効性のある取組まで協議が進まない事案もあるのが現

状であります。そのため、地域課題の解決につながるような会議の在り方について、見直してまいりたいと考えております。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 18番、高橋龍議員。

○18番(高橋 龍議員) 幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

まず、人口減少に関してですけれども、移住者ミーティングを御答弁の中で挙げていただきまして、その中で有用な御意見もあったとお答えいただきました。

例えば行政の施策に生かせるような移住者の方からいただいた御意見はどのようなものであったのか、概括的で結構ですので、お示しいただければと思います。

次に、官民共創プラットフォームについてですけれども、御答弁の中で札幌市のプラットフォームに参画されているということでありました。事務分掌でいうと官民連携室の所管になるのかなと思いますけれども、今、総合政策部官民連携室の御尽力もあって包括連携協定を結んでいる企業というのも増えてきていると認識しています。例えば、包括連携協定を結んでいる企業と市の課題解決について一緒にプロジェクト立ち上げることも考えられるのではないかと思うのですが、この辺りの可能性といいますか、お考えについてお示しいただければと思います。

あと、災害対策に関してです。

災害時の通信機能に関してですが、災害時に、通信機能を有する移動式の設備を持つてくることで通信機能を強化するという旨の御答弁であったかと思うのですが、現状、既に移動式の設備などは当たりがついているというか、もう既にあるもので発生時にはそれを持つてくることのできるとなっているのか、あるいはそれはまだ今後の課題という形であるのか、この点について説明いただければと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 高橋龍議員の再質問にお答えいたします。

まず、人口対策との関係で、移住者ミーティングに私も参加をさせていただいて、非常に有用な意見をいただいていると答弁させていただきました。

お尋ねは、施策に生かせるような御意見の例示ということでございましたけれども、全て把握しているわけではありませんが、私が感じているのは、一つにやはり小樽市の歴史を活かしたまちづくりということで、例えば小樽市に残されている倉庫の再活用については、独自性をもっと発揮してもいいのではないかということですか、あるいは文化の面では、小樽市では夏の間、毎週のようにお祭りが開催されている、こういったのは小樽市の魅力ではないのかということです。

あるいは、やはり自然が豊かだということと、スキー場が三つあるということで、全国的にも同一の地域に三つもスキー場があることはあまりないのではないかという御意見ですとか、あるいは赤岩山といったあまり知られていない絶景もあるということで、いろいろな御意見もいただいておりますので、こういったことも踏まえながら、先ほど答弁でも申し上げましたが、ターゲットに対して、どのようなアプローチが可能かを検討してまいりたいと思っておりますし、これからも引き続き小樽市に移住された方々の御意見をしっかり伺いながら、移住対策に反映をしていければと思っておりますのでございます。

2点目につきましては、包括連携協定等、連携している企業が増えてきているということで、この連携協定の下に、何かプロジェクトを進めていってはどうかという御提案ですが、御質問の中にもありま

したけれども、おかげさまで連携協定を締結している企業が少しずつ増えてきております。まさに民間の力を生かしながら、いろいろな面でノウハウ、ネットワークなどを活用しながら、まちづくりに生かしていきたいという思いは、私も全く共感するものであります。

包括連携協定の内容は全庁的に及ぶわけですから、窓口は総合政策部官民連携室になっておりますが、官民連携室にとどまらず、まず、それぞれ幅広い連携協定の内容を各部で把握することが必要だと思っております。各部が主体性を持って包括連携協定を進めていくという中で、それぞれ連携協定による枠組みの中でプロジェクトも検討してもらい、進めていきたいと思っております。

それから、災害時の移動通信機能につきましては、想定しているのがNTT東日本や自衛隊、北海道総合通信局を想定しておりますが、この移動通信機能の連携につきましては、既に協定等で確認させていただいておりますので、課題ということではなく、現実的に利用が可能ということで御理解いただければと思っております。

○議長（鈴木喜明） 高橋議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時45分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して質問いたします。

防災・減災対策について伺います。

最初に、泊原発についてです。

原子力規制委員会は、7月30日に、北海道電力株式会社泊発電所3号機が新規制基準に適合していると審査書を決定しました。これに基づき、政府は8月1日、北海道と立地4町村に地元合意の要請を行いました。

2024年1月に起きた能登半島地震では、原子力防災計画に掲載されているような避難はできませんでした。屋内退避すべき家屋は損壊して使えず、避難所に集合するにも道路があちこちで損壊して車で動くことができず、ヘリコプターでの避難は山間の地区に離着する場所がなく、港の底は隆起して船も接岸できず、放射性防護施設は天井が落ちて使い物にならない状況が起きました。

能登半島地震では、実際に複合災害になれば、計画的に避難ができないことを証明しています。泊発電所で何か事故が起こった場合、住民が被爆を避けて安全に避難できるとは言えないのではないのでしょうか。

北海道電力株式会社は、泊発電所の安全対策等に関する説明会を8月から10月の期間、後志20市町村も含めて説明会を開催し、防潮堤工事を終えた上で2027年の早い時期に再稼働したいと話しています。原発再稼働は、住民の理解なしに進めることはできません。説明会では、小樽市内で1回の説明会しか開催されないことになっています。

市長は1回だけの説明会で、十分市民理解を得られると思いますか。

そもそも安全性にも不安がある中、核ごみの処分も決まっていな中での再稼働すること自体、無理があります。泊発電所は、小樽中心部から約40キロメートルしか離れていませんので、14年前の3.11にあった福島第一原子力発電所のような事故が起きれば大変なことになります。四つのプレートに囲まれ

ている日本で、いつ大きな地震が起きるか分からず、放射能が漏れるリスクやテロで狙われる危険がある原子力発電所は再稼働ではなく、廃炉に向かわせて再生可能エネルギーや省エネに真剣に取り組むべきではないでしょうか。

市長は、これまでも市民の安全・安心を第一に考えていく、将来的には再生可能エネルギーの比率を高めていくことで、原発に頼らない状況が望ましいと発言されています。福島第一原子力発電所の事故や能登半島地震などの新たに得られた知見と実態を踏まえ、市民の安全を考えれば、原子力発電所の再稼働は反対すべきです。お答えください。

次に、避難所対策について伺います。

北海道は、今年、北海道版避難所マニュアルを人道支援の国際的な基準とされるスフィア基準を踏まえた内容に修正を行いました。避難所の運営をジェンダー平等の視点で進めること、トイレカーやキッチンカーなどの活用、居住スペースの確保などが示されています。

令和7年第1回定例会でも、トイレの確保について伺いました。そのときは、本市における携帯トイレ等の備蓄について十分な備蓄とは言えないと回答されていますが、その後、携帯トイレなどのトイレ整備状況はどうなっていますか。改善はされているのでしょうか。

2023年4月に内閣府が通知した「女性の視点に立った防災・復興の取組促進について」では、市町村防災会議の委員に占める女性の割合を早期に15%とし、さらに30%を目指すこととしています。小樽市では、防災会議30人中5人と、女性が16.7%となっています。防災会議における女性委員や防災危機管理部局における女性職員の割合が低いと、災害時の女性用品、乳幼児用品の備蓄状況が低くなる傾向が内閣府の調査結果からも伺えます。

東日本大震災のときには、大人数の食事の用意に女性たちだけが駆り出され、入浴時間に間に合わず利用できないことや、性被害があっても加害者も被災者だからと公にされないなど、女性たちの人権も尊厳もないような状態がありました。災害時の避難所生活ニーズは性差があるため、女性の防災リーダーを多数育成することは大事な課題です。避難所を誰もが快適な場所にするためにも、行政に関わる公務員に女性が増える必要があります。

日本共産党は、これまでも災害対策本部の本部員における女性職員の割合がゼロになっていることについて質問してきました。その後、女性職員の割合はどうなっていますか。

まだ女性職員がいないとすれば、今後どのようにして女性職員を増やす取組を行っていくのでしょうか。

2025年5月の地方公共団体における男女共同参画の視点からの防災・復興に係る取組状況について、女性用品及び乳幼児用品の備蓄調査では、生理用ナプキンや乳幼児用の紙おむつ、粉ミルクは常備している割合が高くなっていますが、洗浄用ブラシ等の器具、離乳食などの備蓄の割合が低く、備蓄が十分ではない自治体もあります。

本市の主な女性用品、乳幼児用品の備蓄状況はどうなっていますか。これらの備蓄用品の改善などは考えているのでしょうか。

ジェンダー視点での防災には、多様な分野が横断的につながったネットワークが不可欠です。防災危機管理、市民参加、男女共同参画、福祉、教育などの多様な部署の連携が必要です。本市では、避難所の運営開設の研修、訓練を毎年行っていると聞いています。

他部局から参加された方のジェンダー視点での意見などは反映されていますか。今後の取組についてもお知らせください。

避難運営に関するマニュアルに男女共同参画の視点を考慮することが求められていますが、本市は、

おむつ替えスペース、離乳食、介護食の調理等のための簡易調理施設が入っていません。ほかの自治体では、女性専用の部屋を設けるところや育児スペースを記載されているところもあります。

おむつ替えスペースや簡易調理施設の記載については、必要なスペースなどを確保した上で掲載が望ましいとのことですが、スペースを確保するためにも掲載が必要だと思います。いかがですか。

次に、避難所となる体育館の空調設置についてです。

地球温暖化の影響から、北海道でも記録的な高温になるなど、暑さによるリスクが高まっています。7月30日に起きたカムチャッカ半島付近の地震では、津波から避難中に熱中症の疑いで搬送されるなどの事例が起きました。市内では、蘭島保育所の児童などが忍路中央小学校に自主避難したと聞いています。最初は、忍路中央小学校のグラウンドに避難したそうですが、熱中症の心配から体育館に移り、体育館に入ると体育館も暑く、校長などとも相談し、エアコンが設置してある普通教室で保護者が来るまで避難したとのことでした。今回の津波避難で、改めて暑さでの避難の大変さが本市でも浮き彫りとなりました。

7月30日のカムチャッカ半島付近の地震を受けて、暑さの中での避難について市長はどのように感じられましたか。

災害時に避難所となる公立小・中学校の体育館への冷房設置率は、地域ごとに大きな差があります。公立学校の体育館等における空調（冷房）設備の設置状況調査（令和7年5月1日現在）では、避難所になっている道内1,507校のうち体育館への設置は3.8%とごく一部です。

令和7年第1回定例会で、酒井隆裕議員が避難所となる公立小・中学校の体育館などへの空調設備について質問しました。市長答弁では、空調設備整備臨時交付金の創設も踏まえて、学校体育館の空調設備設置の検討を進めたいとの答弁でしたが、その後についてお知らせください。

8月1日の記者会見で、文部科学大臣は、近年の自然災害の激甚化、頻発化を踏まえると、体育館の空調設備の整備は早急に進めていく必要があると強調し、自治体に導入を促すとし、2035年度までには避難所に指定されている全ての体育館等への冷房設置を目指しています。

多発する災害に備えるためにも、空調設備整備臨時特例交付金を活用するなど、避難所となることが多い学校体育館への設置を急ぐよう求めます。いかがですか。

1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、防災・減災対策について御質問がありました。

初めに、泊発電所についてですが、まず、事故が起きた場合の市民の安全な避難につきましては、本市は泊発電所から30キロメートル圏外であるため、原子力災害対策重点区域に指定されておらず、万が一事故等が発生した場合は、必要に応じて屋内退避の措置を取ることとなります。

地震により、家屋が損壊している場合には、迅速に避難所への避難を促し、避難所内に滞在していただくことで、安全な避難につながるものと考えております。

次に、北海道電力株式会社による説明会につきましては、本市では9月25日に開催される予定となっており、泊発電所の安全対策や荷揚げ場の設置等について説明し、説明会での主な質疑については同社のホームページにて公開すると伺っております。同社には、市民の皆さんに丁寧に説明するとともに、

質問に対し、真摯に対応していただきたいと考えております。

次に、泊発電所の再稼働の是非につきましては、市民の安全・安心を第一に判断していく立場に変わりはありません。泊発電所の安全対策は、福島第一原子力発電所事故を踏まえて策定された新規制基準に基づく審査をクリアしたと認識しておりますが、今後も北海道電力株式会社との泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書に基づき、泊発電所の安全対策等について引き続き確認を行ってまいりたいと考えております。

次に、避難所対策についてであります。まず、携帯トイレなどの整備状況につきましては、今年度の備蓄品の整備は冬期間の災害に備えるため、毛布とストーブの購入を優先し、携帯トイレの購入は行っておりませんが、本年6月に北海道から日本海沿岸の地震による津波被害を加えた新しい被害想定が公表され、想定避難者数がこれまでの2倍に増えたことから、今後、計画的に増やしていく必要があるものと考えております。

次に、災害対策本部本部員の女性職員の割合につきましては、災害対策本部は本部長である市長以下、部長職を中心とした構成員としており、現在、部長職に女性職員がいないため、女性の本部員はおりません。

次に、災害対策本部の女性本部員を増やす取組につきましては、部長職に女性職員がいないことを考慮し、部長職に限らず、女性の管理職を本部員として指名することなどを含め、現在検討を行っております。

次に、女性用品や乳幼児用品の備蓄状況につきましては、女性用品は生理用ナプキン、乳幼児用品は紙おむつ、お尻拭き、液体ミルク、使い切り哺乳ボトルを備蓄しております。今後も女性職員の意見や他都市の状況も勘案しながら、備蓄品の種類の見直しなどを行ってまいりたいと考えております。

次に、避難所運営訓練に参加した職員のジェンダー視点の意見につきましては、研修に参加した職員からは、トイレや更衣室、授乳室など、プライバシーの確保や女性への配慮の重要性についての意見がありました。今後も、引き続き職員に対する避難所運営訓練を実施し、ジェンダー視点も取り入れ、女性や子供、高齢者、障害を持つ方などが安心して避難所生活を送ることができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、避難所運営マニュアルへのおむつ替えスペースなどの掲載につきましては、小樽市業務継続計画、BCPの改定に合わせて、避難所運営マニュアルの見直しを行う予定であり、おむつ替えスペースなど必要なスペースの掲載について検討してまいりたいと考えております。

次に、避難所となる体育館の空調設置についてですが、まず、暑さの中での避難につきましては、近年は本市においても真夏には気温が30度を超える日も増えてきており、特に子供や高齢者が避難する際には熱中症のリスクも高まることから、改めて避難の際の暑さ対策の重要性を感じたところであります。

次に、学校体育館への空調設備設置の検討結果につきましては、現時点では学校体育館への設置の検討は行っておりませんが、市の公共施設で空調設備の整備が必要な施設も多く残っており、優先度を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、学校体育館への迅速な空調設備の設置につきましては、学校体育館への空調設備の設置の必要性は認識しておりますが、ただいま申し上げましたとおり、他の公共施設も含め、優先度を勘案し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目目の質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

(5番 高野さくら議員登壇)

○5番(高野さくら議員) 特定利用港湾について伺います。

既に道内では、石狩湾新港、函館港、苫小牧港など7港が特定利用港湾になっています。特定利用港湾は、自衛隊、海上保安庁が平素から空港、港湾を円滑に利用できるよう防衛省、国土交通省が港湾管理者との間で円滑な利用に関する枠組みをするものとしていますが、この枠組みがなくても、小樽港には毎年のように米艦船が入港しています。

有事法制の特定公共施設利用法では、武力攻撃予測事態及び存立危機事態の状況になったと認められた場合は、内閣総理大臣は、自衛隊やアメリカ軍に日本国内の特定の港湾施設を優先使用させることができるようになります。

円滑な利用の枠組みでは、有事を対象とするものではないとしていますが、平素から自衛隊などが利用できるように整備され、自衛隊の艦船が利用しやすくなります。

特定利用港湾があれば、有事のときは優先利用されることになり、有事はもとより、平時でも切れ目なく小樽港を軍事利用できるようにすることになるのではないですか。

国は、安保三文書の最上位文書の国家安全保障戦略で、有事をにらんだ対応能力の強化として、自衛隊、海上保安庁のニーズに基づいた空港、港湾等の公共インフラの整備や機能強化の仕組み創設の方針を示しています。

特定利用港湾は、港湾管理者である地方自治体や管理組合と円滑な利用に関する枠組みにより、緊急性が高い場合に合理的な理由があると認められれば、自衛隊、海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるように努めるとしています。

この緊急性が高い場合に、存立危機事態や重要影響事態を含むと考えますが、市長はどう思いますか。

国は、特定利用港湾になっても当該施設が攻撃目標とされる可能性が高まることはない、むしろ攻撃を未然に防ぐために抑止力など国民の安全につながるとしていますが、攻撃するかどうかは相手国が決めることなので、実際には分かりません。ジュネーブ条約では、軍事目標以外の民用物について、「攻撃又は復讐の対象にしてはならない。」と定めています。

有事はもとより、平時でも港湾が軍事利用されることになれば、軍事施設として相手国から攻撃目標になる可能性があるのではないのでしょうか。見解をお聞かせいたします。

市長は、円滑な利用に関する枠組みの確認は、港湾関係者、地域住民等の理解を得ることが重要と考えるとしています。自治基本条例の安全で安心なまちづくりの部分では、市は市民がそれぞれの地域において、安全で安心な生活が営めるよう取り組むことだけでなく、市民の意識向上に努め、必要な情報提供を行うことなども記載されています。

特定利用港湾については、市民に対しても十分周知していくことが必要と考えます。市長は年内に回答するとしていますが、十分市民に周知できるとお考えですか。

小樽港が軍事利用されることになれば、攻撃の対象になってしまう重大事態となります。歴代の市長は米艦の入港と小樽港の考え方について、米艦の入港は平時における友好親善や休養を目的とした入港と認識し、今後も小樽港は平和な商業港としての発展を期するものであり、軍港化は全く考えていないとしていました。

特定利用港湾になれば、自衛隊などが平素から港湾を利用できるようにし、アメリカがどこかの国と戦争となれば、日本が集団的自衛権を行使する存立危機事態など有事に至るまで、切れ目なく軍事利用できる施設が確保できることになるので、特定利用港湾は認めるべきではないと考えますが、国に拒否することを求めます。お答えください。

少なくとも今年度中の回答は見送るべきではありませんか。

2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、特定利用港湾について御質問がありました。

初めに、軍事的に利用される懸念につきましては、国においては特定利用港湾になったことによって、常に自衛隊の部隊が訓練を行っているようなことにはならないと示しております。

また、円滑な利用に関する枠組みは、関係者間で連絡、調整体制を構築し、円滑な利用の調整を図っていくものでありますので、港湾施設の使用に当たっては港湾管理者が関係法令を踏まえ、適切に対応していくことから、御指摘のような懸念はないものと考えております。

次に、緊急性が高い場合の見解につきましては、国では災害時における救援部隊の派遣が必要な場合などを緊急性が高い場合の事例として挙げておりますが、存立危機事態や重要影響事態が含まれるかどうかは、その具体的な状況に応じて個別に判断されるものと考えております。

次に、攻撃目標にされる可能性につきましては、特定利用港湾は円滑な利用に関する枠組みにより、あくまでも関係法令等に基づき利用について調整するものであり、また、平素の利用においても大きな変化があるものではないことから、特定利用港湾になることをもって、攻撃目標になるものとは考えておりません。

次に、市民の皆さんへの周知につきましては、市のホームページはもちろんのこと、できるだけ多くの市民の皆さんが国から示された特定利用港湾の考え方に触れることができる方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、国への回答につきましては、現在、関係団体等への説明を行って御意見をいただいているところではありますが、今後、不明確な点などがあれば、国に確認しつつ、様々な媒体で市民の皆さんに情報発信を行いながら、本市の方針案を判断し、めどとしている12月に回答できるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）

○5番（高野さくら議員） ハラスメント対策について伺います。

ハラスメントは、身体的、精神的な攻撃とともに、様々な形態で人を傷つけ、鬱病や退職に追い込んでしまうことになるなど深刻な人権侵害です。厚生労働省の2023年度職場ハラスメントに関する実態調査報告書では、過去3年間にパワハラを受けた人は19.3%、セクハラは6.3%、顧客等からのハラスメントは10.8%となっています。

就活セクハラも深刻で、就活中は31.9%、インターンシップ中は30.1%と3分の1近くがセクハラを受けていることになるので、どの職場でも他人事ではありません。

市役所職場のハラスメントについて、市長の認識を伺います。

日本共産党は、これまでも市職員のハラスメント対策について伺ってきました。ハラスメント対応件数は、全部局で2022年度は5件、2023年度は7件、2024年度は4件となっています。2021年4月にはハ

ラスメント防止指針を作成し、指針の周知と併せて研修も行い、ハラスメントを起こさない行動を身につけるために努めているとのことでした。

先日、市民の方から、市役所のある執務室の近くを通ったら、大きな声で職員が叱責している声を聞いて心配になったとの声が届いています。

部長職や特別職も含め、上司からハラスメントを受けたときに被害者が気軽に相談できる窓口体制はあるのでしょうか。

ハラスメント防止対策として、毎年研修会を行っていると聞いています。研修会は、全職員を対象にした研修なのでしょうか。また、研修内容はこういったものになっていますか。

風通しのよい職場環境づくりをするために、新たな取組などがあればお知らせください。

3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、ハラスメント対策について御質問がありました。

初めに、市役所職場のハラスメントにつきましては、本市においてハラスメント防止指針を策定した以降も、毎年度、複数のハラスメント事案が発生していることから、現状の職場環境には課題があるものと認識しており、職員が能力を十分に発揮して業務を遂行できるよう、コミュニケーションが活発かつ適切に行われ、ハラスメントがなく、風通しのよい職場環境を整備することが重要であると考えております。

次に、ハラスメントの相談体制につきましては、市長部局は職員課に、水道局、消防本部、教育委員会及び病院局はそれぞれの庶務担当課に相談窓口を設置し、面談だけではなく、電話やメール等でも相談を受け付けております。相談に対応する職員の心構えとして、秘密を厳守し、対応する職員の性別や行為者側への事情聴取等に関して、被害者の意向を十分に尊重するなど配慮を行っているところであります。

次に、ハラスメントの研修につきましては、令和元年度以降、会計年度任用職員を含む全職員を対象にハラスメントに関する正しい知識を習得し、ハラスメントを起こさないための行動を身につけることを目的とした内容の研修を実施しており、特に管理職に対して受講を強く推奨しております。

次に、風通しのよい職場環境づくりのための新たな取組につきましては、課長職を対象に今年度から職場内の円滑なコミュニケーションや風通しのよい職場環境を実現するための手法などを学ぶ研修を実施し、今後、数年間で全ての課長職が受講することとしております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）

○5番（高野さくら議員） 子供の居場所について伺います。

現代では、共働き家庭の増加や少子化に加え、地域との関わりも少なくなってきています。そのため、家庭や学校以外での居場所がなく、孤立して困っている子供にも気づきにくい社会になっています。地域と連携して居場所づくりをすることは、社会全体で子供たちを見守ることにつながり、様々な世代と交流できる場をつくることで、子供たちは異なる世代から多くの知識や経験を学び、社会性を育むこと

ができます。

子供の居場所における多世代交流は、子供たちの社会性や共感力を育むことはもちろん、地域全体の活性化につながっていくと考えますが、市長の認識について伺います。

小樽市では、子供が地域のひととの触れ合いを持ち、安心・安全に過ごすことのできる子ども食堂やとみおか児童館、いなきた児童館、塩谷児童センター等があります。児童館、児童センターは3館しかなく、小学生は学区が違うとほかの地域に行けないなど、行ける範囲が限られています。公園で遊ぼうと思っても、地域によっては公園があるところとないところ、冬は公園が雪捨場になる場所も多いため、なかなか利用しづらいです。

令和5年第3回定例会の中でも、日本共産党はこれまで児童館、児童センターの設置数がほかの近隣自治体よりも本市が少ないこと、また、拡充についても伺ってきました。

市長は、将来を見据えたまちづくりの一環として、児童館を含め、子供が安全で安心して過ごせる居場所を充実させていかなければならないと答えていましたが、児童館等の増設についてはどうなっているのでしょうか。

桜、新光、銭函地域など、市内の東南部地域は、2024年度小樽市統計書を見ても市内の中でも人口が一番多い地域です。住民諸団体の活発な活動がある中で、これらのニーズを受け入れられる公共施設がありません。そういった背景もあり、23年前から住民から東南部地域にコミュニティセンターの建設実現を求める要望が長年上がっています。

子供たちや地域住民が集えて交流できる施設として、朝里まちづくりセンターの早期建設を求めます。お答えください。

次に、市内の無料で勉強や自習ができる場所について伺います。

市立小樽図書館では2階に学習室があり、日頃から多くの方が利用されています。近年はエアコンが設置されたことで、夏でも快適に過ごすことができるようになりました。先日、図書館に寄った子育て世代の方からはこんな話を聞きました。クーリングシェルターにもなっている図書館で、子供と夏季休業の宿題をしに学習室に行ったそうですが、学校から支給されている1台端末ではWi-Fiが使用できず、ウイングベイ小樽の済生会ヴィレッジまで移動し、クロームブックで出された宿題を終わらせたと話していました。

小・中学校では、クロームブックで毎日のように宿題が出されているので、メールやSNSの登録の必要がないフリーWi-Fiではないと宿題ができません。

市の公共施設において、なぜメールやSNS登録がないと利用できないフリーWi-Fiにしているのでしょうか。

ウイングベイ小樽1番街4階に中・高生向けの自習室が8月8日から開設されました。既に数十人が利用されています。利用された方からは、机が二つ並んでいるから勉強を隣で教えやすくていいと好評ですが、Wi-Fiが利用できたら勉強にも利用しやすいと伺いました。市内にはほかにも、児童館やいなきたコミュニティセンター、学習プラザレピオなど学ぶことができる施設があります。

Wi-Fiがない市の公共施設においても整備してほしいと思いますが、いかがですか。

4項目目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、子供の居場所について御質問がありました。

初めに、子供の居場所における多世代交流につきましては、子供と様々な世代の方が交流することで、地域そのものが安全・安心な居場所となるほか、地域における新たなつながりを得られる側面を有しております。地域コミュニティーが強化されることで、地域全体の活性化につながり得るものと考えております。

次に、児童館等の増設につきましては、本市の財政状況を考えますと、直ちに児童館を新設することは難しいと考えておりますが、公共施設の整備に合わせて検討するなど、児童館を含め、子供の居場所の充実を図っていかねばならないと考えております。

次に、朝里まちづくりセンターの早期建設につきましては、東南部地域の地域コミュニティー活動の拠点としての必要性は認識しておりますが、市内の公共施設は老朽化が進んでおり、今後、整備に多額の費用を要することが予想されることから、財政状況等を踏まえ、総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、市の公共施設のWi-Fiにおいて、メールやSNS登録を必要としている理由につきましては、総務省が作成した公衆Wi-Fi提供者向けセキュリティ対策の手引きにより、不正利用防止の観点から、原則、メールやSNSにより利用者情報の確認を行っているためであります。

次に、市の公共施設のWi-Fiの整備につきましては、令和5年度に利用者サービスの向上、防災・減災等の観点から、図書館や市役所別館1階など七つの施設に整備しており、それ以外の施設については、各施設管理者が新たに必要性を認めれば、整備を検討することとしております。

なお、ウイングベイ小樽1番街4階自習室につきましては、利用者の要望や利用状況などを踏まえ、整備の在り方について検討を行っているところであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、5項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）

○5番（高野さくら議員） 住宅問題について伺います。

初めに、高齢者の住宅問題についてです。

高齢化が進むにつれて深刻になっていく一つが、住宅の問題です。高齢者が賃貸住宅へ入居しようと思っても、孤立死による事故物件化の懸念や支払いの不安から大家から入居拒否されることや、高齢者向けの住宅に住もうと思っても、年金生活者にとっては重い負担になる場合も多いです。

先日、お会いした方も、年齢を重ねるたびに外出するのも大変になっていることや、家族も病気で家の周りの除雪もできなくなってきていることを考えると、持家を手放して別の住宅に移りたいと話していました。

国立社会保障・人口問題研究所が昨年公表した推計では、2050年に単身世帯が全世帯の44%に上るとされていきました。そのうち65歳以上の単身高齢者が約半数の1,084万世帯となります。

住宅確保が必要な高齢者が抱える主な問題点について、どのように認識していますか。

持家は手放して賃貸に住みたい場合や介護施設に入居したい場合など、その方によって住宅ニーズは変わってきますが、どこに相談したらいいかよく分からないとの声もあります。高齢者の入居可能な住宅情報の提供や相談できる窓口というのはあるのでしょうか。

次に、市営住宅について伺います。

公営住宅は、公営住宅法に基づき、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足

りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸、または転貸することにより、国民生活の安全と社会福祉の増進に寄与することを目的とされています。2023年度、市営住宅の応募状況を見ると208件と、2024年度、前年度と比べても187件も増えています。

エレベーターがついている市営住宅や比較的新しい市営住宅の募集が出ると、募集が2戸のところに31人の応募があるなど、大きく応募の変動があると伺っています。こうした状況から市営住宅を希望する方は、数字に出ていないだけで市内でもかなり多く入居待ちだということが伺えます。現状では、本市の住宅施策が市民のニーズに応えるものになってはいないと考えます。

例えば、市営住宅の現状を見ると、車椅子生活に対応した住宅は14戸しかありません。古い市営住宅も多く、廊下が狭く、バリアフリーになっていない棟も存在します。住んでいる方からは、老朽化で壁がぼろぼろと不満の声や、4階以上の階層に住んでいる方からは、年々階段がづらいから下の階に移動したいとの声も聞きます。

現状では、市民ニーズに応えられるような市営住宅になっていないと考えますが、見解を伺います。

市営住宅の入居階別入居世帯状況では、65歳以上の高齢者がいる一定数の世帯はエレベーターが設置されていない4階、5階に入居しています。

1階、2階の低層階の空き住戸を積極的に修繕し、低層階の空き住戸をなくす考えはありませんか。

これまでも、日本共産党はエレベーターの設置についても伺ってきました。既存の市営住宅にエレベーターを設置するのは、階段室ごとに設置をしなければならないことや、老朽化しており、耐用年数が短いなどの問題から、エレベーターの設置は困難と回答しています。設置するには、既存住宅の建て替えを契機に新設するしかありません。エレベーターを設置することで、4階、5階でも住み続けることができ、市営住宅に入居したいという方が増えることにつながるのではないのでしょうか。

小樽市営住宅条例では、公営住宅の通行用における共用部分については、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るものとして、規則で定める措置を講ずるものと明記されています。

条例に照らし合わせても、バリアフリー化やエレベーターの設置は急がれるのではないのでしょうか。

どこの市営住宅に住むかは、家族構成による部屋の数や医療機関や買物へのアクセス、交通の便などを選ぶこととなります。子育て世代であれば、学校の位置や保育所などを考えて選択する方が多いです。本市は少子高齢化が進んでおり、高齢化が進む中で、町内会活動なども困難が広がっています。こうしたときに、若い世代にとって魅力ある市営住宅を整備することを進めていけば、地域の活力を生む力になります。

地域社会として支え合う仕組みをつくる一助となるよう、市営住宅と一体の地域コミュニティー施設が整備されるよう、見解を伺います。

市営住宅は、住宅に困窮する方のための家賃が安く設定されています。物価高騰が続いている中で、こうした住宅支援は重要です。また、頻発する自然災害を踏まえると、市営住宅の役割は大きくなっていきます。

現状の市営住宅の戸数を維持できるよう、早めに建て替えを進めていくべきではありませんか。

5項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、住宅問題について御質問がありました。

初めに、高齢者の住宅問題についてですが、まず、高齢者の住宅確保につきましては、高齢者が賃貸住宅を借りにくいという状況は、本市に限らず全国でも見られる社会的な課題の一つであり、一方で、住宅を提供する側に孤立死や家賃滞納などへの懸念といった事情があることも承知いたしております。市といたしましては、高齢者がこれからも住み慣れた地域で安心して暮らすためには、解決していかなければならない課題であると認識しております。

次に、高齢者の住宅相談につきましては、有料老人ホームや介護施設に関しては、市内4か所の地域包括支援センターで相談を受けておりますが、民間アパートなどの賃貸住宅に関しては、地域の不動産業者に直接問い合わせさせていただくことになります。

次に、市営住宅についてですが、まず、現状の市営住宅と市民ニーズにつきましては、建築年が古く、エレベーターが設置されていない中層住宅が多いことなどにより、入居者から様々な要望があり、全ての要望には応え切れておりませんが、高齢者などが階段の上り下りがきつく、低層階に移りたいとの要望や近年の暑さ対策としてエアコンを設置したいとの要望等については、一定の条件を満たすことで認めるなど実施可能なことには対応している状況であります。

次に、1、2階の空き住戸につきましては、エレベーターが設置されていない中層住宅の空き住戸については、応募が期待できる1、2階の住戸を優先的に修繕し、入居者の募集を行うこととしております。

次に、新設住宅のエレベーター設置につきましては、3階以上の公営住宅を新築する場合は、公営住宅法によりエレベーターの設置が義務づけられていることから、今後、予定している市営住宅の建て替えでは、エレベーターは設置することになります。

なお、本市のエレベーターつき住宅の入居状況は、全ての階において入居率が高くなっております。

次に、市営住宅のバリアフリー化などにつきましては、入居者の高齢化が進んでいることから、共用部分のバリアフリー化を推進することは望ましいものと考えております。しかしながら、既存の中層住宅を改修することは、階段室ごとにエレベーターを設置する必要があることや残りの耐用年数が短いなどの問題もあるため、今後、計画的な建て替えによりバリアフリー化を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域コミュニティ施設の一体整備につきましては、近年市営住宅においては入居者の減少や高齢化により自治会運営が難しくなっており、コミュニティの希薄化についても課題となっていることから、市営住宅と地域コミュニティ施設の一体整備について、他都市の事例を調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、市営住宅の早期建て替えにつきましては、本市では小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に基づき、将来目標とする管理戸数に応じて事業費の平準化も図りながら、計画的に順次建て替えを行うこととしております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）

○5番（高野さくら議員） 議案について伺います。

初めに、一般会計決算についてです。

2024年度一般会計決算は、15年連続で実質収支は黒字となりましたが、単年度収支は3年連続で赤字、実質単年度収支は4年ぶりの赤字となりました。一般財源収支は市税や地方交付税の増加により、過去

10年で最大となりました。それでも、実質収支で2023年度から大幅な減となっています。

一般財源収入も増加していながら、単年度収支の赤字額が8年ぶりに10億を超える赤字となった主な要因について説明してください。

一般財源の収入増は前年度比11.3億円増ですが、歳出における一般財源充当額は職員給与費の増もあり、22.3億円の増となり、過去10年で最大です。

歳出における一般財源充当額が過去10年で最大となった理由について、職員給与費以外でどのような理由があるのか、お示してください。

年度末市債残高は、一般会計において4年ぶりに前年度比より増加する決算となりました。北しりべし廃棄物処理広域連合負担金や第3号ふ頭及び周辺再開発事業費の増に伴うものです。

市長は、一般会計の市債残高が前年度よりも増加したことについて、財政運営上どのような感想をお持ちですか。港の再開発などが市民負担を増やしていると思いませんか。

経常収支比率が3年連続で前年度を上回る決算となりました。硬直した財政構造となっています。

経常収支比率の改善には、どのような取組が必要だと考えますか。

昨年の決算の結果から一般財源が11.3億円増えても、職員給与費だけでも8.6億円の支出が増えています。一般財源の総額が確保されていません。

物価高に対応した地方交付税の増額が必要だと考えませんか、市長の考えをお示してください。

また、令和7年第2回定例会で、病院事業会計において病院局長は、診療報酬は支出額に十分対応できておらず、診療報酬が支出額に見合っていないことによる影響が大きいと答弁しています。

自治体病院の厳しい経営状況を踏まえれば、期中での診療報酬改定や国庫補助金、交付金などによる支援が国において必要ではないでしょうか。

関連して、企業版ふるさと納税について伺います。

昨年度決算は、本市に19件、9,610万円の寄附がありました。現行では、企業は自治体に寄附した額の9割分の税の減免を受けることができます。個人版ふるさと納税と違うのは、寄附企業への経済的な見返りは禁止されているということです。しかし、この建前が守られていない例が出ています。

福島県国見町で、企業版ふるさと納税の見返りとして、入札に応じて便宜を図る官製談合が起きました。高規格救急車の開発、製造に関する入札で、企業版ふるさと納税を行った企業が便宜を図られた企業に有利になるよう入札する製品の仕様を調整するといったことが起きました。最終的には、国見町のケースは、企業版ふるさと納税において認可が取り消されることになりました。

今後も同様なケースが起きないとは限りません。なぜなら、そもそも寄附した企業の名前や寄附額については、企業側の意向で非公開とされることもあります。自治体の事業はどれほど特定の企業と連携、あるいは意向を汲む形で進んだのかを把握することは、寄附金額が不透明であれば困難です。

本市では経済的利益供与とならないよう、どのようにして歯止めをかけているのでしょうか。

本市でも、寄附金額や企業名を公開している企業もありますが、寄附額を企業の意向で非公開の企業もあります。寄附は10万円から数千万円と企業によってかなり差がありますが、本来の寄附というのは、得があるなしにかかわらず、行うべきではないでしょうか。立地自治体に企業が払うべき税額を事実上寄附先の自治体に移転させる制度であり、日頃行政サービスを提供している行政にとっては不満も出ることになるでしょう。

企業版ふるさと納税をする企業が増えれば増えるほど、地方税の原則に反した制度になっていくのではないのでしょうか。

企業名や寄附額の公表については義務ではないので、関係者以外に知る方法はありません。そうなれ

ば、納税者である住民からしてみると、企業と自治体の癒着など確かめようがありません。非公開理由には、寄附したことが知られると、ほかの自治体にも頼まれる可能性があるとして、義務とはなっていないませんが、企業側が感じるプレッシャーもあると思います。

日頃から公共事業の仕事を受ける関係にある企業が自治体から頼まれて断れるかどうかという問題や、仕事を取るときにも寄附をしていないから不利になるのではないかという不安に思う企業もあるのではないかと考えますが、いかがですか。

個人版ふるさと納税と同様に、本来立地自治体に払うべき税金を寄附先の自治体に税を払う、移転することになります。市内でも企業版ふるさと納税をする企業が増えていますが、それは地方税の奪い合いが激化したということで、それぞれの地方税が潤うものにはなっていないと思います。財源を増やすのであれば、地方交付税の増額等を国に求めるべきです。

日本共産党としては、個人版と企業版ふるさと納税制度の廃止を国に求めていくべきと考えますが、いかがですか。

次に、条例案についてです。

小樽市立病院の診療科目として呼吸器外科を新設する話が出されています。追加する背景や経過については、本市を含む後志圏域は肺がん死亡率が道内でも比較的高い地域ということや、当院はがん診療連携拠点病院として、肺がんなどの患者に対して、呼吸器内科での診療の段階から一連の流れで、より専門的、迅速に治療への対応を可能にするために新設に至ったということです。

公的病院は、地域に必要な医療を公平かつ安定的に提供するという法的使命を持ち、一般の医療機関では担えない政策医療や救急医療、感染対応などの役割を担います。

今回の呼吸器外科の新設に関しては、大学医局の意向もあったと聞いています。医師の地域偏在の問題や医師の専門家により、大学医局人事が難しいという事情は分かりますが、そういった事情に左右され、地域の医療機関の経営に悪影響を及ぼし、地域住民にとって必要な医療提供が十分にできなくなることを大変心配しています。

今後は地域医療に関する相談や各医療機関の経営状況なども加味した役割分担などを、地域の医療機関にとどまらず、大学医局や小樽市医師会などとも交えて話し合う場が必要なのではないかと考えます。

そこで伺います。小樽市立病院の統合時は、三つの公的病院でそれぞれの得意分野を生かしながら、医療水準を高めて市民の生命と健康を守り、市立病院は地域医療の基幹病院として機能する公的役割があったと思いますが、現在は市立病院と公的病院の役割が変わってきていませんか。

小樽市立病院は、後志唯一の地域がん診療連携拠点病院ですから、専門的ながん医療の提供など、後志地域の医療を支える役割を持っています。

昨年は小樽市立病院での肺がん手術件数は18件と聞いています。呼吸器外科が新設されることで、患者に対してどのような医療提供ができるようになるのでしょうか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、議案について御質問がありました。

初めに、決算についてですが、まず、令和6年度一般会計決算において、単年度収支が10億円を超える赤字となった主な要因につきましては、令和5年度決算の実質収支が約12億8,500万円の黒字に対し、

令和6年度決算の実質収支は、給与改定や退職手当による職員給与費などの歳出増により約2億円の黒字に減少したためであります。

次に、一般財源充当額がこの10年間で最大となった職員給与費以外の理由につきましては、総務費では保健所などの行政機能等をウイングベイ小樽に移転するための公共施設再編等経費など、民生費では障害福祉サービスの利用増による介護給付費や障害児給付費など、衛生費では高齢者等を対象とした新型コロナウイルスワクチンの定期接種化による各種予防接種費などの事業費の増加によるものであります。

次に、一般会計の年度末市債残高が前年度比で増加したことにつきましては、令和6年度は港湾施設に限らず、必要な施設や設備の更新が重なり、市債発行額が増加したことによるものと認識しております。今後も老朽化した施設の更新が必要なことから、毎年度の予算編成に当たっては財政状況も見定めながら、これまでと同様に、市民ニーズや施設の状況を踏まえた優先度を考慮し、必要な事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、経常収支比率の改善につきましては、比率の積算において多くの割合を占める義務的経費である人件費や扶助費が増加傾向にあるほか、これまで抑制に努めてきた公債費についても、今後の建設事業により増となる見込みであることから、比率は上昇するものと考えております。そのため、企業誘致や人口減少対策などの施策をさらに進め、市民税や固定資産税など市税収入全体の増加を図り、安定した財政基盤を確保する必要があるものと考えております。

次に、普通交付税の増額につきましては、現在、地方自治体は人件費の大幅増や物価高騰への対応などの課題に取り組んでいるところであります。こうした地方の実情を踏まえ、国が地方財政計画に財政需要を的確に反映し、今後も安定的な財政運営を行うために地方交付税を確保しなければならないものであるため、引き続き北海道市長会を通じ、必要な要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、企業版ふるさと納税を行った企業に対する経済的利益供与の歯止めにつきましては、地域再生法施行規則により、寄附を行う法人に対する利益供与の禁止が規定されており、本市においては本規則に沿って取り組んでいるところであります。

なお、他の自治体において公正性に問題があった事案を受け、国においては令和7年度からチェック機能の強化や寄附活用状況の透明化などの改善策が講じられたところであります。

次に、企業版ふるさと納税が地方税の原則に反する制度であるかということにつきましては、企業版ふるさと納税制度は、都市部においては地方税の応益負担の原則が課題となっておりますが、本市においては、人口減少と少子高齢化など課題解決に向けた財源を確保し、持続的に地域を活性化させる観点では必要な制度であると考えております。

次に、寄附企業の不利益が生じないかということにつきましては、自治体が推進する地方創生事業に企業が賛同し、寄附を行う制度であり、寄附を強要するものではありません。

また、地方再生法施行規則において、寄附の見返りとして経済的な利益を供与することを禁止していることから、不利益を受けることはありません。

次に、ふるさと納税制度の廃止を求めることにつきましては、同制度は自治体の地域活性化のための財源確保策として重要な役割を担っているため、必要な制度であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 病院局長。

○病院局長(有村佳昭) 高野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、議案について御質問がありました。

初めに、決算についてですが、自治体病院に対する国からの支援の必要性につきましては、全国の自治体病院の86%が令和6年度決算において経常赤字の見通しとなり、本年6月には北海道市長会が公立病院の経営安定化に関する緊急要請を国に対して行ったところであります。

当院といたしましても、健全な経営に近づけるため、本年度中の診療報酬改定のほか、令和8年度診療報酬改定に向けて、国において十分な議論を尽くしていただき、物価や人件費の増嵩に見合った改定となるような新たな仕組みの導入などが必要であると考えております。

次に、条例案についてですが、まず、小樽市立病院と公的病院の役割の変化につきましては、少子高齢化や人口減少などにより、医療環境が変化する中で地域医療を持続可能なものとしていくため、当院を含めて公的病院は経営努力を重ね、機能分化と連携強化に努めております。その結果として、それぞれの病院の役割が変化することは避けられないものと考えております。

しかしながら、その一方で、医療需要や提供体制が変化しても、地域の基幹病院として市民の命と健康を守り続けるという市立病院としての役割は、変わりはありません。今後も、他の公的病院と連携を図りながら、この使命を果たしてまいりたいと考えております。

次に、呼吸器外科の新設により提供できるようになる医療につきましては、肺がんなどの患者に対して、呼吸器内科での診療から手術までの一連の治療をより専門的かつ迅速に対応することが可能となります。これにより、早期での手術も可能となり、本市を含む後志圏域における肺がん死亡率の抑制に少なからず貢献できるものと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、高野さくら議員。

○5番(高野さくら議員) それでは、幾つか再質問したいと思います。

まず、泊発電所です。福島第一原子力発電所の事故から十数年がたった今でも避難生活をしている方もたくさんいますし、福島第一原子力発電所の事故の影響を受けて、心配で東京都から小樽市に引っ越してきたという方もいらっしゃいます。

本質問でも言いましたけれども、小樽市は泊発電所から僅か数十キロメートルしか離れていないということなので、何か事故があれば、やはり小樽市民の安全にも大きく関わる問題なのかと思います。

そういったことを考えると、少しでもリスクを下げるところでは、原発再稼働は反対していくべきではないかと思うのです。その辺、もう一度御答弁をいただきたいと思います。

次に、避難所対策についてなのですが、トイレについて伺いました。

毛布やストーブなどは優先してやったということでしたが、やはりこの間のいろいろな災害が起きたときに、トイレがないというのは非常に大きな問題なのかと思います。今後、計画的にやっていくということなのですが、困ることのないように、十分にそろえていただきたいと思いますので、改めて答弁をお願いしたいと思います。

次に、体育館の空調設置についてです。

重要だと認識しているけれども、ほかの公共施設の優先度を見てやっていくという答弁だったのかと思いますが、やはりこの前にあったカムチャッカ半島付近での地震もあったように、災害はいつでも起こるか分からないということで、だからこそ、やはり備えが必要だと思うのです。実際に、市内でも保育所の子供たちが避難したということもありました。もちろん市内の体育館を一気に整備するのは難しいと思うのですが、とにかくできるところからでもやっていくことが必要なのではないかと思っておりますので、その点について伺いたいと思います。

次に、特定利用港湾についてです。

私は、小樽港を軍事利用できるようにすることになるのではないかと、緊急性が高い場合についてもお伺いしました。市長から、軍事利用できるようにする懸念はないという御答弁もあったわけなのですけれども、そうはいつでも、円滑利用に関する枠組みについて国が高知県に対して回答しているのを見ると、やはり緊急性が高い場合は、市長は災害などという話をしていましたが、もちろん災害も入っていますけれども、北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用した発射に対する対応のほかにも意味していることも回答しているわけですから、こうしたことからやはり緊急性が高いというのは非常に大きな問題で、重要影響事態に含まれると思いますので、その点について、もう一度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

攻撃目標になる可能性があるのではないかとお伺いしましたけれども、攻撃目標にはならないのではないかと御答弁だったと思います。

先ほどもお話ししたように、既に国の回答では、アメリカが戦闘行為を行って支援のために自衛隊が小樽港を利用する場合を確認するのであって、本当にこうしたことでは、私はやはり軍事目的になるのではないかと思いますし、ジュネーブ条約では軍用物にあたらぬ、民用物への攻撃は駄目と言われているのですけれども、実際に緊急性が高くなった場合に、やはり現状の小樽港が民用物に当たるとはならないのではないかと考えるのです。攻撃される危険性があるのではないかと考えるので、改めて答弁いただきたいと思います。

あとは、特定利用港湾は認めるべきではないと思うが、国に拒否してほしいということを質問しましたがけれども、今、市長はいろいろなところでお話をしているという話がありました。

まだはっきりとした回答はしていないということなのですが、沖縄県の知事も、整備後の運用が不明な点があるということで、特定利用港湾を断ったり、そのほかにも地元の合意を得られないということで断ったところもありますので、国に対しても十分説明されているとは言えない状況から、特定利用港湾は認めるべきではないと考えるのですけれども、その点を伺いたいと思います。

次に、3項目め、ハラスメント対策についてですけれども、相談窓口について伺いました。

メールや、いろいろなところで相談を受け付けているということだったのですが、ハラスメント防止指針で示されているように、相談窓口があるのは分かっているのですけれども、部長職や特別職であった場合でも、職員が本当に気軽に相談できるような環境になっている認識でよいのか伺いたいと思います。

子供の居場所についてです。児童館の増設について伺いましたが、本市の財政状況から難しいような話だったのですけれども、改めて増設については全然前向きに考えていないということなのか、その点を伺いたいと思います。

Wi-Fiについてもお伺いしました。

市の公共施設についてもぜひ整備してほしいということで、ある程度、7施設には整備していると。あとは、施設管理者が整備するかを考えていくという回答でしたが、市民の方が使えるところと使えないところがあるということで、びっくりされたりもしているのです。

やはり勉強できるスペースもきちんとあるわけですから、せめてWi-Fiがある施設については、全ての部屋で使用できるようにするべきだと思うのですけれども、改めてその点について伺いたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再質問にお答えいたします。

1 問目につきましては、泊発電所の再稼働に反対すべきではないかというお尋ねですが、私も今、高野議員がおっしゃったように、福島第一原子力発電所の事故を鑑みますと、後志地域は食と観光で成り立っていますので、一たび風評被害が広がりますと、経済的に大変大きなダメージを受けるとは認識しております。

そういった意味からは、今回は原子力規制委員会でも時間をかけて新しい規制基準で御議論をいただいたとは認識しておりますので、再稼働に当たっては、まずは新しい規制基準に基づいて、しっかりと安全性が確保できるのだということを十分に説明いただきたいと思っておりますし、また、先ほど答弁させていただきましたけれども、私どもといたしましても、安全確認の協定に基づきまして、泊発電所の安全対策等について電力事業者にはしっかりと確認させていただきたいと思っております。

その一方で、いろいろな観点から原子力発電所の問題については考えていかなければいけないと思っております。温室効果ガスの削減ですとか、例えば、私たちは北海道胆振東部地震のときに経験しましたが、ブラックアウトといったものでは、やはり電源の多様性も必要になってきますし、将来的な電力の需給も考えていかなければなりませんので、安全性を第一にさせていただきながら、そういったことも様々な観点から考えていきながら、再稼働についての態度を決めていきたいと思っております。

それから、避難所対策のトイレの問題についてですが、これは御質問されたように今後、計画的にいろいろなものを、特に能登半島地震の防災対策を考えていきますと、まずは避難所生活が長期化したことが我々にとっての大変大きな宿題だったと思っております。そうした意味でのトイレは大変重要だと思っておりますので、これは計画的に備蓄していくことについて検討していきたいと思っております。

それから、体育館の空調設備につきまして、答弁の中では優先順位も考慮しながらとお話しさせていただきましたが、先ほどの能登半島地震の問題とも関係ありますけれども、避難所生活が長期化することになりますと、やはり体育館の空調設備は優先順位が高いと思っておりますので、そういった観点で今後、計画的に体育館の空調整備も進めていきたいと思っておりますのでございます。

それから、特定利用港湾について3点ほど御質問をいただいております。一連の流れの中でまとめて答弁させていただく形になると思っておりますが、特定利用港湾の考え方については、今、まだ市としての態度を決めたわけではありませんけれども、一つには、やはり北朝鮮の核ミサイル開発に伴いまして、ミサイルが日本海に頻繁に発射されている状況にあるわけです。平和的に解決できればいいのでしょうけれども、現実的には難しい状況になっています。

一方、地球温暖化、あるいは気候変動によりまして、自然災害が頻発化、激甚化しているという中にあって、自衛隊と、そして海上保安庁と市民の皆さんの生活の安全・安心に備えていくという観点からは、今申し上げました自衛隊や海上保安庁との関係を構築していくことは、大切なのではないかと思っております。

ただ、一方では、本州との間にフェリー航路を有している商業港である小樽港で民生利用を主とした円滑な港湾利用が具体的にどのように運用されていくのかについては、しっかりと確認した上で判断すべきではないかと思っておりますのでございます。

攻撃目標になるのではないかとにつきましては、Q&Aにも書かれておりますが、利用は年に数回程度と言われておりますし、ハード整備についても既存事業の促進とされておりますので、私どもといたしましては、小樽港が特定利用港湾になることによって、艦船などや、あるいは部隊が常駐するという状況にはならないと思っておりますし、攻撃目標とされる施設が整備されるという認識にはありません。Q&Aの中でも特定利用によって攻撃目標とみなされる可能性が高まるとは言えないと明記されておりますので、私どもとしては、攻撃目標になることの可能性は本当に低いのではないかと思っております。

そうした観点から認めるべきではないというお尋ねでございますが、先ほど言いましたようなことも含めまして、今後、様々な角度から検討させていただいた上で、この特定利用港湾の是非について判断してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（柴田健治） 高野議員の再質問にお答えいたします。

まず、ハラスメントの窓口について気軽に相談ができる体制になっているかということでございました。小樽市職員ハラスメント防止の指針の中で窓口につきましては、本答弁の中でもありましたけれども、市長部局であれば総務部総務課長、もしくは職員課職員と規定しております。水道局、消防本部、教育委員会についても、庶務担当課長もしくは庶務担当課の職員と規定しているところでございますので、職員同士という形でも相談はできる形になっておりますので、気軽に相談はできる体制かと思っております。ただ、この内容について、改めて職員に周知を図っていくことが必要だとは思っておりますので、この辺の対策は取っていきたいと考えております。

次のWi-Fiの整備、使用についてです。

誰でも、どこでも使えるようにということかと思いますが、やはり市、公共が設置するWi-Fiの機能になりますので、セキュリティーの部分はきっちり対応していかなければならないと考えております。不特定多数の人が使用できる状況にある場合においては、不正に使われることを防止する観点からも、セキュリティーはある程度必要になるかと思っております。ある程度利用される方が特定される場合については、フリーWi-Fiも考えられますが、Wi-Fiの使用に当たってはセキュリティーの設定が必要になるものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（津田義久） 高野議員の再質問にお答えいたします。

児童館の増設を前向きに考えているのかという御趣旨だったかと思うのですが、市長からも答弁させていただいたとおり、本市の財政状況を考えますと、直ちに増設はやはり難しいのかと考えております。

児童館という枠組みといいますか、位置づけにすると、例えばこういう部屋が必要で、こういう面積が必要で、こういう人員配置が必要でという施設の要件があります。そういう要件にかかわらず、児童館という位置づけではないものも含めて子供の居場所の充実を図っていかねばならないとは考えているところでございます。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

○5番（高野さくら議員） 再々質問したいと思います。

特定利用港湾について再々質問したいと思います。

いろいろ市長から御答弁がありましたけれども、安全面を考えたら、やはり認めるべきではないと思うのです。政府のQ&Aでは、「自衛隊は弾薬を含む物資輸送に特定利用港湾を利用することはある。」としています。戦闘行為に使う燃料や弾薬を小樽港から自衛隊の艦船を通じて運ぶことは、兵たん行為になるのではないかと思いますし、ジュネーヴ条約では、民間物を攻撃対象にしてはいけないとなっております。ロシアのウクライナ侵攻では、ウクライナの港が初期段階で攻撃の標的にされたということもありました。こういったことから、やはり民用物だと認識されない可能性は否定できないのではないかと思います。

だからこそ、少しでも住民の命が脅かされる危険のある特定利用港湾は認めるべきではないのではないかと伺っていますので、この点について改めて答弁をお願いしたいと思います。

あともう1点がWi-Fiについてですが、セキュリティ対策ではなくて、既にWi-Fiのある公共施設について、同じ建物であるところとないところというのではなくて、あるところは全ての部屋で使えるようにしてほしいということで聞いていたのです。

例えばいなきた児童館などは使えるけれども、一歩出たら使えないとなってしまっただけは困りますし、いなきたコミュニティセンターの4階に机と椅子などがあると思うのですが、そのスペースを利用して勉強されている学生を目にすることもありますので、やはりWi-Fiがある施設については、全ての部屋で利用できるようにしてほしいということを再質問で言いましたので、改めて答弁をお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

改めて、特定利用港湾についてお尋ねがありましたけれども、先ほど来申し上げておりますが、私どもといたしましては、Q&Aを読み込んでおりますが、具体的に民生利用を主とした円滑利用が小樽港でどのように運用されるのかについては、まだ不明な箇所もありますので、そういった点については、改めて国に確認させていただきながら、最終的に判断させていただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（柴田健治） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

Wi-Fi設備の整備の状況についてでございますが、同じ建物の中で使えるところ、使えないところが出ている状況のお話がありました。

改めて施設ごとに使用の状況をしっかり確認させていただいた上で、整備の必要があるかについては検討させていただきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時07分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 平戸理史

議員 佐藤奈緒美

令和7年
第3回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和7年9月10日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、新井田邦宏議員、酒井隆裕議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第27号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 25番、佐々木秩議員。

（25番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○25番（佐々木 秩議員） 一般質問を行います。

歴史文化まちづくりについて伺います。

まず、歴史的風致維持向上計画の認定について伺います。

小樽市歴史的風致維持向上計画、通称歴史まちづくり計画が、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、通称歴史まちづくり法に基づき、国の認定を受けました。2008年に歴史まちづくり法が施行されて以降、今回の認定により、認定都市数は100都市となり、また、小樽市の認定は北海道内で初の認定となるそうです。この質・量ともに膨大な計画の策定に御尽力いただいた関係者の皆様に、敬意を表しつつ、質問をさせていただきます。

最初に、市長に伺います。

今回、小樽市が歴史的風致維持向上計画の認定を受けたことに対する市長としての思いをお聞かせください。

今後、実際に本計画を運用していくこととなりますが、計画期間は本年より10年間、限られた期間の中で示されている事業を進めなければなりません。今後の事業計画の具体的な進め方について概要を説明してください。

国の計画認定を受け、重点区域内で一定の要件を満たすと、景観改善推進事業や社会資本整備総合交付金事業などの支援措置・制度を活用できますが、この計画の中で活用を計画している事業があれば、お聞かせください。

「文化財の保存・活用の現況と今後の方針」でも指摘されていますが、毎年ひっそりと古民家や石造倉庫などが取り壊されています。大きくて人目を引く歴史的建造物を保存活用することも大事ですが、そうした建造物の間にある古い商店や個人のお宅が小樽市のまちの歴史的景観をつくっているのではないのでしょうか。こうした事態は今に始まったことではありませんが、本計画認定を機に、少しでも歯止めをかけることはできるのでしょうか、お聞かせください。

日本遺産は、文化財を核にした地域振興、主に情報発信・観光振興などソフト支援、歴史まちづくり法は、インフラや行事まで含む総合支援、重要伝統的建造物群保存地区は建物修理などハード中心と自治体を支援する役割はそれぞれ違っており、これら国の文化財制度を戦略的、効果的に使っていかなくってはなりません。こうした日本遺産、歴史まちづくり法、伝統的建造物群保存地区制度の3本柱で、小

樽市の歴史文化を活かしたまちづくりを進めていくという戦略が必要です。

今後の小樽市の歴史文化を活かしたまちづくりの進め方について、市の見解をお聞きます。

次に、小樽市内の戦後建築について伺います。

小樽市内で1950年から1960年代に建築された戦後建築について、文化財としての価値を評価する調査を一般社団法人日本建築学会北海道支部が進めているというニュースがありました。調査は昨年度末までの2年間、調査の対象施設は旧郵政省小樽地方貯金局（現市立小樽美術館・小樽文学館）など8件、具体的には、建物の規模や構造、設計者のほか、地域性や時代背景の影響を調査・分析し、歴史的価値があると判断された場合には、保全と活用に向けた課題や方策を検討するそうです。

ちなみに、一般社団法人日本建築学会北海道支部は1992年に市教委の委託を受け、市内の戦前・戦中建築について調査を行って、リスト化し、ここから指定されたのが現在79件ある小樽市指定歴史的建造物です。

また、旧郵政省小樽地方貯金局については、一般社団法人日本建築学会北海道支部正会員で小樽市文化財審議会会長も務める駒木定正先生が、その研究報告の中で、戦後草創期のモダニズム建築としての建築史的重要性を述べておられます。

まず、お聞きますが、市はこうした調査が行われたことについて把握していましたか。市がこの調査に協力、関わっていたこと、また、調査結果について情報があればお知らせください。

市内の戦後建築について、1992年の歴史的建造物の実態調査のような、やはり体系的なしっかりした調査が早期に必要です。

以前の答弁では、小樽市内の戦後建築についての調査は、歴史的風致維持向上計画の中でエリアを絞った調査を行うことは考えられるとのことでしたけれども、今回、歴史的風致維持向上計画の中で、そのような調査は予定されていますか。

小樽市内の戦後建築の文化財的価値について、市の見解を伺います。

現在、日本建築協会北海道支部が調査を行っている施設のうち、小樽市公共施設長寿命化計画においては、将来的に建て替え・統合となっている市役所本庁舎別館、市民会館の文化財的評価はしっかりと行うべきではないでしょうか。同支部とも連携し、市としての調査を進めるべきです。

仮に、この2施設に文化財的価値があると判断された場合、計画ではどのように取り扱われますか。

今回の歴史まちづくり法認定で、これら戦後建築物が、市の指定有形文化財建造物や国の登録有形文化財建造物などを受ければ、歴史的風致形成建造物の指定を経て、修理等の支援対象に入ってくるのではと考えますが、いかがでしょうか。

現在の本市の歴史文化観光の隆盛は、主に明治から昭和初期の建築物が残っているおかげです。それらの建築物に続き、途切れなく、戦後の建築物の文化財としての価値を認め、後世に伝え残していくことは、私たちの努めではないでしょうか。

特定利用港湾について伺います。

平素から自衛隊や海上保安庁が円滑に利用できるよう、特定利用港湾として小樽港を新たな対象にしたいと、国から打診を受けたとのことでした。

まず、この特定利用港湾については、市の資料によると、公共インフラ整備の取組の基本的な考え方の中で示されていますが、国の考え方や全国の特定利用港湾の状況などを御説明ください。

全国で対象になった自治体などでは様々な議論が行われていますが、住民への説明が不十分とされ、反発や署名運動が発生。住民理解と説明責任に課題を残しているのが現状です。

そこで、まず、6月26日にあった国からの説明内容と、それを受けて、港湾管理者である市から確認

したことについて、お聞かせください。

例えば、函館港の場合、内閣官房、防衛省、国土交通省から、「総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備について」として、函館港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項が示されています。小樽市にも同様のものが届いていると市のホームページにも載っています。

安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うための特定利用港湾における公共インフラ整備とは、どのようなことを行うのか、また、具体的に小樽港においてはどこの整備になるのか、説明してください。

円滑な利用に関する枠組みについて、国が示している内容を簡潔に説明してください。また、その枠組みを設けることで、何が円滑になるのですか。

北海道の港湾では、既に7港が特定利用港湾の対象になっていますが、さらになぜ小樽港が対象候補になったのか、理由の説明はありましたか。あればお聞かせください。

災害時など緊急性が高い場合は「民生利用に配慮しつつ」とありますが、どの程度の配慮となるのでしょうか。

港湾管理者である市は、自衛隊、海上保安庁と緊密に連携しながらと言いつつ、実質的に一方的な指示を受ける立場になる危惧はありませんか。

一番の懸念は、小樽港が軍事的利用対象、実質的軍港化するのでは、結果、他国の攻撃対象になるのではという点についてです。

市長が記者会見で、「我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や、実際に対応するための対処力を高めていくことで、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、ひいては我が国国民の安全につながる」と国の説明を引用して回答しています。私は、攻撃抑止力の考えには反対です。こうした抑止論が通常兵器であれ、核であれ、軍拡競争に歯止めが利かなくなってきた歴史的事実を、核兵器廃絶平和都市宣言をしている市として認めてはいけないと思います。

こうした抑止論を基にした国の説明を引用した市長の意図を御説明ください。

続いて、市の確認のための対応について伺います。

市としては、「円滑な利用に関する枠組み」の確認にあたっては、港湾関係者、地域住民等の理解を得ることが重要と考えており」とのことですが、私はその影響を想定すると、小樽港近辺の町内会だけではなく、広く全市民の理解を得る必要がある重い問題であると考えますが、地域住民とは、どの地域を想定しているのですか、御説明ください。

市は、国に対して情報提供と説明を求め、協議・検討を進めていきたいとのことですが。

その際、国からの情報や協議事項は、今後、逐次市民に公開していくということでしょうか。

国からの文書に対する回答は、本年12月までと聞いていますが、国との丁寧かつ十分なやり取りと、またそれを受けての市民理解を得るための時間的余裕はあると考えますか、見解を求めます。

もし市民理解が進まなかった場合、国への回答判断は時間不足とし、12月には一旦保留の態度を示し、その後、市民からの疑問や不安に応えるために、国からの説明を再度受ける等の努力をすべきと考えます。

もし、結果として市がそうした市の慎重姿勢を認めない場合、また、それら市の説明の上でも市民の理解が得られなかった場合は、特定利用港湾の確認は行わないべきです。市の慎重な判断を期待しています。

アイヌ遺骨返還について伺います。

令和6年第3回定例会で、明治期に研究のため、小樽市内にあったアイヌ民族の墓を掘り起こし、持ち去られたアイヌ民族の方々の方々の遺骨や副葬品をふるさと小樽の地に戻そうという動きについて、これま

での小樽市のアイヌ民族の歴史や文化に触れながら質問しました。

このたび、おおよそ4年がかりの活動が実を結び、7月14日、白老町の民族共生象徴空間、ウポポイ内の慰霊施設に一時的に収められていたアイヌ民族の遺骨19体と副葬品のほか、小樽市総合博物館に置かれていた1体が小樽市内の遺骨返還を求めている団体、インカルシペの会に返還。同日、小樽市に移動し、翌15日から小樽市葬斎場にて焼骨。25日、中央墓地に埋葬、イチャルパを執り行い、地元のアイヌの遺骨を地元の土に返すという目標を達成できました。これもひとえに市内のアイヌ民族研究者や道内アイヌ民族の方々から成るインカルシペの会、その活動の中で発足した小樽アイヌ協会の皆さん、また、小樽市をはじめとする国や大学等の関係者の皆さんの理解と協力のたまものです。改めて敬意を表するものです。

そこで、まず、市長に伺います。

今回の小樽市へのアイヌ遺骨返還と埋葬が実現したことについての見解をお聞かせください。

本市における遺骨返還と埋葬は、道内で恵庭市に続き2例目で、今後に続く遺骨返還の先例としての役割が期待されています。そこで今回の経緯や手法を再確認しておきたいという趣旨で、昨年引き続き質問します。

市の立場については、遺骨返還について直接的な当事者ではないが、団体からの要請を受け、遺骨返還が円滑に進むよう、国や関係機関との調整などを行っているとのことですから、市が把握している範囲でお答えください。

まず、本来、小樽市に埋葬されるべき遺骨や副葬品が今後、遺跡等から出土した場合には、今回の例に倣って執り行われるのでしょうか。

今回、国の返還の手続を定めたガイドラインに沿って進められましたが、この要件が厳し過ぎて、返還の申請がなかなか進まない要因になっているとの声が多く上がっています。現に小樽市でも、会や市で多くの労力と時間が、国や大学などの関係機関との調整にかかり、結果として4年を要したと聞きます。

返還及び埋葬に当たり、市はどんな役割を果たしたのか、国や関係機関との調整内容を含めてお示しください。

今回の返還にかかった費用についてですが、前回の答弁にもあったとおり、原則、遺骨を保管していた大学において負担すべきものとのことでしたが、関係機関とのやり取り内で紆余曲折があったようです。

ウポポイに一時保管されていた遺骨の返還、埋葬の費用について、最終的に大学は負担したのかどうかも含めて、どのような考え方で関係機関と費用の分担をしたのか、お知らせください。

今回、小樽市総合博物館の御遺骨もしっかりと慰霊した上で埋葬できたという事実も、私は特筆すべきことだと考えています。令和4年7月の文化庁の調査によれば、アイヌの人々の遺骨を保管している博物館等の数は18施設、個体を特定できた遺骨は136体あるそうです。当然この中には、小樽市総合博物館の1体も含まれていました。

まず、古い話でしょうから、分かる範囲で結構ですが、小樽市総合博物館に遺骨が保管されていた経緯についてお知らせください。

今回の遺骨返還で、博物館等のアイヌの人々の遺骨についても、尊厳ある埋葬をどのように行っていくのかという先例になるのではないのでしょうか。

小樽市総合博物館に保管されていた遺骨が、様々な儀式を受けた上で、小樽市に埋葬されたということについて、教育長の見解を伺います。

以前の答弁で、アイヌ施策の今後の展望についてお聞きしたところ、答弁では、埋葬後の対応につきましては、アイヌ遺骨等の返還と埋葬を優先し、今後、取り組む内容を踏まえながら検討してまいりたいとのことでした。取り組む内容は様々あると思いますが、小樽市に住むアイヌ民族の方々から提案があれば、しっかりと協議を行い、可能な限り取り組むように希望しますし、市としても、アイヌに関する事業があれば、アイヌ施策推進地域計画にも取り組んでほしいと考えています。

4年前、インカルシベの会が、遺骨返還について小樽市役所に協力をお願いしたところ、正直、当初は当惑の御様子でした。しかし、度重なる話合いの中で、担当部長がアイヌ遺骨返還は人権の問題だと認識していると発言してくれました。これがきっかけとなり、会と市が共に地元のアイヌの遺骨を地元の土に返すという願いを実現できました。また、市長が全道に先駆けて返還推進の御判断をいただいたことに、最後に感謝したいと思います。

再質問を留保し、一般質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、歴史文化まちづくりについて御質問がありました。

まず、歴史的風致維持向上計画の認定についてですが、計画の認定に対する私の思いにつきましては、本計画が北海道で初めての認定となったことは、本市の歴史的、文化的資源を活用するまちづくりにとって、大きな意義を持つものと考えております。認定はゴールではなく、新たなスタートでありますので、今後は本計画を通じて、市民の皆さんや関係団体の皆さんと連携を図りながら、歴史的な町並みや有形、無形の文化遺産の保全活用に取り組み、小樽市らしい歴史と文化を後世に継承してまいりたいと考えております。

次に、今後の事業計画の進め方につきましては、本計画に記載した新規事業としては、今年度から本計画の中心的な事業である歴史的風致形成建造物保存支援事業に着手し、所有者の意向確認や建造物の指定を行うとともに、順次、未指定・未登録建造物調査事業や小樽市景観計画改定事業にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、これまで行ってきた歴史的建造物の保全に関わる助成事業などの既存事業につきましては、計画期間を通して引き続き実施してまいります。

次に、国の支援措置や制度の活用につきましては、本計画では、歴史的風致形成建造物保存支援事業において、歴史的風致形成建造物に指定することにより、外観の修理や復元等に対する国の支援制度の活用を考えております。

次に、古民家や石造倉庫などの取壊しにつきましては、私といたしましても、市が把握できないまま取り壊されている実態があると感じております。そのように石造倉庫などが失われていく実情については懸念しており、本計画の事業を推進することで、市民や事業者の歴史的景観に対する保全意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、歴史文化を活かしたまちづくりの進め方につきましては、これまで取り組んできた日本遺産及び歴史的風致維持向上計画が認定されたことを生かし、文化遺産の保存と活用を一層推進するため、連携して事業を進めてまいりたいと考えております。

伝統的建造物群保存地区制度につきましては、本制度の活用を望む声があることは認識しております

ので、引き続き調査、研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、小樽市内の戦後建築についてですが、まず、一般社団法人日本建築学会北海道支部が行った調査につきましては、令和5年10月に北海道支部長から市に対し、市内の戦後建築に関する調査への協力依頼があり、市が保有する旧郵政省小樽地方貯金局などの図面の閲覧及び写真撮影に協力したところがあります。

なお、現在のところ、調査結果の情報は頂いておりません。

次に、歴史的風致維持向上計画における戦後建築の調査につきましては、本計画において、市内全域を対象とした未指定・未登録建造物調査事業を記載しており、この事業の中で、戦後建築も含めた調査を予定いたしております。

次に、市内の戦後建築の文化財的価値につきましては、戦後建築については、戦後復興や高度経済成長を背景に建てられ、時代を反映した建造物として、一定の文化財的価値を有する可能性があるものと認識しております。

次に、市本庁舎別館と市民会館に文化財的価値があると判断された場合の取扱いにつきましては、その価値や老朽化の程度を勘案し、小樽市公共施設長寿化計画における当該施設の整備方針について改めて検討することが想定されます。

次に、戦後の建築物が国の支援対象になるかにつきましては、市の指定有形文化財建造物などの価値づけがあり、所有者の同意を得て、歴史的風致形成建造物に指定されたものは、国の支援対象になるものと考えております。

次に、特定利用港湾について御質問がありました。

まず、特定利用港湾の国の考え方につきましては、運用に関しては、自衛隊や海上保安庁が平素から必要な公安を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けること、整備に関しては、民生利用を主としつつ、自衛隊や海上保安庁の船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備、または既存事業の促進を図ることのほか、自衛隊の駐屯地等のアクセス向上に向け、道路ネットワークの整備を図ることが示されております。

また、全国の特定利用港湾の状況につきましては、本年8月29日時点で26港湾となっております。

次に、国からの説明や本市から確認した内容につきましては、国からは先ほど申し上げました公共インフラ整備の概要のほか、小樽港を新たな対象とした理由や今後の進め方などについて説明がありました。また、本市からは、特定利用港湾となった場合の使われ方や、国が考えているスケジュールなどの確認を行ったところであります。

次に、公共インフラ整備につきましては、国によりますと、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の円滑な利用にも資する岸壁や航路の整備に加え、既存事業を促進することで、港湾の利便性の確保や機能を強化することとされております。

また、小樽港の整備につきましては、既存事業である北防波堤、北副防波堤及び中央ふ頭岸壁が示されております。

次に、円滑な利用に関する枠組みにつきましては、港湾法等の既存の法令に基づき、関係者間で連携し、自衛隊や海上保安庁による柔軟かつ迅速な施設の利用について調整するためのものであります。

また、この枠組みにより連絡・調整体制を構築し、年度当初などにあらかじめ具体的な運用のための意見交換を行うことで、現状、その都度行っている船舶の利用調整がより円滑になるほか、災害時の対応などにおいても、より迅速かつ安全に舞台や物資を展開、輸送することができるようになるなど、円滑な対応ができるものと考えております。

次に、小樽港が対象候補となった理由につきましては、国からは部隊等の所在地の近傍に所在していることが対象候補の基本的な考え方にあり、本市の近傍には、真駒内駐屯地や余市防備隊があることから、後志地域や北海道の太平洋沿岸で災害が発生した際など対応が必要となきに、小樽港を使う可能性があるので説明があったものであります。

次に、緊急性が高い場合の民生利用への配慮につきましては、災害時など、その規模や緊急性の度合いにより個別に判断する必要があるものと考えております。

次に、港湾管理者の立場につきましては、円滑な利用に関する枠組みは、自衛隊や海上保安庁の優先利用のためのものではなく、港湾施設の使用に当たっては、港湾管理者が関係法令等を踏まえ、適切に対応することとなっておりますので、一方的に指示を受ける立場になることはないものと考えております。

次に、国の説明を引用した意図につきましては、私といたしましては、特定利用港湾になることをもって攻撃対象になるものとは考えておりませんが、記者会見では、攻撃対象となり得る可能性が高まることへの懸念についての質問でありましたので、国が示している国民の安全につながる見解を申し上げたものであります。

次に、地域住民の想定につきましては、広く小樽港を取り巻く地域全体という観点であり、小樽港近辺の町内会だけといった特定の地域を想定したものではありません。

次に、市民の皆さんへの公開につきましては、特定利用港湾の目的や内容、これまでの経緯などについて市のホームページで公開しておりますので、引き続き関連する情報などについて発信してまいりますと考えております。

次に、国へ回答するまでの期間につきましては、12月をめどとしておりますが、関係団体との説明状況などによっては、さらに時間を要する可能性もあるものと考えております。

次に、アイヌ遺骨返還について御質問がありました。

まず、小樽市へのアイヌ遺骨返還と埋葬が実現したことに対する見解につきましては、このたびの返還は、国が定めるアイヌの遺骨等の返還手続に関するガイドラインを踏まえ、進められたものであります。返還されたアイヌ遺骨等は、インカルシペの会の意向に沿って、小樽市中央墓地に埋葬されており、アイヌの精神文化や心情等を踏まえ、尊厳ある慰霊が実現されたことは、インカルシペの会をはじめ、広くアイヌの皆さんにとって大きな意義があったものと考えております。

次に、今後、本市に埋葬されるべき遺骨や副葬品が遺跡等から出土した場合の対応につきましては、このたびの遺骨返還及び埋葬と同様に、アイヌの精神文化や心情等を踏まえ、尊厳ある慰霊の実現を図りたいと考えておりますので、アイヌの遺骨等が出土した状況に応じて、アイヌの団体や関係機関と協議の上、埋葬に関わる支援を検討することになるものと考えております。

次に、返還及び埋葬に当たっての市の役割につきましては、費用負担や報道機関への対応などについて、国や大学などの関係機関との調整を行うとともに、返還後に埋葬を行うために必要となる焼骨や墓地の手配について支援を行いました。

次に、ウポポイに一時保管されていた遺骨の返還及び埋葬に関わる費用分担につきましては、対象となった遺骨は19体であり、東京大学が16体、北海道大学が1体の保管をしておりましたので、各大学が保管数に応じて費用を負担しております。

また、残りの2体は本市が発掘し、札幌医科大学、新潟大学にそれぞれ調査や保管を依頼したものであることから、本市が費用を負担しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

アイヌ遺骨返還について御質問がありました。

初めに、小樽市総合博物館に遺骨が保管されていた経緯につきましては、明治40年頃、当時の高島村祝津で、にしん漁関係の工事の際に、偶然遺骨が出土したものと伝わっており、研究目的等のための収集行為ではなかったものと認識しております。昭和31年の小樽市博物館開館時の展示リストには、アイヌ人骨と表記があり、開館時に祝津で出土した遺骨が収蔵されていたものと思われま

す。なお、発見されてから、小樽市博物館の資料として収蔵されるまでの経緯については不明であります。

次に、遺骨が埋葬されたことへの見解につきましては、偶然の発見が発端とは言え、長い間、博物館で保管されていたアイヌ民族の遺骨がインカルシペの会などの関係者の御尽力により、アイヌ文化に基づいた儀式を受けた上で、本市の墓地に埋葬することができたことは、極めて意義深い出来事であると考えております。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 25番、佐々木秩議員。

○25番（佐々木 秩議員） 何点か再質問させていただきます。

歴史文化まちづくりの質問です。

まちづくりの進め方について、市の見解をお聞きしました。

日本遺産、それから小樽市歴史的風致維持向上計画については、今後も引き続いて進めていく。伝統的建造物群保存地区制度については、一步違う意味合いで御回答がありました。引き続き、調査、研究を進めていくということだったと思います。

そこで、お聞きします。これまでも伝統的建造物群保存地区制度について、力強く進めていってほしいという要望を何回かさせていただいておりますし、市民団体等からも来ていると思うのです。もう少し何か具体的な話をさせていただければと思ってお聞きするのですが、引き続き調査、研究ということですから、これまで調査、研究してきた内容があると思います。そこがどのようになっているのかお聞きいたします。

それから、今後、調査、研究の方向性のようなものと、いつ頃までにそういう研究をしていくのかについて、何か展望等がありましたらお聞かせください。

それから、特定利用港湾について何点かお聞きします。

一方的な指示を受ける立場になる危惧はないかという質問をしたところ、そうはならないということでお答えいただいたと思います。それであれば、場合、状況によっては、自衛隊、海上保安庁の利用を断るようなこと、それから、変更を求めることもあるということでしょうか、お聞かせください。

また、例えば、そういうことをするとすれば、どのような場合が想定されますか。

もう一つ、市長へ、抑止効果、抑止力についての質問をさせていただきましたけれども、市長が引用したQ&Aのせりふは、我が国への攻撃を未然に防ぐ抑止力を高め、我が国への攻撃への可能性を低下させるもの、ひいては我が国、国民の安全につながると、これは、国民、それから国についてアンサーしている文章です。

一方、小樽市について考えてみた場合、特定利用港湾になれば、小樽港に対しても攻撃を未然に防ぐための抑止力になるから、一定の抑止効果がある。これは、小樽港についても同じことが言えるとお考えでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

それから、地域住民とはどの地域を想定しているのかとお聞きしたところ、特定の地域を想定したも

のではないという御答弁でした。それは、私が本質問の中でも言わせていただきました、広く全市民を対象にしていると受け取ってよろしいですか。もし、そういうことであれば、広く市民理解を得るために、どのような方法を取っていかれるか、お聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

特定利用港湾についての3点についてお答えいたします。

1点目ですが、一方的な指示を受ける立場になる危険はないかというお尋ねに対しまして、私どもとしては、一方的に指示を受ける立場になることはないものと考えているということで答弁させていただきました。

あくまでも、国から示されている特定利用港湾の考え方というのは、民生利用を主としつつ、円滑な利用を図っていくということが目的ですので、商業利用、あるいは民間利用が行われている場合には、我々としては関係法令に基づいてお断りしたり、変更を求めることというのはあり得ると考えております。

それから、私が記者会見で、抑止の部分で国の考え方を引用した件についてお尋ねがありましたけれども、私としては、小樽港が特定利用港湾を受け入れるということだけをもって、抑止力なり、対処力が高まるとは考えておりません。あくまでも国全体として取り組むことによって、新しい取組でもありますので、これまでと比べれば抑止力なり、対処力は高まっていくものと考えておりますけれども、あくまでも国全体としての取組の中で、そのようなことが考えられると考えております。

それから、対象となる市民についてのお尋ねがありました。これについては昨日もお答えさせていただいておりますけれども、市民の皆さんへの周知につきましては、市のホームページはもちろんのこと、できるだけ多くの市民の皆さんが国から示された特定利用港湾の考え方に触れることができる方法を検討しながら、理解を求めていきたいと考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（山岸博史） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

伝統的建造物群保存地区制度の活用について、これまでの調査、研究と今後の展望ということで御質問がありました。

伝統的建造物群保存地区制度につきましては、これまで歴史的風致維持向上計画の策定を重点的に行ってきたことから、具体的に調査、研究を詰めてきたということではありませんが、伝統的建造物群保存地区制度の認定の条件、住民の合意の条件ですとか、都市計画決定が必要かどうか、その辺の、伝統的建造物群保存地区制度の大まかな条件は調査してきたところであります。

今後につきましては、伝統的建造物群保存地区制度の具体的な条件に合う地区も文化庁と確認が必要だと思っておりますし、それから住民の合意、具体的に要望があることは把握しておりますが、その地区の住民の合意が本当に取れているのかの話合いをして、まずはそういうところから調査、研究に入っていきたいと考えております。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 25番、佐々木秩議員。

○25番（佐々木 秩議員） 再々質問を1点だけさせていただきます。

市長から、抑止力、抑止効果は、小樽港に対してはどうかということまで質問させていただいたら、あくまでもこれは国全体として捉えているのだというお話がありました。

そこで、再々質問で確認しておきたいことというか、昨日、共産党の代表質問の中で、ジュネーヴ条約の話をしていただきました。

ジュネーヴ条約は、国際的武力紛争の犠牲者の保護に関するジュネーヴ諸条約追加第一議定書第52条というところに当たるのです。これは何が書いているかというと、民用目的の施設への攻撃を禁止する、民用物は、攻撃の対象から保護されるべきであることを規定している条約の項なのです。この項を裏返しにすると、民用物であっても、それが軍事的活用に効果的に資するものとして使用されている場合には、軍事目標になり得るという解釈が成り立つということが言われているのです。

そのことを共産党の代表質問でも多分おっしゃっていたと思いますし、私もそのように解釈をしているのです。それが結局、国のQ&Aの中にもあったように、自衛隊員を乗船させたり、降ろしたりという訓練、それから弾薬や何かの積卸しもしている。平時のときからそのようなことをして、それが有事につながっていけば、これはひょっとすると軍事行動につながる、軍事行動そのものだろうと捉えたとしたら、先ほどのジュネーヴ諸条約第52条の例外規定に当てはまる。それは、イコール攻撃対象になるということになるわけです。

だから、抑止効果のことについて述べているわけですがけれども、こういうことはきちんと調査、研究しなければ分からないことでもあるし、解釈の仕方によってはいろいろなこともあります。

こういう例は、国のQ&Aや説明をうのみにしていくと、どうしてもそういうことは、大したことはないという認識になる可能性が高い。そうではなくて、私が質問で聞いたかったのは、そういう抑止効果も含めて、やはりきちんと市が独自の調査、研究をしていただいて、判断を下していただきたい。そういう調査、研究をきちんと独自に進めていただきたいと思いますのですが、どうでしょうかという再々質問です。

市民の皆様が安全・安心に住み続けられるまちづくりを推進すると、市長はいつもおっしゃっておられます。安心・安全をきちんと担保するためにも、どうかこうしたところをしっかりと研究、調査していただいた上で、判断していただくようお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 再々質問にお答えいたします。

昨日来、お答えさせていただいておりますが、今回、国からはQ&Aが示されておりますけれども、我々としてもまだ不確かな部分といいますか、分からない部分も数多くあります。具体的に申し上げますと、特に商業港である小樽港でどのような形で、民生利用を主とした円滑利用が運用されていくのかについては、しっかりと国に確認させていただきながら、最終的に判断させていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 佐々木議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、白濱聡議員。

（8番 白濱 聡議員登壇）（拍手）

○8番（白濱 聡議員） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、不動産の払下げについて伺います。

近年、不動産業者や一般の方から土地家屋調査士へ払下げに関する問合せが全国的に増加しておりますが、手続は年々厳しくなっており、簡単ではないとのことでもあります。

また、無秩序的な払下げに対しては、慎重な姿勢を取っていかなければならないものでもあります。

そこで、払下げについて質問してまいります。

最初に、一般的に払下げとは何か、また、払下げの対象となる主なものはどのようなものであるのか、お示してください。

一般市民は、公有財産の払下げの情報について、容易に分かりにくい事項になっているようですので、続けてお聞きしてまいります。

本市の一般会計において、払下げの対象となる普通財産について、直近で把握している土地についてはその地積数、建物についてはその件数をお示してください。

次に、市民が私有財産の払下げや入札の情報を調べる方法についてお知らせください。

また、本市の昨年度の払下げによる売却件数と売却額、本年度については8月末までのものを、それぞれお知らせ願います。

払下げの主な対象となる国有地は、一般競争入札によって売却され、個人や法人が購入することができるとのこと。一般競争入札とは、国が最低価格を設定し、最も高い価格を提示した入札者が購入できる形式です。気になるのは、やはり売却価格になります。国においては、貸付中の財産や単独で利用が困難な公有地のような場合、公有地の売却価格の決定に際しては、鑑定評価が下がるケースもあるやに聞いております。

そこでお尋ねいたします。本市における市有地の一般競争入札の基準となる予定価格は、現在どのように算定されているのか、どのようなことが考慮されているのかを含めてお示してください。

さて、払下げ希望者にとって、価格とともに気にかかることは手続であります。

そこで伺いたいします。払下げ希望者における手続の流れについて、概略的に本市の現状をお示してください。また、併せて今後の入札を予定されている物件の件数をお知らせ願います。

公有財産である普通財産は、一般競争入札などで売却されることにより、購入者が有効に活用されていかれること、また、市の財源確保においても大切な行為であります。

本市の市有財産における払下げに関する課題についてお示してください。

次に、未利用財産の利活用についてです。

払下げにより、公有財産である普通財産が売却されることにより、市民ニーズへの対応と財源確保につながることは承知のことであり、前項でも触れさせていただきました。未利用財産の利用・活用についてお聞きしてまいります。

富良野市の例を紹介させていただきます。富良野市では、未利用財産の維持管理経費の抑制と、不要財産の積極的な民間への売却、貸付による有効活用として、未利用財産利活用基本方針を策定し、未利用財産の管理・処分における現状と課題を明確にし、利活用・処分の基本方針を定め、広く市民に明らかにすることで、市民共有の財産の適正な管理と公平・公正で透明性のある利活用、処分の推進を目指しております。令和6年4月に作成されておりますので、効果検証はまだ定かではありませんが、積極的な財産活用と市民への公開という方針は、参考にいただければと思います。

さて、前項では、払下げの主な対象である普通財産のうち、土地についてはその地積数、建物についてはその件数をお聞きいたしました。

そこで伺います。払下げ以外にも多くの業務に従事されていると思いますが、現在、本市の普通財産

における払下げに対しての人員体制をお知らせ願います。

未利用財産の利活用については、他の複数の自治体において、基本方針を策定されております。

そこで伺います。本市における未利用財産利活用の基本方針策定についての見解をお示してください。

次に、旧市有地の開発行為について伺います。

払下げにより購入された土地は、その後購入された方が都市計画法に基づく開発行為をされるケースがあるものと思います。このようなケースの場合、市が慎重な姿勢を取っていかなければならないものと考えます。

そこで、旧市有地の開発行為についてお尋ねしてまいります。

まずは、開発行為とは何かについてお示してください。

開発行為は許可を得なければできない行為であると聞いております。

そこで伺います。開発許可制度の目的についてお示し願います。

次に、開発行為の許可申請の流れについて、概略的にお示してください。また、申請から許可が下りるまでの期間についてもお知らせ願います。

次に、令和7年8月末時点の本年度の開発許可件数をお示してください。

現在住所でいうと、小樽市朝里川温泉2丁目670番3のほか、令和7年7月8日付、開発許可番号第1号として、約18,000平方メートル、約1.8ヘクタールの開発区域面積に対し、開発行為が行われております。この場所は、昭和33年に市営で朝里川温泉センターが設置されていた跡地と湯鹿里荘にまたがる土地であると記憶しております。朝里川温泉センターは、設立当初は民業圧迫との批判もあったようですが、おおむね市民に好意的に利用されていたと記憶しております。

そこでお聞きいたします。朝里川温泉センターが払下げにより売却されたのはいつで、湯鹿里荘が解体されたのはいつなのか、お尋ねいたします。

次に、現在、この場所では既に宅地造成工事が行われておりますので、確認のためにお聞きいたします。

この開発許可番号第1号の開発事業者の法人名と代表者名をお知らせ願います。

あまり聞き及びのない法人名ではありますが、開発許可申請に当たっては、事前準備としての事業計画の提出、関係機関への事前相談などがあったと思われるので、お聞きいたします。

開発行為を許可するに当たって、事業が適切であると判断されたと思いますが、その予定建築物の用途についてお知らせください。

過去の朝里川温泉郷での大規模な開発行為に伴う払下げの好事例を挙げますと、昭和39年に日観興業株式会社が旭川ゴルフ場を建設するために、本市に対して土地の払下げを願い入れました。当初は、市議会の反対から頓挫したとのこと。その後すぐに日観興業は、関連会社の株式会社札幌スポーツセンターに名義を変えて、再度払下げの申入れを行い、市議会において、取引自体の是非や、取引価格をめぐってごたごたがあったようですが、結局、昭和39年中に土地の払下げが完了し、札幌ゴルフ場がオープンしたとのこと。

当初、議論の中では、夏はゴルフ場、冬はスキー場として運営するということになっており、昭和42年にはさらに小樽市に対し、スキー場の運営に当たり、手狭という主張で範囲を広げるための公有地の払下げの依頼があり、さんざん議会で騒いだようですが、翌昭和43年に払下げが成立したとのこと。この当時は、開発に伴う払下げに対しては、議会議論が交わされていたのだと思いました。

さて、開発許可申請に当たっては、隣接土地所有者の意見を聞き、必要な調整をしなければならないとお聞きしておりますので、お伺いいたします。

開発許可番号第1号の場合、隣接土地所有者と必要な調整は行われたのでしょうか。また、説明を受けた隣接土地所有者の反応についてもお知らせ願います。

さて、ここで、住宅地の地価上昇率2年連続全国1位の富良野市の例を挙げます。土地売却後の開発行為の事例で、約4.7ヘクタールの農地を札幌市の会社が購入、宿泊施設等の建設を計画し、着工。しかし、2019年に道路整備した後、開発が一向に進まず、この土地所有者の法人登記簿を調べたところ、代表の方は中国に住んでおり、中国系の方が購入され、開発行為を行ったが、不測の事態が発生し、ストップしたのではないかと。

しかし、今でも会社と連絡がつかず、実態は判然としません。近隣住民の町内会長は、富良野にとっではよいことだと思っていたけれども、荒地地になったら何十年も荒廃化が進んでしまうと。また、富良野市長は、リゾート地区として観光を含め開発されること自体は、地域振興として非常に嬉しいが、投資目的で買われ、塩漬けにしていくことはやめていただきたいと話されております。

土地建物の取引は自由であるというものの、払下げにより売却され、その後、さま変わりしていく旧市有地について、今回の開発許可番号第1号による開発行為、その後の建設予定の建築物などによる事業展開が、今後、本市の地域振興に大いに寄与していくことを切に願い、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 白濱議員の御質問にお答えいたします。

初めに、不動産の払下げについて御質問がありました。

まず、払下げの定義と主な対象につきましては、一般的には国や地方公共団体が所有する公共の用に供されなくなった普通財産を個人や法人に有償で売却することであり、対象としては、土地や建物が挙げられます。

次に、本市の一般会計において、普通財産として所有している土地の地積数と建物の件数につきましては、令和7年3月31日現在で、土地の地積数は194万3,253平方メートル、建物の件数は82件であります。

次に、市民の皆さんが市の普通財産の売却情報を入手する方法につきましては、対象となる物件の情報を広報おたるや市のホームページでお知らせしております。

次に、本市の一般会計における普通財産の売却件数と売却額につきましては、昨年度は1件で、1,799万9,355円、今年度は8月末現在1件で、156万円であります。

次に、一般競争入札の予定価格につきましては、不動産鑑定士による鑑定評価額を基に、小樽市市有財産等評価委員会に諮り、決定しております。その鑑定評価額は、周辺の取引事例を基に査定した額から評価対象不動産の形状や規模、用途地域等の公法上の規制などが考慮されたものとなっております。

次に、払下げ希望者における手続の概略につきましては、広報おたるや市ホームページから売却情報を入手し、一般競争入札に参加した後、落札した場合は、売買契約を締結。代金を納付後、所有権が落札者に移転されるという流れになります。また、今後、入札を予定している物件は土地3件、建物及び敷地1件であります。

次に、市有財産の払下げに関する課題につきましては、普通財産は売却や貸付などから生じた収益をもって、市の財政に寄与するものと考えております。一方で、売却に当たっては、近隣地への影響を考

慮する必要があるほか、土地の形状や用途地域、接道などの状況、測量や鑑定評価などの費用面が課題であると認識しております。

次に、未利用財産の利活用について御質問がありました。

まず、本市の普通財産における払下げにつきましては、財政部契約管財課で所管しており、その人員体制は課長1名、財産管理グループ主査1名、係員2名の計4名となっております。

次に、未利用財産利活用の基本方針策定につきましては、本市におきましては、現在当該方針は未策定であります。廃校となった小・中学校や用途廃止となった施設について、学校再編に伴う跡利用検討会や、用途廃止施設の利活用検討会議に諮りながら、利活用を検討しておりますので、現時点では基本方針の策定は考えておりません。

次に、旧市有地の開発行為について御質問がありました。

まず、都市計画法に基づく開発行為につきましては、法第4条で「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」と定義されております。

次に、開発許可の制度の目的につきましては、無秩序な市街地の拡大を防ぎ、良好な市街地を保全することを目的としております。

なお、一定規模以上の開発行為については、市の許可が必要となるものであります。

次に、開発許可制度の流れ等につきましては、本市では手続の迅速化のため、事前に予備協議を行い、関係法令に適合しているか、開発者が新たに設置する道路などの公共施設について、将来引き継ぐ施設管理者との協議が行われているか、確認や指導を行います。その上で、正式に開発行為の許可申請が行われ、30日を標準期限として許可しております。

次に、本年度の開発許可の件数につきましては、令和7年8月末時点で1件となっております。

次に、朝里川温泉センターを売却した時期につきましては平成2年度であり、湯鹿里荘を解体した時期につきましては平成21年度であります。

次に、開発事業者の法人名等につきましては、株式会社豊倉で、代表者はチャン・クウォンウー氏となっております。また、予定建築物の用途につきましては、ホテルや旅館、住宅、事務所、飲食店、倉庫であります。

次に、隣接土地所有者との調整等につきましては、隣接土地所有者と調整を行い、開発行為に対し、了承していることを確認いたしております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 8番、白濱聡議員。

○8番（白濱 聡議員） 再質問を1件させていただきます。

旧市有地の開発行為の中で、この事業が適切であると判断されたと思えますけれども、予定建築物の用途について、ただいま御答弁いただいた中に、住宅も含まれていたと思えます。この住宅の中には、セカンドハウスや別荘も含まれていることを確認したいのですけれども、御答弁をお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（山岸博史） 白濱議員の再質問にお答えいたします。

今の質問は、開発行為の予定建築物の用途の中に住宅が書かれているが、セカンドハウス等も含まれるのかということですが、住宅というと別荘も含まれますので、住宅の中にはセカンドハウスという定義のものも含まれております。

ただ、開発行為の中で示す予定建築物の用途というのは、必ず用途の建物を建てなければならないというものではありませんので、そこは誤解なさらないようにということで考えております。

○議長（鈴木喜明） 白濱議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時40分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 一般質問します。

最初に、港湾に関連して伺います。

まず、クルーズ船寄港増に向けた取組について伺います。

本市は、令和7年に32回のクルーズ船の寄港を予定しているということです。そのうち、初寄港が6隻を予定しており、最近の傾向として、オーバーナイトを行う船や冬期間に寄港する船舶もあることなどが特徴として挙げられます。

また、平成18年から始まった商船三井クルーズ株式会社のにっぽん丸「飛んでクルーズ北海道」の企画は、20年の節目を迎えられたとのこと。企画に携わっていただいた方々には敬意を表するものであります。

一方で、せっかく第3号ふ頭を整備しているながら、今年の寄港実績を見ると、昨年と同じ32回で横ばいであります。クルーズ誘致に力を入れている他都市の状況を見ると、道内では、道南の函館市では昨年実績で59回、今年は76回と大きく実績を伸ばしております。

また、石川県金沢市では、令和2年にクルーズ船対応の岸壁整備の完成以降、コンスタントに40回以上の寄港実績を積み上げ、本年の寄港予定は52回とのこと。さらに、金沢市では、近隣都市との情報共有など協力関係を形成し、積極的な誘致活動を展開しているとのこと。

そこで伺いますが、現在本市で行っている誘致活動について、どのような活動を行っているのか、中でも、クルーズ船社への誘致の活動についてはどのようなことを行っているのか、説明を求めます。

まず、令和5年以降に小樽港に寄港した船舶の船社について何社あり、引き続きの寄港をお願いした船社は何社あるのか、そのうち寄港の予約に至った船社は何社か、お示しください。

また、令和5年以降に小樽港に寄港実績のない船社への誘致を手がけられたのは何社なのか、今後、訪問予定の船社はあるのか、お示しください。

さらに、令和5年以降に外国船社への訪問は何社あるのか、そして、寄港実績のない船社はそのうち何社か、さらに、そのうち小樽港へ寄港予定の船社は何社あるのか、お示しください。

また、外国船社について訪問した実績のある船社の国籍をお示しください。さらに、今後、訪問等を行う予定の船社、その必要性がある船社については、どのような活動を行っていくのか、お示しください。

誘致活動の方法について伺います。

小樽港を寄港地として選んでいただくには、地理的、気候的要件など様々あるかと思いますが、何より乗船客の満足度が高いことだと思います。満足度の高さを担保するセールスポイントを船社に対して示していくことは重要であるかと思いますが。本市も、単独型の日本遺産の構成文化財が大きなセールス

ポイントになると思いますが、そのほかに重要なことは、小樽市に立ち寄った船客の声にあると思います。

小樽寄港時の感想などを国内外問わず、船社に協力いただき、アンケート調査を行い、船客が満足された場所、物、お店、体験等をセールスツールに、今後の誘致活動を展開する必要があると考えます。

このような船客の方々の声をいただき、集約し、小樽市の強みとして、寄港誘致につなげることを今後、行う必要があると考えます。見解をお示してください。

クルーズ誘致の取組について、もう1点伺います。

令和7年度の事業として、本年4月頃、北海道クルーズ船寄港地観光高付加価値化推進事業という事業が北海道クルーズ振興協議会から示されたということでもあります。この事業の目的は、ラグジュアリー船や探検船の乗客をターゲットに、既存の寄港地ツアーの高付加価値化を図ることであり、事業実施の地域課題を、クルーズ船客のオプションツアーはバスでの近郊観光地への観光が中心で、他の乗客は市内中心部でのまち歩きが多い状況と捉え、個人、少人数向けのプレミアム、高付加価値の観光ツアーを強化することで、客単価を増やし、地域が稼げる構造を形成することで、課題解消に努めるというものでもあります。まさに、第3号ふ頭を中心とするクルーズ船客受入れの体制充実に努める本市にとってうってつけの企画であると認識しております。

この事業は、同協議会において、協議会事務局を中心に、函館市、小樽市、小樽観光協会が協力し、実施しようという実施体制が企画されていたところ、小樽観光協会も実施に向けて取り組んでおり、最終的に本市行政の同意書の提出が必要とされていたけれども、クルーズ関連を所管する産業港湾部港湾室が同意しなかったとのことでした。

他市との共同で、クルーズ船客の観光に対する高付加価値化という重要な事業であり、本来であれば、クルーズ船寄港実績から見ても、本市が先んじてこうした事業に積極的に取り組むべきと考えます。

まず、この事業について、参加しなかった理由をお示してください。

この事業の実施期間は、本年6月から来年1月までの期間であり、この事業実施は来年度の誘客に向けた重要な事業であったと考えます。参加しなかったというのであれば、同様の事業実施を予定しているのか、そうでなければ、他の手段を検討しているのか、お考えをお示してください。

また、来年度に同様の事業が実施される場合、本市として実施するのか否か、お示してください。

次に、クルーズターミナルの利用と駐車場の通年利用について伺います。

令和7年第2回定例会で、クルーズターミナル駐車場の通年利用について、様々な質疑をさせていただきました。クルーズ船の着岸がない場合に、駐車場の通年利用について、有償で観光バスを駐車させる場所の確保を求めていましたが、委員会では検討していただける旨の答弁をいただいていたところがあります。

国土交通省との調整など、実施に向けた課題整理について検討の状況をお示してください。

観光バス駐車場として使用した場合は、クルーズ船ターミナルも休憩などで利用することも有用であると考えます。

クルーズ船着岸時以外のクルーズ船ターミナルの利用について、公共施設の有効利用という観点からも何か検討しないのか、お示してください。

クルーズ船ターミナルに関して、もう1点伺います。

クルーズ船着岸時、乗船客の乗降の手続や案内所の機能を果たすターミナルですが、初入港のクルーズ船の歓迎セレモニー等、式典で使用する場面も増えております。その際、来賓などをお招きし、実施しますが、クルーズ船ターミナルには空調設備がないということで、冷房設置等、夏季の暑さ対策を求

める声も耳にしております。

この施設の設備充実について、こうした声を踏まえ、対策を講じるお考えがあるのか、お示してください。

港湾に関連して、もう1点伺います。

第3号ふ頭基部の小型船だまりに建設する観光船等乗り場となる栈橋の建設について伺います。

本来であれば、第3乗り場、第4乗り場となる栈橋の建設は、国からの交付金を財源として、今年度建設する予定でありました。ところが、年度当初で国から十分な交付金を受けられず、次年度に先延ばしするという報告を受けました。

そこで気になるのが、では、来年度はこの建設に十分な予算を獲得できるのかということでもあります。この点、我が党、北海道第4選挙区支部の移動政調会の場で、まさに市長も要望されておられたものであります。

この建設が来年度実施できるよう、国からの十分な予算措置を求めるため、ほかに本市で行おうとしていることをお示してください。

次に、本市の公共交通の今後について伺います。

本市市内公共交通は、北海道中央バス株式会社が担う路線バスのほか、JR北海道、ジェイ・アール北海道バスが運営する鉄道、バス及び市内ハイヤーで成立しております。バスやハイヤーは運転を担う人材不足により、減便や減車が進み、市民の活動に不便な状況が発生しております。さらに、観光繁忙期には観光路線となるバス路線で、満員の状況が多く発生し、市民が利用しにくいこともこれまで示されてきたところであります。

そこで、今後の公共交通維持に向けて、我が会派も新しい公共交通システム導入に向けた様々な提言を行ってまいりました。市民にとって重要な課題である公共交通の維持という課題について、今、本市で取り組んでいる事業のことも含め、今後の公共交通について伺います。

まず、自動運転バスについて伺います。

現在、本市では、レベル2の実証実験を行っている自動運転バスについて、先日、我々市議も体験乗車させていただきました。その後、8月18日から市民の方々も体験乗車されていると伺っております。

私が乗った際の感想ですが、コースとなる道路上には、路肩に停車している車両があり、その車両を交わす際は手動で運転を行っている状況を目にしました。説明では、自動運転でもしっかりこれらの車両や障害物をかわすことができるということでしたが、車両の性能というより、これを導入するに当たっては、ルート上に駐停車する車両の存在がスムーズな運用を行う上での課題であると思ったところがあります。

今回の実証結果については、この後、分析を行い、課題が抽出されるものと思いますが、既に多くの自治体で自動運転バスの実証実験は行われております。

それらの自治体では、これまで自動運転バスの運行に当たり、どのような課題があったのでしょうか、把握されていればお示してください。

また、今回試乗されて、市長はどのように感じられたのか、感想を伺います。

最後に、自動運転バスの実用化に向けてはどのような流れで進めていくのが一般的なのか、お示してください。

新しい公共交通の仕組みとして、ワゴン車などの車両を利用した乗り合いタクシーの方法を導入する都市もあります。

この事業について、他都市の取組など本市で情報収集等が行われていれば、内容などをお示ください。

い。

この事業は、高齢化率の高い本市では、高齢者の方々の移動を助ける意味でも有効なものと考えます。本市では導入を検討しないのかどうか、お考えをお示しください。

自走式都市型ロープウェイ、小型モノレールの導入について伺います。

これまでの議会議論でも、人材不足に悩む従来の公共交通システムを補完するべく、新しい公共交通システムとして、自走式都市型ロープウェイや小型モノレール導入に向けて、本市も取り組んでいただきたいと提言してまいりました。

人手不足が招く公共交通の不便さを解消するには、自動運転システムの導入が必須であります。隣接の石狩市では、自走式都市型ロープウェイ「Zippar」の制作会社と情報交換を繰り返しており、導入に積極的であると伺っております。先日、我々もZip Infrastructure株式会社に視察の希望があることをお伝えしたところ、導入に向けて同社と共に取り組む協定を結んだ都市から視察を受け入れているとのことでした。

本年10月は、我が会派も公共交通に関する視察に赴く準備を進めているところでありますが、今回はZip Infrastructure株式会社の視察を行うことは難しいと判断しております。

全国で多くの都市が、将来的にこのシステム導入に前向きであり、既に導入に向けた課題解決等についての協定を結んでいる自治体もあるとのことでした。

他都市の状況等、本市では情報収集を行っているのか、行っているとすれば、どのような情報が集まっているのか、お示しください。

この件について、本市も協定を結び、導入に向けた情報交換などを行うことを進めていただきたいと思えます。見解をお示しください。

小型モノレールについても本市への提案がありました。こちらは導入に当たり、企業側は技術的な準備が整っているようであり、我々も来月視察に伺う予定であります。自走式都市型ロープウェイもそうですが、このモノレールは無人運転でオンデマンド運行を行うものであるほか、空中軌道を利用するものであり、積雪に影響を受けないというメリットがあります。

本市も積極的な情報収集を行い、導入に向けて取り組んでほしいと考えます。見解をお示しください。次に、看護師確保策の展開状況と現在の取組結果、今後の見込みについて伺います。

小樽看護専門学校は、令和7年度に最後の卒業生を輩出した後、閉校することが決まっております。これまで市内では、この看護専門学校と小樽市立高等看護学院からの卒業生で、年間60名ほどの新卒看護師が輩出されてきました。医師会附属の看護専修学校が存在していたときは、准看護師を合わせ90名ほどの看護師を年間輩出できたことに比べ、来年度からは小樽市立高等看護学院卒業の30名ほどの輩出となります。

これを受けて本市では、看護師不足に陥らないよう、市外の看護学校卒業生獲得に向けたPR等の活動を行ったり、一度離職した看護師有資格者の復職を働きかけるなどの対応を行うこと、また、今後、小樽市立高等看護学院の入学定員を増やすなどの対応を行うということでもあります。医療従事者、とりわけ看護人材の供給は市内の医療機関の持続、ひいては市内医療の持続に大変重要なことでもあります。

現在、小樽市では市内で従事する看護人材確保策をどこまで実行し、どのような効果を上げられているのか、お示しください。

さらに、出願者に数ある全国の看護学校から小樽市立高等看護学院を選択していただけるためにも、小樽市立高等看護学院の定員増について、単に30名定員を40名にするという程度なのか、どのような内容で募集を行うのか、お示しください。

来年4月、本市に新しい専門学校が開設される旨が報道されております。この専門学校は、介護職と本市の主力産業である観光業を担う人材の育成を目指すものであるとのことです。

介護のみならず、看護師資格取得を目指す方々にその道を開くコースの設置を求めることも看護師確保策として有用であると考えます。見解をお示しください。

次に、会計年度任用職員の処遇について伺います。

本市が採用する会計年度任用職員は、令和2年度から従来の非常勤職員、臨時職員、パート職員に代わって導入された制度です。これまでにない期末手当や勤勉手当が支給されるなどの勤務条件改善が行われました。

しかし、基本となる給与の算定について、正規職員が月給制であることに対し、多くの会計年度任用職員は日給制となっていることから、休日などにより、月の給与の増減があることが指摘されております。

この点、本市ではどのように考えているのか、見解を求めます。

さらに、正規職員同様、月給制の導入を実施しないのか、見解をお示しください。

最後に、高齢者等の買物支援について伺います。

市内の買物困難者に向けて、とりわけ高齢者の買物支援と認知症予防や健康維持の観点から、これまでの議会議論の中で、高齢者等の買物支援策を求める議論を行わせていただきました。施策実施に向けて、本市でも検討していただいていると思いますが、現在の検討状況をお示しください。

その際、民間とも協議の上、民間活力を導入して施策実施の実現を求めておりました。昨年、我が党は、買物支援策として兵庫県に視察に訪れた際、行政が一定の支援を行いながら、民間の大手小売業者が自社で自動車を仕立て、高齢者等を乗せて買物を支援する事業を展開している旨伺いました。費用面やスキームづくり、利用対象者への周知などを実行する上で、行政、民間、単体での事業実施は難しいとしても、協力関係を形成することで実現は可能であると考えます。以前も議会議論の中で、民間との協力について伺ってまいりました。

この買物支援策について、現在民間の企業等との協議や連携の可能性はあるのか、お示しください。

さらに、この件は福祉の部門だけでなく、経済効果等の兼ね合いもあるので、全庁的に検討をお願いしてまいりました。その件についても、進捗と現状をお示しください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

初めに、港湾について御質問がありました。

まず、クルーズ船の寄港増に向けた取組についてですが、令和5年以降、小樽港に寄港したクルーズ船の船社の数につきましては計19社であり、引き続き寄港をお願いするため訪問した船社の数につきましては、私のトップセールスを含め4社であり、その全ての船社から寄港予約がありました。

次に、小樽港に寄港実績のない船社に対する誘致につきましては、令和5年以降に手がけたのは1社であり、今後も訪問を継続いたします。今後、訪問予定の船社の有無につきましては、現在、国内に所在する日本船の船社と外国船の支社については、ほぼ全て寄港実績があることから、寄港実績のない船社への訪問とはなりません。クルーズ船の誘致に向けて、今後も船社や船舶総代理店などへの訪問を

継続したいと考えております。

次に、令和5年以降に訪問した外国船社の数につきましては、寄港実績のある2社であり、いずれも令和8年以降も寄港を予定いたしております。

次に、訪問した実績のある外国船社の国籍につきましては、アメリカ・モナコですが、今後も引き続き国内に所在する船社や船舶総代理店の訪問を中心に誘致活動を行う考えです。訪問の必要性がある船社につきましては、複数のクルーズ船の建造が進み、クルーズ市場が拡大しつつある中国の船社などが考えられますが、まだ情報収集段階のため、具体的な活動には至っておりません。

次に、乗客の方々の声を集約し、寄港誘致につなげることににつきましては、船社や旅行代理店を介して乗客の声をお聞きしているほか、ターミナル内に観光案内所を設置し、観光スポットやお店、交通手段などの情報提供を行いながら、乗客の行き先を調査しているところであります。

また、北海道開発局が経済効果を測定するため、本年8月に乗客や乗組員に対するアンケートを実施しておりますので、これらの結果も参考にしながら、今後の寄港誘致につなげてまいりたいと考えております。

次に、クルーズ船受入れのための事業についてですが、まず、北海道クルーズ船寄港地観光高付加価値化推進事業に本市が参加しなかった理由につきましては、同事業は海外船社のキーパーソンを招請し、クルーズ船の誘致につなげるとともに、寄港地ツアーの磨き上げを行い、乗客の満足度を高めるという内容であり、本市が参画している環日本海クルーズ推進協議会の事業と同様のものであります。さらに、本市に参加の打診があった本年4月時点で、招請する船社が不明であったことや、予定している補助金が減額された場合に追加の費用負担もあり得ることから、参加しなかったものであります。

次に、同様の事業の予定につきましては、令和7年度の環日本海クルーズ推進協議会の事業として、海外船社のキーパーソンを招請し、各港において、港湾施設の視察や寄港地観光ツアーの造成に必要な背後地の観光施設等の案内など、誘致活動を行う予定であります。

次に、来年度の事業への参画につきましては、先ほど答弁した環日本海クルーズ推進協議会事業の実施状況も踏まえ、北海道クルーズ振興協議会事務局である北海道運輸局とも協議した上で検討してまいりたいと考えております。

次に、クルーズターミナルの利用と駐車場の通年利用についてですが、まず、クルーズ船ターミナル駐車場につきましては、国に対する手続方法の確認と並行して、具体的な課題の抽出を行いながら、管理・運営方法などを検討しているところであります。

次に、クルーズターミナルの有効利用につきましては、施設内にはクルーズ船寄港時の対応に必要な備品類のほか、税関の物品が保管されており、また、立入禁止区域であるソーラスエリアや指定保税地域に接していることから、警備員の配置など、管理体制を整備する必要があります。このほか、冬期間は本来の機能である上屋として利用させることもあるなど、他の用途で利用する上での課題が多いことから難しいものと考えております。

次に、クルーズターミナルの設備充実につきましては、船舶総代理店や旅行代理店などの声も踏まえ、令和7年度には寄港の多い春先の寒さ対策を優先し、暖房機器の設置に関わる予算を計上したところであります。

夏季の暑さ対策としては、大型扇風機を導入しているところでありますが、船側や乗船客、C I Q関係機関などから、追加の暑さ対策を求める声もあることから、来年度に向けて検討してまいります。

次に、小型船だまりの整備についてですが、国からの予算措置につきましては、早期完成に向けて十分な国費の配分がなされるよう、できるだけ早い時期に私が上京し、国土交通省や財務省、さらには地

元選出の国会議員等へ直接要望活動を行うことを考えております。

次に、公共交通の今後について御質問がありました。

まず、自動運転バスの今後の展開についてですが、実証実験を実施した自治体における自動運転バスの課題につきましては、駐車車両を回避する際に、手動での対応が必要となる場面があることや、雨や雪にセンサーが反応することで、スムーズな運行に支障を来すことなどが挙げられております。

次に、試乗した感想につきましては、乗務員不足の解消に向けて、新たな公共交通の選択肢となり得るものと感じた一方で、交差点への進入時や駐車車両を回避する際には、安全確保のため、手動運転に切り替えることもあるなど、無人での自動運転の実現には技術的な課題があるものと感じたところであります。

次に、自動運転バスの実用化に向けた進め方につきましては、本市が導入するに当たっては、運行の安全性や安定性を確保するため、さらなる自動運転技術の向上を注視しつつ、地域の特性を踏まえた実証実験を重ねる必要があります。

また、冬季も含めた適切な走行環境の整備のほか、採算性や運行主体などについても検討した上で判断していくものと考えております。

次に、乗り合いタクシーの導入についてですが、まず、他都市における導入状況につきましては、札幌市では路線バス廃止後の代替交通として、令和4年11月から手稲区においてオンデマンド形式で運行されており、高齢者を中心に日常生活を支える移動手段として、多くの方に利用されているとのことですが、運行に関わる収支改善が課題とお聞きしております。

また、余市町におきましても、本年11月からオンデマンド形式で運行予定と伺っております。

次に、乗り合いタクシーの本市への導入につきましては、本市では小樽市地域公共交通網形成計画に基づき、現在のバス路線網を維持することで、市内の公共交通を確保していくこととしておりますので、現時点では、乗り合いタクシーを導入することについて検討は行っておりません。

しかし、バスの乗務員不足が深刻化しており、将来的にバス路線の維持が困難となることも想定されることから、そのような状況に備え、乗り合いタクシーも含めた多様な移動手段について、引き続き調査、研究を進める必要があると考えております。

次に、自走式都市型ロープウェイ、小型モノレールの導入についてですが、まず、自走式都市型ロープウェイに関わる他都市の状況につきましては、新たな輸送手段の情報収集の一環として、自治体や事業者への聞き取り調査を行っております。また、内容については、導入に向けての費用負担や課題、検討状況などを確認いたしております。

次に、自走式都市型ロープウェイの導入に向けて事業者と協定を締結することにつきましては、現在は試作機での走行実験の段階であることから、技術的な検証が困難な状況にあります。そのため、引き続き、他都市の動向や事業者の取組について、情報収集に努めてまいりたいと考えており、現時点では協定の締結は検討いたしておりません。

次に、小型モノレールにつきましては、国内外において、公共交通としての導入事例は確認できておりませんので、引き続き情報収集に努めてまいります。

次に、看護師確保策について御質問がありました。

まず、看護師確保策の実施状況などにつきましては、市では看護学生や潜在看護師などを対象に、市内医療機関の魅力を発信する紹介サイトを来年1月頃に立ち上げる予定であり、現在、掲載内容をはじめとした各種の調整を行っているところであります。

また、本年7月から8月にかけて、市内をはじめ、札幌市や後志の高校や大学、看護学校など合わせ

て20校を訪問し、就職に向けた学生の意向や市内医療機関の課題などを把握できたところであります。

次に、小樽市立高等看護学院の定員増につきましては、令和9年度から定員を数名程度増やす方向で検討を進めている段階であり、地域からの推薦枠など、具体的な募集内容につきましても、小樽市看護職員確保対策協議会において検討いただいているところであります。

次に、新しく開設される専門学校への要請につきましては、少子化の急速な進行とともに、札幌市内の看護学校等においても、定員割れが生じている中で、看護学科の設置に当たっては、新たに教職員等の確保が必要となることを考慮いたしますと、市から専門学校の運営法人に看護学科の設置を求めることは難しいものと考えております。

次に、会計年度任用職員の処遇について御質問がありました。

まず、多くの会計年度任用職員が日給制であることの見解につきましては、パートタイム会計年度任用職員は、地方自治法の規定により、日給制が基本とされ、またフルタイム会計年度任用職員は、基本的に長期の任用を前提としておらず、月の途中からの任用や月の途中での退職が多くあることなどから、日給制を基本としてきたところであります。

一方、会計年度任用職員の安定した生活給という点では課題があるものと認識しております。

次に、会計年度任用職員の月給制の導入につきましては、月給制とすることに伴う事務処理上の課題を検証しながら、任用期間が短い場合など、月給制がなじまないケースを除き、月給制の導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者等の買物支援策について御質問がありました。

まず、検討状況につきましては、買物支援の必要な高齢者等は、買物に限らず、移動そのものに困難を抱えている場合が多いことから、移動支援という観点で検討を進めておりました。

しかし、昨年に行った介護事業所や社会福祉法人への調査では、人員不足や経営状況の厳しさから、介護保険制度外のサービス拡大は困難との回答が大方であったことから、引き続き移動支援について模索しているところであります。

次に、民間の企業等との協議につきましては、道内大手スーパーの役員にお聞きしたところ、小売店側としては来店できない方に対し、有料の宅配サービスを用意する方向にシフトしており、人手不足や物価高騰などにより厳しい経営が続く中、買物用の送迎車両を出すメリットはなく、市が経費を全額負担するような形にならない限りは、実施は難しいとお話でありました。そのため、現時点においては、民間企業等との連携による事業展開は難しいと判断しているところであります。

次に、全庁的な検討につきましては、現時点では全庁的な議論には至っておらず、福祉部門における検討にとどまっているところであります。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

○15番（中村吉宏議員） 何点が再質問させていただきたいと思います。

まず、クルーズ船の寄港増に向けた取組についてであります。小樽港に寄港した船舶の船社についてお伺いしたところ、19社あり、引き続きの寄港をお願いしたのが4社であるということで、引き算しますと15社がまだ手つかずといえますか、お願いしていないのではないのかとイメージしたのですが、この15社については、どのように対応していくのかをお示しいただきたいと思います。

外国船社への誘致に関連して質問を幾つかして、船社等の数もお伺いした中で、国籍等をお伺いしたところ、実は、私の想定では、国外にある船社も含めた外国船社についてお伺いしようと思っていたのですが、今、御答弁の中では、国内にある外国船社の支社といった拠点を訪問されるのだという

ことでありました。

欧米には、いろいろなクルーズを展開されている企業もある中なのですが、そういったことも含めて、外国船社への訪問というのをお考えがないのかどうかというのを1点、お示しいただきたいと思います。

最後に、買物支援策についてでありますけれども、いろいろと市でも民間の事業者にも当たっていただいて、検討していただいたということが判明しました。

それで、今、物価高ですとか、公共交通のところでも話したのですが、人材不足で民間事業者は、行政から全面的な支援があれば別だけれども、こういった事業展開はなかなか難しいというお話だったかと思います。大手スーパーにヒアリングをしていただいたということですが、例えば小樽市内で展開をされている大手のチェーンのスーパーはまだあると思うのです。引き続き、聞いた1社以外のところにも当たっていただけないものかなと今、答弁をお聞きしながら考えていたところですので、可能性についてお示しいただきたいと思います。

そして、福祉部門で今回はこの課題を検討していただいたということでありました。

以前の議会の中でも、全庁的に取り組んでほしいというお話をさせていただいたのですが、今回の答弁では、今、課題として、事業者の人材不足ですとか、物価の高騰、燃料高騰等も含めてだと思っておりますけれども、こうした状況がある中でも、取り組んでいただく民間事業者へのメリットも何かあると思うのです。

だから、今までの消費の傾向が変わってくる、また、消費者自体が高齢者、あるいは買物困難者が来店することによって、移動販売だけではない部分のメリットも生じてくるであろうところもあると思います。経済的効果を勘案して、いわゆる福祉の部門だけではなく、経済の方面の部署、全庁横断的にという言葉がふさわしいかどうか分かりませんが、協力体制の中で取り組んでほしいのだということをお願いしておりましたが、取り組んでいच्छゃらないということなので、今後において、そういったお考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 港湾担当部長。

○港湾担当部長（池田克也） 中村吉宏議員の再質問にお答えします。

クルーズ船社の寄港増に向けた取組について、船社19社のうち4社に接触しているわけですが、残り15社についての対応と、海外船社に対するアプローチについての御質問にお答えいたします。

まず、実際に船社を直接訪問し引き続き船社との営業を行っている4社以外の15社につきましては、船舶代理店ですとか、運航会社といった、船社につながる、運航されているクルーズ船につながるルートを見いだして、いろいろな形で接触を試みようとしているところでございます。今後につきましても、そういった船社そのものへのアプローチが難しい場合は、代理店や運航会社などを通じて、継続してアプローチしてまいりたいと考えております。

それから、海外へのアプローチでございますが、現在、我々の営業方針といたしまして、海外船社が日本国内でクルーズ商品を販売する際に当たって、日本の船舶総代理店であったり、旅行代理店と契約する必要があるということで、特に船舶総代理店が有効だと考えております。

船舶総代理店は、複数のクルーズ船の運航をマネジメントしている形になっておりますので、そういった新たなクルーズ船の誘致という点でも、船社からの情報が直接入りやすい船舶総代理店に対してアプローチを行っていくことが効果的と考えております。引き続きこうしたアプローチを行うとともに、

海外へのアプローチにつきましては、議員から御質問がありました招請事業、あるいは環日本海クルーズ推進協議会といった団体を通じて海外で開催されるクルーズ日本市といったものへの参画などを行っているところでございますので、そういったことも行いながら、引き続き海外の船社に対するアプローチを行ってまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（中村哲也） 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

買物支援策で2点御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

まず、大手スーパーへのヒアリングを行ったということで、ほかにもスーパーがあるので聞いてもらえないかというお話でございますが、私が伺ったのは、市内で何店舗も展開している大手スーパーの役員の方にお聞きしたところなのですが、確かにほかにもスーパーはございますので、お聞きしてみたいと思います。

もう1点、スーパー側にも消費者側にもメリットがあるということで、経済的な観点から勘案して検討してほしいと思うということでありました。議員もおっしゃっていましたが、やはり人手不足、それから経営が非常に厳しいという中で、車を出すメリットがないというお話を実際に伺ったものですから、経済的な観点で考えるのは非常に難しいと私どもは思っております。

実際に買物支援を求める方を分類しますと、歩けるけれども移動手段がなくて買物に行けない方、足が悪くて歩けず買物に行けないという方などに分類されると思うのです。歩けるけれども移動手段がないという方で考えますと、やはり地域公共交通ですとか、その中でオンデマンドとかという話になってくるのかもしれませんが、実際に市としては、今ある地域公共交通、バスといった移動手段の中で検討していますので、そちらは難しいのかと思います。足が悪いということでありましたら、やはり福祉サービスを御利用いただくという観点になってくると思うので、基本的には福祉部門での検討が現実的なのかとは考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 中村吉宏議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

○3番（松井真美子議員） 一般質問します。

歴史的町並みの保全について質問します。

初めに、小樽市歴史的風致維持向上計画についてお聞きします。

このたび、小樽市は国から小樽市歴史的風致維持向上計画の認定を受けました。北海道では、初めての認定都市ということで、喜ばしいことだと思います。

現在の小樽市の歴史的町並みの保全状況について、市長はどのような感想をお持ちですか。

計画を策定し、国の認定を受けたということは、小樽市らしい歴史的建造物などの保全や文化の継承を大事にしていくということです。さらに推進していく市長の決意をお聞かせください。

次に、手宮線跡地についてです。

小樽市歴史的風致維持向上計画の重点区域に、旧手宮鉄道施設があります。「旧国鉄手宮線は、幌内鉄道の一部として1880年に北海道で最初の鉄道として開通しました。幌内炭鉱で産出された石炭は、幌内鉄道を經由して小樽港から全国に搬出され、日本の近代化に大きく貢献しましたが、1985年に廃止されました」と、手宮線跡地、寿司屋通り側入り口の案内板に説明があります。

鉄道廃止後、2001年から2016年にかけて、小樽市総合博物館から寿司屋通りまで約1,600メートルの散策路が小樽運河と並行して、市内中心部に整備されました。2018年には、この鉄道遺産が北海道遺産「小樽の鉄道遺産」に選定されています。

小樽市歴史的風致維持向上計画では、どのような理由で手宮線跡地が歴史的風致の一つに位置づけられたのか、根拠をお示しください。

また、同計画では、旧国鉄手宮線維持補修事業が掲載されていますが、現状の手宮線跡地の保全状況については、どのような印象をお持ちですか。

寿司屋通り側の手宮線跡地のそばで商店を出している方から、散策路が荒れていて、観光客が来て、せっかく写真を撮るのにかわいそうではないかという要望が寄せられました。きれいそうだけれども、よく見ると、ごみが放置されていると観光客が言っていたと聞き、南端から北端まで散策路を歩いてみました。区域ごとに案内図や手宮線についての説明案内板が設置され、車輪をかたどったレリーフも置かれるなど、整備当時の鉄道保全への思いと丁寧さが感じられました。

一方、残念に思いましたのは、場所によっては線路上や線路脇の雑草が目立ち、花壇に活用した枕木が割れ、腐って座れない木製ベンチなど、維持や保全が不十分な状況が散見されたことです。近くに住んでいるという方が花壇の雑草を抜いていました。

草刈りは、委託で年に3回行っているとお聞きしました。状況を見ると、不十分なのではないかと感じますが、いかがですか。

担当部署にベンチの補修をお願いしましたが、見直しについてお聞かせください。

散策路に隣接して壊れかかった空き家が幾つかあり、不要物らしきものが放置されたままで、景観を壊すような状況があることも気になりました。

空き家の状態や放置物については、持ち主との関係があるのだと思いますが、どのように捉えているのでしょうか。

小樽観光協会のホームページには、線路の周りに色とりどりの植物が咲き、とても美しい写真が掲載されています。実際に来てみると、思っていたのと違うなと感じてしまうかもしれません。維持管理は大変だと思いますが、きれいに保全すれば、もっと観光客のインスタグラム映えスポットとしてSNSで発信され、そして市民にとっても誇れるランドマーク的存在になるのではないかと思います。

予算をしっかりつけて、もっと市民と観光客が楽しめる場所にする必要がありますか。

JR小樽駅から徒歩8分の中心部は観光客でにぎわい、家族連れや友人同士で線路上を歩いたり、線路に腰をかけたり、ふだんは撮ることが難しい写真撮影を楽しんでいました。古くなってしまった木製のベンチに幾つか機関車の絵があり、名前と一緒に11歳、12歳などと書かれ、機関車好きの子供が書いたのかと微笑ましく感じました。

北運河見学の後、北側から散策を始めたり、寿司屋通りで食事の後、南側から入ったり、中心部から運河や歴史的建造物巡りをするなど、回遊性もよく、いろいろな楽しみ方ができます。

エリアによって違う植物を植え、雰囲気を変えるなど、維持にとどまらず、何か積極的な発想があっても面白いのではないかと思います。いかがですか。

次に、暑さ対策についてです。

今年の夏は、小樽市も厳しい暑さとなりました。日本気象協会のデータによると、小樽市で30度の真夏日を超えた日数は20日ありました。熱中症は特に室内で多く発症しています。冷房施設がない場所での注意が必要です。

今年の夏、市内にクーリングシェルターの設置が進みました。スーパーや薬局、郵便局などの協力も

いただき、55か所まで広げていただきました。公共施設の空調設置については、昨年、小・中学校の普通教室に始まり、児童館や市立小樽図書館、市役所別館などに設置されました。

公共施設における今年度の空調設置の考え方と、設置対象施設を示してください。

小樽市生涯学習プラザの利用者から、暑くて大変、みんな、冷房はいつつくのかと言っていると声が寄せられています。また、市役所本館や建設部庁舎、教育委員会庁舎など、多くの執務室に空調が設置されていません。室温が31度以上になった日が非常に多かったと伺っています。この暑さは、職員にとって大きな負担になっていると思います。

今年度設置されなかった公共施設は、来年度の夏に間に合うように設置を進めるべきだと思いますが、今後の空調設置について見解をお答えください。

職員の暑さ対策についてです。

今年6月1日に、労働安全衛生規則が改正され、職場における熱中症対策が事業主に義務化されました。

本市においては、主にどのような職員が対象となりますか。また、どのような対策をしていますか。義務化されたことを受けて、市長の見解をお聞かせください。

中央墓地の暑さ対策についてです。

中央墓地は、合同墓もある市内で一番大きな市営墓地です。8月の暑いさなかに墓参りが行われますが、木陰も休憩できる場所もありません。年々暑さが厳しくなり、熱中症の危険が増しています。あずまやが必要だという声を市民の方からよくお聞きします。斜面にお墓があるので、ただでさえ高齢者にとっては行き着くまでが大変です。屋根の下で座って水を飲み、落ち着いてからお墓を目指して登っていくことができれば、熱中症の予防にもなるのではないのでしょうか。

あずまやを設置するべきではありませんか、市長のお考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長（迫 俊哉） 松井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、歴史的町並みの保全について御質問がありました。

まず、小樽市歴史的風致維持向上計画についてですが、現在の歴史的町並みの保全状況につきましては、石造倉庫や銀行建築など、多くの歴史的建造物が市民や事業者などの皆さんの御理解と御協力の下、保全されており、それらが歴史的な町並みを形成しているものと考えております。

しかしながら、歴史的建造物が老朽化や所有者の維持管理に関わる経済的な負担の増加などにより、少しずつ失われている状況があり、歴史的な町並みの保全が難しくなってきているものと感じております。

次に、計画の認定による歴史的建造物などの保全や文化の継承につきましては、本計画が北海道で初めての認定となったことは、本市の歴史的文化的資源を活用するまちづくりにとって、大きな意義を持つものと考えております。今後は、本計画を通じて、市民や事業者、関係団体などと連携し、歴史的な町並みの保全を一層進めるとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、小樽市らしい歴史と文化を後世に継承してまいりたいと考えております。

次に、手宮線跡地についてですが、まず、手宮線跡地が歴史的風致の一つに位置づけられた根拠につ

きましては、歴史的風致は50年以上続く地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、それらの活動が行われる歴史上価値の高い建造物及び周辺の市街地が一体となって形成された良好な市街地の環境を指します。手宮線跡地につきましては、橋台や遮断機などの鉄道遺産が残っている環境があり、また活動としては、小樽雪あかりの路など、運河保存運動からつながるまちづくり活動が展開をされていることから、歴史的風致として位置づけをしております。

次に、手宮線跡地の保全状況につきましては、歴史性を重視して、既存鉄道施設を保存するため、これまでレール下の枕木交換や器具庫の屋根補修を行うなど、保全に努めておりますが、施設の老朽化が進んできているものと認識しております。

次に、手宮線跡地の草刈り状況につきましては、毎年委託業務において、5月、7月、9月の年3回の草刈りを実施しており、おおむね適切な回数であると認識しておりますが、一部の区間において、雑草が目立つ状況にあったことから、今後は適切に管理してまいりたいと考えております。

次に、手宮線跡地のベンチの補修につきましては、9月末までには補修を行ってまいりたいと考えております。

次に、散策路沿いにある空き家の状態や敷地内の放置物につきましては、散策路沿いには老朽化した古い建物が残されており、その中には部分的に破損している空き家や放置物があり、景観上好ましくない状況にあると考えております。こうした状況を踏まえ、市は所有者等に対し、適正な管理について助言や指導を行っているところであります。今後も引き続き、粘り強く助言や指導を行い、適正な管理を促し、景観の改善につなげてまいりたいと考えております。

次に、手宮線跡地を市民と観光客が楽しめる場所にするにつきましては、本市の観光資源及び市民が集う場所として活用するため、これまでも鉄道施設の保全に努めるなど、維持管理に努めてまいりましたが、今後は手宮線跡地で活動をしているNPO法人北海道鉄道文化保存会から意見を伺うなど、新たな維持管理の方法について考えてまいりたいと思っております。

次に、手宮線跡地を生かすための発想につきましては、手宮線跡地の花壇は、ブロックごとに配置し、市民の皆さんの花や緑への関心及び公園や緑地等への親しみを生むため、小樽市オープン花壇活動として令和4年度からNPO法人北海道鉄道文化保存会において、花の剪定、苗育成、植付け、水やり、除草、清掃等を行っていただいているところであり、手宮線跡地の修景の向上に大きく寄与しているものと認識しております。

また、先ほど申し上げましたとおり、新たな活用方法につきましても、手宮線跡地で活動しているNPO法人北海道鉄道文化保存会から意見を伺うなど、考えてまいりたいと思っております。

次に、暑さ対策について御質問がありました。

まず、今年度の空調設備設置の考え方につきましては、幼児や児童・生徒など、子供が利用する場所及び多くの市民が利用する場所を優先することとした昨年度の考え方を継続して、子供が利用する場所を優先して整備することとし、対象施設といたしましては、5か所の公立保育所、こども発達支援センター、小樽市立高等看護学院、いなきた児童館、小樽市勤労青少年ホームとなっております。

次に、今後の公共施設の空調設備の設置につきましては、今年度の暑さを鑑みましても、空調設備の必要性は高いと考えておりますが、市の体制としても、設計・施工管理に当たる職員の業務量には限界があるとともに、多額の財源を要しますので、各施設の優先順位を検討した上で、順次、空調設備の設置を進めてまいりたいと考えております。

次に、義務化された熱中症対策の対象となる市職員につきましては、暑さ指数28度以上、または気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超えて作業を行う場合であり、主に屋外におい

て、道路や公園の維持管理業務やイベント関連業務などに従事する職員が想定されます。

また、熱中症対策につきましては、全課メールで各職場において小まめな水分補給や適宜休憩を取るなどの周知を行っているほか、職員向けのクーリングシェルターとして、市役所別館地下の健康管理室の利用を案内しております。

次に、熱中症対策が事業主に義務化されたことを受けての見解につきましては、地球温暖化に伴う気候変動により、夏季における気温が年々上昇し、職場における熱中症の危険性も増加していることから、事業主として、職員の熱中症対策にしっかりと取り組まなければならないものと考えております。

次に、中央墓地へのあずまやの設置につきましては、近年夏の暑さが厳しくなっていることから、暑さ対策については必要なことでありますので、あずまやの設置も含め、どういう対応ができるか、検討してまいりたいと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、松井真美子議員。

○3番(松井真美子議員) 幾つか再質問させていただきたいと思います。

まず、手宮線跡地の草刈りはおおむね適切にということでした。一部荒れていたところをやっていたのだというのを私も確認してきました。

ただ、回数は多めに、今後も適切に管理していくという御答弁だったのですけれども、私が見たときに、レールの辺りはきれいだけれども、脇や保管庫の周りなど、やはり鬱蒼としたところがあったので、もっと広い範囲で今後も適切に見ていくということではないのでしょうか。

あと、暑さ対策、公共施設の空調設置についてなのではすけれども、必要性は高いことは認識していたらいます。

ただ、財政状況や優先順位なども見ながらということだったのですが、今年職場における熱中症対策が義務化された状況もありますので、昨年度は小・中学校の普通教室や市役所別館など400台を超える空調をつけたのですけれども、同じような熱量で命に関わる、職員の方も大変な中で執務をしているということで、もっと積極的な検討に入る予定なのかをお聞きしたいです。

あと、中央墓地のあずまやについても必要ということで検討していきたいという御答弁でした。ただ、毎年、本当に一年一年、高齢の皆さんも大変だと思うのです。何とか毎年1回はお墓参りに行きたいという思いで頑張ってきていらっしゃるの、木陰もない状況もありますので、やはり一年でも早く、どのくらいのめどで検討していきたいと考えていらっしゃるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 松井議員の再質問にお答えいたします。

1点目の手宮線の草刈りについてお尋ねがありました。今後、適切に管理させていただくと答弁させていただいておりますけれども、御指摘がありましたとおり、線路周辺だけではなく、散策路周辺も含めて草刈りを徹底させていただきたいと思っております。

観光客だけではなく、市民の皆さんも散策されている光景も数多く見られますし、市といたしましても大変重要な空間だと思っておりますので、今申し上げましたように、適切に管理させていただきたいと思っております。

暑さ対策については、今回、いろいろな議員の皆さんからも御質問いただいておりますけれども、改めて熱中症対策が事業主に義務化されたということについては、しっかりと念頭に置きながら、繰り返

しにはなりますが、財政的な面もありますので、優先順位を踏まえた上で適切に対応させていただきたいと思っております。

それから、中央墓地のあずまやの件につきましては、今回初めてお伺いさせていただきました、庁内でも少し協議させていただきました。あずまやの設置も含めた対応、暑さ対策を検討していきたいとお答えさせていただきましたが、何分、傾斜地でもありますので、どこに設置するのか、どういう形がいいのかは、これから議論を始めていきたいと思っております。できるだけ早く御要望には応えさせていただきたいと思っておりますが、期限は今の時点でお示しすることはできませんので、まず、その辺りは御理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 松井議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）（拍手）

○7番（平戸理史議員） 一般質問します。

まず、地域おこし協力隊に関してです。

これまで、やる気のある方々に、東京都や大阪府をはじめとする都市圏から本市に移り住んでいた地域おこし協力隊制度を積極的に活用していこうということを提案してきました。

先日、OTARU CREATIVE PLUSによる本市で初めての地域おこし協力隊の委託式が行われ、9月1日から活動を開始されたと聞きました。本市として、最初の一步を踏み出したことを非常にうれしく思います。まず、1例目のノウハウができたので、これから2例目、3例目と続いてほしいと思います。

令和6年度の全国の協力隊員の実績データが総務省ホームページで公開されています。地域おこし協力隊員数については、令和6年度は全国で7,910名、そのうち道内では1,307名が活動されているとのことです。令和5年度は全国で7,200名でしたので、1年間で700名ほどの増加となり、堅調な推移となっています。受入れ自治体数も含めた推移としては、平成29年度に約1,000の自治体で約5,000名、令和6年度では1,200弱の自治体で8,000名弱と、自治体数は1.2倍の増加に対して、隊員数は1.6倍に増加と、1自治体当たりの隊員数は増加傾向にあります。

その中で、道内自治体で隊員数断トツでトップなのは、東川町の80名、2位は別海町の40名となっています。1位の東川町は、過去10年間ほど隊員数1位ですので驚きはありませんが、2位の別海町は、令和4年度は6名だったのが、令和5年度には12名、そして令和6年度には40名と、数多くの協力隊員を確保することに成功しています。

別海町ホームページで確認したところ、本年8月1日時点では55名の協力隊員が活動しているということであり、既に本年度で新たに15名の協力隊員が着任したということで、驚異的な採用スピードであるとともに、人口1万3,000人のまちで55名の協力隊員が活動した際に、どんな変化が起こるのか非常に興味があるところです。

この別海町では、地域おこし協力隊員数の目標値を設定しており、108名の隊員数を確保することが目標だそうです。以前、地域おこし協力隊員数の目標値について設定してはどうかと質問したところ、本市では設定しないという答弁をいただいていた。明確な数値目標を持つ別海町では、地域おこし協力隊員数が急増し、様々な分野で都市圏からやる気のある若者が集まっています。

本市でも、例えば、来年度は5人以上、再来年度は10人以上、5年後には50人という数値目標を設定すべきと考えますが、改めてお考えをお聞かせください。

令和6年第4回定例会にて、地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業について、活用を考えるという答弁をされていました。このアドバイザー派遣事業は、地域おこし協力隊に関するノウハウを持つ専門家を自治体の費用負担なしで派遣していただけるという国の事業です。本市では、OTARU CREATIVE PLUSが地域おこし協力隊の募集を行い、無事活動開始となりましたが、今後、地域おこし協力隊を活用していくためのノウハウはまだ足りていないと思われます。

本市において、今後さらに地域おこし協力隊制度を活用するために、アドバイザーの力を借りる必要があると思いますが、アドバイザー派遣事業に手を挙げる御予定はあるのか、お答えください。

次に、具体的に2例目以降の協力隊員をどのように募集していくかという点です。

各地域で課題意識の高い分野や地域の強み、魅力を高めていく分野で多くの協力隊員が活動しています。特に本市で考えれば、基幹産業である観光について地域おこし協力隊制度と親和性が高く、他の自治体でも新たな観光コンテンツの創造や地域の魅力発信、観光施設の管理運営といった内容で協力隊員が活動している例が多くあります。

こういった先例を参考にすると、次の2例目以降もスムーズに進んでいくように思いますが、2例目以降はどういった分野、部署での活用が考えられるのか、お答えください。また、そのほかに本制度の活用を進めていくために検討している事項や、今後の課題についてお示しください。

本市が抱える最大の課題である人口減少に対して、移住が必須である地域おこし協力隊制度は、実効性のある施策です。地域の課題を解決するために地域おこし協力隊を採用するという流れは理解しておりますが、地域おこし協力隊員を取りあえずどんな業務でもいいからできるだけ多く採用するという姿勢で臨むことが、結果として、本市の人口減少という最大の課題への対策になると思いますので、そのような姿勢で地域おこし協力隊員制度を進めていっていただきたいと思います。

続いて、特定利用港湾についてです。

令和4年に示された我が国の国家安全保障戦略の一環で、総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備が盛り込まれ、これにより、自衛隊及び海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けることとなりました。

これまでも有事の際に、空港や港湾といった施設を利用するための法律はありましたが、航空機や艦船の運用をする上では、1度も使ったことがない空港や港湾を利用することには、様々な運用上のハードルがあります。

特定利用港湾になることで、自衛隊及び海上保安庁が平素から空港や港湾を利用できる体制を整えていくことは、我が国の防衛力の強化、そして抑止力を保つていくために必要なことと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

7月31日の記者会見で、市長は、港湾関係者や地域住民等の理解を得ることが重要という発言をされていました。今回、特定利用港湾について、国から打診を受けているわけですので、港湾関係者や地域住民等の理解を得るのは、本来、国が主体となつてすべきことと思いますが、小樽港の港湾管理者である本市としても、港湾関係者及び市民への説明や理解の促進に努めていただきたいと思います。

今後、年内に、国に対して特定利用港湾とするのか、円滑な利用に関する枠組みを確認するのかを回答するというところで、スケジュール的に余裕はないと思いますが、港湾関係者や市民に対してどのように説明する予定なのか、お示しください。

現在、全国で、特定利用空港・港湾に指定されているのは、14の空港と26の港湾です。そのうち北海道では、石狩湾新港をはじめとする七つの港湾と函館空港が指定されています。特定利用港湾となることのメリットとして、自衛隊及び海上保安庁の円滑な利用のために港湾整備が進むという点があります。

整備内容として、岸壁や航路の整備に加えて、既存事業の促進も図られるとのことです。自衛隊及び海上保安庁だけが利用する施設については、それぞれの予算で整備が進むと示されているので、民生利用のための整備が進んでいくことが期待されます。

これまで、国の総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備予算として、道内の特定利用港湾に対して、令和7年度で95億円、また、港へのアクセス向上に向けた道路の整備費用についても、道内の特定利用港湾に対し、令和7年度で総額196億円もの予算が配分されています。

これまで、クルーズ船岸壁の整備、さらにはドルフィンを追加で整備したことで、14万トン級の大型クルーズ船の第3号ふ頭への入港が可能となり、市内経済に大きなプラスの影響を与えています。多くの港湾整備は、予算規模が非常に大きく、国の予算の割当てによっては、数年単位で整備が遅れることもあります。小樽港港湾計画には、さらなる大型クルーズ船18万トン級の受入れ体制に必要な北副防波堤の延伸と島堤の撤去や、小樽港縦貫線の4車線化をはじめとした各種整備計画が示されています。これらの大型整備を進めるためには、国にしっかりと予算をつけてもらう必要があります。

特定利用港湾となる場合とならない場合で、国の予算配分にどの程度影響があるかは、現段階で見通すことは困難です。しかし、特定利用港湾になる場合のほうが、小樽港全体の整備が進んでいく可能性が高いことは明らかです。

特定利用港湾について、反対の方も賛成の方もいることと思いますが、我が国の平和を維持するためにはどうすべきなのか、また、小樽港、そして本市の発展のためにどうすべきなのかという観点で御判断いただくようお願いしたいと思います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 平戸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地域おこし協力隊について御質問がありました。

まず、数値目標の設定につきましては、地域おこし協力隊は、その受入れ自体を目的にする制度ではなく、地域課題の解決のため、協力隊員の必要性について検討し、活用するものであることから、本市では数値目標を掲げる考えはありません。

次に、アドバイザー派遣事業につきましては、今後、地域おこし協力隊制度の活用を進めていく中で、支援が必要となる具体的な課題が生じた際に、活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の活用につきましては、観光分野も含め、本市の地域課題解決のため、広く検討を進めているところであります。また、採用した隊員の定着に向けたサポートや、本市の地域課題と応募者が求める活動内容のミスマッチを生じさせない制度活用が課題であると考えております。

次に、特定利用港湾について御質問がありました。

まず、特定利用港湾になることの必要性につきましては、国のQ&Aでは、特定利用港湾になることで抑止力や対処力を高めることについて触れられておりますけれども、フェリー航路などを有する小樽港において、どのように民生利用を主とした円滑利用が図られるのか、さらには、地域の安全に資するものになるのかなど、国への確認や先行事例の調査を行ってまいりたいと考えております。

次に、港湾関係者や市民の皆さんに対する説明につきましては、日頃、港湾を利用する関係団体に対しては、団体ごとに説明を行い、御意見などをお聞きしているところであります。

また、市民の皆さんに対しましては、市のホームページはもちろんのこと、できるだけ多くの市民の皆さんが国から示された特定利用港湾の考え方に触れることができる方法を検討してまいりたいと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、平戸理史議員。

○7番(平戸理史議員) 再質問させていただきます。

今、地域おこし協力隊について広く検討していくという御答弁をいただきました。

その中で、私は、まずは観光が向いているのではないかということを行いました、そのほかに市長の中で、この分野がいいのではないかといいところがあれば、今後、進めていく際の検討の一つとしてお答えいただきたいです。

次の2例目、3例目について、今年度中の後半であったり、来年度については、募集を開始できる体制を検討されているのかについてお答え願います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総合政策部長。

○総合政策部長(柄澤晃人) 平戸議員の再質問にお答えいたします

地域おこし協力隊の関係ですが、まず、1点目、観光以外の分野で何かイメージしているものはあるかということだと思いますが、地域おこし協力隊は大都市圏から来てもらうことを考えれば、やはり移住の促進というものも一つ、親和性の高い分野だろうと考えておりますので、観光以外という意味では、移住促進の部分を含めて検討していきたいと考えております。

それから、2点目、次の募集時期、体制ですが、それらの観光や移住も含めて、令和8年度からの採用に向けて検討を進めていきたいと考えています。

○議長(鈴木喜明) 平戸議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時40分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 10番、横尾英司議員。

(10番 横尾英司議員登壇)(拍手)

○10番(横尾英司議員) 一般質問いたします。

初めに、今後の公共施設の在り方についてお伺いいたします。

改めての確認となりますが、平成28年度に策定した公共施設等の計画的な管理等を定めた小樽市公共施設等総合管理計画では、本市の公共施設について、将来の更新費用の推計を行ったところ、平成27年度からの40年間で総額約2,531.8億円、40年間の平均で約63.3億円との結果が算出されました。

策定時は、直近5年間である平成22年度から平成26年度の公共施設にかかる投資的経費の年平均が約16.67億円であり、約3.8倍の費用が必要となっていました。

また、更新費用の推移を見ると、当初の平成27年度から令和6年度までの10年間は、築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修に要する費用が更新費用の約半分を占めており、直近5年間の年平均の約4.8倍、約80億円の費用がかかると試算されました。

令和7年度以降しばらくは、直近5年間の年平均の3倍程度の更新費用で推移するものの、その後、昭和40年代後半に建設された建物が耐用年数の60年を迎えるため、建て替え費用が発生し、令和14年度から令和16年度には再び80億円以上の更新費用が必要になる試算となりました。

こういった経緯があり、厳しい財政状況と、公共施設等の老朽化対策の課題解決と将来負担の軽減を図ることとなっています。

その後、小樽市公共施設等総合管理計画は令和4年に改定しましたが、その際には現在保有する公共施設をこのまま40年間維持するためには、年平均で約57.4億円の更新費用が必要と試算されました。

また、平成22年度から令和元年度の直近10年間の投資的経費の年平均が約18.4億円であるため、約3.1倍の費用が必要な計算となり、今後、行政サービス水準を維持していくためには、中長期的に公共施設の更新費用を投資的費用に見合うように適正化していく必要があるとされましたが、仮に、直近10年間の投資的経費に見合う公共施設の面積を単純に算出すると、約19万1,000平方メートルとなり、ここまで延べ床面積を減らしてしまうと、多様な市民ニーズに対応していくことが困難となり、非現実的な想定がされるものとなりました。

そのため、廃止済み、または廃止予定の施設を順次除却、鉄骨鉄筋コンクリート造りなどの施設を大規模改修する際には、長寿命化を図り、耐用年数を60年から80年に延伸するという二つの方法を用いて、公共施設の総量を減らすこと及び長寿命化による更新費用の縮減をすることとしましたが、これらの方法を用いても、延べ床面積で8万4,633平方メートル、更新費用で約15億円しか縮減できず、さらに様々な工夫をして、約24億円を縮減しなければならないことが示されており、本当に厳しい状況がにじみ出た計画となってしまっています。

また、小樽市公共施設等総合管理計画にぶら下がる形となる令和3年2月に策定した小樽市公共施設長寿命化計画の見直しについて確認すると、第1期、第2期、第3期、第4期の各10年間の期別のサイクルで見直しを行うことになっていますが、計画の期間内であっても、社会情勢や財政状況等の変化に応じた計画の見直しを、おおむね5年サイクルで実施することとされていました。令和7年度で5年目となり、6年目となる令和8年度には必要であれば見直しがされるのではないかと考えます。

小樽市公共施設長寿命化計画を見ると、令和8年度からは、市役所別館や小樽市新総合体育館が別途計画による建て替え工事の想定期間、保健所庁舎も別途計画による統合先の工事想定期間となっていました。小樽市新総合体育館整備事業に関する入札の中止の影響もあるかと思えます。

おおむね5年サイクルの見直しについての見解と見直しを行う場合には、建て替え、長寿命化改修及び改修、統合化・複合化、除却等の見直しで済むものなのか、小樽市公共施設長寿命化計画の見直しまで必要になるのか、お考えをお聞かせください。

小樽市公共施設長寿命化計画の対象施設は、本市が保有する公共施設のうち、延べ床面積100平方メートル未満の建物、文化財、歴史的建造物、公営住宅、学校、スポーツ施設、公園施設、港湾施設、供給処理施設など、本計画とは別に個別施設計画を策定する施設などを除き、対象施設を95施設としていますが、今後の見直しでは、延べ床面積の大きな公共施設となっている旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫も対象施設に含まなければならないのではないかと考えますが、見解をお示しください。

第1期である令和3年度から令和12年度までの概算事業費の算出においては、施設の整備方針に応じて算出方法を設定し、主に同類施設の工事事例等から得られる単価を延べ床面積に乗じることで算出していました。その際、建て替え、長寿命化改修、改修、除却のいずれの対策の区分においても、令和2年時点の単価で設定していました。5年サイクルの見直しをする場合には、社会情勢の変化に対応するため、直近の単価に設定変更する必要があると考えます。

しかし、そうなると、対象施設の将来の更新・改修費用の推計として算出していた令和3年度から令和12年度までの第1期の10年間の総額約21億円も今後、増額となることが想定されます。

小樽市公共施設等総合管理計画における更新費用の縮減額について、物価や人件費の高騰を考慮すると、どのくらいになると考えていますか。

また、これ以上どのような対策が必要なのか、現実的に可能であるのか、見解をお示してください。

公共施設等の計画的な維持管理や長寿命化を図るとともに、統廃合等を行い、将来負担の軽減を図ることは、小樽市にとって最重要と言っても過言ではない課題であり、公共施設再編の趣旨、目的といったものも含めて、職員一人一人との危機意識の共有と理解が不可欠です。

公共施設全体の供給量を削減すべきという全体の方向性、この総論については理解者が増えても、具体的な説を取り上げて、供給量の削減を検討する、個別の方針や計画、各論になると、庁内で強い反対運動が起きて、施設整備の実施までたどり着かないという、いわゆる総論賛成各論反対という問題は度々発生します。

しかし、施設を所管する担当者は当然、自分の職務に忠実であろうとし、自分の職責は住民サービスの上では非常に重要だと考え、所管する施設は非常に重要だ、施設の廃止はサービスの廃止だと考えている可能性がやはり高く、施設イコールサービスという考え方から抜け出せない部分が多々あるのかと思います。

また、市民や利用者にも同じことが起きることから、市民の皆さんも含めて、改めて公共施設全体について危機意識を共有することが重要と考えます。これだけの厳しい現状を克服するためには、当初から示してきた計画を見直さなければならない場合もあるかもしれません。

このような状況から、公共施設に関する計画について見直しを検討する際には、職員はもちろんしっかりと市民に対しても周知を徹底するとともに、自分事として捉えていただくような取組や機会を設けるなどし、同じ知識、意識、課題も共有しながら、この公共施設の課題に取り組んでいかなければならないと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、行政機能を移転したウイングベイ小樽1番街4階の活用についてお伺いいたします。

令和元年第4回定例会の公共施設の再編に関する調査特別委員会で、公共施設の集約・複合化の目的としては、集約・複合化する施設における公共サービスの品質の向上の設定が必要であること。また、集約・複合化によって最大の障害、かつ争点となるのは利便性の問題であること。だからこそ、集約・複合化により、公共サービスの品質向上が実現することを住民など関係者全員に理解していただくことが必要であることを訴えました。

また、行政機能の移転を控えた令和6年第1回定例会でも、ただの行政機能の移転ではなく、市民サービスの品質向上、満足度の向上につながるような、より市民が必要なサービスを提供できる複合施設としてほしいこと。また、商業施設に開設するのであれば、今までの「用事があるなら市役所へ来てください」という姿勢から、市民がいるところに出向くという発想の転換になり得るものであり、市役所に対する市民のイメージを変えることができるチャンス、市民の理解を深めることができる機会となること。そして、いろいろな困難を抱えた人が、より自然な形で支援を受けることができるようになることが必要であり、行政機能に用事がない方も立ち寄って、そこにあるからついでに寄ってみようかという形でニーズを拾い上げることができるような複合施設を望むことを伝えていました。

また、具体的に個々に部屋を分断するのではなく、利用する市民の目線でつながりのあるフロアにすることによって、どうやって活動の支援につなげていくのか、職員、利用者がこの場所をどう利用しやすくしていくのか、それぞれ行政機能等の部分も含めて、このフロアについては、動線も含めて、この

場所の価値をより高める視点を持って、より市民の満足度が高い施設になるよう整備していただきたいと訴えました。

答弁では、行政サービスの在り方について考える機会になると見解を示していただきましたが、移転の結果として、個々の部署内でのつながりや動線は考えられたものの、部署間は執務室が分断され、全体観に立った各部署のつながりも見えず、歩行する空間とガラス部分もありますが、壁で遮られていることから、オープンなイメージも残念ながらあまり感じられないフロアレイアウトとなってしまっています。

また、一つ一つを見れば、それぞれが行政機能の一部ですが、執務室と執務室の間のスペースの使い方と結びつき次第では、価値が変化し、行政機能の一部がよりつながっていく機能を発揮するのではないかという考え方も伝えました。

それに対し、保健所や小樽市総合福祉センター、小樽市勤労女性センターなどの利用や災害時などにおける避難などの支障にならない範囲で、市民の居場所になるようなスペースの有効活用を図っていききたい。誰もが立ち寄りやすいエリアとなるよう整備が必要である。センターの中央部分のスペースをどうやって活用していくか、あの部分をにぎわいづくりとして、どうやって活用できるのかというのも一つの課題であり、これからも引き続き検討を重ねていきたいとの答弁でした。

その後、議会広報委員会で、市議会だより第100号記念パネル展を企画し、5月16日から6月6日までの期間、ウイングベイ小樽1番街4階の中央部分のスペースをお借りして開催させていただきましたが、来場者も少なく、実際に展示の見回りに行った際も人通りがほとんどない状況であり、にぎわいづくりがうまく進んでいない印象を受けました。

この中央スペースを含めたウイングベイ小樽1番街4階のフロア活用について、どのような体制で検討を進め、どのような取組を実施してきましたか。また、その効果はどのようなものでしたか、お示してください。

私は、まず、何でもよいので、できることからいろいろとチャレンジしていただきたいと考えます。市民の皆さんなどに市の取組を知っていただくとともに、市政に対する考えをお聞きする情報交換の場として、市の職員が希望の場所に伺ってお話するという、まち育てふれあいトークがありますが、逆に市民に職員による市政に関する話を聞きたい人は、いつでも自由に聞くことができる講座を定期的にかかれた場所である中央のスペースで開催してはいかがでしょうか。

例えば、経験の少ない職員が自分の仕事について市民に説明したり、プレゼンしたりする機会とすれば、業務に対する思いや知識を深めるチャンスにもなり、市民、職員ともにウィン・ウィンのよい取組になるかと思います。

中央のスペースで、このような取組を行うことへの見解と実現の可能性についてお聞かせください。

いろいろな自治体で「誰でも掲示板」という取組を実施している自治体があります。この掲示板は、一定のルールはありますが、市民の皆さんが自由に掲示物を貼り出すことができるものです。実施することにより、小樽市内のイベント情報などが集約され、ここに来れば、公のイベントに限らず、多くの情報を知ることができるといった場所になれば、来訪する価値のある場所をつくることのできるのではないのでしょうか。

市民の力をお借りして、中央のスペースでこのような取組を行うことに関して、見解をお聞かせください。

公共の福祉を実現し、国民全体の利益に資することを使命とする行政において、政策や行政サービスは利用者のために設計・実行されています。しかし、行政の抱える内部事情や制約を前提とした結果、

利用者の要望や期待を満たせない利用者視点ではないサービスに陥ってしまいがちです。

提供者である行政の側の視点を重視してつくられたサービスは、利用者の要望や行動の分析、理解が深く行われていないため、利用者がサービスに求める機能や体験を実現することができていない場合が多くあります。その結果として、利用者に使ってもらえない行政サービス、利用者にとってストレスを感じさせる行政サービスとなってしまう可能性があります。

また、公共空間の利活用に関して、特に行政サイドにおいて、いわゆる目的と手段の混同が起きることがあります。にぎわいをつくること、多くの人に来てもらうことは、あくまでも手段であって、目的ではなく、ある意味で使ってもらえない、使えていないサービスから、自然に使われるサービスにすることが目的であるとも言えます。行政機能や関連機関等をウイングベイ小樽に移転・集約して、複合したことによる公共サービスの品質向上は、まだまだ可能性を秘めています。

もっと利用者の視点、居心地のよい空間をつくるという視点からアプローチし、市民の皆さんが市役所に対するイメージを変え、行政サービスや施策に対する理解を深めることができるよう、改めてそれぞれの行政機能等の部分も含めて、このフロアの価値をより高める視点を持った整備を引き続きお願いします。整備の課題とともに今後の見解についてお示しください。

最後に、朝里ダムの湖面利用についてお伺いいたします。

朝里川温泉のさらに奥に朝里ダムがあり、ダムにせき止められてできた人造湖、オタルナイ湖は、秋になると周辺の花々が色づき、紅葉スポットとしても親しまれています。また、自然とダムの空間をダイナミックに体験させる北海道では初めてのループ橋の景観は、小樽市都市景観賞も受賞しています。

ダム湖の湖畔は、ダム記念館のほか、公園としてレクリエーションゾーンや展望ゾーンなどが整備されていますが、湖面は利用されておりません。この湖面利用について、朝里川温泉地域と近い位置にあることから、観光面ではかなり有効なものであり、アドベンチャートラベル商品として、また、小樽市の豊かな自然の魅力を引き出す資源にと考える方も多く聞いています。

近年、自然環境、レクリエーション等に対する国民の要望が高まる中で、ダム、ダム湖及びその周辺地域は、水と緑のオープンスペースとして、その利活用の推進、自然環境の保全等を図ることにより、地域の活性化に重要な役割を果たすことが期待されており、地域の創意工夫を生かすとともに、ダムをより快適に、一層開放し、ダムが地元にとってより密着した施設になるよう、ダムの利活用をさらに推進し、地域の活性化を図られているとの取組を紹介し、朝里ダムの湖面利用の可能性について、以前お聞きしていました。

その際には、朝里ダムとその周辺を含む朝里川温泉地区の観光レクリエーション機能の充実については、温泉地区の活性化はもとより、本市の観光振興に大きな効果をもたらす可能性が高い。しかし、市内の6割以上へ給水する水道原水として利用しておりますので、湖面利用による水質汚染の危険性も否定できず、その確率を高める懸念があることから、慎重に対応しなければならない。水道法第43条に基づき、水道事業者と水源の水質汚濁防止について協議することから、利用用途事案ごとに、河川管理者である北海道との協議が必要になりますが、湖面利用の可能性はあるものと考えている。利用用途が示された段階で、河川管理者及びダム管理者である北海道と水道事業者である小樽市が水質汚染に関する事項について協議していくこととなる。朝里ダムは、多目的ダムとして利用していることから、原動機付ボートなど、油漏れなどの水質汚染の危険性が低いカヌーとかボートなどについて利用可能かについて、北海道と小樽市で利用の可能性について探っていききたいとの答弁でした。

しかし、先日出席した北海道主催の事前協議での参加者へのアンケートによる要望資料に、次のような記載があり驚きました。

そこには、朝里ダムの湖面を利用して、カヌー等のアクティビティーを行いたいとの要望に対する回答がありました。北海道は、朝里ダムの湖面利用について、河川法上は自由使用の範疇にあると認識しているが、浄水場の要望で一般開放していない。小樽市は、朝里ダムの水は、小樽市内に水道水を供給するための主要な水源となっており、水質保全の観点から、北海道に対し、湖面の一般利用及び侵入の禁止について、水道法に基づく要請を行っているとのことでした。

確かに、北海道と小樽市で協議した結果、北海道が朝里ダムの湖面利用について一般開放していないとのことですが、市が湖面利用を認めれば一般開放もできるということであり、具体的な湖面利用の用途が示された段階で、北海道と小樽市が利用方法を探るものかもしれませんが、利用が可能かについて、北海道と小樽市で利用の可能性を探るのではなく、市が可能性を探り、湖面利用の可否を判断するものではなかったのではないかと思います。見解をお聞かせください。

そもそも、国土交通省のホームページに「ダム巡りを楽しんでみませんか」とあり、朝里ダムも紹介されているほか、ダムの堤体へ上がることもできますし、公園では水辺近くまで行くこともできます。このようなこともできますし、公園では水辺の近くまで行くこともできます。このような場所に人が増えることで、水質汚染の可能性が高まるのであれば、来訪すること自体を防ぐ対策をしなければならず、国土交通省のホームページはそれに反するものとなってしまいます。

また、取水口近くにはエゾ松沢川があり、朝里ダムの放流水以外も混ざることになりますので、この状況に対する水質汚染対策と、訪問の増加と水質汚染の関係について、また、関係があるのであれば、そのことに対する対策の見解をお聞かせください。

朝里ダムの湖面利用による水質汚染とはどのようなものを想定しているのでしょうか、お聞かせください。

現在行っている水質汚染があったときの対策について、また湖面利用を許可した場合はさらに違う対策が必要になりますか。また、その場合、どのような内容となりますか、お示してください。

また、ダムに水道局の取水設備があり、ここで取水した水を浄水場に送って水道水としている東北の釜房ダムなど、ダムから直接またはすぐに取水している他地域のダム湖でも湖面利用を認めています。水質汚染の可能性があるとします。

なぜ一般開放できていると考えていますか。また、湖面利用における水質汚染の可能性が高まる朝里ダム独自の要因があればお聞かせください。

カヌー、サップ、釣りのアクティビティーについて、湖面を利用して行いたいとの要望がありますので、どのようにすれば湖面利用が可能なのか、必要であれば条件をつけるなどし、小樽市にて具体的に検討して湖面利用を認め、北海道と湖面利用等の開放について協議を進めてはどうかと考えますが、見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) 横尾議員の御質問にお答えいたします。

初めに、今後の公共施設の在り方について御質問がありました。

まず、小樽市公共施設長寿命化計画における見直しの見解と範囲につきましては、社会情勢や財政状況等の変化により、整備費用や整備手法が変わることも想定されることから、計画を推進するためには、

一定期間ごとの見直しが必要であるものと認識しております。

そのため、本計画では、P D C Aサイクルに基づき、策定から5年をめぐりに実施状況の評価を行い、見直しを検討することとしており、本年度、評価と見直しを進めております。

また、見直しの範囲につきましては、第1期小樽市公共施設長寿命化計画の中間的な見直しであることから、計画全体に大きな変更が必要になるものとは考えておりません。

次に、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫を小樽市公共施設長寿命化計画に追加することにつきましては、本計画では、施設規模の大小にかかわらず、文化財や歴史的建造物に該当する施設を対象から除外しており、市指定歴史的建造物である第3倉庫は追加の対象とはなりません。

次に、小樽市公共施設等総合管理計画における更新費用の縮減額の増加見込みと、その対策につきましては、近年、建設費が急激に高騰している状況であり、施設の長寿命化や除却などによる更新費用の増加が見込まれており、現時点では具体的な金額をお示しすることができませんが、更新費用の縮減に向けては、整備手法の見直しや施設の統廃合を進めることが有効な対策であると考えております。

しかしながら、その実現には時間を要するものと認識しております。

次に、公共施設が抱える課題認識の共有につきましては、今後、人口の減少や少子高齢化がさらに進み、財政面でも市税などの歳入の伸び悩みが想定されるなど、本市を取り巻く環境は、より厳しくなることが見込まれ、保有する全ての施設を維持することは困難であることから、小樽市公共施設等総合管理計画に掲げた公共施設の総量を減らすことや、長寿命化による更新費用の縮減について計画に基づき、着実に進めなければなりません。そのためには、本市の現状と課題について、市民の皆さんと職員が共通の認識を持つことが大切であると考えことから、今後も様々な機会を通じて、公共施設への理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。

次に、ウイングベイ小樽1番街4階の活用について御質問がありました。

まず、活用の検討等につきましては、今年度よりウエルネスタウン構想と連携した利活用を図る観点から、福祉保険部が窓口となり、北海道済生会と月2回の会議を開催し、情報共有を図るとともに、移転した関連部が定期的集まり、フロア全体の運営や利活用について検討を行っているところであります。

なお、9月7日に開催されました「済生会 おたるくらしたい共生フェス2025」では、市も共催という形で参画し、ウイングベイ小樽1番街4階を特設会場として、関連部の業務紹介、情報提供などのブースを設置したところ、多数の皆さんにお越しいただき、周知が図られたものと考えております。

次に、職員による講座の開催につきましては、中央スペースの活用に限らず、職員自らが市民の皆さんのいるところへ出向き、担当業務の説明を行うことは、職員のスキルアップやモチベーション向上につながるものであり、人材育成の観点から有益な取組であるものと考えておりますが、御提案も含めて、フロア全体の運営や利活用の検討を行ってまいります。

次に、市民の自由な掲示板につきましては、市民の皆さんの力を借りて、来訪する価値のある場所をつくることは重要な視点であると認識しておりますが、一定のルールを設定しても、掲示物の内容が公共の場に適したものであるかどうかの判断が難しい場合もあることから、現時点においては、設置は考えておりません。

次に、整備の課題等につきましては、ウイングベイ小樽1番街4階は子供から高齢者まで幅広い世代が集う多世代共生の拠点となり得る場所であります。今後の整備に当たっては、来庁者の利便性向上と、さらなる機能アップを図ることが課題と認識しておりますので、現在、具体化に向けて検討を進めているところであります。

次に、朝里ダムの湖面利用について御質問がありました。

まず、湖面利用可否の判断につきましては、利用希望者から具体的な利用用途等が示された段階で、水道事業者の本市が水質汚染への影響について確認し、ダム管理者である北海道と湖面利用の在り方について検討を行います。

次に、エゾ松沢川に対する水質汚染防止対策につきましては、取水口にカメラを設置し、24時間体制で監視しております。また、朝里ダムへの訪問者の増加と水質汚染の関係につきましては、直接的な関係はないと考えております。

次に、湖面利用による水質汚染につきましては、動力つきボートの油漏れや、ごみの投棄によるものなどが想定されます。

次に、水質が汚染された際の対策につきましては、ダムの水は一旦水質の悪化を招くと、正常な水質に戻すことが極めて難しいことから、給水停止措置が必要になります。また、湖面利用を許可した際にも同様の措置を取ることになります。

次に、朝里ダムと同様のダムが一般開放できている理由などにつきましては、使用エリアの限定や利用届出書の提出、動力つきは認めないなどの条件を付することにより、水質汚染に影響のない範囲において、一般開放しているものと考えられます。また、朝里ダムにおいても、他のダム同様湖面利用における水質汚染は、油漏れの流出による影響などの要因が挙げられます。

次に、湖面利用の可能性につきましては、朝里ダムの水は市内の6割以上へ給水する水道原水として利用しており、湖面利用による水質汚染の危険性も否定できず、また、ダム周辺利用者の増加も考えられるため、まずはダム管理者である北海道や庁内関係部署で調整を行い、利用の可能性を検討する必要がありますと考えております。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

○10番（横尾英司議員） 何点か再質問させていただきたいと思います。

ウイングベイ小樽1番街4階の利用について、ウエルネスタウン構想との兼ね合いもあって、福祉保険部が担当しているというお話がありました。もちろんウエルネスタウン構想という部分はあるのですが、各部がふくそうしている施設になりますので、福祉保険部となると、部を超えた部分の調整などは、非常に難しくなるかと思っていました。

また、官民連携という部分に関すると、ほかの部署や、例えば市長、副市長直属の担当者みたいな形でやると、その辺の調整はできるのかと思っていたのですが、そういったことは考えられたけれども、できなかったといった理由があるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

誰でも掲示板という取組があるということで、課題ももちろんあって、今のところは考えていないということでした。その課題はルールによって不適切なものがあれば剥がすなどもう既に解決している他市の事例もありますので、それも踏まえた上で伝えていきますので、どうなのかを聞かせていただきたいと思います。

最後に、朝里ダムの湖面利用の関係なのですが、当初は説明したとおり、北海道との協議が必要だというお話はされてきました。先ほどの資料のように、水道事業者である小樽市から要請があつてという話がありました。

その中で、また北海道と協議するという部分が、何を協議するのかがいまいち分からないと思います。市で、こういった可能性があればできるのではないかという協議をした上で、道に持っていくものなのか、北海道と真つさらの状態では協議するのかが、今までのお話とは違う部分で確認したいと思っていま

す。

あくまでも、先ほど言ったような条件をつける、動力のあるボートといったものを制限すればできるのではないかという観点からいくのか、今までどおり使わせないという前提でいく話なのか、その辺を市としてどう判断した上で協議するのかという部分を確認したくて質問していますので、ぜひ分かればお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 横尾議員の再質問にお答えいたします。

ウイングベイ小樽1番街4階の活用についてでありますけれども、官民連携で窓口になって対応できないのかと、当時そういう考え方はなかったのかという質問でございますが、当時いろいろ検討させていただきましたけれども、官民連携ではなくて、やはり福祉保険部が窓口になるということで、庁内では決定をさせていただきました。

先ほど答弁もさせていただきましたが、やはり様々な形で利用を進めていく、活用していただくことを考えますと、それだけでは決して十分ではないこともありまして、現在、福祉保険部が窓口となりながら、北海道済生会と月2回の会議を開催しながら、情報共有を図ることにさせていただいております。

また、移転した各関連部が定期的集まりながら、フロア全体の運営や利活用について協議を行っているところでございますが、それで足りない部分については、また全庁的な形で協議させていただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（中村哲也） 横尾議員の再質問にお答えいたします。

誰でも掲示板の関係でございますが、使う人が節度を持って使ってくれるのが一番いいことでありまして、そうなればとてもいいのですが、私の経験になるのですが、広報おたるをリニューアルしたときに、まちかど掲示板というコーナーをつくって、本当に横尾議員のおっしゃるような、皆さんが持ち寄ってサークルの紹介といったものを掲載するコーナーがありました。やっていくうちに、実は営利目的のものを、無料や公共性をうたって持ち込まれるものなどがありまして、非常に判断に迷うような、限りなくブラックに近いグレーのものも実際に持ち込まれて、担当としては非常に嫌な思いをしたことが実際にあったのです。

なので、実際にそういった掲示板をつくるとなると、考えられることでありますので、今のところ設置は難しいのかとは考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 水道局長。

○水道局長（飯田修二） 横尾議員の再質問にお答えいたします。

ただいま、横尾議員から北海道と湖面利用について何を協議するのかという御質問だったと思っておりますが、朝里ダムは建設当初、洪水調整、流水の正常な機能維持、水道用水の確保などを目的に設置されておりまして、湖面利用については想定されていませんので、水質汚染が水道水に与える影響を検討する際には、朝里ダムの構造に由来する要因、例えば水位の変化ですとか、水流の状況なども考慮する必要がありますものと考えてございます。

そのためには、ダム管理者の知見をお借りしなければなりませんので、まずは議員からお話のありま

した要望について、北海道と共有し、検討したいと考えてございます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

○10番（横尾英司議員） 再々質問させていただきます。

今の朝里ダムの湖面利用の話ですけれども、当初は想定していなかったと。国土交通省で、湖面利用について様々な通知などを出しておりますので、その辺は出てきても、造った当初と変わらないものなのかというところが、今お話を聞いて、違うのではないかと思いますので、その辺の確認をさせていただきます。

あと、先ほど紹介させていただいた資料の中に、北海道としては、湖面の利用は自由使用の範疇だという判断をされている部分がありますので、どこをどう協議されるのか。北海道としては自由利用の範疇なのではないか。でも、水道局としてという話をされていますので、その話が、私が認識している部分と違う部分ですので、その辺は北海道に聞けば、自由利用の範疇ではないか、小樽市が要請しているから使わせていないのだという資料でしたので、その話とまた違うのかと感ずるのです。先ほどの答弁の内容の確認になってしまいますが、その辺を踏まえた上で、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 水道局長。

○水道局長（飯田修二） 横尾議員の再々質問にお答えいたします。

ただいま、2点御質問がありました。

1点目が当初、朝里ダムの設置目的、それと国土交通省で湖面利用を推進していることを踏まえても、判断は変わらないのかということでございましたが、まず、朝里ダムにつきましては、小樽市内の6割以上を供給する水道原水の取水源となっております、水道法に基づきまして、その水質保全が必要であると認められるときは、北海道に対し、水源の水質の汚染の防止に対し意見を述べ、または適当な措置を講ずべきことを要請することはできるとなっており、それを踏まえていただいて、北海道で今、湖面利用を禁止しているという状況になっているものであります。

今、議員からお話のありました点につきましては、そういう前提はありますが、要望がありましたカヌーやサップ、釣りについて、どういった影響があるかも含めて、北海道と相談させていただきたいと思っております。

もう1点です。同じような答弁になると思うのですが、北海道として湖面は自由利用が前提だとお話はしておりますが、今、申し上げましたとおり、水道利用を考慮して判断していただいている部分もありますので、ここを含めて北海道と、議員から今お話のありました要望について検討したいと考えてございます。

○議長（鈴木喜明） 横尾議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 一般質問をします。

初めに、雨への対策についてです。

4年前にも質問し、市長は、災害への備えは大変重要なことと改めて認識を深めた。市全体における災害対応力のより一層の強化に努めてまいりたいと答えていました。

その後も気候変動の影響が大きくなり、今年の夏も、日本全国で大雨による被害が発生しました。9月1日には、函館市戸井泊で1時間に102ミリメートル、1日で274ミリメートルに達しました。小樽市でも8月8日に蘭島で市道が冠水、土砂崩れも発生しました。小樽市地域防災計画で想定した風水害による被災は、1時間80ミリメートル、1日170ミリメートルです。

市長は、市が地域防災計画で想定している雨量を超える大雨が道内他都市で起きている現状について、どのような感想をお持ちですか。

4年前の議論は災害級の大雨に対する対応が主でしたので、違う観点から質問します。

水防法が改正され、小樽市でも今年度予算で内水推進想定区域の策定業務が委託されています。東京都の豪雨対策基本方針では、内水氾濫を防ぐ下水道整備として、24区では時間85ミリメートルを設定しています。小樽市の過去最大が1時間に50.5ミリメートルですから、この東京都の設定よりも少ないので、今回の質問は、毎年のように起こり得る雨への対策についてです。

気象庁の統計を10年ごとに平均を取ると、1975年からの10年間の平均では、24時間の最大降水量は72.7ミリメートル、1時間の最大降水量は18.6ミリメートルでした。直近10年間の2015年からの10年間では24時間が70.6ミリメートル、1時間が27.2ミリメートルであり、小樽市の傾向として、24時間最大の降水量は減少していても、1時間の降水量が増加しています。短時間に集中的に降る気候へと変わってきています。

2023年には、1時間の降水量が37.5ミリメートルを記録、10分間の降水量でも23ミリメートルとなりました。入船4丁目で土砂災害が発生、道路冠水も125件に及びました。つまり、この間、報道にあるような記録的な大雨の前の段階の1時間に30ミリメートル前後の雨でも、宅地への被害が発生します。2015年から10年間に1時間の雨量が30ミリメートルを超えた日数は4日ありました。10分間の降水量10ミリメートル以上を記録した年が6年ありました。

そこで、このような短時間の集中した雨に対する予防策を取ることを求めて、質問します。

8月の雨でも、複数の方から自宅の敷地に道路を伝って雨が入ってきたと連絡がありました。側溝や集水ますの点検、整備等をさらに推進していく必要があるのではないですか。

小樽市の特徴である坂道では、冬期間に砂を散布しますが、散布した砂が側溝や横断側溝に入り込み、雨水が流れていない状況が生まれています。その結果、横断側溝が詰まっている場所も見受けられます。対応が必要ではありませんか。

さらには、予防措置として、融雪時期に早急な砂回収ができる体制が必要ではありませんか。

市の管理する河川における樹木の伐採、土砂の除去などを定期的実施する必要がありますが、現状の計画と進捗状況、その状況に対する市長の見解を示してください。

道路等の防災対策をするにしても、財源が必要になります。国の防災・安全交付金の増額や、国の補助率かさ上げなどを国に求めていくべきではありませんか、お答えください。

私道の整備も必要になります。私道で側溝や道路を整備するには、市の私道整備助成金を利用することになりますが、この補助率は現状3分の1となっています。以前の2分の1に戻すべきではないですか。

今年度から盛土規制法の担当が北海道の所管になりました。このことによって、造成宅地の土砂崩れや管理への指導を北海道が行うこととなります。市民との関係で、丁寧な対応が求められることとなりますが、北海道全体を道庁で担うことになれば不安が残ります。

管理不全な盛土への指導について、北海道と市が連携し、土砂崩れ等について、市に連絡をくれた市民への情報提供を行っていくことが必要ではありませんか。また、市への権限移譲は行われるのですか、

お答えください。

造成宅地の土砂崩れが民有地の場合、所有者が回復を図らなければなりません。しかし、その土地が所有者しか使用しない土地ならば問題ないのですが、所有者以外が私道として使用している土地に及ぶ場合、所有者とすれば、早期の除去の必要性が薄く、対応が遅れることが懸念されます。

このような場合、北海道と市が連携して、早期の復旧に努めるべきと思いますが、市長の考えを示してください。

次に、空き家についてです。

私は、令和4年の建設常任委員会で、空き家と雪押し場の連携について質問しました。雪押し場として適地などところで、空き家がある場合に、市が除却することで雪押し場として活用することを提案しました。答弁では、建物を除却してまでは考えていないと拒否されたところでした。

小樽市の特定空家、管理不全な空き家の解体件数は、過去5年で40件、空き家解体補助を活用した解体を含めると82件でした。また、雪押し場については、令和2年度は521か所でしたが、令和6年度は506か所であり、雪押し場が増えているとは言えません。

市長は、これらの数字について、現状の対応として十分とお考えですか。

雄武町では、空き家等の除却補助を活用して、更地とした敷地を一定期間公的な利用に供するとして、冬期間中の雪捨場として利用することになりましたので周知しますと、雪捨場として利用することになりました。

また、青森県青森市では、今年8月に開かれた青森市除排雪検討会議で、委員から雪捨場・雪寄せ場と空き家問題へのリンクが議題に上がりました。もちろん実施するには課題はたくさんあります。方法としては、市が除却する場合に、一定の期間公共的に使うということや所有者が除却することで、増える固定資産税を免除し、雪押し場として使うということです。ほかにも方法はあります。

検討課題に載せないという話ではないと思うので、再度提案します。空き家の除却と雪押し場の確保のリンクについて御検討ください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、雨への対策について御質問がありました。

まず、道内他都市で大雨が発生している現状の感想につきましては、本年も日本各地で大雨による被害が発生している中、道内においても、8月5日に釧路市で、9月1日に函館市でそれぞれ1時間降水量が観測史上最大を記録し、道路冠水や床上浸水などの被害をもたらしました。近年は、どこで大雨が発生してもおかしくない状況であり、私といたしましても、大雨による災害対策をさらに強化する必要性を感じているところであります。

次に、側溝等の点検や整備等につきましては、本市では、これまで大雨による災害に強い道路の整備に努めてまいりましたが、近年では、これまでの想定を大きく超える大雨によって、他都市でも多くの被害が生じております。こうした状況を踏まえ、今後につきましては、排水機能の強化など、被害の軽減を図る溢水対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、側溝に入り込んだ砂の除去につきましては、道路パトロールや市民の皆さんから寄せられた箇

所のほか、冠水が多く発生する道路などについて、市の直営や委託業務により、側溝等の清掃を実施しているところであります。

また、路面清掃による砂回収の体制につきましては、雪解けが早い年においては、幹線道路は路面清掃車による早期回収を行っておりますが、生活道路は、人力による回収体制が整っていないことから、早期回収が難しい状況であります。このことから、人力による早期回収が可能な体制について検討が必要なものと考えております。

次に、河川における樹木の伐採や土砂の除去につきましては、状況に応じて実施することを基本としておりますが、平たん地である銭函地区の河川は、浸水被害を防止するため、河川ごとに区間を決めて計画的に堆積した土砂等のしゅんせつを進めており、今年度も既に河口のしゅんせつに着手している状況であります。近年は気候変動等による浸水被害等が想定されるため、緊急浚渫推進事業を活用し、河川の流下能力を確保するよう、計画的にしゅんせつ等を実施してまいりたいと考えております。

次に、防災対策に関わる財源の確保につきましては、これまでも防災・安全交付金などの国の交付金等について、必要な交付額を確保するよう、北海道市長会を通じ、国に要請しており、今後も継続して要請してまいりたいと考えております。

また、本年7月には、同市長会を通じ、令和7年度までの時限措置となっている緊急自然災害防止対策事業の期限の延長について、国に要請しており、今後も必要な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、私道整備助成金の補助率につきましては、私道整備助成金の助成額は、平成15年度を機に、予算の範囲の中で、多くの皆さんに助成金を活用していただくため、助成金の補助率を2分の1から3分の1に変更し、以降、補助率を変更することなく、これまで私道整備助成金事業を進めてきたところであります。このことから、現段階においては、補助率を戻すことは考えておりませんが、社会情勢の変化等により、見直しが必要になった場合には検討していきたいと考えております。

次に、土砂災害を発見・通報された方への情報提供等につきましては、これまで情報提供していないケースもあったことから、不安の解消に努めることが必要と考えており、今後については、北海道と連携し、経過や対応結果について情報を提供してまいります。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく北海道知事からの権限移譲については、現在北海道と協議中であります。

次に、私道における土砂崩れへの対応につきましては、原因となった造成宅地の所有者に対し、北海道から指導を行い、所有者が復旧することが原則となります。しかしながら、対応に時間を要している場合には、本市から北海道へ事情を確認した上で、市民生活に影響を及ぼすおそれがあるなど、やむを得ない場合に限り、必要最小限の範囲で、本市が応急措置を講じることも必要と考えております。

次に、空き家について御質問がありました。

まず、空き家の解体件数につきましては、第7次小樽市総合計画において、管理不全の空き家の解体件数に関わる目標値を定め、令和元年度から令和10年度までの合計200件としております。

また、雪押し場の箇所数につきましては、小樽市雪対策基本計画において、雪押し場の箇所数の目標値を定め、令和10年度までに530か所以上としております。

現時点では、双方とも目標値に達しておりませんが、令和10年度の目標達成に向けて、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、空き家と雪押し場を関連させる取組につきましては、市で空き家を除却して、雪押し場とすることは考えておりませんが、他都市において取組事例もあることから、今後、調査、研究してまいりたい

いと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、小貫元議員。

○6番(小貫元議員) 再質問いたします。

初めに、雨への対策についての部分で、側溝等の整備の関係で、排水機能の強化、溢水対策に取り組んでいくということで答弁がありましたけれども、ということは、例えば、ただ単に必要なに応じて取り組んでいく対応になるのか、短時間の集中的な雨に対応した整備計画的なものをつくることになるのか、今後の対応について答弁をお願いします。

砂の回収の問題で、融雪時期が早まっているときは早期の回収を行っているという話です。ただ、人力の部分はなかなか難しいということなのですが、やはり融雪時期が早い場合に、年度内に実施できるような予算措置が必要になってくるのではないかと思います。早期回収を行うという点で、この辺りの考え方についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(山岸博史) 小貫議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の雨の溢水対策に取り組んでいく必要に応じて、短時間の雨に対しての整備計画をつくるのかというところでございますけれども、我々が考えている溢水対策としては、過去に溢水被害があった地区に新たに側溝等の整備を図るということで、現在、堺町本通線と機関庫前通線、ケーズデンキのところ、ここによく溢水が発生するので、まず、ここの側溝整備をしていこうと考えております。

あと、臨時市道整備事業において、側溝の更新や新設を行い、計画的というか、継続して行うこと、それから、河川の改良工事を進めることということで、溢水の対策というか、流量、飲み込む排水能力を確保していくというのをやっていこうと思っております。

ただ、これだけでは、直ちに短時間のものに対応できるというのはなかなか難しいと考えております。

先ほど、砂の回収の話も出ておりましたが、既存の側溝の清掃という部分で、人力による生活道路の部分はなかなか雪解けが早くて対応し切れていないというお話がありました。やはり生活道路の砂が側溝等に詰まって、それが流れて、下流に行って、下流で溢水が発生しやすい状況が恐らくあると想定しております。ですので、まずは砂の早期回収は行っていきたいと考えております。

先ほどの整備計画をつかってやっていくのかなのですが、まず、短時間の雨に対しての整備計画は考えていなく、あふれているところを対策することによって、それと排水能力の強化を維持管理の中でやっていきたいと考えているところであります。

砂回収について、早期回収の考え方ということで御質問がありました。これにつきましては、やはり最近温暖化の影響といいますか、雪解けが早い状況があって、3月の時点で結構雪がなくなってくると砂が目立ってきて、今までですと、4月からの予算の中で幹線道路の砂回収車による砂の回収、それから人力の回収を委託発注している状況でありました。

砂回収車は、予算のやりくりをしながら、3月の雪解けが早い時期は機械を借り上げて、幹線道路から砂の回収を始めることができたのですが、生活道路の人力回収は、ちょうど直営の人間もいない時期でありますし、委託も4月からで対応が難しい、予算も確保していないところがありました。対応として考えられるものとするれば、予算を確保しておいて、もう委託発注を3月にできるようにするか、もしくは直営の人員を確保するかなどのが考えられますので、そこを検討していこうというところであ

ります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、小貫元議員。

○6番(小貫元議員) 砂の回収のところで、基本、新年度予算でやっているところだから、4月にならないと予算措置がないという答弁があったと思うのです。ただ、やはりその時々によって融雪の状況は変わりますから、そのまま予算を取っておくのがいいのかというところでいくと、私も5定補正でもいいのかという気はしているのです。場合によっては、もちろん早ければさらに臨時会なりなんなりというのはあります。

ただ、今は、補正予算の措置というよりは当初予算の中で取っておいてという答弁だったので、場合によっては、補正予算も考えられることでよろしいのかどうか、確認したいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(笹田泰生) 小貫議員の再々質問についてお答えいたします。

雪解けの時期が早くなって、砂の回収が必要になった場合に、そこの予算の部分を5定補正で対応するのかという部分につきましては、先ほど建設部長からも、当初予算のところで組んでおいて、後日使うようなお話もありましたが、雪の関係については、当初予算のときにかなり大きい金額で予算措置をしておりますので、必要に応じて既定予算内の中で対応していくことは、十分可能なのではないかと考えております。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第5号につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、議案第6号ないし議案第17号につきましては、地方自治法第98条第1項の規定による権限を付与した決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

なお、両特別委員会につきましては、いずれも議長指名による9名の委員をもって構成することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。白川貴城議員、小貫元議員、白濱聡議員、横尾英司議員、佐藤奈緒美議員、中村吉宏議員、面野大輔議員、高橋龍議員、小池二郎議員、以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。白川貴城議員、松井真美子議員、酒井隆裕議員、平戸理史議員、横尾英司議員、松岩一輝議員、中鉢淳二議員、高橋龍議員、前田清貴議員、以上であります。

なお、いずれの委員会においても、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第18号、議案第19号、議案第23号、議案第26号及び議案第27号につきましては総務常任委員会に、議案第22号につきましては厚生常任委員会に、議案第20号、議案第21号、議案第24号及び議案第25号につきましては建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から9月23日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時52分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 新 井 田 邦 宏

議 員 酒 井 隆 裕

令和7年
第3回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和7年9月24日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松岩一輝議員、下兼薫議員を御指名いたします。

日程第1「陳情の取下げ」を議題といたします。

本件につきましては、今定例会において厚生常任委員会に付託いたしました陳情第13号について、陳情者から取り下げたいとの申出がありました。

お諮りいたします。

陳情第13号の取下げを許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第27号、陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○17番（面野大輔議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、その他の各議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号令和7年度小樽市一般会計補正予算は否決を主張して、討論いたします。

理由は、子育て支援金関連の予算です。

政府は子育て支援の予算確保のため、既定予算の活用、徹底した歳出改革、医療保険の保険料に上乗せして徴収する子ども・子育て支援金の創設で確保するとされています。加入する保険の違いで、負担額にばらつきが出ます。逆進性も生じ、格差を広げることになります。医療保険に上乗せ徴収すること自体が禁じ手であり、子育て予算の拡充というのであれば、公費そのものを増やすべきです。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 12番、松岩一輝議員。

(12番 松岩一輝議員登壇) (拍手)

○15番(中村吉宏議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月10日に開催されました当委員会において、付託されております各議案について採決いたしました。

採決の結果、議案はいずれも継続審査と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、議案第6号ないし議案第17号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 12番、松岩一輝議員。

(12番 松岩一輝議員登壇) (拍手)

○12番(松岩一輝議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第27号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において否決と裁決いたしました。

次に、陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情及び所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、松井真美子議員。

(3番 松井真美子議員登壇) (拍手)

○3番（松井真美子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第27号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第1号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方については採択を求め、討論を行います。

議案第27号についてです。今、世界では、核抑止を安全保障戦略の柱に据える動きが拡大し、唯一の戦争被爆国である日本の政府もアメリカの核の傘に依存しています。アメリカが広島と長崎に原爆を投下して80年、今年の広島平和記念式典で、湯崎英彦広島県知事が「もし核による抑止が、歴史が証明するようにいつか破られて核戦争になれば、人類も地球も再生不能な惨禍に見舞われます。概念としての国家は守るが、国土も国民も復興不能な結果がありうる安全保障に、どんな意味があるのでしょうか。」と問いかけたように、日本政府は人類を危険にさらす核抑止論から決別し、核兵器廃絶の先頭に立つべきです。それを後押しするためにも、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こしていくことが必要です。小樽港の軍事利用、核兵器の持込みを許さず、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるためにも、今、本条例案の制定が求められます。

陳情第1号についてです。塩谷地域は、小樽市立病院や済生会小樽病院などに行くためには乗り継ぎをしなければいけません。路線バスは減便続きで、タクシーを利用せざるを得ない状況があるなど経済的負担も大変です。保健所や小樽市総合福祉センターなどの公共施設もウイングベイ小樽に移転されたことで、一層不便な状況になっています。ばるて築港線を、せめて塩谷地区まで延伸してほしいという願意は妥当です。

陳情第2号についてです。塩谷小学校は、自然に恵まれた環境を生かして小規模校ならではの取組を地域と一緒にしている学校です。また、小樽市の指定避難所及び指定緊急避難場所として、地域住民の安心・安全の拠点としての役割も果たしています。地域の住民は、地域のコミュニティーの核として重要な存在である塩谷小学校の再編そのものの計画を白紙に戻してほしいと強く要望しています。存続は必要と考えます。

陳情第5号についてです。生活諸物価高騰の中、食費や隠れ教育費に関わる子育て世代の経済的負担が増えています。子育て世帯を補助する施策が必要です。来年度から無償化を検討する国の動きがありますが、まずは自治体として、先行して子育て世帯を支援するべきと考えます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第27号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 10番、横尾英司議員。

(10番 横尾英司議員登壇) (拍手)

○10番(横尾英司議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 18番、高橋龍議員。

(18番 高橋 龍議員登壇) (拍手)

○18番(高橋 龍議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第6号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において継続審査と裁決いたしました。

次に、陳情第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第22号、陳情第12号及び所管事務の調査につきましては、議案は可決と、陳情及び所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、酒井隆裕議員。

(4番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○4番(酒井隆裕議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について、陳情第6号加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について、採択を求めて討論いたします。

陳情第3号です。陳情者が示すとおり、新光・朝里地区の人口は2万5,000人余りとなり、朝里小学校や朝里中学校の規模は後志管内随一の規模となっています。しかし、公的施設がないため、子供だけでなく、住民諸団体も大変苦勞しています。当該地域にまちづくりセンターの建設はどうしても必要です。

陳情第6号です。加齢性難聴は認知症の危険因子の一つであり、その予防に取り組むことは重要です。

加齢性の中度難聴者の補聴器購入には、国からの補助はなされていません。市独自の助成が必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第3号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第22号、陳情第12号及び所管事務の調査について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、前田清貴議員。

（21番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○21番（前田清貴議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号及び陳情第10号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案は全て賛成し可決、陳情第4号、陳情第10号についても、これまで述べてきたとおり、採決を求め討論を行います。

陳情第4号住みよい朝里地域にするための陳情方についてです。これまで述べてきたとおり、歩行者等の事故防止のためにも、安全対策を考える必要があります。

陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し方等）の陳情方についてですが、今回、貸出ダンプ制度の運用が一部変更となり、例年より早く貸出ダンプ制度の周知を市民にするなど、貸出ダンプ制度の利用がしやすくなることが期待されますが、陳情者からは交通障害の心配も挙げられ

ているので、今後の状況を見て、何らかの対応については考える必要があると考えます。

以上、各会派への賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号及び陳情第10号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「議案第28号」を議題といたします。

まず、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第28号小樽市教育委員会委員の任命につきましては、黒田仁美氏の任期が令和7年10月17日をもって満了となりますので、引き続き同氏を任命するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第28号について、同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「意見書案第1号ないし意見書案第3号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第1号及び意見書案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 提出者を代表して、意見書案第1号安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める意見書（案）、意見書案第2号OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書（案）の説明を行います。

意見書案第1号です。医療・介護施設への経済的援助の拡充が必要です。診療報酬、介護報酬、障害福祉報酬の抜本的な引上げと同時に、患者・利用者負担軽減策も実施するべきであり、差別と分断を許さず、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持、発展を強く要望するものです。

意見書案第2号です。OTC類似薬の保険適用除外は、患者の自己判断による重篤化や薬価負担増による健康格差をつくり出しかねないことから、提案するものです。

各会派の御賛同をお願いいたしまして、提案理由といたします。

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第3号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して意見書案第1号、意見書案第2号については、可決の立場で討論いたします。

初めに、意見書案第1号安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める意見書（案）です。医療や介護は、命と健康を守るものです。その医療や介護を主務とする病院などの医療機関の経営が、2024年の診療報酬改定以降、急速に悪化しています。このままでは病院が突然倒産して、地域で医療が受けられなくなる、訪問介護事業所がなくなる事態が避けられません。

医療の公定価格である診療報酬が抑制されてきたために、物価高騰や人件費の引上げに対応できず、病院の経営危機が深刻となっています。医療関係者からは、低い診療報酬、介護報酬の下で経営が急速に悪化し、ケア労働者の賃上げができていないと声が上がっています。医療や介護などのケア労働者の賃金水準は全産業平均から大きく下回る事態となっており、退職者が増加し、人員不足も深刻です。

こうした深刻な状況から、一般社団法人日本病院会など病院6団体は政府に緊急支援を要望し、全国知事会などでも早急な対応を求めています。安全・安心の医療・介護を実現するためには、国として全てのケア労働者の処遇改善の手だて、診療報酬の引上げとともに、患者・利用者の負担につながらないよう、公費を投入するべきです。

次に、意見書案第2号OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書（案）です。政府は、経済財政運営と改革の基本方針2025において、国民医療費を最低4兆円削減するとして、処方薬の中で市販薬に効果が似たOTC類似薬の保険給付見直しが盛り込まれました。

OTC類似薬が保険適用から除外されることについて、薬代の負担が大幅に増えることになり、治療が継続できかねない事態が起こると、難病患者家族、全国保険医団体連合会、NPO法人日本アトピー協会などが厚生労働省に保険適用を継続するように、13万筆以上の署名とともに要請を行っています。難病患者などからは、保険が適用されている年間3万円の薬代が保険適用外となれば薬代が82万円にもなる、治療法が確立していない病気は生涯病気と付き合わなければならない、保険適用外になれば薬を買えなくなってしまうと切実な声が上がっています。

この間、全国各地で子ども医療費の助成拡大が進みました。小樽市も昨年8月の診療分から対象が18歳まで子ども医療費助成が拡大され、子育て世帯から、安心して医療機関を受診できるという声がありますが、OTC類似薬の保険適用外となれば、これまで助成制度の対象となっていた処方薬を受け取れず、市販薬を購入しなければならなくなり、子育て世帯にとっても大きな負担増になります。全ての国民が必要な医療を受けることができるようにするために、OTC類似薬の保険適用外は進めるべきではありません。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。
まず、意見書案第1号及び意見書案第2号について、一括採決いたします。
いずれも可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。
よって、否決されました。
次に、意見書案第3号について、採決いたします。
可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。
以上をもって、本定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。
第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 1時33分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 松 岩 一 輝

議 員 下 兼 薫

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和7年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 監査委員から、令和7年5月分、6月分、7月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日配付分)

以 上

○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第1号について

人事給与システム改修事業費について、この改修は、令和8年4月から開始される子ども・子育て支援金を医療保険に上乘せし、市職員の給与から控除するために行う改修であるという。

子ども・子育て支援金は、加入する医療保険により負担額に相当なばらつきがあるほか、徴収方法についても非常に手間がかかるものであり、医療保険に上乘せ徴収するという方法自体が問題であると思うがどうか。

・その他の質問

本年6月に北海道から示された新たな日本海沿岸の地震・津波被害想定は、これまでの想定を大きく上回る規模であったことから、本市の災害対策は、大幅な見直しが必要であると考えているが、それには財政措置が不可欠であるため、備蓄品不足や寒冷地特有の課題に対応するための優先順位を明確にした上で、予算の増額を検討すべきと思うがどうか。

また、市民の防災意識向上を図るため、行政からの一方的な情報提供だけではなく、災害を想定した冬季キャンプやサバイバルを想定したイベントなど、体験型の防災教育を行ってほしいと思うがどうか。

埼玉県春日部市との連携について、本市では、春日部市との都市間協定を締結しており、主に、災害対策に関する相互応援による「安全・安心なまち」づくりの推進を連携事項としているが、今後は災害対策の連携だけではなく、幅広く交流を深化させるべきと考える。例えば、春日部市の子供たちが小樽の自然や文化に触れる機会を設ける一方、本市の子供たちが春日部市の防災施設や特色あるまちづくりを学んだり、経済団体間の相互訪問を通じて、観光や物産のPRを含む経済交流を促進したりするといった相互交流の企画を検討してほしいと思うがどうか。

また、この協定を基に、将来的には包括的な都市間連携を進め、春日部市と友好都市関係を築く取組を進めてほしいと思うがどうか。

地域おこし協力隊について、今回、NPO法人OTARU CREATIVE PLUSが本市にとって初めての協力隊員を採用したが、採用に至るまで計4回募集を行うなど、適任者の確保に難航したという。そのため、今後の募集に当たっては、幅広いアプローチや応募者にとって魅力的な活動内容の磨き上げが課題と感じるがどうか。

また、地域おこし協力隊は、人口減少対策や地域課題の解消促進などに一定の効果があると思われることから、選考期間の短縮やウェブ面談の導入で応募のハードルを下げるなど様々な取組を行い、協力隊員を増やしてほしいと思うがどうか。

未利用財産の利活用に関する基本方針について、本市では、学校再編に伴う跡利用検討委員会など、庁内の検討会議に諮りながら有効活用を検討しているため、基本方針の策定は考えていないという。

しかし、この方針を策定している他の自治体では、未利用財産の情報を集約し、積極的にその情報を公開しているほか、利活用に関する民間提案制度を活用し、民間需要や提案を受け入れる体制を整えるなど、多様なニーズに応える取組を行っていることから、本市においても他都市の取組を参考に、基本方針策定について検討を進めてほしいと思うがどうか。

市内小・中学校で導入されている1人1台端末の活用頻度について、市教委は、授業の中で学んだことを振り返る際は活用するなどの場面を決めて取組を行ったこと等により活用頻度が向上したとの認識を示しているが、小学校と中学校では若干の差がある要因について、どのように考えているのか。

また、学校間においても差があるとのことだが、その差を埋めることについてはどのように考えているのか。

地域学校協働本部とは、多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、学校支援や子供の学習支援など地域学校協働活動を推進する体制である。

本市では、地域学校協働本部が設置されていないため、本来協議の場でしかない学校運営協議会が地域学校協働活動を行っていることで予算がなく、他の組織の運営資金を流用して活動するなどのいびつな状況となっているが、市教委は、こうした状況をどのように考えているのか。

また、学校運営協議会を通じた活動の中には、防災など様々な活動があり、これらの地域活動を円滑に進めるためにも、市教委には、地域学校協働本部の設置を積極的に進めてほしいと思うがどうか。

本市では、聴覚または言語機能に障害があり、音声による通報が困難な方が通報を行えるようにするNet119緊急通報システムを導入しており、町内会や小樽ろうあ協会などにリーフレットを配布しているほか、北海道高等聾学校まで出向き、保護者を対象に説明を行っているというが、登録者数が伸び悩んでいることから、保護者だけでなくその子供にもシステムの周知が行き渡るよう工夫してほしいと思うがどうか。

さらに本市では、通報者と消防指令センターが、災害現場を撮影した動画の送受信やビデオ通話ができる119番映像通報システムも運用しており、これは消防指令センターから通報者へ応急手当の指導を行うことができるとともに、災害状況をより具体的に把握できる効果があるというが、道内で先駆的な取組であるにも関わらず、利用実績は1件にとどまることから、システムの利用促進を図り、好事例を発信することで、普及促進をしてほしいと思うがどうか。

特定利用港湾について、国が示すQ&Aの中には、民間の空港や港湾を軍事施設化する取組なのかという問いに対し、新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置することはないと詭弁とも言える気になる表現もあり、運用や法的な結びつきなどの核心部分については避けているが、これでは、機能面で軍事施設化が可能であり、新設以外の方法では行えると捉えられても不思議ではないと考える。

そもそも、この制度の本質的な評価を行うための材料が不足しており、不明確な部分が多い状態であることから、市には、今後、庁内議論や市民周知を改めて行ってもらうとともに、引き続き熟議してほしいと思うがどうか。

特定利用港湾の根拠となる国家安全保障戦略には、有事を念頭においた港湾の利活用についての記載があるが、特定利用港湾となった場合、自衛隊が訓練で小樽港を利用することは、有事を念頭に置いた訓練であることを市は認識しているのか。

また、指定されると、存立危機事態や重要影響事態に自衛隊が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める必要があるとともに、弾薬を積載した船舶が小樽港を利用することも可能となる。こうした利用を拒否したくても、地方自治法に規定されている国の指示権を行使される懸念があることから、しっかりと国に確認してほしいと思うがどうか。

住民視点を踏まえたオーバーツーリズム対策について、市は、町内会との意見交換を通じて、観光客による迷惑行為や交通の支障といった課題が寄せられる一方、地域経済への恩恵を歓迎する声もあったという。

こうした状況を踏まえ、マナー啓発ポスターを町内会に広く配布するなど、住民の生活環境を守るための対策をさらに強化したり、観光が地域にもたらす恩恵が見える化したりする取組について、どのように考えているか。

本市が観光都市としての価値を高めるためには、住民の安心快適な暮らしとの調和が欠かせないことから、行政と地域が一体となって課題を乗り越え、小樽ならではの魅力を守り育て、市民と観光客がともに笑顔になれるまちの実現を目指してほしいと思うがどうか。

小樽市観光協会が登録観光地域づくり法人（DMO）として正式に登録されたことにより、観光地経営戦略の策定やデータ収集・分析、住民理解の促進など、地域の稼ぐ力を引き出す司令塔としての役割が求められるようになった。

DMOが抱える最大の課題である財源の安定確保や専門人材の育成に対し、本市も宿泊税の活用を含めた財政的支援が不可欠であると考えるが、持続可能な観光地域づくりを推進するために、行政としてどのような支援・連携を行うつもりでいるのか。

おたる潮まつりの花火大会後の燃えかすやごみの処理は、基本的に花火事業者の責任で行われ、実行委員会や市職員も回収作業に当たっているが、昨年からは、NPO法人がごみ拾いイベントを実施し、かなりの成果を上げているという。

この活動は、子供と大人が競い合う形式で楽しく行われ、教育的意義を持つとともに、職員の業務軽減にも寄与していることから、市は、こうした清掃活動に限らず、様々な分野において官民連携の取組を強化するとともに、市の横断的な部署連携を推進してほしいと思うがどうか。

札幌市が行う、さっぽろ圏奨学金返還支援事業について、本市における登録企業数は7社、利用実績は2年間で1社2名に留まっているというが、これは、周知不足や札幌市への寄附を要する企業の負担感が要因と考えられることから、損金算入の仕組みなど、企業の負担軽減を含め、制度の認知拡大を進めるべきではないのか。

また、他都市では、独自に奨学金返還支援を行う企業に対し、自治体として支援を行ったり、個人からの申請を可能としたりするなど柔軟な対応をしているところもあることから、本市においても、企業の負担軽減や人材確保・人材育成の観点から市独自の支援策を検討してほしいと思うがどうか。

町内会について、担い手不足や高齢化が進む中で、加入率が年々減少している現状を踏まえると、若い世代、新しい住民や外国人住民の加入は不可欠であるが、加入促進に向けた工夫はどのように行っているのか。

また、災害時において、町内会は自主防災組織の主体となる組織であるが、町内会がきちんと機能していなければ始まらないため、防災に関する機能や体制強化についてしっかりとサポートしていく必要があると思うがどうか。

本市の各処分場の埋め立て完了時期については、廃棄物最終処分場が令和15年度、産業廃棄物最終処分場が令和20年度程度とそれぞれ想定されているが、各処分場の容量変更、延命化は可能なのか。

また、処分場の延命化を進める一方で、ごみ減量化の推進が重要であるため、他市の先進的な取組を踏まえ、リデュース、リユース、リサイクルの意識を市民生活に浸透させることが必要であると思うがどうか。

男女共同参画について、本市では、配偶者やパートナーからのDVの根絶・防止のための取組として、研修会の開催や市内施設にDV相談カードを設置するほか、市内7校の高校1年生全員にDV防止リーフレットを配布するなど、若年層への周知も行っているという。

今後も、男女の意識が芽生え始める若いうちに、しっかりとした教育をすることで、DVの未然防止に努めてほしいと思うがどうか。

また、女性の「人権の尊重や擁護」などを目的とした女性支援新法が施行され1年経つが、同法では、民間団体との協働による支援がうたわれていることから、本市においても、民間シェルターの設置を求めるとともに女性の自立支援体制の強化に向け、全庁を挙げて連携した取組を行ってほしいと思うがどうか。

高齢者等の買い物が困難な方達への支援施策について、市は、市内大手スーパー等に施策実現の可能性について確認しているとのことだが、具体的な施策を検討し企業へ提案するなど、一歩踏み込んだ取組をしてほしいと思うがどうか。

また、この施策は、高齢者福祉の部門である福祉保険部だけで対応するには難しい問題と考えられるため、公共交通や企画を担当する総合政策部や産業港湾部などの経済部門とも連携し、全庁的なネットワークを構築して取り組むべきではないのか。

今年度からは本市でもクーリングシェルターの取組が行われているが、暑熱対策は、各家庭で行うことが望ましいと思うとともに、本市は高齢化率が高く、熱中症による高齢者の救急搬送率も高い状況にあることから、高齢者世帯へのエアコン設置費用の助成が必要と考えるがどうか。

実施に向けては財政面での課題があると思うが、財政力指数が本市より低くても対象者を限定し、助成を行っている自治体もあることから、制度設計を工夫し、検討を進めてほしいと思うがどうか。

令和7年度から街路防犯灯設置費助成制度の運用が変更されたことに伴い、町内会等の団体へ制度の周知を行ったとのことだが、寄せられた意見や懸念に対する市の説明は、相手に十分理解され、納得を得られたと認識しているのか。

また、更新計画の立て方については、街路防犯灯の設置時期、照度の低下、故障等様々な更新基準が考えられ、まだ使用可能なものを交換するのは「もったいない」という市民の声もある中、市は、町内会が個別の事情に応じて決定した計画に対し、意見は言えないというが、夜間でも安心できる環境が継続されるよう町内会と連携し、滞りなく更新を進めてもらいたいと思うがどうか。

本市の水道事業・下水道事業では、今後必要な更新費用や収益などを踏まえた料金改定の検討を行っており、それに併せて、基本水量に満たない利用者から寄せられている「使用していない分の料金を払っている」という不満を考慮した見直しも必要との認識を示しているが、使用水量とは別に、必要な固定経費の一部を負担してもらい、純粋な基本料金を設定することはできないのか。

また、料金改定は市民の関心が高いことから、市民には丁寧に説明を行い、進めてほしいと思うが、具体的なプロセスやスケジュールはどのように考えているのか。

○総務常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第19号について

議案第19号小樽市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案は、国家公務員に準じて部分休業の取得要件を緩和するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業が拡充されることに伴う改正であり、部分休業を取得できる時間が柔軟になったことや、会計年度任用職員における取得要件が緩和されたことは評価する。

仕事と子育ての両立がしやすいよう制度が変わると勤務管理が大変だが、子供がいても働きたいと思っている職員が働き続けられる環境を整えることは、社会にとってもメリットにつながることから、今後も制度を拡充してほしいと思うがどうか。

・その他の質問

令和6年度から官民連携室が新設されたが、その役割を理解していない職員が多いと感じる。札幌市では、官民連携の手法に共通する基本的な考え方や、民間事業者との連携に意欲的に挑戦するため必要な職員としての行動指針などをまとめており、本市においてもこうした官民連携指針の策定を以前提案したが、現状、その必要性についてどのように考えているのか。

また、市や教育委員会が名義後援を承認したイベント等の周知に協力することは、さらなる官民連携の強化につながることから、ポスター掲示やチラシの設置だけでなく、SNSでの周知についても声かけするとともに、市民や職員に知らせるため、承認したイベント等を集約してホームページに掲載してほしいと思うがどうか。

小樽市公共施設長寿命化計画における推計事業費は、同類施設の工事事例等を基にした単価を設定して算出しているため、入札中止となった新総合体育館の事業費と同様に実際の事業費と大きな乖離が起り、工期の遅れや予算の大幅な膨張、ひいては財政への影響が懸念されるが、市は、計画全体の見通しやロードマップへの影響について、どのように考えているのか。

また、社会情勢を長期的に見渡すことは大変だと思うが、的確な推計による財政運用を行うとともに、市民ニーズに応じて施設整備を行う柔軟性を持って計画を進めてほしいと思うがどうか。

新総合体育館の整備事業について、令和4年に長寿命化計画を策定した時に約57.7億円と試算されていた概算建設費が、今回の入札不調を受けて、最終的には100億円から130億円程度必要になる可能性が示されており、価格の推移と議論の進め方に問題があると感じている。

このような価格の上昇について市民からは、市が建設を進めるために、公的価格で安価な試算を提示し、議論を後戻りできないようにしたのではないかという意見も寄せられており、当初から市場価格も併せて提示し、慎重な議論が行われていれば、反対意見が多数派となり、体育館にプールを併設しないなど、事業の方向性が変わっていた可能性もあると考えるが、市として、今回の入札不調を受けて、新総合体育館の整備事業をどのように進めていくつもりなのか。

電子投票については、自力で書くことが困難な人も容易に投票ができるという公平性や書き間違いなどによる無効票がなくなることで、有権者の意思がしっかりと反映される正確性、タッチ操作でのスムーズな投票によりストレスフリーであることなどが有権者にとってのメリットとして挙げられる。

セキュリティーやシステムの信頼性など慎重に判断する必要があるが、開票時間の短縮や開票従事者の削減などのメリットが考えられるため、将来的な導入に向け検討してほしいと思うがどうか。

○経済常任委員長報告（質問の概要）

市内商店街におけるキャッシュレス決済について、市は、本年1月に行った現地調査では、7割から9割程度の事業者が導入していたことから、観光客等が一定程度困らない導入状況にあると認識しているというが、一方、直近の観光客動態調査では、市内で電子マネーやクレジットカードを使える店舗が少ないという否定的な意見も寄せられている。

単価が低い商品を扱っていたり、屋台のようなつくりであったりするなど、商品の性質や販売形態から現金決済を選択している事業者もあるというが、本市における消費拡大のためにも、今後も周知や調査を行い、キャッシュレス化を推進してほしいと考えるがどうか。

第3号ふ頭周辺整備に伴う中央橋の拡幅について、北海道が示す案が本市の要望と大きく乖離しているのは、北海道が実施した交通量調査がコロナ禍やクルーズ船寄港前の時期に行われ、北海道の将来交通量解析などに影響しているためと推測される。交通量調査の再実施や将来推計の見直しを求める選択肢もあると思うが、今後どのように北海道と協議を進めるつもりなのか。

また、北海道からは地元要望を整理した上で協議を行いたいとの意向が示されているというが、整備が進む中、観光客増加や交通事故リスクなどに鑑みれば、中央橋の早急な拡幅が必要であるため、北海道との協議を迅速かつ優位に進め、整備の遅延を防ぐ方策を講じてもらいたいと思うがどうか。

特定利用港湾について、市は、小樽港が特定利用港湾に指定されたとしても大きな変化はないとの認識を示しているが、小樽港において有事を念頭においた訓練が実施され、アメリカが戦闘行為を行った場合には、弾薬提供等の支援や集団的自衛権の行使に基づく敵基地攻撃能力を持った自衛隊の艦船が小樽港を利用したり、武力攻撃事態となれば総理大臣の指示による港湾施設の使用がされたりするなど、軍港化への道を歩むことが懸念されることについてどのように考えているのか。

また、国への確認の徹底が必要な市の現状に鑑みれば、市民への説明責任を果たすことは困難と思われ、市民に正確な情報が伝わらないまま、市が年内に国へ回答することは許されないことから、回答を見送るという決断をすべきと思うがどうか。

地域おこし協力隊について、市は、観光施策との親和性が高いとの認識はあるものの、その活用はわずか1例のみに留まっている。

導入に当たっては、人数を増やすことが目的ではなく、地域の課題解決のために採用することが本来の趣旨であるというが、本市の観光分野には、アドベンチャーツーリズムの推進や観光業界従事者の英会話スキル向上など具体的な課題が数多く存在し、地域おこし協力隊の活動内容として十分に適合する可能性があることから、導入を推進してもらいたいと思うがどうか。

本市農業者が高齢化による離農や後継者不足の課題を抱える中、ミニトマトのブランド化に成功し、野菜ソムリエサミットで3年連続金賞を受賞するような新規就農者が表れており、新たな風を吹き込み、夢をもって農業に従事する新規就農者が増えることを期待しているが、本市が市長の目指す「選ばれるまち」となるため、新規就農者が安心して農業に従事できる支援を強化してもらいたいと思うがどうか。

また、本市農業者の成功事例を広く発信するなど、地域の農業振興に寄与する取組を強化してほしいと思うがどうか。

○厚生常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第22号について

議案第22号小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に関連して、市は、市立病院と公的病院の役割については、本市の少子高齢化や人口減少が進む中で医療環境が変化していることを踏まえると、地域医療の持続可能性を確保するため、各病院が経営努力を重ね、機能分化と連携強化に努める必要があるとの見解であるが、公的病院は、地域医療全体の視点から、各病院が得意分野を生かしつつ、切磋琢磨する形で地域医療を守っていくべきだと思うがどうか。

また、呼吸器外科の新設により市民や北後志地域の利用者に大きなメリットがあることは理解するが、医療資源の集約化が進むことで、公的病院が弱体化する懸念もある。そのため、市立病院と公的病院は地域医療全体のバランスを保ちながら連携し、本市の医療提供体制を構築してほしいと思うがどうか。

・その他の質問

介護人材確保について、本市における外国人介護人材の採用方法は登録支援機関を通じて行っているのが主流であり、地域密着型介護事業所では昨年度より増加しているというが、他都市では積極的な受入策として、外国政府との協定や外国人を受け入れる事業所に対し、支援策を講ずる事例もあることから、本市としても、関係機関との連携協定や外国人材の育成・支援に関する協議会への参加を検討する予定はあるのか。

また、高齢化が進む本市においては、介護人材の確保は重要課題であり、若い世代へ介護の魅力や人との触れ合いの大切さを伝えることが必要であると考え。昨年度から始まったキャリアアップ支援事業の周知拡大のほか、新たに準備を進めている施策もあるとのことだが、介護人材の確保について、市は、今後どのような展望で考えているのか。

第2期小樽市地域福祉計画及び小樽市地域福祉活動計画について、地域共生社会の実現に向けた計画の方向性や理念については非常に意義深いものと受け止めているが、計画の実効性を高めるためには、各施策の進捗状況の体系的かつ客観的な評価が重要であると考え。

具体的には、他自治体の事例を参考に、進捗状況を4段階評価などで定期的に整理し課題を抽出する仕組みの導入、地域福祉推進委員会などによる第三者評価の実施とその結果の市民への公表、デジタルツールを活用した進捗管理シートの整備と関係機関との共有体制の強化、市民や地域団体による評価参加の仕組みづくりなどの取組を実施することによって、計画の実効性と市民参加の両立が図られると考えるが、市としてこうした改善策を進める意向はあるのか。

緊急避妊薬のOTC化が進む見通しの中、購入年齢制限がなく未成年者が親の同意なしで購入可能となることや、薬剤師による対面販売が求められる点など、正しい知識の普及が重要であると考ええる。

特に、性教育の遅れが指摘される日本においては、若年層へのヘルスリテラシー向上を目的とした包括的な性教育の推進が求められており、本市としても、性と生殖に関する健康と権利（SRHR）を踏まえ、若者が正しい知識を得られるようにすることが必要ではないか。

また、緊急避妊薬のOTC化に伴う薬局との連携や、正しい知識を広めるための教材の活用、さらには性感染症の増加への対応など、市には自治体として幅広い課題に対する取組を考えてもらいたいと思うがどうか。

○建設常任委員長報告（質問の概要）

本市の市営住宅は、築年数が古い建物が多く、特に昭和に建設された棟ではエレベーターの設置がないことなどから、エレベーターの設置やバリアフリー化を進めることで、市民ニーズに応えられる住宅環境を整備してほしいと思うがどうか。

また、市営住宅へのエアコン設置の申請件数は年々増加しており、今後も増えることが予想されるが、入居者から提出書類の手続きが大変との声もあったことから、丁寧に対応してほしいと思うがどうか。

本市の歩道では、アスファルト舗装、コンクリート舗装のほかに、インターロッキング舗装を採用しているが、インターロッキングの修繕は、交通安全上、迅速に行うため損傷箇所に常温合材を用いた補修が多く、美観を損ねた状況になっている。市が採用していない舗装方法の中には、舗装面に型紙をセットし塗料を吹き付け模様をつける型紙工法や、コンクリートに石畳などの模様を型押しする型押し工法があり、これらは、美観を損なわない上に、凹凸が少なくバリアフリーの観点からも、採用すべき舗装方法と思うが、導入に当たり危惧する点は何か。

また、本市は、小樽市歴史的風致維持向上計画が国の認定を受けたことにより、歴史的建造物の外構工事も国の支援の対象になることや、観光都市として、美観を意識した修繕も重要になってくることから、今後は、その場所に合った、適切なデザインで、長く使えるサステナブルな工法として、新たな舗装方法の検討をしてほしいと思うがどうか。

本市の水道利用者のうち、基本水量に満たない世帯は全体の約46.8%を占めており、料金体系に対する不公平感や節水意識の欠如といった課題がある一方、水質や設備の管理を徹底し、安心して持続可能な水道を維持するためには、使用した水量にかかわらず、事業を運営するために必要な固定的経費の一部を利用者が公平に負担すべきという考え方もあり、料金設定の妥当性について難しさを感じているが、今後の料金体系の見直しについて、市は、どのように考えているのか。

また、人口減少や労務単価の上昇等に伴い、水道事業の収支は厳しさが予測される中、施設や管路の老朽化に伴う更新費用は年間約13億円と見込んでいるが、資材費や金利の上昇といった将来の不確定要素が計画に与える影響について、市は、どのように備えるつもりでいるか。

上下水道管路について、老朽化した管路の更新が課題となる中、愛知県豊田市ではAIを活用した劣化予測診断ツールの導入を決定しており、これにより、管の劣化度に応じ、前倒して工事を行ったり、先送りしたりすることで、管路工事費を削減するなど、管路の更新作業が最適化されることである。導入費用の課題はあるが、こうした先行自治体を参考とし、費用対効果を勘案の上、本市での導入を検討してみてはどうか。

老朽管の更新は、全国的にも重要な課題となっており、国からも対策が求められていることから、今後も市民に安心安全な水を供給するためにも、山積する課題に対し、適切に対応してほしいと思うがどうか。

本市の森林における土地所有状況では、外国人所有の筆数が一定数存在するということが、外国資本に限らず購入された水源の利用目的の届出を義務付けている北海道に対し、本市は義務付けていないため、現状では、市が所有者の意図や具体的な利用方法を把握することは困難である。こうした状況下で、仮に開発行為が行われた場合、都市計画法に基づく規制が適用されるものの、1ヘクタール以下の規模では規制が及ばず、工事の一時停止などの対応が取れない点について、現行の法制度の限界をどのように認識しているのか。

また、北海道の水資源保全条例に基づく指定地域内での土地利用については、努力義務にとどまるため、取水や開発行為が水資源に影響を及ぼす可能性が否定できない。こうした法的拘束力の欠如がもたらすリスクに対し、小樽市として独自の対策や条例制定を検討する必要性について、どのように考えているのか。

安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 松 井 真美子
同 酒 井 隆 裕
同 高 橋 龍

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。

しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のペーパー評価料や、介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。その結果、2.5%のベースアップどころか、定期昇給分を含めても、2.0%程度にとどまる定昇並みの賃上げが続いています。他の産業では昨年と今年いずれも5%前後の賃上げがなされ、ケア労働者の賃金水準は全産業平均から大きく下回る事態となっています。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような、入院患者を受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を再度実行性を伴う形で実施すべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の抜本的な引上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施すべきです。

よって、政府においては、差別と分断を許さず、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のため、下記の事項について実施を強く求めます。

記

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につながるよう、政府の責任において、全額公費で追加の賃上げ支援策を実行すること。
- 2 全ての医療機関と介護事業所を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。
- 3 医療や介護現場における「夜勤交代制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - (1) 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - (2) 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - (3) 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」を無くし、複数夜勤体制とすること。
- 4 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
- 5 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 9 月 24 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和 7 年 9 月 24 日	議決結果	否	決
-------	-----------------	------	---	---

OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 酒井 隆 裕
同 小 貫 元
同 高 橋 龍

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、現役世代の保険料負担を軽減するためとして、「OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し」を盛り込みました。OTC類似薬の保険適用除外が行われると、医師の診断ではなく患者の自己判断で市販薬を使用することが増え、適切な治療を受けられずに、重篤化することへの懸念が医師などからも指摘されています。

OTC類似薬が保険適用から除外されることについて、薬代の負担が大幅増となり治療が継続できない事態が起きかねないと、難病患者の家族や日本アトピー協会などから保険適用の継続が求められています。

この間、各市町村では子ども医療費の助成制度の対象年齢を引き上げるなど、子どもたちの命と健康を守るための施策を強めてきました。しかし、これまで助成制度の対象になっていた処方薬がOTC類似薬の保険適用除外によって、市販薬を購入せざるを得ないようになれば、子育て世帯にとって大幅な負担増になります。日本小児科医会からは「保険適用除外は保護者の経済的負担を増やし、少子化のなか「子育て支援」策として全国的に広がっている小児医療費の保護者負担軽減の方向に逆行し「子育て妨害」です。」という指摘がされています。

国民の2人に1人がり患していると言われている「花粉症」の患者や、1,000万人を超えている「変形性膝関節症」の患者など、広範な患者の負担増にもなりかねません。

よって、国及び政府においては、医療費削減ありきではなく、全ての国民が必要な医療を受けることができるように、OTC類似薬の保険適用除外を進めないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年9月24日
小樽市議会

議決年月日	令和7年9月24日	議決結果	否	決
-------	-----------	------	---	---

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松 井 真美子
	同	横 尾 英 司
	同	中 鉢 淳 二
	同	面 野 大 輔
	同	小 池 二 郎

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産物、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

しかしながら、北海道の道路を取り巻く環境は、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えています。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも、北海道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である北海道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要です。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要です。

よって、国及び政府においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和 6 年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靱化の取組をより一層推進するため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 第 1 次国土強靱化実施中期計画に基づく橋りょう、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。
- 3 高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定 2 車線区間の 4 車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークを推進すること。
- 4 令和 7 年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 5 冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。
- 7 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 8 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
- 9 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。
- 10 堤防整備、ダム建設・再生、海岸整備などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 9 月 24 日
小樽市議会

議決年月日	令和 7 年 9 月 24 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-----------------	------	-----	-----	-----

令和7年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○会期 令和7年9月2日～令和7年9月24日（23日間）

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	令和7年度小樽市一般会計補正予算	R7.9.2	市長	R7.9.10	予算	R7.9.16	可決	R7.9.24	可決
2	令和7年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	R7.9.2	市長	R7.9.10	予算	R7.9.16	可決	R7.9.24	可決
3	令和7年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	R7.9.2	市長	R7.9.10	予算	R7.9.16	可決	R7.9.24	可決
4	令和7年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	R7.9.2	市長	R7.9.10	予算	R7.9.16	可決	R7.9.24	可決
5	令和7年度小樽市下水道事業会計補正予算	R7.9.2	市長	R7.9.10	予算	R7.9.16	可決	R7.9.24	可決
6	令和6年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.9.10	継続審査	R7.9.24	継続審査
7	令和6年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.9.10	継続審査	R7.9.24	継続審査
8	令和6年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.9.10	継続審査	R7.9.24	継続審査
9	令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.9.10	継続審査	R7.9.24	継続審査
10	令和6年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.9.10	継続審査	R7.9.24	継続審査
11	令和6年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.9.10	継続審査	R7.9.24	継続審査
12	令和6年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.9.10	継続審査	R7.9.24	継続審査
13	令和6年度小樽市病院事業決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.9.10	継続審査	R7.9.24	継続審査
14	令和6年度小樽市水道事業決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.9.10	継続審査	R7.9.24	継続審査
15	令和6年度小樽市下水道事業決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.9.10	継続審査	R7.9.24	継続審査
16	令和6年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.9.10	継続審査	R7.9.24	継続審査
17	令和6年度小樽市簡易水道事業決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.9.10	継続審査	R7.9.24	継続審査
18	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	R7.9.2	市長	R7.9.10	総務	R7.9.17	可決	R7.9.24	可決
19	小樽市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案	R7.9.2	市長	R7.9.10	総務	R7.9.17	可決	R7.9.24	可決
20	小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案	R7.9.2	市長	R7.9.10	建設	R7.9.18	可決	R7.9.24	可決
21	小樽市下水道条例の一部を改正する条例案	R7.9.2	市長	R7.9.10	建設	R7.9.18	可決	R7.9.24	可決
22	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	R7.9.2	市長	R7.9.10	厚生	R7.9.18	可決	R7.9.24	可決
23	工事請負変更契約について〔手宮公園競技場トラック等改修工事〕	R7.9.2	市長	R7.9.10	総務	R7.9.17	可決	R7.9.24	可決
24	工事請負変更契約について〔公営住宅建替工事（塩谷B住宅）〕	R7.9.2	市長	R7.9.10	建設	R7.9.18	可決	R7.9.24	可決
25	工事請負変更契約について〔公営住宅建替機械設備工事（塩谷B住宅）〕	R7.9.2	市長	R7.9.10	建設	R7.9.18	可決	R7.9.24	可決
26	損害賠償額の決定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	総務	R7.9.17	可決	R7.9.24	可決
27	小樽市非核港湾条例案	R7.9.2	議員	R7.9.10	総務	R7.9.17	否決	R7.9.24	否決
28	小樽市教育委員会委員の任命について	R7.9.24	市長	—	—	—	—	R7.9.24	同意
意見書案第1号	安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める意見書（案）	R7.9.24	議員	—	—	—	—	R7.9.24	否決
意見書案第2号	OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書（案）	R7.9.24	議員	—	—	—	—	R7.9.24	否決
意見書案第3号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）	R7.9.24	議員	—	—	—	—	R7.9.24	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
陳情 第13号	市内医療機関の経営危機と地域医療の崩壊を防ぐための緊急支援を求める陳情方について	R7.8.8	議長 付議	R7.9.10	厚生	—	—	R7.9.24	取下げ
その他会議に 付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	（総務）	R7.9.17	継 続 審 査	R7.9.24	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	（経済）	R7.9.17	継 続 審 査	R7.9.24	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	（厚生）	R7.9.18	継 続 審 査	R7.9.24	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	（建設）	R7.9.18	継 続 審 査	R7.9.24	継 続 審 査

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	R5.6.13	R7.9.17	継続審査	R7.9.24	継続審査
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R5.6.13	R7.9.17	継続審査	R7.9.24	継続審査
5	小樽市立小中学校給食費の無料化方について	R5.12.12	R7.9.17	継続審査	R7.9.24	継続審査
7	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情方について	R6.2.20	R7.9.17	継続審査	R7.9.24	継続審査

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R5.8.25	R7.9.18	継続審査	R7.9.24	継続審査
6	加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について	R5.12.12	R7.9.18	継続審査	R7.9.24	継続審査
12	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情方について	R7.5.30	R7.9.18	継続審査	R7.9.24	継続審査
13	市内医療機関の経営危機と地域医療の崩壊を防ぐための緊急支援を求める陳情方について	R7.8.8	—	—	R7.9.24	取下げ

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
4	住みよい朝里地域にするための陳情方について	R5.9.8	R7.9.18	継続審査	R7.9.24	継続審査
10	市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について	R6.11.27	R7.9.18	継続審査	R7.9.24	継続審査

小樽市議会会議録

令和7年 第3回定例会

令和7年12月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話 (代) (0134)32-4111